

令和 2 年伊豆市議会 9 月定例会会議録目次

第 1 号 (8月18日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	7
○報告第 9 号の上程、説明、質疑	1 0
○報告第 1 0 号及び報告第 1 1 号の上程、説明、質疑	1 1
○議案第 6 5 号～議案第 8 0 号の上程、説明	1 3
○議案第 8 1 号～議案第 8 3 号の上程、説明	2 9
○議案第 8 4 号及び議案第 8 5 号の上程、説明	3 5
○議案第 8 6 号の上程、説明	3 8
○諮問第 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	3 8
○散会宣告	4 0

第 2 号 (8月21日)

○議事日程	4 1
○本日の会議に付した事件	4 1
○出席議員	4 1
○欠席議員	4 1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4 1
○職務のため出席した者の職氏名	4 1
○開議宣告	4 2
○議事日程説明	4 2
○一般質問	4 2

杉山武司君	42
間野みどり君	51
山口繁君	66
杉山誠君	90
小長谷朗夫君	106
○散会宣告	120

第 3 号 (8月24日)

○議事日程	121
○本日の会議に付した事件	121
○出席議員	121
○欠席議員	121
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	121
○職務のため出席した者の職氏名	121
○開議宣告	122
○議事日程説明	122
○一般質問	122
永岡康司君	122
小長谷順二君	134
森良雄君	156
下山祥二君	172
西島信也君	186
○散会宣告	202

第 4 号 (8月25日)

○議事日程	203
○本日の会議に付した事件	203
○出席議員	203
○欠席議員	203
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	203
○職務のため出席した者の職氏名	203
○開議宣告	204
○一般質問	204
木村建一君	204
波多野靖明君	221

○日程の追加	235
○議案第87号の上程、説明	235
○一般質問	237
青木靖君	237
三田忠男君	252
○議案第87号の質疑、委員会付託省略、討論、採決	272
○散会宣告	278

第5号（9月1日）

○議事日程	279
○本日の会議に付した事件	280
○出席議員	280
○欠席議員	280
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	280
○職務のため出席した者の職氏名	280
○開議宣告	281
○議事日程説明	281
○議案第65号の質疑、委員会付託	281
○議案第66号～議案第80号の質疑、委員会付託	302
○議案第81号～議案第83号の質疑、委員会付託	302
○議案第84号及び議案第85号の質疑、委員会付託	302
○議案第86号の質疑、委員会付託	303
○散会宣告	306

第6号（9月18日）

○議事日程	307
○本日の会議に付した事件	308
○出席議員	308
○欠席議員	308
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	308
○職務のため出席した者の職氏名	309
○開議宣告	310
○議事日程説明	310
○諸般の報告	310
○議案第65号の委員長報告、質疑、討論、採決	313

○議案第 66 号～議案第 80 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 2 4
○議案第 81 号～議案第 83 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 3 2
○議案第 84 号及び議案第 85 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 4 0
○議案第 86 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 4 2
○日程の追加	3 4 6
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 6
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 9
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 1
○議会運営委員長報告	3 5 2
○発言取消しについて	3 5 4
○閉会宣告	3 5 7
○署名議員	3 5 9

令和2年伊豆市議会9月定例会

議事日程(第1号)

令和2年8月18日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 9号 令和元年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告について
- 日程第 6 報告第10号 令和元年度伊豆市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第11号 令和元年度伊豆市資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第66号 令和元年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第67号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第68号 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第69号 令和元年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第70号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第71号 令和元年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第72号 令和元年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第73号 令和元年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第74号 令和元年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第75号 令和元年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第76号 令和元年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第77号 令和元年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- て
- 日程第 2 1 議案第 7 8 号 令和元年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 7 9 号 令和元年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 議案第 8 0 号 令和元年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 議案第 8 1 号 令和 2 年度伊豆市一般会計補正予算（第 6 回）
- 日程第 2 5 議案第 8 2 号 令和 2 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 2 6 議案第 8 3 号 令和 2 年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 2 7 議案第 8 4 号 伊豆市簡易水道事業の公営企業化に伴う関連条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 8 5 号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 8 6 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 0 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	波多野 靖 明 君	2 番	山 口 繁 君
3 番	星 谷 和 馬 君	4 番	間 野 みどり 君
6 番	下 山 祥 二 君	7 番	杉 山 武 司 君
8 番	三 田 忠 男 君	9 番	青 木 靖 君
1 0 番	永 岡 康 司 君	1 1 番	小長谷 順 二 君
1 2 番	小長谷 朗 夫 君	1 3 番	西 島 信 也 君
1 4 番	杉 山 誠 君	1 5 番	森 良 雄 君
1 6 番	木 村 建 一 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	佐 藤 信太郎 君
教 育 長	梅 原 賢 治 君	総合政策部長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	加 藤 博 永 君

健康福祉部長	右原千賀子君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	佐藤達義君	会計管理者	城所章正君
代表監査委員	渡邊光由君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田茂治	次	長	永沼健一
副主任	坂内佑紀			

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和2年伊豆市議会9月定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。7番杉山武司議員、9番青木靖議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月18日までの32日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの32日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

なお、本定例会における議席での発言は、新型コロナウイルス感染症対策として、着座に行うことを議会全員協議会にて決定しておりますので、御了承おきください。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。

次に、6月定例会で選挙した静岡県後期高齢者医療広域連合会議会議員につきましては、静岡州市議会議長会長から結果通知がありましたので、御報告いたします。当選人は、土屋秀明裾野市議会議長、佐山正伊東市議会議長、渋谷英彦焼津市議会議長となりました。

次に、本日までに受理した意見書、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書1件につきましては、議会運営委員会の協議の結果、総務経済委員会に審査を要請いたします。

続きまして、伊豆市議会改革推進特別委員会から同特別委員会に付議された事件について、報告の申入れがありましたので、これを許します。

議会改革推進特別委員会委員長、山口繁議員。

〔議会改革推進特別委員会委員長 山口 繁君登壇〕

○議会改革推進特別委員会委員長（山口 繁君） 2番、山口繁です。

議長の許可をいただきましたので、平成28年12月19日に設置されました議会改革推進特別委員会に付議されました事件に関する報告をさせていただきます。

本特別委員会への付議事件は、議会改革の推進を図るため、基本条例の継続的な検証及び伊豆市議会例規の見直し等について課題を整理し、その改革及び対策に関する調査研究を行うとの内容でした。

そのため、特別委員会での審議は幅広い分野にわたる内容となり、第5期議員の任期中に委員会構成議員の改選が一度行われ、前半の2年間は小長谷順二議員が委員長となり、後半の2年間は私とその任に就き、継続した審議がされてきました。ここでは4年間を通しての報告をさせていただきます。

さて、委員会での審議等は、開かれた議会、市民参加の議会、議員各自の研さんを図る議会、政策討論ができる議会等を念頭に置き進められてきました。委員会の報告は、審議結果等を大きく4つに分けた形でさせていただきます。

1点目は、適正な議会機能です。この項目では、議員の報酬及び費用弁償、議員定数等について協議をしております。前半の委員会では、議員退職時の報酬額の算出方法や本会議等議員の出席に伴う費用弁償の支給方法について協議が行われ、退職時の報酬額を日割り

とすることや定額であった費用弁償を交通費相当の実費弁償とすることを決め、公費削減に寄与しています。

後半の委員会では、議員報酬額や議員定数について協議され、議員に専従するには現在の金額では低い、まずは議員活動を市民に理解していただくことが重要等の意見が出された中、本委員会としては、議員への立候補を多くの方が行えるようにするためにも、報酬金額は増やすべきとの結論となりました。しかしながら、適正な報酬金額を導き出すまでには至りませんでしたので、協議・検討に使用した資料とともに、第6期議員に継続協議をお願いすることとしました。

議員定数につきましては、市民意見を反映させるためには増やすべきや、逆に議員の質向上のために減らすべき、あるいは現状の16人が妥当であるなど様々な意見がありました。伊豆市の議員1人当たりの人口や面積、2つある常任委員会における採決に必要な人数など、全国の統計数字と照らし合わせても、現状の16人を維持することが妥当であるといえました。

また、常任委員会の名称については、市民に分かりやすい名前とするための協議を行い、委員会の名称を第1委員会、第2委員会としていたものを、それぞれ総務経済委員会、教育厚生委員会に改めました。

議員立候補者や議会傍聴者を増やすことを目的に、夜間議会の開催や選挙運動費用の公費負担等についても協議を進めてまいりました。

夜間議会開催については、1日の審議時間に制約が出てしまう、その結果、議会開催日が増加する等から、実施は難しいのではとの判断となりました。

選挙運動費用の公費負担は、公職選挙法で定められている制度であり、県内の市では伊豆市を含め2市のみがこの制度を取り入れていない状況等から、市長に条例制定の要望を行いました。実現はされていません。そこで、第6期の議員に条例制定への確実な取組をお願いすることとしました。

2点目の市民と議会の関係として整理した項目では、開かれた議会とするために、議会本会議の様子を録画配信することの協議を進めた結果、現在のような形で行われるようになりました。また、市民目線に立って議会傍聴規則の見直しを行い、傍聴人受付簿の記載事項を大幅に簡略化、体調不良者に配慮した飲料水持込みの許可制等の改善を行いました。

3点目の市長等と議会の関係では、予算及び決算の審査方法について、特別委員会の設置や現状の2つの委員会による連合審査等を協議するとともに、試行を繰り返した結果、連合審査の方法で行うこととしました。

最後の4点目の議会運営の見直しの項目では、議会運営規程を通信機器の現状に合った規程とすること等について協議し、スマホやタブレット等の通信機器を使用 방법에制限を加える形で議場持込みを可能とすることや、一般質問、議案質疑の通告書を電子メールでも提出を可能とする改正等を行いました。

議会の最高規範となる議会基本条例の検証では、第7条の議員研修及び調査研究について、議会運営の強化に向けた研修を実施していくことが必要として、条文の研修目的に「議会運営の強化」を追加することといたしました。併せて、議員研修への個々の議員の関わりを強くするための条文を追加する条例改正が必要としました。

また、条例改正は必要としないが、議会機能の一つである政策提言の強化や会派の議会運営への活用、議会報告会での課題解消、常任委員会のネット中継、議会モニター制度導入等による、よりよい議会広報等、今後も議員間で協議を進める必要があるとされた項目もあります。

これらについては、議会基本条例第27条に規定されている、議会はこの条例の目的が達成されているかどうかを議会全員協議会において定期的及び必要に応じて検証するものとするに基づき、引き続き第6期の議員に協議をお願いしたいと思います。

本委員会への付議事件は、審議する内容が幅広いものであったために、結論までに至らなかった項目もありましたが、これらについては、市民とともに歩み進んでいく議会のためには必要なものと考え、今後も引き続き、議員による前向きで、より実効性のある協議がされていくことを願い、委員長報告とします。

○議長（三田忠男君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（三田忠男君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和2年伊豆市議会9月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、7月豪雨における災害復旧の報告について。

去る7月27日から28日未明にかけて、豪雨がもたらした被害状況について報告いたします。

県の船原観測所において、27日23時から24時の1時間当たり63ミリの雨量が観測されたのを最大に、短時間に約100ミリを超える豪雨となり、市内で43件の被害が発生しました。

具体的な被害の状況としては、市道の崩土処理が11件、路肩の崩壊が4件、河川や排水路の崩土流入が4件、農地の被害が2件、農業用施設の被害が19件、林道ののり面崩壊3件が確認され、そのうち、災害復旧事業への申請は、市道3件、河川1件、農地2件、農業用施設3件の計9件を予定しております。今後、小規模の災害復旧工事費や災害復旧に向けた測量等の委託費が発生するため、今議会において所要の経費に係る補正予算をお諮りする予定です。

また、7月15日に路肩崩壊が確認された土肥地内の国道136号においては、県の素早い対応

により迂回路の整備をしていただき、復旧に向け対応していただいているところです。国道136号は、土肥地区へ至る唯一の幹線道路であるだけでなく、伊豆半島西海岸地区にとっても生命線ともいうべき重要な道路です。今後も県と緊密に連携し、早期復旧に全力で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について。

まず、市民生活の安全・安心の確保について。

国内において感染者が増加している中、県内では、7月下旬から幾つかの地域において複数のクラスターが発生するなど、新型コロナウイルスの感染は歯止めがかからない状況です。また、市内でも感染者が確認されており、市民への新しい生活様式の周知をはじめ、事業所等への感染防止対策の徹底など、感染の拡大防止に向けた対策を堅持してまいります。

また、聴覚障害者の方が新型コロナウイルスの感染が疑われ、手話通訳者の同行が困難になった場合の対応として、手持ちのスマートフォンやタブレット等を利用した遠隔手話通訳システムを整備しています。

今後とも、ポストコロナに対応できる新たな仕組みを取り入れていくことが必要であると考えています。

生活困窮者支援について。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生計を維持するために一時的な貸付けが必要な世帯に対する償還免除の特例を設けた緊急生活福祉資金貸付、緊急小口資金と総合支援資金ですが、これにつきましては、伊豆市社会福祉協議会で申請を受け付けており、7月末現在の申請は120件、貸付け決定は110件となっています。

また、離職などにより住居を失った方、または失うおそれが高い方につきましては、就職活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額として住居確保給付金を給付することとしており、7月末現在の申請は4件、給付決定は3件となっています。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している方々に寄り添い、一人一人の状況に合わせた包括的な支援を講じるとともに、関係機関と連携しつつ、困窮者の方々の生活の維持・向上を図ってまいります。

次いで、市内産業への対応について。

4月から5月にかけて、感染拡大防止を目的に実施いたしました営業自粛の要請につきましては、市内の宿泊業、飲食業及び観光施設から352件の協力の届出をいただきました。その内訳は、宿泊業が129件、飲食業が204件、観光施設が19件で、営業自粛に伴う協力金の支給総額は約2億5,000万円となりました。

また、緊急経済対策として実施いたしました伊豆市で食って券につきましては、4月1日から感染拡大による一時中断を除いた6月30日までの間、市内飲食店で利用可能なプレミアム付商品券の販売を実施しました。期間中の登録飲食店は118店舗、額面3,000円の商品券1万冊の発行に対して、販売数は8,370冊で、その経済効果は販売額ベースで約2,500万円とな

り、期待した成果が得られたものと考えております。

いずれの施策におきましても、市民及び事業者の皆様の御協力に感謝申し上げます。

3番目に、同報無線のデジタル化について。

現在の同報無線は、旧町時代のアナログ方式の同報無線を活用しておりますが、新しいもので導入後26年、古いものでは35年が経過しており、機器の故障が絶えない状況です。また、国内メーカーはアナログ機器の受注生産は本年6月をもって終了しておりますので、今後、機器の故障による随時の更新ができなくなるおそれがあります。このような状況から、市としての同報無線の在り方を調査・検討した結果、早期にデジタル化する必要があると判断いたしました。

同報無線のデジタル化に要する総事業費は約15億円を見込んでおり、本議会で債務負担行為の設定や所要の経費に係る補正予算をお願いし、今年度中に事業着手したいと考えております。

続いて、地域づくり推進事業について。

まず、中大見地域づくり協議会の設立について。

去る7月26日に、旧八幡小学校区において、中大見地域づくり協議会の設立総会が開催され、新たに8地区目の地域づくり協議会が設立されました。今後とも、自主的に組織された地域づくり協議会を支援することにより、地域住民による地域課題の解決及び地域の個性を生かしたまちづくりを推進してまいります。

2つ目に、旧土肥小学校の利活用について。

旧土肥小学校については、平成30年度に旧土肥小学校利活用構想検討委員会を設置し、2年間にわたり、地域の方々と交えて施設の有効活用について検討してまいりました。その結果、地域の方々との施設の共同利用を条件として、減額または無償貸付けを行い、同小学校施設の有効活用を図る事業者を公募することといたしました。

この取組は、施設利用料の減額または無償貸付けを可能とする代わりに、施設の維持管理などに係る費用を原則事業者にご負担いただくものであり、市有施設の有効利用に関する官民連携の新たな選択肢を提供し得るものと考えております。

大きな項目の5つ目、新ごみ焼却施設の進捗状況について。

新ごみ焼却施設は、今年度から本格着工に入り、現在造成工事を施行しております。工事において、新型コロナウイルス感染症の影響はなく、おおむね計画どおりの進捗となっております。

また、沼津市と共同処理している土肥戸田衛生センターの今後の運営につきましては、今後、沼津市との間で、適切な運営方法に関する協議を行ってまいります。

6つ目に、中伊豆温泉病院の移転新築等に関する協定の締結について。

去る6月22日、地域医療体制を相互に協力して確保することを目的に、静岡県厚生農業協同組合連合会と、JA静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院の移転新築及び運営等

に関する基本協定を締結いたしました。新病院は、令和5年度中の開院を目標に進められており、市といたしましても、移転新築に向け、継続的に支援してまいりたいと考えております。

最後に、G I G Aスクール構想の実現について。

文部科学省では、我が国の学校におけるI C T利活用が世界から後塵を拝している状況を踏まえ、G I G Aスクール構想の実現と題し、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することといたしました。

これに伴う国の補助制度が、令和2年度内の整備を期限としていることを踏まえ、当市においても、当該制度を活用して教育I C T環境を整備することとし、1人1台端末整備や学校における校内L A Nの高速大容量化に係る所要の経費を本議会にお諮りしております。

今後は、当該補助金を活用しながら、今年度中に整備を完了したいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第5、報告第9号 令和元年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第9号について、提案理由を申し上げます。

本件は、継続費を設定した事業を実施した道の駅整備事業について、事業年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算の報告をするものです。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） 本件の報告について、補足説明の申出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

それでは、私から、報告第9号について補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

こちら、継続費の精算報告書でございます。7款1項道の駅整備事業におきましては、平成30年度、令和元年度、2か年の継続費を設定して事業を遂行しております。

全体計画では、平成30年度の年割額2億5,262万円に対し、支出済額が2億4,151万1,000円、1,110万9,000円を令和元年度へ逐次繰越ししてございます。

令和元年後につきましては、年割額 3 億 7,750 万円と前年度からの繰越し 1,110 万 9,000 円、合わせて 3 億 8,860 万 9,000 円の予算で執行してございます。

支出済額につきましては、3 億 8,604 万 8,000 円、差引きですと、通次繰越分を含めて 854 万 8,000 円の増額と。

合計としまして、予算額 6 億 3,012 万円に対し、支出済額 6 億 2,755 万 9,000 円、256 万 1,000 円の残となっております。

報告につきましては以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎報告第 10 号及び報告第 11 号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第 6、報告第 10 号 令和元年度伊豆市健全化判断比率の報告について及び日程第 7、報告第 11 号 令和元年度伊豆市資金不足比率の報告についての 2 件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第 10 号及び報告第 11 号について、一括して提案理由を申し上げます。

これら 2 件の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものです。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） ここで、補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、報告第 10 号と報告第 11 号を併せて補足説明させていただきます。

まず、議案書の 5 ページをお願いいたします。

こちらが実質赤字比率と連結実質赤字比率でございますが、赤字額がございませんので、数字等の記載はございません。

次の実質公債費比率と将来負担比率につきましては、お手元に令和元年度の決算概要報告

書をお配りしておりますので、そちらを基に説明させていただきます。

決算概要報告書の21ページをお願いいたします。

21ページに健全化判断比率を記載してございます。

下側の3) 実質公債費比率でございます。実質公債費比率は、伊豆市の一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率をいいます。ここの実質公債費比率6.95345%と記載ございますが、これは令和元年度の単年度の公債費比率となっております。その下に、3か年平均6.7%という記載がございます。これが、平成29年度から令和元年度までの3か年の平均、これを健全化判断比率で使用している数字となります。

続いて、算式についてですが、まず四角の表の中の分子についてでございます。地方債の元利償還額と表下の②から④までの合計の準元利償還額との合計、これから交付税の需要額に算定される額を引いたものとなります。この額を計算しますと、分子が5億8,159万円となります。

また、分母についてですが、標準財政規模から償還金等に係る交付税の需要額に算入される額を引いた額となります。この分母を計算しますと、83億6,404万6,000円となります。この額で割ったものが実質公債費比率となります。

なお、3か年の平均ですが、平成29年度単年度の実質公債費比率が6.625、平成30年度が6.72、3か年平均ですと、そちら記載の6.7%となります。健全化の判断比率は25%でございますので、基準を下回っているということでございます。

続きまして、将来負担比率の37.9%でございます。こちらは、22ページの判断将来負担比率を御覧いただきたいと思えます。

この将来負担比率は、同じく伊豆市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を言っております。

同じく算式ですが、まず分子の部分、こちらは、地方債の令和元年度末現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、あとは職員の退職手当の支給予定額などを合計した将来負担額、四角表下の①から⑤までが該当いたしますが、こちらの分子の合計額が267億9,561万1,000円となります。これから、負担に充当できる基金の額と地方債残高に係る交付税の需要額に算入される見込額の合計236億1,882万9,000円を差し引いた額、これが分子となります。その金額が31億7,678万2,000円となります。

続いて、分母でございますが、先ほどの実質公債費比率で用いた算式と同じになります。こちら、分母が83億6,404万6,000円でございますので、この計算によりますと、将来負担比率として37.9%となっております。

また、早期健全化基準は350%となっておりますので、こちらも基準を下回っているということでございます。

続いて、報告第11号でございます。

議案書の9ページを御覧いただきたいと思えます。

こちらは、公営企業会計として記載してございます4会計について、赤字の状況を見るためのものですが、いずれの会計も赤字決算ではございませんので、資金不足比率については算定がなく、赤字比率は発生しておりません。

以上2件の報告について、補足させていただきました。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎議案第65号～議案第80号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第8、議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第23、議案第80号 令和元年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 議案第65号から議案第80号までの16議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

議案第65号から議案第70号まで及び議案第74号から議案第80号までの13議案につきましては、地方自治法第233条第3項に基づき、令和元年度決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。

議案第71号及び議案第73号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく利益剰余金の処分に係る議決、併せて第30条第4項の規定に基づく令和元年度決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。

それでは、令和元年度の一般会計決算について、その概要を申し上げます。

歳入総額は193億8,735万円で、ふるさと納税寄附金や財政調整基金からの繰入金は増加しましたが、地域振興基金の財源など、合併特例債の借入れが前年度より22億円減少となったことから、全体で10億9,000万円余の減額となりました。

歳出総額は183億3,969万円で、小中学校のエアコン整備事業などによる教育費、台風15号及び19号による災害復旧費など増加しましたが、歳入同様、地域振興基金への積立金24億円が減少したことにより、前年度より12億2,329万円の減額となりました。

その結果、歳入歳出差引総額10億4,766万円のうち、継続費通次繰越事業及び繰越明許費繰越事業に係る繰越財源3億1,355万円を差し引いた実質収支は7億3,411万円となりました。

決算の詳細について、一般会計決算については会計管理者に、特別会計決算についてはそれぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申出がありましたので、これを許します。

初めに、議案第65号について、会計管理者。

〔会計管理者 城所章正君登壇〕

○会計管理者（城所章正君） それでは、議案第65号 令和元年度一般会計の決算の認定について、補足説明をさせていただきます。

お手元に一般会計歳入歳出決算書、それと決算説明資料を御用意ください。

まず、決算書のほうの293ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は193億8,735万円、歳出総額は183億3,968万6,000円、歳入歳出差引額は10億4,766万4,000円となりました。その歳入歳出差引額から、4の翌年度に繰り越すべき財源の計3億1,355万2,000円を引いた実質収支は7億3,411万2,000円となりました。

それでは、それぞれ説明に入ります。

歳入について御説明いたします。

緑のほう、決算説明資料のほうの決算概要報告書36ページの（1）歳入の決算の状況のほうを御覧いただきたいと思えます。

ページの一番下、合計欄でございますけれども、最終予算額は現年通次繰越、繰越明許費を合わせまして212億4,720万円となりました。決算額は193億8,735万円で、右横の前年度決算額と比較いたしますと94.67%で、10億9,066万5,000円の減となりました。

1款市税でございますけれども、前年度比100.16%、681万円の増でございました。税別の詳細につきましては、同じ資料の43ページ、そのほうに詳細がございますので、それをまた後ほど御覧いただきたいと思えます。

これからは、前年度比や決算額が大きく変わった項目につきまして説明をいたします。

3款利子割交付金でございます。前年度比47.28%、356万4,000円の減となっております。

8款自動車取得税交付金は、前年度比50.76%、3,520万5,000円の減。

9款環境性能割交付金、こちらのほうは新設でございます、1,039万3,000円の増。

10款地方特例交付金は、前年度比413.59%、4,150万円の増でございます。こちらにつきましては、幼保の無償化の実施に伴います子ども・子育て支援臨時交付金によるものでございます。

11款地方交付税は、前年度比102.62%、1億3,049万3,000円の増でございます。これは、普通交付税の合併算定替えによる特例措置の縮減期間が5年目、最終年になるんですけれども、迎えて、減少するところではございますけれども、市債の償還措置分並びに特別交付税が増加したことにより、全体としては増加ということになっております。

15款国庫支出金は、前年度比109.92%、1億6,341万7,000円の増です。

18款寄附金は、前年度比154.25%、2億1,557万3,000円の増、これは、ふるさと伊豆市寄附金が増加したことによります。

19款繰入金は、前年度比166.91%、6億9,496万5,000円の増、これは、財源不足に対応するため、主に財政調整基金からの繰入金が増加したことによります。

22款市債は、前年度比48.90%、22億1,572万1,000円の減、これは、道の駅整備事業、こども園の建設、市道の継続事業及び小中学校のエアコンの設置事業など、こういった事業による起債総額は前年度と差異はございませんが、地域振興基金の財源とするための合併特例債の借入れ分が大幅に減少したことによります。

続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。

同じページ、横のページ、決算概要報告書37ページ、歳出の決算状況を御覧いただきたいと思えます。

最終予算額に対する執行率を申し上げます。

決算額の合計は183億3,968万6,000円となり、最終予算額は212億4,720万円に、それに対しまして、執行率は86.32%、前年度比93.75%で、12億2,329万1,000円の減となりました。

決算書のほうの12ページ、13ページを御覧いただきたいと思えます。

歳出合計の合計欄を横に見ていただきたいと思えます。

支出済額から翌年度繰越額16億393万550円を除いた13億358万3,181円が、令和元年度の不用額となりました。

次に、前年度と比べまして、大きく増減があった款について御説明いたします。

再び決算概要報告書の37ページを御覧いただきたいと思えます。

3款民生費、前年度対比97.692%、1億134万3,000円の減、これは、障害福祉サービス費やこども医療費助成金が増加した一方で、こども園建設事業費が減少したことによります。こども園の建設事業費につきましては、決算書の183から141ページを、後ほどで結構ですが、御覧いただきたいと思えます。

6款農林水産業費、前年度対比130.26%、1億6,193万9,000円の増、こちらのほうは、林業再生プロジェクト推進事業補助金や下水道事業会計繰出金が減少する一方で、県営土地改良事業、内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備負担金の増加によりまして増えております。こちらは、決算書170ページ、171ページ中段に記載されております。

続いて、10款教育費、前年度対比129.66%、3億7,124万6,000円の増、前年度からの繰越事業でございます小中学校エアコン設置事業の実施や幼稚教育の無償化に伴うこども園の運営負担金の増加によります。こちら、小学校については244ページ、255ページ、中学校については252ページから253ページの決算書のほうに掲載をさせていただきます。

11款災害復旧費、前年度対比1,011.92%、4億3,952万9,000円の増、これは、台風15号及び19号の被害による農林水産施設、公共土木施設、文教施設の災害復旧工事の増加によりま

す。こちらのほうは、決算書280ページから287ページに記載がございます。

12款公債費、前年対比109.75%、1億4,325万8,000円の増、こちらの公債費につきましては、決算概要報告書のほうの41ページを見てください。

こちらのほうの下段の合計欄のとおり、前年度末市債残高が174億2,528万6,000円に対し、令和元年度中に21億1,999万9,000円を借り入れ、15億2,883万2,000円を償還したことにより、年度末の現在高は、合計が180億1,636万3,000円となっております。

再び戻っていただきまして、13款諸支出金、前年度対比31.28%、22億4,508万2,000円の減、ふるさと伊豆市応援基金への積立金は増加しましたがけれども、一方で、先ほどの歳入のほうと同様に、前年度実施した地域振興基金が減少したことにより、こちらのほうも大幅な減額となっております。

最後に、基金について御説明いたします。

決算書のほうの301ページ、一番最後のページになります、そちらのほうをお願いいたします。

令和元年度につきましては、この表にございますとおり、合計が17億828万1,417円を取り崩しまして、それぞれの事業の財源として充当いたしました。

また、財政調整基金、減債基金、社会基盤整備基金、環境衛生施設整備基金、ふるさと伊豆市応援基金、地域振興基金、新たに森林環境整備基金を創設いたしまして、そして、そちらの合計が10億2,213万9,879円を積み立て、年度末の現在高は97億327万8,254円と基金のほうはなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次の議案第66号から議案第80号については、関係部長ごとに説明を受けます。

まず、議案第66号及び議案第74号から議案第80号までの8議案について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第66号から議案第74号までの総務部所管の特別会計の補足説明をさせていただきます。

決算書の3ページをお願いいたします。

令和元年度伊豆市公共用地取得事業特別会計でございます。この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、事業用地を先行的に取得することを目的とした会計でございます。

歳入歳出いずれの総額も432万6,144円、差引額はゼロとなっております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、総額433万円のうち409万円は、平成30年度に実施した公共事業用地代替地の取得に係る剰余金で、そのほかは、財産運用収入としての土地の貸付料24万円となっております。

続いて、次のページの10、11ページの歳出でございますが、土地開発基金への積立金のみでございます。繰越金や土地の貸付収入などを積み立てております。

続いて、次のページの財産調書でございますが、土地について変動はなく、預金額は、先ほど説明しました繰越金や土地の貸付け収入を積み立てておりますので、残額としては増加してございます。

続いて、財産区の関係となります。

議案書の225ページからお願いします。

令和元年度伊豆市持越財産区特別会計でございます。歳入総額……失礼しました、225ページですね。持越財産区でございます、すみません。

〔「決算書でしょう。議案書じゃないでしょう」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） 決算書です。すみません、失礼しました。

決算書の225ページの財産区からお願いいたします。

持越財産区特別会計で、歳入総額203万8,959円、歳出総額15万8,984円、差引額として187万9,975円、こちらの差引額を来年度へ繰り越すものでございます。

続いて、226、227ページ、歳入の主なものとしましては、土地の貸付収入65万6,935円、前年度からの繰越金138万1,143円となっております。土地の貸付けにつきましては、鎌倉女学院からのものが主なものでございます。

次のページの歳出でございますが、財産区管理会の委員報酬6万円のほか、墓地の管理業務の委託料9万5,000円が主なものとなっております。

続いて、237ページの財産に関する調書でございます。基金の積立金879万4,090円、土地につきましては、5万4,820.65平方メートルとなっております。増額等はございません。

続いて、241ページ、市山財産区でございます。歳入総額21万9,850円、歳出総額5万8,648円、差引額16万1,202円、こちらを翌年度へ繰り越すものでございます。

次のページの242、243ページでございます。

歳入の主なものは、4款の繰越金となっております。

歳出につきましては、次のページ244、245ページ、こちらも財産区管理会委員の報酬が主なものでございます。

253ページの財産に関する調書でございますが、こちらも基金、土地等に移動はございません。

続いて、257ページ、門野原財産区特別会計でございます。歳入総額8万4,452円、歳出総額3万3,984円、差引額5万468円、こちらを翌年度へ繰越しいたします。

歳入でございますが、こちらも、258ページ、前年度からの繰越金が8万4,279円でございます。

歳出につきましても、次ページでございますが、一般管理事業に係るものが主なものでございます。

269ページの財産調書でございますが、こちらも積立金、土地等に増減はございません。

続いて、273ページ、吉奈財産区特別会計でございます。歳入総額327万3,962円、歳出総額5万1,984円、差引額322万1,978円、こちらを翌年度へ繰越しをいたします。

歳入でございますが、274、275ページ、こちらは、鎌倉女学院等への土地の貸付収入39万5,486円、前年度からの繰越金287万5,995円となっております。

次のページの歳出でございますが、こちらも財産区の一般管理事業として5万1,984円を支出してございます。285ページの財産に関する調書でございますが、こちらも積立金、土地についての増減はございません。

続いて、289ページ、月ヶ瀬財産区特別会計でございます。歳入総額163万1,493円、歳出総額40万6,120円、差引額122万5,373円、こちらを翌年度へ繰越しをいたします。

290、291ページの歳入でございます。こちらの主なものとしましては、ソフトバンクの携帯電話の基地局等への土地の貸付収入として38万9,755円、前年度からの繰越金124万1,738円でございます。

歳出でございます。292、293ページ、こちらも管理会委員報酬等の一般管理費として支出してございます。そのほか、財産の管理費としまして、墓地の管理等の支出をしてございます。

続いて、301ページの財産に関する調書でございますが、こちらも積立金、土地について増減はございません。

続いて、305ページの田沢財産区特別会計でございます。歳入総額181万2,963円、歳出総額2万7,984円、差引額178万4,979円で、翌年度へ繰り越すものでございます。

歳入でございます。306、307ページでございます。こちらは、立木の売払収入173万円が主なもので、そのほかとしましては、前年度からの繰越金8万2,593円。

一方、歳出につきましては、次のページの308、309ページで、一般管理費に係る経費として2万7,984円となっております。

315ページの財産に関する調書につきましては、こちらは積立金はございません。土地については移動はございません。

最後になります。319ページの矢熊財産区特別会計でございます。歳入総額32万5,513円、歳出総額2万7,984円、差引額29万7,529円、翌年度へ繰り越すものでございます。

歳入につきましては、320ページになります。こちらは、矢熊区からの寄附金20万円と前年度からの繰越金12万5,513円でございます。

歳出につきましては、次の322、323ページです。一般管理事業として2万7,984円でございます。

329ページの財産に関する調書でございますが、こちらは積立金はございません。土地につきましても増減はございません。

以上が総務部所管の特別会計の補足説明です。

○議長（三田忠男君） ここで10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、議案第67号及び議案第68号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、議案第67号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、議案第68号 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の2議案について、補足説明をさせていただきます。

特別会計の決算書17ページをお願いいたします。

まず、議案第67号でございます。歳入総額41億6,037万289円、歳出総額40億9,849万2,085円、歳入歳出の差引額は6,187万8,204円でございます。

歳入歳出それぞれ主なものを説明させていただきます。

次ページ、18、19ページをお願いいたします。

歳入ですが、1款国民健康保険税は、前年比96.5%の8億554万3,061円となりました。これは、被保険者数が363名減少したことによるものでございます。

3款県支出金は、28億9,526万3,106円、前年比98.1%、これは、保険給付費交付金の減少によるものでございます。

5款繰入金ですが、一般会計から2億9,504万1,435円、その内訳は、法定の繰入れ分が2億7,971万1,435円となっております。

引き続きまして、歳出でございます。

32、33ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明させていただきます。

1款総務費のほうは、職員9名分の人件費5,235万4,296円と、国保事業を運営するための経費として一般管理費が1,636万8,647円となり、他の事業費を含めまして、前年比113%の7,289万2,678円を支出いたしました。

次に、34ページの下段をお願いいたします。

2款保険給付費でございます。総額で28億1,537万2,586円となりました。このうち、1項の療養諸費は、前年比98.7%の24億7,958万1,311円、次、めくっていただきまして、36、37ページでございますが、2項高額療養費は、一定額以上の窓口負担に対して給付するものでございますが、前年比92.6%、3億2,567万7,915円となりました。

引き続きまして、38、39ページをお願いいたします。

4項の出産育児諸費は、16件の出産に対しまして671万3,360円を、5項の葬祭諸費は、

340万円を支出、給付いたしました。

次に、40ページからのほうをお願いいたします。

40ページ、5款の保健事業費でございますが、総額5,998万7,417円、主な支出でございますが、人間ドックや特定健康診査、後期高齢者健康診査の医療機関への業務委託料となります。

続きまして、議案第68号 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、説明をさせていただきます。

決算書の53ページをお願いいたします。

歳入総額が4億4,766万2,878円、歳出の総額が4億4,220万3,567円、歳入歳出の差引額は545万9,311円でございます。

歳入歳出それぞれ説明をさせていただきます。

次ページの54、55をお願いいたします。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料は、対前年比106.1%の3億4,711万6,530円。

3款の繰入金は、前年比97.1%の9,574万4,154円となっております。

繰入金のほうですけれども、事務の繰入金として404万4,000円、それから、保険基盤安定繰入金として9,170万154円を繰り入れております。

次に、歳出につきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

62、63ページをお願いいたします。

1款の総務費は、前年比89.6%の425万7,267円でございます。主な支出といたしまして、人間ドックの委託料、三島市、伊豆市、伊豆の国市の電算センター協議会への負担金134万4,000円、それから、賦課徴収に係る事務費86万5,302円でございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金については、前年比103.7%の4億3,765万8,000円となりました。

以上、議案第67号、議案第68号の2つの特別会計につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第69号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議案第69号 令和元年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

特別会計歳入歳出決算書の69ページを御覧ください。

歳入総額34億5,210万1,825円、歳出総額33億9,801万1,450円、歳入歳出差引額5,409万375円となりました。

歳入の主なものについてでございますが、74ページ、75ページを御覧ください。

歳入の1款介護保険料の現年度分は、調定額7億699万3,700円、歳入済額7億326万1,557円で、収納率は99.47%でした。前年度対比では、収入額は527万3,702円減少し、収納率は

0.21ポイント増加いたしました。保険料の減少は、低所得者保険料軽減措置による減額となります。

続いて、78、79ページを御覧ください。

7款繰入金でございます。一般会計からの繰入金は4億9,390万9,000円で、前年比108.9%、金額で4,050万円の増となっております。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

86、87ページをお開きください。

歳出の2款保険給付費が31億2,409万2,455円で、前年度比では2億2,821万4,487円、7.9ポイントの増となりました。主な要因は、介護保険サービス費、施設介護サービス費等のサービス利用者の増加によるものです。

次に、94、95ページをお開きください。

6款諸支出金のうち償還金について、平成30年度の決算額が見込額を下回ったため、精算により、国・県へ2,314万1,958円を、一般会計繰出金として2,400万8,611円を返還いたしました。

最後に、基金について説明申し上げます。

97ページをお開きください。

介護給付費準備基金積立金について、令和元年度は300万9,510円を積み立てました。これは、繰越金が多かったことで余剰金が生じたことによるものでございます。よって、令和元年度末現在高は2億4,272万2,854円となっております。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第70号から議案第73号までの4議案について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から、建設部所管の4つの特別会計の決算書について補足説明させていただきます。

特別会計の決算書101ページをお願いします。

議案第70号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計でございます。

歳入総額1億4,684万7,633円、歳出総額1億3,772万5,347円、歳入歳出差引額912万2,286円となりました。

内訳でございますが、106ページ、107ページをお願いします。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料が4,284万1,407円、繰入金が4,566万4,000円、これは、一般会計の決算書の165ページ、衛生費の中から簡易水道事業特別会計繰出金として支出されております。ほかに繰越金が3,080万4,542円、諸収入336万6,572円、次のページになりますけれども、市債、事業債としまして簡易水道事業債2,400万円を借り入れ、歳入総額は1億4,684万7,633円となりました。

110ページ、111ページをお願いします。

歳出の主なものでございますが、人件費や庶務的経費の総務管理費2,946万8,761円、次のページになりますけれども、工事請負費や修繕費として簡易水道費6,944万6,908円、長期債償還元金と利子を合わせた公債費が3,880万9,678円となり、次のページの歳出の合計としまして1億3,772万5,347円、差引き912万2,286円となりまして、この差引額が繰越金となります。

主な事業としましては、113ページをお願いします。

簡易水道事業費の工事請負費2,781万1,696円を支出しております。施設改良費としまして、本柿木、八木沢地区の配水管布設替工事を行い、安定した給水が図れるようになりました。

続きまして、121ページをお願いします。

議案第71号 令和元年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定になります。

令和元年度の年間排水量は、683万8,727立方メートル、年間有収水量は、前年度比11万5,601立方メートル減の433万1,693立方メートルとなり、有収率は前年度より0.45ポイント減少し、63.34%でございました。これは、漏水事故が多く発生したことと、大口使用している企業の経営環境の変化が原因と思われまます。

水道事業決算報告について、122ページから125ページまでは税込み表示、126ページからは税抜き表示になっております。

まず、122、123ページをお願いします。

令和元年度水道事業決算報告書の（1）収益的収入及び支出、上段の収入でございますが、水道事業収益が税込みで5億9,308万9,083円、下段の支出水道事業費用5億6,482万4,975円でございます。

124、125ページをお願いします。

資本的収入及び支出になります。上段の収入は、建設改良費の財源として企業債1億8,180万円、他会計出資金として、一般会計から電源立地地域交付金440万円の収入となりました。

下段の支出でございますが、建設改良費2億1,724万4,275円、主な工事としましては、136ページを御覧ください。

修善寺地区のテレメーター装置等更新工事、ほか7件が主な工事となっております。

125、126に戻っていただきまして、企業債償還元金につきましては、1億4,156万337円でございます。146ページから149ページに明細がありますので、御確認ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,260万4,612円は、過年度・当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

126、127ページをお願いします。

令和元年度水道事業損益計算書を御覧ください。

営業収益から営業費用を引いた営業利益が3,351万1,374円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が1,011万6,831円、これから特別損失を差し引いた純利益は955万6,081円とな

りました。これに前年度から繰越利益剰余金 1 万 2, 203 円を足したものが、当年度未処分利益剰余金 956 万 8, 284 円となり、128 ページ、129 ページになりますけれども、水道事業剰余金計算書の 129 ページの右の列の未処分利益剰余金の最下段の額と一致をいたします。

この未処分利益剰余金を 128 ページの下段の水道事業剰余金処分計算案としまして、建設改良積立金として 475 万円、減債積立金として 475 万円積み立てる処分案を、決算の認定と併せて議会にお願いをするものでございます。

決算書 136 ページをお願いします。

資本的支出の主な工事は、先ほども申しましたけれども、修善寺地区のテレメーターの装置等更新工事、西平減圧弁設置工事等を行い、老朽管の布設替工事は年川、上和田、地藏堂、城、月ヶ瀬地区を実施しまして、合計 1, 633. 9 メートルの布設替を行いました。

決算書 138 ページをお願いします。

委託の主なものでございますが、伊豆市の水道料金徴収業務は、伊豆市の上下水道料金お客様センターにより、水道使用料算定、徴収、検針、名義変更、窓口対応等の業務を委託し、適切な使用者情報管理と収納率向上に努めております。

伊豆市水道事業経営戦略作成業務は、市民の生活基盤である水道サービス水準の維持・向上を図るとともに、将来にわたり安定的・持続的な事業経営を推進するための中長期的な経営の基本計画を作成いたしました。

水道修繕調査等業務は、漏水対応の迅速化と市民サービスの向上を図っております。

いずれにしましても、工事関係及び委託業務は、市民生活に密着した仕事であり、安全な水を安定的に供給できるよう努めております。

続きまして、153 ページをお願いします。

議案第 72 号 令和元年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定でございます。

令和元年度の温泉事業につきましては、給湯戸数は前年度比 2 戸減の 322 戸、年間総給湯量は、前年度比 349 立方メートル増の 149 万 1, 006 立方メートルでございました。これにつきましても、154 ページから 155 ページは税込み表示、159 ページからは税抜き表示になっております。

まず、154 ページ、155 ページをお願いします。

令和元年度温泉事業決算報告収益的収入及び支出の上段、収入でございますが、温泉事業収益税込みで 8, 135 万 4, 845 円、下段、支出は温泉事業費用 6, 174 万 2, 967 円でございます。

155、157 ページの資本的収入及び支出の収入はなく、支出としまして 975 万 9, 200 円で、主な工事は、173 ページを御覧ください。高根中浜線配湯管布設替工事ほか 1 件になります。

159 ページに戻っていただきまして、温泉事業損益計算書を御覧ください。

営業収益から営業費用を引いた営業利益が 1, 379 万 6, 324 円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が 1, 819 万 3, 992 円となり、これから特別損益 52 万 6, 426 円を加えたものが当年度純利益 1, 872 万 418 円となり、これを前年度からの繰越利益剰余金 15 万 4, 184 円を足したも

のが当年度未処分利益剰余金1,887万4,602円となり、161ページの表になりますけれども、温泉事業剰余金計算書の右側、161ページの右の列から、右から3列目の未処分利益剰余金の最下段の額と一致しております。

この未処分利益剰余金を、160ページの下段の令和元年度温泉事業剰余金処分計算書案の利益積立金の積立てとして800万円、建設改良積立金の積立てとして1,000万円積み立てる処分案を、決算の認定と併せて議決をお願いするものでございます。

続きまして、最後になります。

177ページをお願いします。

議案第73号 令和元年度伊豆市下水道事業会計決算の認定でございます。

平成31年4月1日から地方公営企業法の全部を適用し、公共下水道事業及び農業集落排水事業の特別会計を合わせて、一つの下水道事業会計として事業を執行しました。

令和元年度処理区域面積は749ヘクタール、処理区域内人口は1万8,797人となります。前年度に比べ、面積は4.59ヘクタールの増加、区域内人口は149人の増加となりました。水洗化率は86.5%、また、年間総処理水量は508万4,363立方となり、前年度に比べ69万8,473立方増加いたしました。これつきましても、178ページから181ページまでは税込み表示、182ページからは税抜き表示になっております。

まず、178、179ページをお願いします。

令和元年度下水道事業決算報告書収益的収入及び支出の上段でございますが、収入では、下水道事業収益が税込みで13億9,514万6,025円、下段の支出は、下水道事業費用14億4,442万6,655円でございます。

180ページ、181ページをお願いします。

資本的収入及び支出の上段、収入につきましても、建設改良費の財源として、企業債1億6,880万円、他会計出資金1億8,864万7,000円、国庫補助金1億5,919万円などが主な収入となりました。

下段の支出では、建設改良費4億1,062万6,340円で、主な事業としましては、193ページ、194ページをお願いします。

加殿中継ポンプ場の計画設計及び基本設計、湯ヶ島クリーンセンターの長寿命化の委託工事、大平地区の管渠布設及びマンホールポンプ設置工事等ほか7件が主な事業となっております。

181ページに戻っていただきまして、企業債償還元金は4億4,954万1,197円でございます。206ページから221ページまで明細がありますので、御確認ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億3,958万4,872円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,374万1,214円及び当年度分損益勘定留保資金3億584万3,658円で補填をいたしました。

182ページ、183ページをお願いします。

令和元年度伊豆市下水道事業損益計算書を御覧ください。

営業収益から営業費用を引いた営業損失が9億3,782万5,706円、営業外収益、営業外費用を含めた経常損失が6,376万6,779円で、これから特別損失を差し引いた当年度純損失は6,906万6,027円となりました。

主な事業としましては、200ページを御覧ください。

下水道事業費用の管渠費は、下水道管渠等施設の維持管理及び管渠補修工事を行うものになります。

次に、処理場費につきましては、土肥、湯ヶ島、白岩地区の下水道処理場及び加殿、佐野雲金、吉奈、門野原、冷川の農業集落排水処理場の維持管理を行うものでございます。適切に流入汚水を処理することにより、公共水域の保全に努めております。

流域下水道事業は、狩野川東部浄化センターに関する維持管理負担金になります。

203ページをお願いします。

管渠建設費でございますが、大平地区の管渠布設工事、マンホールポンプ設置工事を実施し、事業計画に基づいた処理区域の拡大を行いました。管渠改良費でございますが、土肥地区の管渠の更生工事、マンホールポンプの水中ポンプの入替え等を行いました。

処理場改良費でございますが、湯ヶ島クリーンセンターの改築工事及び各処理場の機械設備等の改良を行いました。

流域下水道建設負担金でございますが、狩野川東部浄化センターの建設改修等の負担金になります。

以上で、建設部所管の特別会計剰余金の処分及び決算の補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書の補足説明を求めます。

渡邊代表監査委員。

〔代表監査委員 渡邊光由君登壇〕

○代表監査委員（渡邊光由君） 監査委員の渡邊でございます。

それでは、ただいま議長から求められました議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第80号 令和元年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの一般会計及び特別会計13件と基金の運用状況並びに公営企業会計3件につきまして、審査結果並びに意見等について御報告いたします。

審査の結果につきましては、各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細書ともに関係法令に準拠し作成されており、決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も全般的に適正であると認定いたしました。また、各基金についても計数的に正確であり、基金の運用状況は、いずれも設置目的に沿い、適正に運用されているものと認定いたしました。

詳細については、配付いたしました意見書に記述のとおりであります。

それでは、意見書の1ページから7ページにあります審査の総括意見を中心に、概要を御報告いたします。

まず、令和元年度伊豆市一般会計の歳入総額は193億8,735万円に対して、歳出総額は183億3,968万6,000円となり、差引き10億4,766万4,000円となっており、前年度と比較した場合、歳入総額は10億9,066万5,000円、5.3%の減、歳出総額は12億2,329万1,000円、6.3%の減でありました。

普通会計ベースでの歳入を性質別に見ますと、自主財源は82億9,089万4,000円で、前年度比8億2,047万2,000円の増となり、自主財源比率は42.8%で、前年度比6.3%増加しております。市税は、前年度対比681万円の微増となりました。ふるさと納税を含む寄附金は6億1,290万9,000円で、前年度比54.3%の増となりました。

一方、依存財源は111億78万2,000円で、対前年度比19億3,328万円の減となりました。これは、普通交付税の振替分である臨時財政対策債、合併特例債などの市債が、前年度比22億1,572万1,000円の減、県補助対象事業の増加により、県支出額が前年度比1,099万3,000円の増となったことなどによります。

本年度の特出すべき主な支出は、旧天城プール解体工事、土肥支所庁舎改修工事、ふるさと納税返礼品、放課後児童クラブ運営委託料、新こども園建設工事、一般廃棄物収集運搬業務の委託料、道の駅整備工事、長寿命化橋梁修繕工事、浄蓮の滝園地改修工事、市道駅前柏久保線改良工事、市道大野中ノ沢線改良工事と、最後に消防ポンプ車購入費などが挙げられます。

市税及び使用料、手数料における収入未済額は2億6,519万円で、前年度比1億7,299万4,000円、39%の減となり、改善が見られておりますが、負担の公平性と財源の確保を図るため、徴収率の向上と滞納額の削減に向け、さらに努力していただくようお願いいたします。

当市の財政状況を見ると、普通会計ベースでの経常収支比率は91.1%で、前年度比1.3%の増となり、財政構造としては、やや弾力性を欠くとされる水準にあります。また、財政力指数は0.503と低い水準にありますが、公債費比率は3.8%と前年と同率となっております。

次に、34ページからの特別会計になりますが、初めに、議案第66号 令和元年度公共用地取得事業特別会計についてですが、歳入は普通財産の貸付けによる財産運用収入24万1,000円が主なもので、歳出は土地開発基金への積立金432万6,000円で、実質収支額は0円となっております。また、財産の状況については、決算書に記載のとおりですが、今後は財産として保有する土地について、当初の取得目的にそぐわないものは処分方法を検討し、新たな活用が図られることを望みます。

次に、議案第67号 令和元年度国民健康保険特別会計ですが、歳入決算額は41億6,037万円で、前年度比1億3,763万8,000円、3.2%の減となりました。国民健康保険税の収入未済

額は2億2,774万6,000円に達しており、そのうち、滞納繰越分は1億8,835万6,000円、82.7%を占めていますが、被保険者間の負担の公平性を確保するとともに、国民健康保険事業の財政健全化を図るためにも、他の税や使用料と併せた徴収体制の下に、効果的な滞納整理に当たっていただくよう期待します。また、保険給付費のデータを分析して適正な保険給付を図るとともに、的確な健康指導の強化を希望いたします。

次に、議案第68号 令和元年度後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額4億4,766万2,000円で、前年度比1,638万円の増となっています。本会計は、保険料の収納業務と医療給付に関する申請書類の受付が市の主な所管業務となっています。

なお、保険料率は広域連合が決定しており、令和元年度については、所得割7.85%、均等割4万400円となっております。

次に、議案第69号 令和元年度介護保険特別会計では、歳入決算額は34億5,210万円で、対前年度比1億4,413万2,000円、4.4%の増となりました。伊豆市における高齢化率は40.5%となり、高齢者福祉サービスの需要はますます増大するものと思われまます。介護予防・日常生活支援総合事業が進む中で、高齢者が健康寿命をどれだけ延ばすことができるか、健康支援対策の充実に力を注いでいただきたい。

次に、議案第70号 令和元年度簡易水道事業特別会計では、歳入決算額は1億4,684万8,000円で、前年度比3,266万3,000円、18.2%の減、歳出決算額は1億3,772万5,000円で、前年度比1,098万1,000円、7.4%の減となりました。主な事業としましては、本柿木配水管布設替工事、八木沢配水管布設替工事等が施行されております。今後も厳しい経営が予想されますが、安定供給に向けて効率的な給水に努め、経費削減に一層努力されることを望みます。

次に、議案第74号 令和元年度持越財産区特別会計から議案第80号 令和元年度矢熊財産区特別会計までは、財産区特別会計となりますが、歳入決算額及び歳出決算額並びに実質収支額は、審査意見の42ページから43ページまでを御覧ください。

続きまして、46ページからの基金運用状況は、それぞれの目的達成のために安全な運用がされておりますが、今後とも運用に当たっては、厳しい財政状況を鑑み、内容を十分に検討され、適切な運用を図ることを望みます。

次に、51ページからの公営企業会計ですが、初めに、議案第71号 令和元年度水道事業会計につきましては、税抜き総収益は前年度比1,674万7,000円減収の5億4,937万5,000円、総費用は4,604万円増の5億3,981万9,000円で、総利益は955万6,000円となっております。年間配水量は683万9,000立方メートルで、年間総有収水量は前年度比11万6,000立方メートル減の433万2,000立方メートルとなり、有収率は63.3%となっております。

建設改良事業につきましては、修善寺地区テレメーター装置等更新工事、西平減圧弁設置工事、年川配水管布設替工事、年川送水管の布設替工事等が実施されております。

本事業の最大の課題は、総配水量と総有収水量の格差と、総有収水量が減少傾向にあるこ

とであります。有収率の推移を見ても、ここ数年ほとんど改善されておらず、原因の根本を探り、抜本的な対策を実施して、有収率の向上に努めていただきたい。

なお、伊豆市水道事業経営計画策定結果に基づく詳細なデータ分析により、収益構造を明示するとともに、水道事業に関する課題など、市民に現状の情報開示を進めていただきたい。今後とも、水道の安定供給のため、効率的な事業運営に努め、計画的な施設の更新、耐震整備を進められるよう望みます。

なお、過年度分未収金は3,556万6,000円で、前々年度から減少傾向となっております。引き続き対策を講じるように望みます。

次に、議案第72号 令和元年度温泉事業特別会計ですが、総収益は前年度比39万9,000円増の7,519万円、これに対して、総費用は前年度比814万4,000円減の5,647万円で、差引き1,872万円の純利益となりました。

なお、収益については、総配湯量は349立方メートル増加したものの、大口旅館等の営業終了により減となっております。今後とも計画的な施設更新等を図り、引き続き安定経営に努められるようお願いいたします。

なお、過年度分の未収金は146万5,000円ありますが、水道事業会計と同様、早期に方策を講じるように望みます。

次に、議案第73号 令和元年度下水道事業会計につきまして、税抜きの総収入は13億3,634万1,000円、総費用は14億540万7,000円で、純損失は6,906万6,000円となりました。伊豆市全体の下水道普及率（整備率）は48.3%で、処理区域内の水洗化率（接続率）は86.5%、年間総処理水量508万4,363立方メートルとなっております。

建設改良工事としては、特定環境保全公共下水道事業管渠布設工事として、大平地区第1区、大平地区第2区、大平地区第3区、また、管渠更生工事として、土肥地区等が実施されております。河川浄化という環境整備事業本来の目的を鑑みて、接続率の低い地区について、特に重点的に接続促進を図るよう、引き続き尽力されることを望みます。

また、収入未済額501万5,000円については、水道事業会計、温泉事業会計と同様、早期に対策を講じるように望みます。

終わりに、決算審査全般を通し、今後とも一層効率的かつ健全な財政運営を継続できるよう、費用対効果の検証による予算の執行を望みます。

なお、地方交付税については、段階的に減額される激変緩和期間の最終年度となる合併算定額替えによる特例措置の縮減がされたが、一方で、市債の償還に係る措置分が増加したため、交付額は増となりました。健全財政の維持と持続可能な財政経営の長期シミュレーションを定期的に開示していただきたい。

第2次伊豆市総合計画が改正され、前期計画の4年目となります。地域拠点づくりの推進として、天城インターチェンジ周辺の整備、子育て・教育環境の充実策として、修善寺東こども園建築工事等が終了し、無事開通・開園をすることができました。さらに、地方再生総

合戦略まち・ひと・しごと創生総合戦略の最重要政策である人口減少対策事案が実施されております。一方で、公共施設総合管理計画に基づく公共施設適正配置は、老朽化していく設備の再構築を考えていく中でも、積極的に取り上げていかなくてはなりません。

今後の政策課題を見ると、災害復興経費やコロナ禍による財政支援を見込まざるを得ず、今まで以上に財政需要の拡大が予測され、こうした財政状況から、経常経費を含めた歳出の効率的な運営が求められます。財政の健全化判断比率を注視しつつ、市民が期待し、持続・成長する当市の未来像を明視し、効果的な政策が実施されることを希望いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第80号までの16議案に対する質疑は、9月1日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第81号～議案第83号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第24、議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第26、議案第83号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）の3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第81号から議案第83号まで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、本議案の提案理由の前に、4月の第2回補正予算で、新型コロナウイルス対策として計上させていただいた予備費3億円の現在までの充当状況について報告いたします。

この予備費については、3月の第1回補正予算で計上した1億5,000万円に引き続き、5月7日以降の感染症拡大防止対策のための予算として計上したものとなります。

充当事業の主なものとしては、売上げが減少した中小企業者・個人事業者への地域経済応援給付金として1億1,000万円、感染防止に関する資機材の購入費に1,300万円、経済変動対策貸付利子補給金の10月末までの延長分として700万円、特別支援学校の休校に伴う放課後デイサービス利用に係る施設給付費に130万円など、およそ1億3,800万円を充当させていただいております。8月7日時点のデータでございます。

それでは、議案第81号について。

本件は、借地解消の取組における中伊豆支所用地購入費に7,704万円、市内公的病院等補助金として2億2,617万円、同報系防災行政無線設備のデジタル化整備工事に5億9,400万円、国のGIGAスクール構想に基づく小中学校の校内通信ネットワーク環境の整備や学習用パソコンの購入など、GIGAスクール推進事業費として4億196万円のほか、小中学校及び義務教育学校における新型コロナウイルス感染防止対策として、消耗品、自動車借上料を計

上しました。

それらの結果、補正総額として15億6,870万円を増額し、歳入歳出予算額を234億7,270万円とするものです。

併せて、新型コロナウイルスの影響により進捗が遅れている総合計画策定業務と松原公園津波避難複合施設実施設計業務について繰越明許費とする補正、同報系防災行政無線工事と伊豆総合高校土肥分校下宿運営事業補助金に新たに債務負担行為を設定する債務負担行為補正、さらに、無線通信設備管理事業の地方債の追加及び発行可能額の決定に伴う臨時財政対策債の限度額の変更などについて、地方債の変更補正をお願いするものです。

議案第82号は、制度改正に伴う高齢者医療制度システム改修業務委託料と後期高齢者医療広域連合給付金711万円余りを増額し、歳入歳出予算額を4億8,011万4,000円とするものです。

議案第83号は、前年度給付費等の精算による超過額の一般会計への返還など3,059万円を増額し、歳入歳出予算額を33億359万円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第81号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から、一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

まず、内容に入る前に、お配りしてございます伊豆市マークが入っている補正予算資料をお願いいたします。

補正予算資料の8ページを御覧いただきたいと思います。

例年9月議会におきましては、前年度の事業の精算に伴う国や県への負担金、補助金等の返還、精算がございます。8ページの5、国庫支出金、県支出金等の精算等に伴う返還金一覧として、こちらに整理をしております。2款の地方創生拠点整備交付金の返還から、主には3款の各事業の前年度事業の精算に伴う国・県等の返還金を記載しておりますので、こちらを確認していただきたいと思います。

それでは、一般会計補正予算について補足をさせていただきます。

議案書の48、49ページからお願いいたします。

まず、今回の補正予算の繰越明許費でございます。総務費の総合計画策定事業及び消防費の松原公園津波避難複合施設実施設計業務委託でございますが、こちらにつきましては、両事業とも春先からのコロナの影響で、計画策定に係る調査や市民等への説明会等が開催できませんで、それらの準備が遅れたことに伴いまして、各事業の進行が遅れているということで、両事業とも今年度内の完了が見込めないということで、繰越しをお願いするものでござ

います。

49ページ、第3表の債務負担行為でございます。こちら、上2つが同報無線のデジタル化に伴う令和3年度への債務負担、工事管理業務に1,402万5,000円、整備工事として8億9,100万円、こちら合わせますと、同報無線の債務負担行為としましては9億502万5,000円となります。今年度の補正予算として計上しております補正額と合わせて、約15億200万円がデジタル化の予算となります。

その下の伊豆総合高等学校の土肥分校の下宿運営補助でございます。こちらは、令和3年度からの生徒として、県内から広域的に生徒を募集する、そのために下宿を用意すること等への運営補助でございます。900万円の債務負担でございます。

続いて、50ページの第4表の地方債の補正でございますが、こちらは追加としまして、同報無線のデジタル化に伴います地方債5億4,570万円、また、計上済みの地方債の変更としましては、臨時財政対策債、こちらは発行可能額が確定しましたので、2,165万9,000円を減額し、4億7,834万1,000円、市道整備事業につきましては、矢熊筏場線に係ります辺地債の配分枠が減額されたということで、こちらは、辺地債を2,170万円減額し、3億5,190万円とするもの、防災対策事業につきましては、こちらは、指定避難所ふらっと月ヶ瀬への非常用電源設備の設置工事の予算をお願いしてございます。そちらの非常用電源装置としての起債1,850万円を増額し、5,870万円に変更をお願いするものでございます。

それでは、まず、歳出のほうから説明させていただきます。

議案書の60、61ページからお願いします。

歳出の総務費、総務管理費の6目の支所費でございます。こちらは、中伊豆支所の借地が現在5人の方、7,240平方メートル借地がございます。そちらの買上げの購入費として、消耗品と合わせて7,708万2,000円を計上しました。

続いて、8目企画費の地域づくり推進事業につきましては、市長行政報告で申しました中大見地域づくり協議会が設立したことに伴う交付金の増額400万1,000円。

10目電子計算費につきましては、電算センター協議会への負担金、これは令和元年度の決算に伴いまして、剰余金が発生してございます。こちらを負担金に充当するというので、予算からの200万円を減額するものです。

続きまして、62、63ページの総務費の戸籍住民基本台帳費でございます。

まず、委託料、住民基本台帳システム改修の委託でございますが、こちらはマイナンバー関係の制度が変わるということで、それに対応するためのシステム改修になります。

3款1項の心身障害者福祉費でございます。障害者総合支援事業、こちらのシステム改修も、令和3年度からの報酬改定などの制度改正に対応するための改修になります。

7目の高齢者医療費でございます。こちらは、いずれも後期高齢者医療特別会計の繰り出しと広域連合への負担金を、それぞれ増額するものでございます。

66、67ページをお願いします。

3款3項の生活保護総務費でございます。こちら、生活保護の制度改正に伴いますシステム改修の委託料になります。

続いて、4款1項の保健衛生総務費、地域医療対策事業でございますが、これは、伊豆市の不採算地区内の公的病院への補助金、伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院に合わせて2億2,616万9,000円、こちらは80%を特別交付税として歳入を見込んでおります。

2目の予防費、感染症予防事業につきましては、新たにロタウイルスのワクチンが追加されるということで、委託料のほうを追加してございます。

続いて、68、69ページの商工費の観光振興費でございますが、観光振興事業として美しい伊豆創造センターへの負担金、これは、コロナ対策としての広域観光誘客事業に対する伊豆市の負担金となります。

8款2項の道路新設改良費でございますが、こちら、先ほど申しました矢熊筏場線の改良工事につきましては、辺地債を活用することとなっておりますが、こちらの枠全体が減っている、伊豆市分が減ったということで減額をするものでございます。2,170万円の減額となります。

9款1項の災害対策費でございます。無線通信設備管理事業でございますが、まず、上の12-45、1つ飛んで12-47、14-43、こちらが同報無線のデジタル化に要する経費となっております。そのほかにつきましては、現在の同報無線設備の定期点検や子局の更新となります。こちらは、無線通信設備管理事業として5億9,858万7,000円。

次に、防災対策事業としまして、次のページ、70と71ページになります。

防災対策事業としましては、地方債のところでも申しましたが、非常用電源設備の設置工事として、こちら、ふらっと月ヶ瀬へ電源装置の設置をするもの2,790万円、それとあと、ふらっと月ヶ瀬の指定避難所としてのシャッターが、若干雨水が吹き込むということで、シャッターを設置するに当たりまして、春風会のほうへ負担金として200万円。

10款1項のG I G Aスクール推進事業につきましては、G I G Aスクール推進のための経費として4億195万5,000円、主なものとしましては、12-40でネットワーク環境の整備の委託2億2,858万円、17-40で教育用備品購入費、いわゆるタブレットの購入費、これが1億2,099万4,000円。

10款2項の小学校管理費でございます。小学校一般事務事業のP C Bの処分費でございますが、過去の学校の改修事業で発生したと思われP C Bが、今年度に入って、保管していることが分かったということで、今回新たに処分するための経費2,654万8,000円、新型コロナウイルス対策事業としまして、消耗品、これはマウスシールドや非接触型の体温計などで327万7,000円、あと自動車借り上げ、これは修学旅行時のコロナ対策として64万3,000円を計上するものです。

次に、小学校振興費、こちら、天城小学校の教育振興費につきましては、下校時のバスの借り上げの追加をお願いするものでございます。

72、73ページ、中学校管理費でございます。

中伊豆中学校の管理事業につきましては、これは、雨漏りが現在しているということで、雨漏り修繕のための経費126万5,000円、新型コロナウイルス対策事業につきましては、小学校と同じくコロナ対策のための消耗品と自動車の借り上げでございます。

次の義務教育学校管理費につきましても、コロナ対策事業として、消耗品を計上してございます。

最後、社会教育費の資料館につきましては、屋根や入り口等の修繕が改修が必要ということで、今回、屋根等の改修費をお願いしてございます。

74、75ページでございます。

公債費につきましては、繰上償還元金として2,600万円、また、基金への積立てにつきましては、令和元年度の決算剰余金に対する2分の1積立てというルールの下、新たに1億1,705万7,000円をお願いするものです。

各支出に対する歳入でございますが、議案書に戻っていただきまして、54、55ページからお願いします。

主なものとしましては、地方交付税でございます。普通交付税につきましては、交付額の決定に伴います増額2億4,424万9,000円、特別交付税につきましては、公的病院への補助金の80%を1億8,000万円見込んでございます。そのほか、各システム改修等に対する国の補助金を見込んでございます。

7目の教育費の国庫補助金でございますが、一つには、コロナ対策としての消耗品等を予算計上してございます。その2分の1が国庫補助ということで378万3,000円、そのほか、GIGAスクールのタブレット購入の補助ということで5,143万5,000円を見込んでございます。

次の56、57ページの同じく国庫の教育費国庫補助の続きでございますが、こちらは、GIGAスクールのネットワークの環境施設整備の補助として2,738万9,000円。

続いて、県支出金でございますが、総務費、総務管理費補助でございますが、こちらは、新型コロナウイルス感染拡大防止支援交付金として、さきを実施しました営業自粛要請に伴う協力金等に対する県からの交付金5,943万4,000円。

続いて、7目の消防費の県費補助金でございますが、こちらは、非常用電源設備への交付金が930万円、同報無線のデジタル化への交付金が5,070万円、合わせて6,001万8,000円を見込んでございます。

繰入金につきましては、介護保険特別会計から、令和元年度の事業精算に伴う一般会計への返還となります。

最後の財政調整基金につきましては、財源調整として1億4,452万9,000円となります。

続いて、58、59ページでございます。

財源としての繰越金でございますが、こちら、令和元年度決算で確定しました実質収支からの繰越しの追加分2億3,411万3,000円、市債につきましては、当初説明申し上げたとおり

でございます。

一般会計につきましては以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第82号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、議案第82号 令和2年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の79ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ711万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,011万4,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明させていただきます。

議案書の88、89ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費です。12節委託料473万円ですが、平成30年度の税制改正に伴い、令和3年度分の住民税から基礎控除が見直しされることから、静岡県高齢者医療広域連合に送付いたします所得課税情報のシステム改修を行うものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、法令に基づいて算定されました納付額が確定したことに伴うもので、238万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳入のほうを説明させていただきます。

戻りまして、86ページ、87ページをお願いします。

3款1項2目保険基盤安定繰入金134万7,000円は、先ほど総務部長から説明がありましたように、一般会計からの繰入れとなります。

5款1項1目繰越金103万7,000円は、歳出の補正金額の財源に充てるものでございます。

次の11款1項1目民生費国庫補助金473万円は、先ほど歳出のほうで説明をいたしましたシステム改修に伴う補助金となります。

以上、議案第82号につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第83号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議案第83号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ3,059万円を増額補正するものでございます。

議案書の98、99ページを御覧ください。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

3款1項国庫負担金及び2項の国庫補助金ともに、令和元年度介護給付費交付金の精算に伴い、追加交付分として、1項国庫負担金は2,148万1,000円を、2項国庫補助金は43万5,000円を、4款支払基金交付金は38万円を、また、5款県支出金の県負担金については804万5,000円、次のページ、100ページの同じく5款の県支出金の県補助金は24万9,000円を、

追加交付分として増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、議案書の102、103ページをお開きください。

4款1項基金積立金ですが、令和元年度の介護給付費負担金の精算に伴いまして、歳入超過分を介護給付費準備基金として積み立てるため、931万7,000円を増額するものでございます。

次に、6款1項2目償還金でございますが、令和元年度介護保険給付費事業交付金の精算によりまして、2万7,000円を増額するものです。

また、6款2項2目一般会計繰出金でございますが、令和元年度の介護給付費等の精算に伴いまして、2,124万6,000円を増額するものでございます。

補足説明については以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第83号までの3議案に対する質疑は、9月1日開催予定の本会議にて行います。

ここで議事日程の都合により昼の休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時59分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第84号及び議案第85号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第27、議案第84号 伊豆市簡易水道事業の公営企業化に伴う関連条例の整理に関する条例の制定について及び日程第28、議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正についての2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第84号及び議案第85号について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第84号は、簡易水道事業について公営企業法を適用することに伴い、関係する8条例について所要の改正をするものです。

議案第85号は、番号法の一部改正に伴い、マイナンバーの通知カードが廃止されたことによるカード再発行事務を廃止するもの及び、その他の事務において現状の取扱いに合わせるための文言等の改正を行うものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申出がありましたので、これを許します。

初めに、議案第84号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から、議案第84号 伊豆市簡易水道事業の公営企業化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての補足説明をいたします。

議案書105ページを御覧ください。

市民に必要なサービスである水道を将来にわたり安定的に運営していくためには、財政的管理が不可欠であります。複式簿記に基づく収益・費用の把握が必要となります。また、平成27年1月から2月には、総務省から公営企業会計の適用の推進についての通知があり、公営企業会計に移行するべきであるとしております。

このことから、簡易水道事業に地方公営企業会計法を適用するため、本条例を制定し、関係条例を改正するものでございます。

改正内容の主なものにつきましては、109ページの新旧対照表を御覧ください。

伊豆市特別会計条例の一部改正です。

現在、簡易水道事業は、伊豆市特別会計として会計事務を行っておりますが、令和3年4月から公営企業会計に移行するに当たり、本条例から1号の簡易水道事業特別会計を削るものでございます。

続きまして、110ページと114ページを御覧ください。

伊豆市下水道事業審議会条例と伊豆市水道事業審議会条例の一部改正でございますが、公営企業会計上の市長の執行権を整理し、伊豆市下水道事業審議会条例第2条の中の下水道事業及び農業集落排水事業の管理運営に関することと、伊豆市水道事業審議会条例第2条中の簡易水道の統合に関することにつきましては、管理者の権限となるため、それぞれを削り整理いたします。

続きまして、111ページを御覧ください。

伊豆市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございますが、既に公営企業会計に移行している水道、下水道事業等と同様に、簡易水道事業を地方公営企業法に適用するため、本条例中にて設置をいたします。また、伊豆市簡易水道、専用水道、飲料水供給施設の一部を統合するため、変更認可も同時に進めているところでございます。

第1条中に「簡易水道事業（飲料水供給施設事業を含む。）」を追加し、水道事業と簡易水道事業を合わせて「水道事業等」とし、水道事業と公共下水道事業及び農業集落排水事業を合わせて「上下水道事業」としておりましたが、公共下水道事業及び農業集落排水事業を合わせて「下水道事業」と改正いたします。

本改正により、題名を水道事業の後に「等」を入れ、「伊豆市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例」に改正いたします。

別表第1に「簡易水道」を追加いたします。先ほども御説明いたしましたが、現在、伊豆市簡易水道事業の統合認可の事務を進めておりますので、給水人口と1日最大給水量の変更がありましたら、改めて議会に上程いたしますので御了承ください。

また、本条例中に簡易水道事業を位置づけいたしますので、106ページの第5条におきまして、伊豆市簡易水道等条例を廃止いたします。

続きまして、113ページをお願いします。伊豆市給水条例、114ページの伊豆市水道事業審議会条例、115ページ、伊豆市水道事業分担金徴収条例、116ページ、伊豆市温泉事業条例を御覧ください。

本条例中に、趣旨、設置等に、伊豆市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例をそれぞれに適用させるため、水道事業等の位置づけを明確にし、改正をいたします。

以上が主な改正点となります。よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第85号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第85号について、補足説明をさせていただきます。

議案書の119ページをお願いいたします。

今回の本条例の改正の、まず大きな一つの理由としましては、個人番号の通知カード、紙のカードですね、こちらが廃止をされております。よって、今まで別表の15の2に個人番号通知カードの再交付の手数料を記載してございましたが、今後、紙による通知カードがなくなっておりますので、再交付がなくなるということで、まずこの事務を削るとというのが一つ。

そのほか、手数料の事務の名称等を現状の事務と整合を取るために、一つ、項目の3、これは税務課関連になるんですが、法人等の営業に関する証明というのがございます。これ、実務上、法人の所在証明ということで証明事務をしておりますので、文言の修正をお願いします。

また、別表の27、28の項目におきましても、現状の事務の名称に合わせるとともに、法律の文言に合わせて、それぞれ名称を改称する。

また、項目38につきましては、屋外広告物の許可に関する事務、これは静岡県からの権限移譲で今、市町に事務が下りております。その中で、第2種のところの単位でございますが、現行「1枚又は1個につき」ということでございますが、こちら、県の手数料条例に合わせて「1本」を追加します。よって、「1枚、1本又は1個」という修正をお願いします。

もう1点、最後、別表の備考、120ページになります。

さきの屋外広告物の許可手数料につきまして、新たに備考に3号として加えます。こちらは、政治資金規制法の届出をした政治団体、これが貼り紙、貼り札、立看板等を表示するための許可を受けようとする場合は、手数料を徴収しないと。これも静岡県の手数料条例に合わせての改正となります。

補足は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号及び議案第85号の2議案に対する質疑は、9月1日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第86号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第29、議案第86号 市道路線の認定についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第86号について提案理由を申し上げます。

当該路線は、牧之郷駅周辺整備事業の一環として整備を行う道路を、新たに市道四ツ溝殿ノ前2号線として認定するものです。

詳細を建設部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから、市道路線の認定について、補足説明をさせていただきます。

議案書121ページをお願いします。

本議案は、市道四ツ溝殿ノ前2号線の認定をお願いするものでございます。

123ページに位置図、124ページに平面図、125ページに公図写しになります。

平成31年3月に都市計画決定した牧之郷地区計画の地区施設の一部として、生活道路2号が位置づけられております。この生活道路2号を牧之郷駅周辺整備事業の一環として整備するため、市道四ツ溝殿ノ前2号線として道路を認定するものでございます。

本路線の起点は、伊豆箱根鉄道駿豆線の牧之郷駅前に整備するロータリーに接続し、地番は牧之郷字四ツ溝533-1になります。終点は、牧之郷駅南側にあります既設の市道四ツ溝殿ノ前線に接続いたします。柏久保字殿ノ前955-1番地になります。

以上、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号に対する質疑は、9月1日開催予定の本会議にて行います。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第30、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と

いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱しております。

このたび、人権擁護委員の植木和久氏が令和2年12月31日をもって任期満了となることから、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

植木氏は、平成21年1月1日から同職に就任され、現在4期目です。人格、識見とも高く、地域住民の人望も厚く、本職に適任であると考えておりますので、引き続き委員として推薦しようとするものでございます。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、諮問第1号は適任であるとすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、8月21日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、8月27日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

なお、午後1時45分から、この場で全員協議会を開催いたします。

散会 午後 1時15分

令和2年伊豆市議会9月定例会

議事日程(第2号)

令和2年8月21日(金曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
6番	下山 祥二君	7番	杉山 武司君
8番	三田 忠男君	9番	青木 靖君
10番	永岡 康司君	11番	小長谷 順二君
12番	小長谷 朗夫君	13番	西島 信也君
14番	杉山 誠君	15番	森 良雄君
16番	木村 建一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	佐藤 信太郎君
教育長	梅原 賢治君	総合政策部長	堀江 啓一君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	加藤 博永君
健康福祉部長	右原 千賀子君	産業部長	滝川 正樹君
建設部長	山田 博治君	建設部理事	白鳥 正彦君
教育部長	佐藤 達義君	会計管理者	城所 章正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	永沼 健一
副主任	坂内 佑紀		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は15名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和2年伊豆市議会9月定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は14名の議員より通告されております。質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

これより順次質問を許します。

◇ 杉 山 武 司 君

○議長（三田忠男君） 最初に、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 皆様、おはようございます。7番、杉山武司です。

本日は猛暑の中、またコロナ禍にもかかわらず、市民の皆様には傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。本日の13時から15時の間に、36度から35度の気温になるとNHKのほうの防災アプリのほうに載っていました。ぜひ、熱中症に気をつけていただきたいというふうに思っています。

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。コロナ禍の中でありますので、簡単明瞭に1点のみの質問をいたします。答弁を市長に求めます。

それでは、質問に入ります。

予防伐採による停電防止対策を伺います。

毎年、台風等による倒木によって全国各地で停電の被害が発生しています。長期にわたる停電は、住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えます。被害の抜本的な解決は、事前に障害となる樹木の伐採をするしか方法はありません。さらに、近年、送電線付近に立ち枯れ木が多く見受けられます。

静岡県東部地域では、昨年9月の台風15号では延べ139回線の停電が発生し、全復旧までに51時間を要しました。10月の台風19号では、10月12日15時より延べ172回線が停電し、10月14日の22時の全復旧まで53時間を要しました。それぞれおよそ4万5,000棟が停電し、伊

豆市内では約600軒の停電が発生した模様です。

最近、静岡県東部地域局は停電の未然防止の推進を図るため、東部地区の市町と電力会社の連絡会を開催し、連携強化策を構築しました。予防伐採の実施方法については、事業者の保安伐採に自治体が土地所有者との調整で協力する。さらに、自治体などが森林整備、管理や道路維持の事業の一環として伐採するとしていますが、送配電設備がある国や県、市町の官公有地が16%なのに対し、私有地は84%で、停電被害の防止策を図るためには民間地権者の理解と協力が不可欠とされていますが、以下の点について伺います。

①7月29日に初会合が開催されたようですが、この件に関しての伊豆市としての対応方針をお示し願います。

②自治体は率先して停電の防止対策を進め、市民に対し適切に情報を発信することにより理解を得ることが求められていますが、伊豆市としての現在の対応状況はいかがですか。

③自治体と事業者が調整して予防伐採箇所の選定をして、順次着手するとしていますが、地域の要望の取扱いを伺います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

昨年度の台風15号と19号では、市内でも多くの停電が発生しました。さきで開催されました県、市町、事業者との連絡会でも、台風などの風水害に伴う大規模停電の原因の一つは、倒木等による電柱倒壊や断線であることから、支障木の伐採の推進が求められています。

県におきましても地域防災計画を修正し倒木被害防除計画を新設しておりますので、伊豆市といたしましても自治体の役割を果たすべく施策を推進してまいります。

御質問の2番目、3番目については、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から2番目と3番目についてお答えさせていただきます。

まず、2つ目でございますが、自治体の役割の一つに予防伐採に係る森林所有者との調整がございます。予防伐採事業を実施する上では、森林所有者の方の同意が不可欠となりますので、今後事業を推進するに当たっては道路管理者や電力事業者など各関係機関との調整の下、円滑に事業が実施できるよう情報発信に努めていかなければいけないと考えております。

3点目でございますが、今後の予防伐採に係る地区からの要望があった場合の取扱いでございますが、先月末に先ほど市長が申したとおり関係団体との連絡会が開催され、各種説明があったばかりですので、先ほどの情報発信も含め、市として要望の取扱いなど事業を進める詳細についてはまだ定まっていないのが現状でございます。今後、この連絡会での趣旨を

踏まえまして、庁内関係部署や関係機関と協議して推進してまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 台風15号、19号の停電被害の8割は、倒木による電線の断線が原因だとされています。そのことを踏まえた予防伐採を推進するために、7月の会合はコロナ禍の中で県東部総合庁舎とオンラインウェブ会議形式で実施されたとのことですが、伊豆市の参加した部局はどこで、何名ぐらいが参加しましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この連絡会には市の職員3名が参加いたしました。総務部の防災安全課、産業部の農林水産課、建設部建設課の各課1名ずつでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 参加した部局の、この件についての所管内容をお示し願います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、風水害等による停電防止ということで防災の観点から防災安全課。また、農林水産課につきましては、この連絡会でも、県のほうでも森林整備と併せて予防伐採というようなことから森林を担当しております農林水産課。また、道路管理上、支障木等、通常の道路の維持管理もしております道路管理者として建設課が参加してございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 先ほど、市長の答弁の中では、要するに方針策定については、今後、検討していくようなというお話がありまして、いまだその内容は決定していないようですけれども、今後の予定というものをちょっとお聞かせ願います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この件につきましては、先月末に連絡会があったということでございますが、県のほうとしてもぜひ推進していくべきという地域防災計画の修正等もされておりますので、市としてもまずは関係部局でどう進めていくのか。当然、私有地も多いということと、道路管理者としてできる範囲も決まっておりますので、それぞれの事業とこの予防伐採をどのようにリンクさせていかなければならないかということは、常に情報共有しながら進める体制をつくっていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 先ほどから、②のほうのときも、総務部長がお答えになりましたけれども、民有地の関係のことで、民有地があるからそれについてはなかなか難しいような話をしましたけれども、電気事業法の第61条には、所有者が不明等で承諾を取れない場合でも、制度上は伐採が可能だというのがございます。

しかしながら、伐採後の提出書類というものが複雑であるものですから、伐採があつてから、後から要するに所有者などに後でその書類を届けるという方法での伐採はできるというのが、制度上はなっていますけれども、今、それを7月中に変えようというような動きがあります。それで、まだ公表はされていないんですけれども、そういったところを踏まえた中で、民有地ができないということはありませんので、ぜひともそういうところ認識をしていただきたいなというふうに思っております。

それと、実は静岡県と東京電力パワーグリッドが、災害時の倒木による電線などのライフラインの被害を防止するための予防伐採を本年の1月に実施しました。国道414号線の天城湯ヶ島地区の国道沿いなんですけれども、それに20日には予防伐採の必要性について共通認識を醸成するという目的で、現地の見学会を開き、報道陣や7市町が参加したんですが、伊豆市はいずれの部署が参加したのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） これにつきましては、防災担当のほうが見学に参加していると認識してございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 参加したからには報告書が上がっていると思いますけれども、その報告によって対処すべき課題というものが明らかになったのではないかと思いますけれども、話合いの場というのは持たれたのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 具体的にこの事業を推進するための、まだ話合いというものは持ってはいないんですが、やはり今回のモデルで県と事業者が行った中で、やはりいろいろ課題が見えているのではないかと。

先ほど、議員おっしゃいました電力会社が通常やる保安伐採、それは現状ですと電線、電柱等に枝等が触れない範囲での保安伐採。県は通常の道路管理の中でやる道路管理者としての伐採。その外にある樹木をどうするかというのが、それぞれの担当する、伐採できる範囲が決まっておりますので、その外の樹木、支障木になるおそれがあるものをどうするかと

いう問題等も見えてきているということで、今言ったように市としましても防災上の観点と道路管理上、では、その外のものをどうするかというのは問題としては残っておりますので、先ほど申したとおり、市の体制のほうをしっかりと情報共有しながら進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 1月からもう7か月がたっているんですね。そして、いよいよ秋に入って台風シーズンになっています。この7か月の間に何をしていたのかというのがちょっと私には疑問に思われるんですけれども。いろんな部分で忙しかったと思うんですけれども、行政としてはいろんなことに対応しなきゃならないと。その7か月間の中で動きは何もなかったんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 少し後半の政策になりますので、本件については私から御説明申し上げますけれども、これはもう既に数年前から課題としてしっかり対応してまいりました。広いところで、だだっ広いところに電柱が並んでいる町はいいんですけれども、伊豆半島は山があって道路があって、川か海があると。この大体、山側に電柱が並んでいるわけです。そうすると、風倒木のときに停電になったり、あるいは交通事故の原因になったりする。

そこで、2つ問題があって、1つは今、総務部長が説明をした管理責任。例えば、道路であればどこまでが道路敷地なのか。道路敷地外は管理責任の外になってしまうわけです。この課題が1つと、もう一つは財源です。この2つのハードルがあって、必ずしも十分に進んできませんでした。

そこで、森林環境譲与税が新しい税源として入りましたので、去年は伊豆市が八幡から冷川までの数百メートルを、森林環境譲与税を使って既にきれいにしております。これは税源が国民の税源ですので、受益者に一番分かりやすい地域として、そこをまず選定をしました。今年は大滝の上流部をやる予定になっています。ここで、問題が……

今、議員から御指摘をいただいた、県がやったところがあって、なぜ同じ道路沿いを市がやるのかということで、今年市がやるけれども、やはり414号線、それから国道136号線は基本的に道路を管理している県にやっていただけないだろうか。それ以外については市が財源措置をして進めますのでという調整を、今、命じています。

したがって、この課題については既に数年前から着手し、なかんずく中伊豆については既にこの事業を実施したということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 最初の答弁では、なかなか進んでいないような話があったんですけども、今、市長の言葉の中にはもうかなり計画を持って進めているというようなお話がありましたけれども、そういったところを、もう少し分かりやすく市民にもお示ししたらいかがですか。そこのところがないものですから、どうしてもそういったところに疑問が残るといようなことです。

ですから、中伊豆がやったなら次はどこなのかという計画がもう市の中でできているのかどうかということ。その次はどこなのかというようところが、計画を落とし込んでいただければ、やっぱり住民たちも、要するにその地域の人たちも、ああ、今度は私たちのところをやってくれるんだなど。だったら、その区でも対応した中で地権者に対して、その許可を先にとっておこうというアクションもできるわけです。そういったところ、もっと行政のほうで住民にしっかりとそういうところをお示しいただければいいかなというふうに思っていますけれども。そこの辺のところはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおりです。そのように考えております。

この連絡会はできたばかりですので、これはこれとして進めますけれども、市は市の中で課題となっている場所は承知しておりますので、基本的には森林環境譲与税を財源として使わせていただきたいと思っています。これは全部道路沿いの支障木ではなくて、本来任務もありますので、そこの財源のバランスを取りながら、今、議員御指摘のある程度優先順位を明示して進めるべきというのは、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 先ほどのこととダブリますけれども、市民への情報発信というところで、今後の対応へのアクションプランというのは、要するに早急につくる予定がありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） もともと市が進めていたのは、この予防伐採という概念よりも、林業整備の一つとして産業部のほうで修景伐等を行っております。その結果、修景伐を行うことによってそれが予防伐採につながっているということですので、現在、予防伐採に特化したものの計画がまだできておりませんので、先ほど申しましたとおり、今度は道路管理者も含めて市の予防伐採の考え方をしっかり整理させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） この予防伐採の事業財源として県の地震・津波対策等減災交付金の活

用がありますが、この制度の内容は令和元年から令和4年までの4年間で、予算規模というのは100億円なんですね。既に、令和元年度では26億円、2年度では27億円の予算措置がされています。あと残り2年なんですけれども、県の交付金を活用して取り組む考えというのがありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃられました県の地震・津波対策等減災交付金でございますが、この予防伐採に係るメニューというのが、今年度、令和2年度からこの交付金を活用できる事業として追加されております。今後、森林整備としての森林環境譲与税の財源にすべきなのか、県のこの交付金を充てるのか、そこは検討させていただきたいんですが、この交付率が3分の1で交付金の上限が2,000万円ということですので、このあたり交付率等も勘案しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 市の財政も大変なようですので、ぜひともそういった事業には活用できるものは活用したほうがいいかと思うんですけれども、2年でやるとか3年でやるのか、4年でやるのか。それはお任せしますけれども、計画をしっかりとつくった中で活用をしていただきたいなというふうに思っていますけれども、よろしく願いいたします。

次に行きますけれども、今まで市内の各区から停電防止等の、通告にはなかったんですけれども、交通障害木も含めた中で予防伐採等の、要するに要望等がありましたでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁できますか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この停電防止としての予防、今回の予防伐採のような停電防止という要望は、すみません、ちょっと把握してございません。当然、道路管理上、道路通行上支障がある等のものはあったかとは思いますが、停電という観点からは把握してございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今後は自治体と事業者、これ電力会社ですけれども、調整して予防伐採する箇所を選び順次着手するというようになっていきますけれども、公共施設や医療施設については優先度が高いのは理解できます。その上で、各地域の停電防止に係る箇所の選定方法、優先順位のつけ方をお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） やはり、電線、電柱等の障害がある箇所の選定になりますと、電力会社の情報等が、考え方が一番最優先になるのかというふうに考えます。先ほど申したとおり、道路管理上の問題と電力会社が把握している支障、これらをやはり情報共有しながら決めていくべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 議長の許可を得まして資料を用意しましたので、ちょっと見ていただきたいと思うんですけども。写真が1から8まであります。

実は、写真の1番ですけども、これは軽トラックの前に電柱がありますけれども、この電柱から写真3番のほう。写真2番のほうが分かりやすいね。2番のほうに電線がこの道路沿いに行っています。これには光ファイバーのケーブルも通っています。

そして、写真3ですけども、この緑色のシートで覆われた中は用水路です。この用水路は世界農業遺産に指定されたワサビの苗を作っているところにも行っています。そのために被覆をしているわけなんですけれども。そして、写真4が要するにその根元です。これを見ますと、家屋の損壊、停電、用水路の崩壊、交通遮断などの複合災害が予想されます。そういったところがあるというのを認識していただきたいと思います。

それと、2枚目の写真5から8は、天城湯ヶ島地区の猫越川河岸の市道付近に多く見られる立ち枯れ木です。電柱の付近にもこういった立ち枯れ木が最近目立つようになりました。

さらには、写真7のように、これシイの木なんですけれども、軽の乗用車の向こう側にある高い木なんですけれども、この下は世古峡になっています。その下を散策する方々も多くいます。停電とは関係ないんですけども、こういった障害木がたくさんあるというのを認識していただきたいなと思っています。

これをどうこうしろというわけではないんですけども、こういうことがあるということを知っていただきたいなと思っています。非常に危険なところにこういった樹木があるということを知っていただきたいと思っています。

昨年の台風により長期間にわたる広範囲な停電や通信障害など、様々な課題が指摘されました。このため10月になりまして政府は令和元年台風に係る検証チームを立ち上げ、検証作業を行っております。その検証の中で、長期停電の原因は複合プロセス通信障害、国、地方自治体の初動体制の対応などが慣れていないために、自治体の支援等が取り沙汰されてきました。

その結果から具体的な対応策として、送配電線、道路等の重要なインフラ施設に隣接する森林について、市町村等公的主体、森林所有者、インフラ設備管理者が、それぞれの役割分担を明確にした協定を締結して森林整備を行い、災害の未然防止につなげるという取組を支援する重要インフラ施設周辺森林整備事業を創設することになりましたが、そういった協定

の進捗状況ですけれども、今、それをするつもりがあって進めているのかどうなのかを伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、ただいまの杉山議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の重要インフラ施設周辺森林整備事業につきましては、今年度新たに国において発足をした制度でございます。そういった意味で、今、協定の進捗ということですが、議員御指摘のとおり、この事業採択には市、所有者、そしてインフラ事業者、管理者の協定が必要ですが、我々もまだ詳細について把握しておりませんので、まだ協定を締結する、また当然に箇所の選定等も必要になってきますが、そういった意味ではいまだ協定等には至っていないというか、具体的なところで協定の準備をしているということとはございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 協定を締結するには至っていないということは分かるんですけれども、その準備段階で何かをしているのかどうなのかというところをちょっとお伺いしたかったんですけれども、そのところはどうなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） こちらの制度については、4月に県を通じてこの制度の詳細については私どもも把握をしておりますが、当然に協定をするというか、庁内として我々産業部農林水産課としてもこの制度をどのように活用するかという、その条件としては当然に箇所の選定であるとか、インフラ施設管理者の意向であるとか、そういった、また財政負担等の問題も当然ございますので、それらをまずどういうふうに整理していくかというところを、これから検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 整理することが多くあるということですから、そのところを整理をしておかないと、今から、どんどん遅れが出て、その事業ができないと、事業がどんどん先延ばしになってしまうということで、やっぱり市民に対しての安全安心が担保できないということが発生することはいけないことですので、ぜひとも早急にそういったところの、要するに問題点というのを洗い出しをしっかりと、そして、この取組に対応できるような方法を取っていただきたいなというふうに思っております。その辺のところはいかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 予防伐採の対応につきましては、先ほど市長、総務部長が申し上げたとおり、こちらの重要インフラ施設周辺森林整備事業のほか、県の森の力再生事業、また森林環境譲与税等々、財源については複数種類がございます。先ほど申し上げましたとおり、財政負担等の見地からもどういった手法が一番有利なのかというようなところも総合的に判断し、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 前々から市の方針でコンパクトシティという構想がありますがけれども、この構想を否定するものではありませんけれども、県下5番目の364平方キロの広大な面積の中で市民が生活を営む伊豆市の現状に目を向けた場合、伊豆市の特性である広域分散型社会というものは、これはすぐにはなくならない。かなり長い間続くものというふうに判断されます。

いずれにしても、対応処で要望することは、地球上の誰一人取り残さないことを誓って17のゴール、169のターゲットから構成されているSDGs、日本としても積極的に取り組んでいます。これには伊豆市もそのように取り組んでいるはずで、市民一人一人の日常生活を守る行政の積極的な取組に期待をして、質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで杉山武司議員の質問を終了いたします。

ここで10時20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時21分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 間 野 みどり 君

○議長（三田忠男君） 2番の一般質問に入ります。

次に、4番、間野みどり議員。

[4番 間野みどり君登壇]

○4番（間野みどり君） 4番、間野みどりです。発言通告書に基づき、下記のとおり発言いたしますので通告いたします。

1、伊豆市の小中学校のトイレの洋式化の現状と検討について。

3月の本年度の予算で、修善寺南小学校のトイレの改修費が可決され、その子供たちや親は大変喜んでいるようです。そのことを機に老朽化が目立つ他の小中学校の現状を心配しま

した。

そこで、質問します。

①伊豆市の小中学校のトイレの洋式化はどのような現状ですか。このような現状をどのように捉えていますか。

②6月の定例会の一般質問の防災や新型コロナウイルス感染症の関係では、感染予防の老人使用、もしかして避難所になるための理由から、トイレの和式も需要があると聞きました。高齢者は洋式化のほうが利用しやすいと考えますが、その点はどう思われますか。

③トイレについて、今後の計画等がありましたら教えてください。

2番、オストメイトトイレのその後について。

月ヶ瀬道の駅のオープンで、再認知するきっかけになり、オストメイトトイレが以前よりも少しずつ市民の中に浸透しつつあると思います。令和元年2月の一般質問後、安西様から2つの簡易オストメイトの寄附もありました。オリンピック、パラリンピックが延期になった時期でもあり、市のほうではその後どのようになっていますか。

3、防災に関する様々な問題点について。

今、新型コロナウイルス感染症の問題が最大化している中、防災に対する考え方も日々変化しています。もしもの時の避難所については、3密を避けた避難所、プライベートの空間を取った避難所等が求められています。今まで、東日本大震災や熊本大地震、九州における豪雨災害等の大きな災害を経験された方たちは、その他にも様々な問題点を提示してくれます。

例えば、女性のDV被害者の避難所、虐待の疑いのある子供の避難所、障害のある方や妊婦等の避難所等です。特に女性の立場から避難所に対して不安も多くあります。今後これらを踏まえて、伊豆市では避難所についてどのように考えていますか。また、今後の取組などがありましたら教えてください。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） おはようございます。

間野みどり議員、伊豆市の小中学校のトイレ洋式化の現状と検討についてお答えします。

伊豆市の小中学校のトイレの洋式化の現状についてですが、小学校のトイレでは校舎が53%、体育館が93%の洋式化率です。内訳とすると、学校再編を行った天城小、中伊豆小では校舎のトイレは100%となっており、修善寺地区の4小学校が39%となっています。体育館については和式を1つくらい配置する形で、ほぼ洋式化されているので割合が高くなっています。

中学校のトイレでは校舎で32%、体育館で59%と、全体的に洋式化率が低いのが現状です。

また、土肥小中一貫校では校舎が100%、体育館では意図的に和式も配置しましたので75%となっております。

こうした現状を踏まえ、修善寺の4小学校のトイレの改修、特に和式になじみのない低学年用のトイレの改修が必要と考えております。

②トイレの和式の需要についてですが、たしかに御高齢の方は洋式のほうが楽に使用できると思います。6月の議会でも答弁しましたが、体育館は社会体育施設としての利用もあるため、他人が使用した後は嫌だとか、和式のほうがいいという方もいらっしゃることは承知しています。再度になりますが、利用者の意向なども踏まえ、学校とも相談しながら検討していきたいと考えています。

③トイレについての今後の計画についてですが、さきにも述べましたように、修善寺地区の4小学校の低学年用のトイレの改修が必要と考えています。今年度も熊坂小などで一部改修を実施しますが、来年度以降も学校と相談しながら効果的に改修を進めていきます。また、中学校においても、生徒の学校生活に支障のないよう、学校と相談しながら改修を行ってきたいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ありがとうございます。今の現状を出していただきました。

私は去年の12月頃、南小の父兄より相談を受けました。それから調べるきっかけになったわけですが、今年の2月3日現在での資料をその頃からいただき、それを基準に今までちょっと検討を重ねてきました。コロナ禍の中で一度、一般質問をちょっと見送ったことがありますので、もし、不鮮明な点やピントがずれていたら御指摘ください。

その内容を見ると、それぞれの学校でやはりばらつきがあるし、中学は洋式化が少ないということも分かりました。特に修善寺小学校は建築年が昭和39年で、私が11歳の時、今の校舎ができたことを覚えています。体育館などなくて、これは雑談ですが、一番上の音楽室で卒業式をやったのを覚えています。そのくらい古いので、校舎の洋式化も、今39%、小学校と言いましたけれども、修小は26%と低いようで、やはりそれも仕方がないなと思います。しかし、その他体育館や野外は少しずつですが、手を加えているようです。天城小や中伊豆小はやはり新しく統合再編成の効果が少しずつ現れ、効果の体育館ともに100%に近づいているのはいいなと思います。

本題に戻りますが、なぜ私がこれを調べようかと、取り上げようかとした理由は、南小の1階の1年生のトイレが悪臭がして、中には我慢をして家に帰ったり、帰り道の修善寺駅構内まで、構内のトイレまで我慢して利用しているという声を聞いたからです。そして、それではいけないな、よい方法はないかと調べました。すると、実際に私が調べるよりずっと前から問題化されていて、PTAや学校側、それから教育委員会にも動きがあったことを知り

ました。3月の予算に取り上げてもらい、改修の運びになり、今は改修しているということですが、本当によかったと思います。

しかし、その中でポイントなんですけれども、洋式化だけではなく匂いということをしごくポイントにしていたんですけれども、学校の匂いほどのように捉えていますか。そして、今、時代とともに掃除の仕方が変わっていると思いますが、どのような、子供たちが掃除しているのか、それから年に何度か業者さんが入るとか、掃除形態も変わってきていると思いますが、やはり市民の方にはちょっと周知、小中学校の親、子供さんを持っている親は案外分かっているんですけれども、案外それが過ぎてしまうと分からないということもあるので、ちょっと協力体制とかも必要だと思うんです。その点はどうなっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、南小のトイレの匂いの関係ですが、6月議会でも森議員からも御質問いただいて、我々も何度か確認をしております。我々も確認をして、例えば、夏休みとか、長期休暇の後には少し気になる時もあるんですが、通常は我々が行ってもそれほど気にならないなど感じているのが現状です。

それと、よく男子トイレの上に水をためておいて定期的に流す装置があるんですが、その回数を増やしたところ、かなり解消しているのではないかなというふうに感じております。

あと、業者も、必要に応じて業者の清掃も入れておりますが、まずは日々に清掃していただいて、御覧いただいたこともあると思うんですが、かなり古いんですけれどもきれいに清潔にふだん使っておりますので、それ自体が匂いの原因というよりも、やはり施設が古いものですから排管等が原因だと思いますが、申し上げたとおり水を定期的に流すことによりかなり解消されているのではないかと感じております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 現状が分かりました。今こういう感じなんだとちょっと皆さんに知ってもらうのもいいことだなと思います。

実は7月28日火曜日に、修善寺町管内の小学校をちょっと直接訪れまして、トイレのことを聞いてきたんです。すると、事務員さんだったり教頭先生だったり、いろいろな方に接していただいたんですけれども、修小は今のところ匂いは何も問題ないよということでした。でも、古いのでうまく付き合っているよという感じでした。それで、東小も今のところそんなに気にしてはいませんが、慣れてしまっているのかななどということもあったんですが、やはり何も今の問題は無いということでした。

ただ、やっぱり土肥小中一貫校のように使いやすいトイレがあったらいいなと、みんなの気持ちだと思います。そして、最後に一番ここなんですけれども、市の予算がなく、教育委員会も一生懸命努力しているのが分かるから、そんな無理は言えないという、ちょっとそうい

うみんな努力しているんだなということがよく分かりました。

それで、熊小にちょっと行ったときに、匂いはやっぱりいろいろ、熊小も古いのであるんですが、古くて1階を1年生が使っているんだそうですけれども、子供が十数人だものですから1人1個くらいであまり使うことがないので、匂いは気にならないのだけれども、ただ暗くて、電気が暗くて怖くて行けない子がいるという、そして、ついて行ったりするという。それはやっぱりお化けが出たりとか、そういう小さい子独特なんでしょうけれども、そんなのもありました。その分、2階の使用度の強いところはたまにトイレも匂うけれども、それはそれでやっぱり一生懸命努力しているとかで、そして共通3校、南小には行かなかったんですけれども、3校はやっぱり使いやすいトイレがいいなと言っていました。

まとめてみると、差し迫って困った様子は少ないです。どの学校も先生方が市の予算のないものを使い、また少子化のこともやっぱり頭に入れながら、工夫してどうにかよい方向へ努力しているという様子が見えました。1点、熊小で電気が暗くて怖かった、一人でトイレに行けないということですが、暗いとかの環境にも教育委員会は配っているでしょうか。再質問です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 本当に限られた予算で段階的にいろんな改修をさせていただくんですが、その改修の予算を組むときには必ず担当者と学校と相談をしておりますので、ちょっと暗い度合いが、すみません、十分把握しておりませんが、今の御意見もしっかり把握させていただいて、来年度予算取る時には、ただ洋式化するだけとか、改修だけではなく、そういうところも、限られた予算ですけれども直していけるように検討してまいりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ちょっと話が前の時に戻りますが、前に教育厚生委員会の中で述べたことがありますが、小学校の洋式トイレが混んでいる場合を想定して、子供たちがもし混んでいたら和式のほうに行かなければならないので、就学前に親子でアピタの和式トイレに練習に行くということを言ったことがあるんですけれども、うちには今、洋式トイレが多いので、練習のためにそういうことがあるといいます。今、伊豆市は就学前は大体こども園に行きますよね。それで、幼稚園と保育園のときと違って、みんな新しいこども園の生活で、きっと新しくきれいなところで生活しているのが本当だと思います。

ですので、そういう感じなのだと思います。でも、私は自分個人としてはアピタのその和式のところに練習に行くというのも悪いことではないと思うんですよ。アピタに行って、やっぱり親が子供さんを思う気持ちも分かります、伝わりますし、全て何でも子供が使いやすいようにパーフェクトにしてしまうのがよい教育だとは、自分は思っていない。やっぱり

困難があったらそれをどうにかよい方向に考えたり、これは混んでいるからどういうふうに時間を自分のほうでしようかなとか、そういう力を蓄えるのも教育ではないかななどとは考えています。

あるこども園で、手洗いの蛇口を自動化にしたんです。自動化にしたら、いつも自動に出るものですから、それに慣れてしまって、うちで蛇口を使わなくなってしまって、これはいけないと思って、蛇口の自動化をやめたこども園もあることは事実なんですけれども、そんな事例などは教育委員会のほうでお持ちでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） ありがとうございます。

今、ここでトイレ云々についての事例ということではなくて、いろいろな面で子供たちがやや不便だけれども日常の生活ができるような、そういう指導を心がけるといのは、やっぱり学校として大事だと思っています。

ただ、いろんな感染症対策として自動の手洗いのことを取り入れようとか、それから、電気のスイッチに触れないで、そのほうが感染が減りますよね。ですので、そういうために自動化するというのは比較的多くなっているんですけれども、議員がおっしゃられるように、子供たちの生きる力をつけるものとして、そういう教育を行うというのは一つの方法だと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 再質問します。

結論からいうと、学校はそれぞれ予算の範囲内で工夫しながら努力してくださっているということは感じました。しかし、子供たちにとっては毎日のことです。汚い、暗いではなく、楽しいとはいかなくても、できれば心地よく安心でき、ほっとするようなトイレにしてほしいなと思うことは事実でございます。

ここでちょっと今さっき答えていただいたので、体育館のほうは社会体育館として使うので、和式化もそのままということなんですけれども、やっぱり感染症などでお尻をぺたっとつけてしまうのが嫌だということでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 御意見の中に、1つの例とすると図書館のトイレを改修するときも、ちょっと洋式だけだということの御意見をいただいたというふうにも聞いており、接触をという御意見が全体ではないんですけれども一部にあるということで、例えば4つあるうちの1つは残すというのを、新しい体育館でも残す場合もあるということで、現状はそういう形で1つぐらい残すような形で整備を進めております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 分かりました。ちょっと同じことを2回言ってしまうかもしれませんが、先ほど言いましたが、子供たちにとって何でも嫌なことは取り去ってパーフェクトに気持ちよくさせるのが絶対によいこととは私は思いません。もしもの災害の時にも、困難を乗り越えてよい方向へ自分を持っていかなくてはならない、その力が大切です。

されどトイレですけれども、生きる力、乗り切る力、考える力、思いやる力とかに、それぞれ、そして、もし不都合があったら、意見をちゃんと言える力とかにもつながるといいなと常々思っています。教育委員会さんのほうには適度の心地よい環境を気にしてくださるようにして、この質問を終わります。

では、2番をお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 2つ目のオストメイト対応についてですけれども、私が大ファンだった渡哲也さんが人工肛門の使用を公表され、ある意味こういったことの社会的認知にやっぱり貢献されたんだろうと思うんです。こういったことがやはり社会的な課題だとして、しっかり行政としても対応していく必要があると思います。

その上で、どこでも誰でも自由に、そして使いやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいて、このような施設を目指してまいりたい。オストメイト対応トイレについても推進したいと考えております。

詳細について健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員の一般質問の中にもございましたが、昨年オストメイト対応の前広便座2台を一般財団法人バリアフリー推進協議会様から寄贈いただき、修善寺駅トイレと修善寺温泉駐車場のトイレに設置し、御利用をいただいております。

また、新しくできた月ヶ瀬道の駅や児童発達支援センターに設置されたことにより……

○議長（三田忠男君） すみません、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） それでは、会議を再開いたします。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 児童発達支援センターに設置されたことにより、市内では昭和の森会館、生きいきプラザと合わせて6か所の設置となりました。

外見上は障害者であることが判明しにくいストーマ保有者が、障害者トイレや多機能トイレへ入りやすくするために、トイレの入り口にオストメイトマークを表示しています。

そして、車椅子使用者などが利用する多目的トイレは市内に計47か所設置されています。

オストメイト対応トイレは、ストーマ保有者が排泄物の処理、ストーマ装具の交換、装着、ストーマ周辺皮膚の清拭、洗浄、衣服、使用済みの装具の洗濯、廃棄などができる設備が必要とされていますので、設置にはスペースの確保も必要とされますが、ストーマ所有者が安心して外出できるように、今後もオストメイト対応トイレの整備を推進していきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） オストメイトトイレ6か所、それから多目的トイレが47か所ということがよく分かりました。しかし、市民の方はあまり周知していないかなという感想があります。

このオストメイトトイレとか多目的のトイレは、今、コロナ禍で消毒などはどうなっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 多目的トイレやオストメイトトイレもほかのトイレと同じように、管理につきましては安全快適に使用していただくために清掃を定期的に行いまして、衛生管理に努めているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 予算の中で、こども園とか、それから小学校には消毒液が配布されましたよね。マスクも保育士などはもらったとも言っていますけれども。そこら辺の消毒液などはそちらのほうに回しているという傾向はあるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 具体的にどういう消毒を現場でちょっとしているのかという、こども園において、消毒をしているのかということまでは把握してございませんでしたが、必要なアルコール消毒を時間を区切りながら、今までよりも頻繁に掃除をしているというふうに聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） すみません。注意はしているというのはよく分かります。

コロナ禍の中で、今、人の流れはあまりないだろうと思っていましたが、8月15日前後の私の住んでいる修善寺のお寺近辺をちょっと車で通ったんですが、若い方が多くてびっくりしたのが事実なんです。この方たちは絶対に1度か2度はトイレを使うだろうなと思って、そのことに自分たちはちゃんと認識しているのだろうかとも思いました。

今現在、体の弱い方は外出や外泊は控えているだろうと思っているんですけども、そんなときにやっぱり飲食店なども思うんですけども、ここにもしもこういうふうに分かりやすいトイレの提示があったらいいななどと思ったので、オストメイトトイレが本当にすぐに分かるような冊子などは、市のほうで提示してありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 市のホームページにおいて市内の施設のどこに多機能トイレが設置されているのか、オストメイトトイレが設置されているのかという一覧表を、今、載せるように準備を進めているところなので、一日も早く掲載できるように、閲覧できるように進めていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 女性の立場からいうと、やっぱり乳がんの手術をした人は個室のお風呂がある旅館を選ぶ。それから、オストメイトを使っている方は事前にやっぱりそういうところがちゃんとあるところをパソコンとか調べてから来るというのが普通のようなので。そういう方たちのためにも、もしかしてちょっと、持ってくるのを忘れてしまったといったときも、そういう冊子があるといいのではないかなと思ったので、質問させていただきました。

前の小学校の1の部分でもトイレで、またここでトイレで、申し訳ありませんが、トイレというのはやっぱりすごく大切だなと思います。今、働く女性とか、それからみんな働いていますけれども、特にばりばりやっているような人たちとか、そういう人たちは飲食店などもトイレのきれいなところでないといけないよみたいな、トイレが充実していない施設は駄目だとか、はっきり言う人がいます。伊豆市に来る人全てが、一目で安心できるような、トイレが、一覧表がぜひあるといいと思いますが、何かそういうトイレのもっと分かりやすい提示方法とかを考えたことはありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） バリアフリーマップという多機能トイレの有無とか、あと通路の段差情報など、車椅子利用者や高齢者の方がバリアフリー情報を知ることができるように工夫された地図というのがあるようなので、オリンピック、パラリンピックも延期になったというところがございますので、今後は関係部署と協議をしながら、その地図の整備に努めたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ぜひそちらのほうをよろしく願いいたします。

ちょっと余談になりますけれども、伊豆市には市山に明德寺というお便所の神様がある。神様というか仏様でしょうか、神様でしょうか。あるので、小さい時からそこに行って、おまたぎをまたいでくると、将来死ぬまでにお世話にならないというようなそういうのを、ずっとおじいちゃんち、おばあちゃんちから聞いてきたんですけれども、何かせつかくそういうのもあるので、コラボとかして、伊豆市に来るとトイレはこんなにきれいとかというのがあったらいいなど、一人で考えている。いかがでしょうか、その考えは。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 12年前に私が市長になって、やりたかったことの一つで、まだ着手できていないのがそれなんです。私も小さい頃、手水場の神様ずっと行っていましたから。あの頃「トイレの神様」という歌がはやっていたんですね。したがって、市内でやはりきれいなトイレがあるところというのは観光地としての魅力がすごく高まるので、具体的にそのお寺の名前を借りてチーム明德寺というものをつくって、伊豆市の公設、民設のトイレをきれいにする運動をしたいなと思っていて、実は12年間まだ着手してきませんでした。

改めてそういった運動にトライすることができればと、こう思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 本当にトイレのことだけで、でも大切なことだものですから、オストメイトトイレだけではなく、障害者用トイレがもう少しやはり分かりやすくするのがいいことだと思います。すぐ探せるようになったらよいなということで、そういうことをもう一度再確認を、オストメイトをしていただくことで、そして多目的トイレの充実化、それから探し場所、やっぱりこれから観光産業がもっと発展するためには絶対必要なことだと思いますので。2番の質問はこれで終わります。

3番にお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、3番に入ります。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防災に関してお答え申し上げます。

これまで伊豆市が発足してから、平成16年の台風でしょうか。お一人船原で犠牲になられた方がいて、それ以来、人の命に関わる大きな災害は幸いにもございませんが、これは幸運であって、全国で現実には毎年のように起こっている大規模災害が、明日我が身に起こらないということは言い切れない。その中で大変申し訳ないんですが、財産全てを完璧に守ること

はできません、行政のほうで。しかし、何としても命は守りたい。

そのためには、やはり避難なんです。ハード整備もしますけれども、それで命を完全に守ることはできませんので、まずは安全な場所に避難をしていただきたい。そういった観点から、一つにはこのコロナの影響下でどのような避難をするかということは、今回の防災訓練でも各地域にお願いしているんですが、さらにより構造的に課題として浮き上がっているのが、女性とか障害のある方とか、あるいは状況によってはペットと一緒に避難とか、そういった課題が全国各地で起こっております。

災害時にペット、あるいは障害のある方というのは我々でもある程度は想像がつくんですが、女性特有の課題はやはり女性の視点からアドバイスしていただく必要があります。総合的に男女の違いの困難の質やその度合いの違い、あるいは高齢者、障害者、障害児、乳幼児、あるいは妊産婦、そういった方々の必要に応じた対応が取れるようにしたいと思っております。

また、避難所では限られた空間の中に多くの方が避難されますので、衛生面とかプライバシーの面から、今度は心身の健康に影響が出る場合がありますので、適切な避難所運営が必要かと思っております。ただ、職員が全て避難所の運営、管理に携わっていると、今度、職員が本来やるべき業務が遅れて、結果として多くの市民の皆さんにむしろ御迷惑をおかけすることもありますので、避難所運営について、なるべく地域の皆さんにお願いするように、これは区長会などでお願いをしているところでございます。

詳細について、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員の御質問にあります、特に女性の立場からの避難所という観点からお答えさせていただきます。

まず、静岡県では、熊本地震での課題を踏まえて避難所運営マニュアルを改訂してございます。災害時要援護者、男女のニーズの違い、男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとしてございます。避難所の開設から運営組織の結成など、一通りが示されております。

また、避難生活で女性が直面する問題としては、先ほど市長申しましたプライバシーや衛生問題など生活面に関わることや、避難所運営に女性が十分に参画できないため物資や環境の改善が進まなかったという運営面での問題があることが指摘されています。

伊豆市では、長期化する避難生活におきましては、プライバシーに配慮した避難スペースを確保するために、これはコロナ対策にも共通するんですが、間仕切りを設置したり、避難所施設の空間をできるだけ使用し福祉避難スペースとして利用するなど、あらかじめ必要なスペースを想定した避難所運営に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ありがとうございます。何か少しずつ進んでいるように思いましたが、実は3について、避難所とDVについて考えようと思ったのは、コロナ禍の中でやはり家にいることが多くて、テレビとかをよく見るようになったときに、自肅中テレビで正井禮子さんという方の阪神淡路大震災の避難所DVの被害報道を見たからです。避難所というと、まだ頭の中で、今コロナ禍の中ですけれども、3密を避けたい、プライバシーを守りたいということしか頭になかったんですけれども、DVということでもちょっと衝撃を受けて、ちょっとそれから正井さんの書物を探しまして見るようになったんですけれども、この正井禮子さんのことは市のほうでは、どのくらい分かっていますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 申し訳ありません。私はちょっと存じておりませんでした。

以上です。

○議長（三田忠男君） 存じている方いらっしゃいますか。いいですか。

再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） すみません。突拍子もないあれだったですよ。

実は、この方はいろいろな文献でも出されていますけれども、避難所のDVについて研究、それから相談を受けている方です。この正井さんはちょっと置きまして、もう一つちょっと私が気になっている、ちょっと話が違いますけれども。この間、7月15日に新聞報道がありました木村鑄造というところからパーテーションなどの寄附を受けたという報道がありましたけれども、そのことはちょっと分かりやすく説明していただけますか。どのくらいの数を受けて、どこら辺に配置しているのかとか、分かったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 7月半ばに、木村鑄造さんから寄附していただきましたのが、発泡スチロール製の間仕切りになります。1メートル四方の発泡スチロールを組み合わせていくと、1つ1つ組み合わせていくと2メートル四方の間仕切りができて、高さも1メートルあるという、そういうものの寄附をいただきました。あと、椅子になるような、それも発泡スチロールの30センチぐらいの大きさの高さも幅も、椅子になるような真四角になる箱ですね。それを戴きました。寄附してくれたところも、実用化に向けての提供ということで、戴いたのは一組ということで試験的に市でも段ボールの間仕切りとか、テント型のものとか、今、いろいろ、こういうコロナの問題もありまして、商品化されているということもありますので、市としてもそれを一つの、こういうものがあるということをしっかり認識して、いろんな方法、いろんなものを比べながら調達していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） すみません。ちょっと画期的だなと思って興味を持ったものですが聞きましたけれども、1個だけなんです。やはりそれを基本にもう少しいろいろな方向に考えてください。

それで、正井禮子さんに戻りますけれども、避難所のDVは、DVというとみんなも何かあまり分からないと思います。肉体的なDVというのもあるんですけども、それだけではなくていろいろありますね。避難所において、やはりみんなが疲れてきて、体も心も病んできたときに、暗いほうにちょっと行って触られたという方もいたみたいですし、それから着替える場所が皆に気を使って、みんなやっぱりあまりにもそのまま着替えたりしている人、女としてとても大変だったとか。それから泣いている子供がいてもみんなにうるさいと言われて、一晩中外で夜を明かしたとか。それからお乳をやる場所にもすごく困ってしまったとか。

それから、女性の方で、今さっき市長も言いましたけれども運営上、もし災害が起こって今度はいろいろ避難所を運営することから、リーダー的な方があまり一生懸命やってくれるから強い意見を言ってしまって、それに逆らって従わなければ無視とか、それから仲間はずれとか、びっくりするようなことがあったというようなテレビ報道だったんですが、今、コロナ禍の中でそんなことまで考えられないというのが事実なんですけれども、もし、そういうことが起こったなら、災害のとき起こり得るかもしれないという危険性はお持ちでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 災害時の対応は、やはり複数の選択肢を柔軟に選べる準備が絶対に必要なんです。この場合にはこうしてください、この場合にはああしてくださいと言って、そのとおりにならないことのほうが多いです、実際には。まして、我々は阪神大震災、東日本大震災等を通じてどのような課題が起こっているかもかなり知られている。

そして、今、コロナの影響の中で、現状、市庁が考えているのは、恐らく車で家族ごと避難される方がかなり増えるだろうと。そうすると、台風や豪雨のときに、指定避難所のグラウンドに車で行かれても大変なだけだろうと。そこからトイレに行くでも、ぐちゃぐちゃのグラウンドの中を歩いて行く、また、車に戻る。そうすると、やはり道の駅とか、大きな駐車場を持っている観光施設をお借りすることのほうが、多分、一晩、二晩は過ごしやすだろうと。

そこで、今、御指摘のように、家族単位だからコロナの心配はなくなるんですけども、家族の中のストレスがたまったときにどのような対応をするか。そうすると、複数日になったときには、伊豆市は幸いにも宿泊施設がたくさんありますが、ビジネスホテルタイプがあ

りませんので、家族単位あるいは近隣の人たちで一部屋ずつ旅館に入ってください。これは数日から数十日ぐらいの間です。それより長くなると、今度は仮設住宅を造らなければいけない。その中で、家族のストレスをためないためには、なるべく早く学校を再開してあげる。

ですから、いろんな課題が入ってくるんですね。こういった短期から、被災直近から数年に至るまでの時期的な長さ、それから、対応の選択肢の幅、こういったものを相当考えなければ災害対応は取れませんので、今、幾つかの事業の中で防災の機能をお願いをしておりますけれども、そのような観点から対策を考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 本当に起こってみなければ分からないですけれども、やはりこういうことが起こり得るかもしれないし、正井さんの話を聞きますと、ああ、そういうことが起こるんだとつくづく感じました。やはりそれを事前に感知して、こういうこともあるだろうと推測しながら、もしもの時にそういうものを参考にしたり、そういう方に相談をしたりしながら、やはりいい対処ができるといいなというのが実感でした。住みやすい町、伊豆、それイコールやっぱりお母さんや女性が元気なのがやはり一番だという私の持論があります。もしもの時にやっぱりそういうふうな弱い方たちや女性を守るのがとても大切だと思いました。

それで、ちょっとこれは番外編ですけれども、伊豆市で去年の台風19号の避難所で、南小とかそっちのほうなんですけれども、結構たくさん来ましたよね。その時に子供たちは喜んでしまって、お友達といっぱいだからわあわあ走り回って、そして、すごく楽しそうだったんだけど、やはりお年寄りのいつも核家族をしている方たちなどが、あのうるささに心臓がドキドキしたという人もいます。これからやっぱり、今、市長が言ったように、避難所も少しずつマニュアル化してくださるとは思いますけれども、ぜひその時に、いろんな人の意見をやっぱり入れていただいて、女性の声、それから授乳している方、それから子育て中、それから一人で住んでいるお年寄りの方、それからばりばり仕事もしている方とか。多くの意見を聞いてもらって、そういうことを作成してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも防災のとても大切な観点ですので、私から御説明しますけれども、今、御指摘いただいたような去年の台風19号では極めて多くの教訓が得られました。15号と19号では、例えば、月ヶ瀬の避難所は小学校の体育館からふらっと月ヶ瀬に替えたんですけれども、これもやはり避難された方の御意見を伺って、月ヶ瀬小学校の体育館はとても使いにくかったということで、隣の施設。ふらっと月ヶ瀬ですと、もう少し避難していただいても、かなり対応ができますし、女性の方もかなり避難しやすい施設ですので、そういっ

た改善点がありましたし、ある意味、えっと思ったんですが、修善寺の総合会館の大会議室で机を立ててパーティーにただけで、実は喜んでいただいて、あ、こんなことでもやはり一晩過ごすのに、本当にそれは職員が配慮してくれたんですけども、そういったその場に合った配慮ということで、随分変わってくるんだなと、こう考えております。

ただ、とても多かった修善寺南小学校、これから修善寺中学校も同時に使いますけれども、そういった人口が多くてかなりの人が集中するところの対策について、まだ弱いところもあります。その場合には教育委員会をお願いをして、校舎のほうも使わせていただいて、ちょっと子供さんがなかなか動きが活発な御家庭とか、若い女性とかは優先的に教室に入っていたくようなことも、これから考えなければいけないと思うんです。

したがって、まずは避難をして命を守っていただく。そのために今までよりも視野を広げて避難所の機能を考えていく、そのような対策で臨みたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 市長の言うことはよく分かる。去年のその19号か15号か、総合会館に近所のおばさんが危ないからと連れて行って、やはりそのパーティーをテーブルでやっている。こういうふうに分かるといいなと。下はどうするのかなと思ったりしたら、そのうちにちゃんとござが来たりしたんですけども。そうしたら、その年を取ったおばさんが、私は眼鏡を持ってこなかったから、こういうふうに住所とかを書くのはできないよと言うんです。課題は幾つもあるなというのが実感で、そしてなぜか私が書かなければならなかったということがあって、やはりこういう時にはいろいろなことが起こるんだなということを実感したのが事実です。

今、本当にこのコロナ禍など、去年の12月までには思ってもいなかったですし、本当にこれから想定外のことが絶対に起こるかもしれません。そんな時こそよい方向を考えて見つけて前向きに生きられるような、みんなで力を合わせて乗り越えたいななどと思います。

いろいろトイレのことを中心に相談してきました。それで、私がこの一般質問でトイレのことをやると言ったら、ある方からやっぱり小学校のトイレだけでなく、一般、いろいろな施設も古くて困っているからちゃんと言ってねと言われたことも事実です。市長に私が議員になって初めての消防の時に中伊豆のグラウンドで、トイレが汚いですと言ったのを覚えていらっしゃると思いますけれども、やはりこれでは体の不自由な方は来れませんと言ったのを覚えていると思うんですけども、それもそうですし、修善寺の温泉場のほうの公園のトイレもそうですし、みんなトイレについてはいろいろ考えていると思うので、ぜひ前向きな姿勢でいろいろな方向に向かってもらいたいと思います。

5分余りましたけれども、終わらせていただきます。一般質問、ありがとうございました。

○議長（三田忠男君） これで、間野みどり議員の質問を終了いたします。

ここで、議事日程、その他会議等の関係で、昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時12分

再開 午後1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、午後の会議を再開いたします。

◇ 山 口 繁 君

○議長（三田忠男君） 一般質問を続けます。

次に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番の山口繁です。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問いたします。

大きくは4つ、主には市長に御答弁をいただきますし、教育長もよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

この4年間、全ての定例会において一般質問をしてきました。今回、私にとって最後になるであろうこの9月定例会に臨むに当たり、これまでのやり取りの内容を振り返り、改めて問いかけたいと思います。特に、第5期の議員としてスタートをした最初の約半年というのは、文教ガーデンシティ事業一色というような感がありましたし、4年間を通じては市の最重要課題としている人口減少問題が、出口の見えないトンネルの中に入り込んでしまったかのように思いました。

これらを一般質問の素材としてきましたが、必ずしもその答弁に納得したわけではなく、改めてその振り返りをする必要があると考え、以下に質問をいたします。

1、文教ガーデンシティ事業について。

この事業が中止になったことについて、市長にはその失敗の本質を問いかけたが、満足な回答は得られなかった。改めてここで検証し、幾つかの点について明らかにしておくことが必要であると思ひ、その見解を求めることとする。

この事業に関わる幾つかの事業を挙げ、そのことをどのように考えるのか、あるいは考えたのかのコメントをいただきたい。

①事業構想についての市民への丁寧な情報提供や理解を深めるための説明が、十分になされていなかったと思われること。

②第2次総合計画に掲げられたコンパクトタウン形成の象徴的な存在であった同事業について、その全体像が必ずしも明確ではなかったこと。特に、移住、定住を促すという目的のために住宅地をどのように位置づけるのかという議論がされるべきであったが、それが無い

ままに病院誘致との並行検討の扱いとなり、実質的には病院シフトが明らかであったこと。さらに類推すると、住宅地エリアを進めていくのに不都合な真実があったのではないかと思えること。

③そうした不確実な構想と思える中で、事業として先行していた新中学校に関する基本的考え方が特異なものであったように思う。その点について触れるが、文教ガーデンシティ事業が中止となり、新中学校問題は仕切り直しをし、教育委員会の新たな方針により進められようとしている。文教ガーデンシティ事業の中でこだわったことと、今、進められようとしている内容には明らかに差異がある。このことについての説明が必要ではないか。

以下に、中止となった当初構想で特異と思われた点を示す。

ア、新中学校建設に関して、校地、建物の配置などに相当無理があったこと。

イ、教科教室型という校舎形式は、随分以前に沖縄において最初に取り入れられたものと言われているが、その後全国への普及、浸透の度合いは低く、絶対的優位な形式とは思えなかった。それにもかかわらず、最後までこだわりを持っていたこと。

ウ、対象となる保護者の新中学校待望論は多くあったように思える。ただ、統合により生徒間の競争が生まれる、部活動の充実がなされるなどの意見は、生徒集団を大きくする統合には賛成ということは読み取れたが、新しい建物か、既存の建物の活用かについての意見は分かれていたように思う。また、新しい建物の中学校に通わせたいという極めて純粋な意見が多かったことも承知をしている。3地区の中学校を統合し、新中学校とすることと、新たな地に建物を新築するのか既存建物を活用するのかといったことの議論の、最終決着がされていない状況で、文教ガーデンシティの中核的な事業として新中学校が位置づけられていなかったか。

④第2次総合計画は、前期計画がスタートした直後に文教ガーデンシティ事業が中止となり、そのことを理由に計画は見直された。策定した計画がそのとおりに進まなかったので途中で書き直すということに関しては、いまだに納得のできないものがある。

第2次総合計画における文教ガーデンシティ事業の位置づけはどのようになるのか。計画を書き直したことにより、事業構想そのものの存在がなかったことになるのか。象徴的な事業としてその構想は存在したが、議会で否決されたため消滅し、したがって総合計画を書き直し、その部分を除外したとするのか。

⑤文教ガーデンシティ事業は、中核となる新中学校関連予算が否決されたことにより中止となった。その後、構想の中にあった新こども園は既に完成し、運用開始がされている。住宅地との並行検討であった病院については、中伊豆白岩地区への建設が決まり、粛々と進められている。新中学校についても、教育委員会の方針として日向地区への建設が進められようとしている。こうした事例を捉えて、否決された文教ガーデンシティの形を変えた再現ではないかという市民意見がある。このことについてどのように説明するのか。

2、人口減少問題について。

人口減少問題については何度となく取り上げたが、残念ながら明確な処方箋が見いだせたとはいえない。現実問題として人口減少は確実に進んでおり、第2次総合計画で目標とした数値の実現はかなり難しい状況となっている。繰り返すことになるかもしれないが、以下の点についての見解を求める。

①移住・定住政策、子育て政策といった人口減少問題に寄与すると思われる一部の政策は、それぞれの担当部署の努力で一つの形になってきていることは評価されるべきものと思っている。個々の政策の成果が出始めているということの理解はするも、全体として満足できるものにはなっていない。つまり、結果として人口減少に歯止めがかからない状況が続いているが、このことをどのように考えるのか。

②市として、最重要の課題として認識しているのであれば、結果をしっかりと出せることが期待できる政策を講じることと、それを実現させるための態勢を整え、市内外に強くアピールすることが必要ではないか。例えば、市長を先頭に幹部職員を中心に庁内組織全職員が、自らの職務に加え、人口減少問題は統一した最重要の課題であると認識し、組織が一丸となってこの問題の解決に向けての本気度を出すこと。

人口減少がもたらす市民生活への影響をしっかりと市民に説明し、この問題を解決するための予算措置の理解を求めた上で、納得性のある果敢な政策を打つこと。

市外の人から見ても、伊豆市は魅力のある優位な政策を掲げ、人口減少問題に取り組む本気度は他の市町を圧倒している、そんな魅力的な伊豆市に住んでみたいというような評価を得られる状況をつくることなどが必要ではないか。

かつての答弁では、人口減少危機宣言のようなものは発出しない。それぞれの部署がしっかりと対応すればよいということであった。市民を巻き込んで市長以下市の職員が本気を出し、持続可能な伊豆市をつくり上げるという気概を見せる必要があり、そのレベルでは圧倒的な力不足と思うがいかが。

3、庁内組織のありようについて。

庁内組織のありようについては、活力ある機能的な組織であるべきとの問題意識から質問をしてきている。その中で内部統制やコンプライアンスの取組について検討を進めるとの答弁を得ている。現時点における進捗状況はどのようになっているのかお聞きしたい。

さらに1点だけ、何度も申し上げてきた議会事務局と監査委員事務局の兼務解消問題を、今後どのように考えていくのかを改めてお聞きしたい。この件に関しては、議会改革の一環として、議会事務局の機能強化という観点から兼務解消について議長から市長に対し要請をすることとした。私はそのことも含めながら、コンプライアンス上疑義のある重要な問題をいつまでも放置することなく、早期に解消すべきと思っている。

4、市内産業の活性化について。

市内産業の活性化、振興の取組については、伊豆市の活力を維持するために極めて重要なものであり、基幹産業と位置づけられる観光業をしっかりと支えること、市民の日常生活に

欠かせない飲食業をはじめとした社会インフラともいえる市民に密着した中小の商店経営を棄損させないことが、今回のコロナ禍の中で改めて課題として浮き上がったと思う。

①平成30年3月には、中小企業・小規模企業等振興条例が制定されたが、これは伊豆市の中心となる産業をしっかり支えていくという市の方針を明らかにしたものと思う。その条例に基づきどのような行動を取ってきたのか。あるいは政策的に進めたもの、進めようとしているものがあるのか。

②DMOである伊豆市産業振興協議会という組織がある。「観光協会、旅館組合、商工会、JAなどを主要な構成団体として」と書きましたが、主な会員というか、正会員としては観光協会、商工会、JA、伊豆市役所の4つだそうです。賛助会員で旅館組合が入っているということのようでございます。観光地域づくりのかじ取り役を担う組織と認識しているが、この組織の運営資金や事務局運営のための人材投入、そして協議会のトップを市長が兼務するという形で、市のこの組織に対する関与度合いは相当高いものになっている。設立時にもくろんだ機能がしっかりと発揮されているのかを問いたい。

③議員発議により平成31年3月にいわゆる乾杯条例を制定した。日本酒、ビール、ワインという3酒の蔵元がそれぞれ1つずつあるという全国でもまれな本市において、産業政策上の観点ではこの資源を生かさない手はないという発想から提起したものだ。産業振興の一助となり得るものであるという確信を持っているが、これをうまく機能させる方策をぜひ考えていただきたい。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、御質問の文教ガーデンシティ事業についてお答え申し上げます。

文教ガーデンシティ事業失敗の本質は、私の記憶では議員から多分4回目の御質問だったと思うのですが、以前にも申し上げましたように、この失敗は国や県との調整に失敗して事業認可が得られなかったとか、あるいは財源の確保ができなかったとかいうものではなく、議会に関連予算を否決されたことが唯一の理由です。

私は以前、反対された8名の方の理由がそれぞれ異なるようなので、総じてどこに最大公約数があるのか分からずにいると申し上げました。一体、反対された目的がどこにあったのかを考えている次第です。

これまでの山口議員の御発言を伺うと、住宅地開発を病院移転地に替えた。つまり事業に一貫性がないので反対したということだったように記憶をしています。しかし、3年半前ですけれども、まず、教育委員の人事案件を否決され、そして、新中学校を進めてほしいとのPTA約400人の請願を却下し、そして、関連予算を否決されたわけですから、つまり極めて強い意志を持ってこの件に反対されたのが事実でございます。

特に、新中学校の受益者である保護者の請願を却下されたことは、私は非常にショックでした。当時、私が考えていたのは、もしも文教ガーデンシティ事業が否決されるのであれば、当時出されていた請願は2件とも採択し、その上で予算案には反対されるのではないかと予期をしていました。これは矛盾ではありません。保護者の意向は尊重し、行政の進め方に問題があると主張できるからです。しかし、結果はPTAの請願も却下されました。

そこで、私は判断基準を失ってしまい、議員から問われました失敗の本質、つまり、どの事業にどのような理由で反対されたのか、今でも分からずにいるわけです。

次の住宅地エリアを進めていくのに不都合な真実があったのではないかとということですが、これも幾度も申し上げておりますけれども、住宅地整備が実現不可能になったので病院移転事業に変更したという事実は全くありません。その後、議会の御尽力もいただいて、結果として中伊豆温泉病院は下白岩地区への移転となりましたが、当時の状況においてはベストの選択肢であったと今でも考えています。

次に、当初構想の問題点について御指摘がございましたが、教育長からも幾つか答弁があると思いますけれども、市長の立場で申し上げます。

まず、校地などの配置に無理があったのではないかとこの御指摘ですが、文教ガーデンシティ事業における校舎の設計は、周辺の事業と一体化した戦略的なものでございました。特に、一部から批判がありました市道を挟んで北側に離してサッカー場を配置した。これは、大規模災害時に仮設住宅や支援部隊の集結地としてそこを利用する場合に、中学校の教育を速やかに再開するための配慮でした。大規模災害があったところでは、学校を再開ということが極めて大きな希望の再スタートになったことは事実でございます。

また、夏の猛暑に対応するための空調設備が社会的に義務化されている現在、校舎を南北方向に置いて日光の直面を避け、断熱設計等を自然の光のバランスで授業環境を整えることも合理的であったと思います。設計などに無理があったとは考えておりません。

次に、教科教室型について、これを採用した校舎については、確かに全国で例は多くありません。最近の事例や専門家による研究成果もネットで見ることができますが、本件の場合、田方地区のある事例に注目されたものと認識しています。私が知っている範囲内でも田方地区の先生方から、田方地区のある学校の事例について、大変強い反対と懸念の声があったと聞いています。

当時の教育委員会では、これを踏まえて、その田方地区の先行事例になった中学校以外の事例も視察し、改善を繰り返し、議案として上程した際には、その前例における不備を改善し、教科教室のメリットを最大限活用できる設計にしたものと考えています。教科教室は授業には効果的、生徒指導に問題があるということが、大体2010年前後の研究成果のようで、その改善点をかなり検討したものと承知をしております。

それから、次の中学校の校舎位置の結論がないまま、文教ガーデンシティ中核事業として位置づけたのではないかとこの御指摘で、これもかつて幾度か申し上げたことですが、思考

過程、考える順番が違って、教育委員会の当初の計画では、学校再編計画ですね、当初の計画では修善寺地区の小学校再編がさきにあったわけです。そこで、私が財政を持っている立場として、教育委員会に中学校の再編事業も進めるのであれば、いい学校をつくってあげたいので、合併特例債の財源があるうちに進めてほしいと、順序を変えるようお願いをいたしました。なぜならば、小学校再編事業は少なくとも旧町には小学校が残るわけです。しかし、中学校再編事業は修善寺以外の旧町から中学校がなくなる可能性があります。

結果として、土肥は一貫校にしましたが、現在の計画でも中伊豆と天城湯ヶ島から中学校がなくなります。そこで、より安全でより十分な施設を整備できる場所に移転し、この事業を中核として新たなまちづくりに発展をさせたい。その頃、市民の皆さんから大変に要望が強かった都市計画の見直し、すなわち線引きの廃止や農地転用も、これに絡めて進めていきたい。これが、文教ガーデンシティ事業として整理されたものでございます。

次に、総合計画についてですが、これは御指摘のとおり、決定権限のある議会により否決されたことでこの事業は消滅し、総合計画を修正することとなりました。

それから、今、進めているものは文教ガーデンシティの形を変えた再現ではないかという御指摘ですが、ここがまさに論点であって、私が幾度もお尋ねしている何が反対で何は賛成なのかということなんです。平成28年から平成29年の春にかけて市長として実施したタウンミーティングでも、市民の皆さんから文教ガーデンシティ事業の4事業、それぞれどれにも賛成だけれども、文教ガーデンシティだから反対だという声は確かにございました。

そうすると、今後どうなるのか。3年前に私はその後どうなるのか、実は予見し得なかったことで、否決されたら一つ一つの事業が別の形で復活するのだろうか、おぼろげに考えておりました。その後、まず議会主導でこども園整備に着手し、そして中伊豆温泉病院の市内移転も議会の御尽力で実現しました。中学校再編事業は教育委員会がゼロベースで再検討した結果、現在の状況に至り、そして防災機能の整備も議会の同意をいただいたものでございます。

この一連の流れをどう評価し、どう名づけるかは皆さんの御判断に委ねるべきことかと思っております。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 山口議員の当時の新中学校建設についてお答えします。

先ほどの市長の答弁と重なるところもございますけれどもお許しください。

③の当時の新中学校建設事業についてですが、アの当時の新中学校の校地、建物の配置などについては、新中学校だけでなく、こども園や公園、防災施設等を含めた全体のまちづくりの中での配置計画であり、それぞれの機能の連携や補完を含め検討された計画であり、特段無理のある計画ではなかったと認識しております。

イの教科教室型の校舎についてですが、当時、基本設計において教科教室型の校舎を検討

しておりましたが、それぞれの教科の専用の充実した授業ができる教室に移動することにより、教科への関心の高まりや、学校生活でも生徒が自ら時間割を意識して、自ら次の授業に参加するといった動機づけにもなり、生徒自らが積極的、能動的に学ぶアクティブラーニングにもつながると考えておりました。

文教ガーデンシティ事業の中止に伴い、ゼロベースから検討する中で、財政的な内容を含めた様々な議論を踏まえ、現在の計画では特別教室型で検討しております。特別教室型は、普通教室を広く作ることにより、担任が学級づくりをしやすくなり、授業も広い教室の中でグループ学習やICT学習がしやすくなるなど、工夫した授業を展開できると考えています。

いずれにしても、どちらの方法にも一長一短があるわけですので、限られた環境の中で最善の方法を考えていくという気持ちでした。

ウの新たな地に建物を新築するのか、既存の建物を活用するのかについてですが、財政的な面、規模的な面、生徒や教員に与える影響など、当時も様々な比較検討を行い、説明も行っております。今般の新中学校の建設計画における予定地についても、様々な角度での比較検討とその説明を行ったところであり、基本構想に基づく基本設計へと着実に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） 最初の質問に対する答弁ありがとうございました。

文教ガーデンシティということがまず第1点目ではありますが、4回もやっていたんでしょうか。そのうちの1つだと思うんですけども、昨年12月議会の定例会の一般質問でもこれを取り上げました。その中の市長の御答弁で、文教ガーデンシティで、市民の大半の反対の声が強かったことは当然承知しておりますということをおっしゃっているんです。これは会議録にしっかり掲載されていますので。ただ、それを私はその時に聞いてびっくりしたわけがあります。

100億円を超える事業を市民のコンセンサスを得ずに進めるというのはどういうことなのかということなんです。常識的にはちょっと考えられない発言ではないかなとは思ったんですが、やはりそういう発言をされるには何かあるなと思わざるを得ません。やっぱりそのところはちょっと分析していかないといけないなと思って、よくよく考えてみたんですが、実は今の第5期の議員構成、今は第5期なんですが、なる前、つまり第4期の議会構成と第5期の議会構成というのはちょっと変わっているんだろうと思うんです。

第4期の議会では、多分この事業を、文教ガーデンシティ事業というのはもう承認をして進めろという感じ。もちろん、全ての議員が賛成ということではありません。過半数を確実に得るだけの第4期の議会であったのだろうなというふうに思います。ある意味、それをもって市長は多分自信を持たれたのだろうなというふうに思います。市民の大半が反対してい

るということを言われているんですけれども、市民の大半が反対していることを承知しながら、この事業を進めることが可能であるというのは、そういう御自信があるということは、やっぱり議会をしっかり制していれば何でも可能であるというようなことなんだろうなと思います。

繰り返して申し上げますけれども、市民の大半に反対の声が強かったとしても、議会の過半数を制しさえしていれば、イコールそれは信託された民意であるという、こういうことになると思うんですけれども、この点について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） もし可能であれば、議事録確認したいんですが、私は市民の大半が反対していたという認識を持ったこともありませんし、発言した記憶もないんですけれども、もし議事録にそういうことが書いてあるのであれば、私がかつて一度も考えていなかったことであり、そこを確認をさせていただきたいと思います。

当時、私は世論調査なりアンケートを取れば、あるいはそういったシングルイシュー、一つの項目で選挙をやれば6割程度の御支援はいただけると思っていましたので、市民の大半が反対されているにもかかわらずという認識を持ったことはございません。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） はい、再質問ありますか。

○2番（山口 繁君） 私は会議録、ちょっとコピーを持っていますけれども、これをもって今、再質問の組立てをしています。ですから、ちょっと止めていただいて、もし必要ならば会議録を出していただきたいと思うんですけれども。12月定例会の246ページの下段のほうにあります。

○議長（三田忠男君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時49分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁、市長お願いいたします。

○市長（菊地 豊君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

今、録画のほうを自分で確認をいたしました。録画のところを文字として起こすと、このとおりでございます。そこはそのとおりです。

私の発言の仕方が、当時の御質問にお答えして「市民の大半が」と言いかけたところを急遽内容を変えて「反対の声が強かったことは承知をしております」そしてその後で、大半ではないということを、ここに書いてあるとおりに説明しているんです。ですから、私が急遽

内容を言い換えたところが文字としてつながっていることは事実でございますが、その意味は、あと、これを読んでいただければ分かりますとおり、反対意見が、強い反対意見があったことは承知していますけれども、大半ではなかったと思うし、後のタウンミーティングでそういったことはありませんでしたということは、この議事録のとおりです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） 実は、この再質問を起こすときに、これがまずありきで起こしたわけではないんです。12月の定例会だったか、いつの定例会だったか分からないけれども、たしかこういう発言があったよなということを、大半の反対の声が強かったというのが、頭の中にしっかり残っていたものですから、多分どこかで言っているな。それを探し出したところ、12月の定例会にこういうことだ、これだということで、起こしたということでもあります。

これはいいです。いろんな文字で起こすところということになってしまうことで、これをいつまでもやっても仕方ありませんので、これはこれで百歩も二百歩も譲っちゃいますけれども。ただ、お聞きしたいんですけれども、やっぱり議会の議決ということに関してどのようにお考えなのかなということ。その辺をもう一度確認をしておきたいなと思います。

議案を提案するのは市長の役割だし、その提案をされた議案をきっちり審議して、それで最終判断をし、結論を導き出していくんですけれども、それが議会であり議員の仕事だろうなということだろうと思うんです。そういうことで、例えばこの文教ガーデンに関しても八人は八様、いろんなことがあったというようなことを言われていましたけれども、結果的には賛成というか反対というか、いわゆる中止になるような議決になったということなんですよ。

議会の議決というのは、やっぱり僕はある意味、民意を反映したものだというふうに思っているんですが、この点はどういうふうに考えるか、もう一度改めて伺っておきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会の議決は伊豆市行政の最終的な決定権限ですから、最も強いものがあるわけです。したがって、当然この案件も平成28年9月まではずっと議会の御同意、御承認をいただいて進めてきたわけですね。議会構成が変わって反対になった、これは議会の決定ですから、したがってそのとおりなんです。

先ほど申し上げましたとおり、関連予算が否決されていても、仮にもし請願が採択されていたら中学校は賛成という意思表示ですので、内容を変えてすぐに行うことができたんですが、中学校そのものが反対なのか、全部が反対なのか。それがずっとこの3年間、議論がなされないまま、幾つかこども園は推進決議案、去年の12月は中学校の推進決議案。それから、温泉病院については有志の議員さんの存続を求める声。そういった形で進めさせていただ

たわけです。

議決という議会における決定は、これはもう最終的かつ最後の決定権限ですから、最も重いものがあると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） これ、どこかで市長が言われていることなんですけれども、文教ガーデンシティ事業というのを振り返って、いわゆるその時の第5期というのは新人が7人出てきて、7人が全員反対ではなくて、これは半々ぐらいいるんだろうと思うんですけれども。しかし、どういうくだりだったか、彼らは否決するために議員になったというようなことを言われたことが一つあることと、それから公式の場ではないにしても反対した議員が悪いとか、そういうようなことを言われている記憶が幾つかありまして。私自身のことだけを言えばですけども、文教ガーデンシティ事業反対ということで公約をして出てきたわけではないし、出てきてその案件があって、議論を尽くした上で最終的には反対を表明をしたと、こういうことですから、私は議員としての役目をきっちり果たしているというふうに思っているんです。

ですから、したがって、その否決するために議員になったとか、反対した議員が悪いとかという発言に関しては、物すごく違和感といいますか嫌悪感を持っているんですよね。その点について、ちょっと僕は許し難いところがあるものですから、発言をさせてもらっています。何かコメントがあればいただけますか。なければいいですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 否決するために議員になったという言い方を、私はした記憶はございませんが、さっき申し上げたように、強い意志を持って反対されたということは今でもそうなんだろうと思っています。私は今でも、あの時の教育委員の人事案件は伊豆市の次世代の教育を先頭に立ってされている、教育委員として適任者だと思っておりますし、まして中学生、小学生の保護者の請願というものは、本来は一番重みのある請願なんだろうと思いますが、それはやはりこの事業を否決するという強い意志がなければ、その2案件を否決することはなかっただろうと思っていますので、そのために議員になったとは申し上げませんが、しかし、強い意志を持って3年前の5月に至るまでの決定なんだろうと。それは今でも感じざるを得ません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 否決するためということ、まず前提に置いて物事を動かしてきたというつもりは全然ありません。議論の結果、否決せざるを得ないよねということでの判断だと、少なくとも私自身はそういうふうに思っていますので、誤解のないようにしていただき

たいなと思います。

次に行きますけれども、文教ガーデンシティの全体像がやっぱり揺らいだことがありましたよね。これはまあ、大前提に変わったとかという、ちょっと意味の分からないことがあったんですけれども、要は住宅地と病院の並行検討というところですね。この辺を考えてみたいんですけれども。

今、限りなくウェブで検索が今でもできるんですけれども、市のホームページだと思えますけれども、文教ガーデンシティ事業構想とはというのを見ることができます。その中には、平成28年3月に中伊豆温泉病院から老朽化の建て替えのために市が提供できる候補地を探してほしいという要望があったと、こういうことですね。こういうことがあったということを、今、読むことができます。

それで、この平成28年3月というのは、市長にとっては3期目の市長選に臨む時期なんですよね。市長選にもう実質入っている時期なんだろうと思うんですけれども、その選挙戦で、文教ガーデンシティ事業に関して、どういうことを、どのようなことを市民に訴えたのか、それを伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、温泉病院と私の選挙との関連でどう答えたらいいのか分からないんですが、端的に何を御質問でしょうか。

○議長（三田忠男君） 反問権として認めますので、答弁願います。

〔「時間は止めていいんですね」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） これは時間を止めますので。

○2番（山口 繁君） 止めますか。

○議長（三田忠男君） 質問の意図を確認しましたので。

○2番（山口 繁君） そういうことですか。

文教ガーデンシティ事業というのは、市長の重厚な政策だということは承知をしています。ただ、病院から要望があったとしても、基本的にはこの文教ガーデンシティ事業というのは中学校、こども園、住宅地、公園という4点セットで、あのエリア12ヘクタールを開発するという事なんだろうと思うんですよね。やっぱり3月に中伊豆温泉病院から候補地を探してほしいという要望があったことは事実、明らかですからこれはもう事実なんだろうと思うけれども、そういうのがあったとしても、市長選では幾ら何でも病院をあそこにやりますよなどということはいわないですよね。やっぱり何がなんでも文教ガーデンシティ事業は完成させたいというようなことをお訴えになったんだろうと思うんです。その4点セットで。ということしかないと思うんですけれども、そういうようなお訴えだったのですかという質問です。

○議長（三田忠男君） 分かりましたか。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 4年半前の自分の選挙戦ですから、どういうふうに申し上げたかの記憶はありませんけれども、当時の文教ガーデンシティ事業構想に沿って将来像を皆さんに訴えたと思います。3月に温泉病院からの申出があって、自分の公約を大きく変えたという記憶はございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 3月にあったということは事実なんですよ。公約を変えたことがないということは従来の4点セットの文教ガーデンシティ事業を進めていくと、こういうことなんだろうと思うんです。そういうことをお訴えになられたんだろうと思います。それで、1万票を取るという、そういう結果で市長に、第3期目になっていくんだろうと思います。

ちょっとその次の質問になるんですが、住宅地と病院誘致を並行検討にしたのはいつのかなということなんですね。これも会議録を調べてみました。そうしたら、これは平成28年の12月定例会で木村議員が一般質問をしていることにたどり着くんですけども、平成28年の9月6日、僕はまだ議員になってません。なる直前です。JA厚生連の理事長と市長の間で住宅地部分を移転先として検討するという具体的な協議に入る合意をしたということがそこで言われてます。その内容については23日の全員協議会で経緯が報告されたということですけども、これはもう多分間違いないんだろうなと思うんですが、3月に候補地として探してほしいという要望から、その半年の間、どこでどういうふうに検討がされて、どんな検討がされたのか。住宅地という極めて重要な政策を外してまでも病院にしなければならなかったという、そこが分からないものですから、その辺をお聞きしたいということです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも以前に議会でお答えしたと思うんですが、探しました、ほかもたくさん。例えば伊豆総合高校の下だとか、そこは道路を変えなければいけない。けども高圧電線の真下だったんですね。あるいは牧之郷だと遠すぎるとか、熊坂だと当時はまだ浸水区域だとか、大平だと遠過ぎるとか、もういろんな議論があって、いろんな場所を検討して、当時中伊豆温泉病院さんは、市が確保してくれという話でしたので、当然市有地は適地ありませんから、市が確保できる可能性のある、当時まだ民有地です。市民の方の田んぼでしたけれども、文教ガーデンシティ事業の住宅地ということで構想を描いていた土地以外に市が提供できる可能性のある土地がなかったために、当時の厚生連から見れば、中伊豆温泉病院は廃院する選択肢、三島方向に移転する選択肢等々があった中で、ここで市が拒否すると、高い確率で市外に出るだろうという中で、やむを得ず唯一市が可能性が高かった。確定しているとは言いません。可能性が最も高かったところがベストの回答ではないかという

判断をさせていただいたわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） いろんな御苦勞をされたことは分かりました。現実には今白岩地区で中伊豆温泉病院が肅々と進められていることになったんですから、幾つか探した候補地のうちで白岩地区というのはなかったんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当時は駅から近いところ、できれば駅からお医者さんが歩いて行けるところということでしたので、申し訳ありません、中伊豆の皆さんには申し訳ないんですけども、その時点で中伊豆地区にということは考えておりませんでした。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 分かりました。じゃ、これはこの辺でやめておきます。

ちょっと1つだけ、これは答えていただけるかどうか分からないんですけども、市長、昨年の秋でしょうか、どこかで御講演をされてますよね。要は市長になる経緯みたいなものをいろいろお話をされて、自衛隊を早期に退職して、ふるさとの伊豆に戻って尽くしたいと。市長になるんだというようなことがまずくんだり、それから、市長になってからの御苦勞の話も結構されて、そして重厚な政策である文教ガーデンシティ事業というのが持ち上がってきて、それについて触れられているんです。このことに関して、今これウェブでも確認できますから、誰でも読めるんですけども、こういうふうに言ってます。文教ガーデンシティの候補地は修善寺駅と赤十字病院から近く、構想策定の途中で、別の病院が新中学校の隣に移転する計画も持ち上がったと。新中学校を核としてこども園、病院、公園を一体開発する文教ガーデンシティ事業が固まり、地方行政で最大の課題の難関である農地転用もクリアしたと。この構想を選挙公約に掲げた3期目の選挙は、何とか1万票を確保し、1万対3,000で当選した。これで環境は整ったはずであったということで、この後またいわゆる否決に向かう御苦勞の話がされるんですけども、その後の否決に至る経緯は、ここでは横に置いておいて、随分先ほどの話と違うんじゃないかなということなんです。1つは、新中学校、こども園、病院、公園の4点セットがそもそもの構想であったと言われているということ。それから、2つ目、その内容で市長選を戦ったということ。これについて何か事実と違う内容じゃないかなというふうに思うので、それをどのように説明しますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 3回目の選挙のタイミングで温泉病院の移転を、しかも候補地を市が提供してくれという形でありましたので、まさに今回の自分の選挙とコロナと同じように、

どういう立場で、つまり自分が現職の市長なのか、候補者なのか、どういった立場で物を申したかというのは定かではないところはあります。その上で申し上げますと、この事業の核心はやっぱり新中学校なんですね。それが核心なんですね。2つのまちから中学校をなくすというのはとてもつらい。ここが修善寺の方々にとっては修中の再整備なんです。だけど、市長から見たら、修善寺中学校ではなくて、新しい伊豆中学校の新設なんですね。これだけ大きな事業、平成27年、平成26年、平成28年頃にこれより大きな事業はありませんでしたので、これをばねにする以外に都市計画を変えることも、農地を転用することもできないだろうという観点がずっとあったわけですね。

したがって、そこが住宅地か温泉病院かによって、その事業の本質は変わりませんでしたので、どのタイミングでどういうことを申し上げたかの記憶はありませんけれども、中学校を核心とする文教ガーデンシティ事業の公益性は、住宅地であっても病院であっても本質の部分は変わりませんので、どの時点でどう申し上げたか分かりませんが、全体構想としてはそのとおりに考えておりました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 全体構想に対する思いということは、市長のその話はよく分かりますので、いいんですけども、少なくとも今ウェブでその講演録が配信されていて、その中の1つに新中学校、こども園、病院、公園の4点セットがそもそもの構想だったということを言っていることと、その内容で市長選を戦ったということ、そういう御苦労話も入れているんですけども、これは場合によったら何かうまく修正をしておいたほうがいいんじゃないかなという思いがありますので、その辺の取扱いをお願いしたいなというふうに思います。

そして、次ですが、やはり住宅地を病院にということ、これは私自身あの当時やっぱり異常に傾斜していたというふうに見ます。またそうじゃないという事情があるようですけども、やっぱり何か住宅地を先に進めることのできない不都合な真実があったのではないかなと思うんですけども、そんなことは一切ないということですから、それは信じるしかないんですけども、ただ、並行検討ということを言われたので、並行検討というのは一体どんなことを検討されていたのか。それは幾ら聞いても教えてもらえないんですよ。本当に並行検討していたのと。いや、してないならしてないと言えればいいんですけども、並行検討していると言うから、じゃ、その内容は何かと言うと、全然定かにならない。この辺をもう一度説明してもらってもよいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議場でも何度か話題になりましたけれども、何をもって決定とするのか。そうすると、行政的に言えば、最終的には部長会議が最高意思決定のための会議ですから、部長会議で決定するか、あるいは議会で議決として条例なり予算なりで議決いただくか。

それまでは決定ではないということですよ。ですから、最終的に決定、そういった行政手続上の決定するまでは、やはり検討作業中ということは、多分いろんなところで申し上げているんだろうと思います。もし先ほどの住宅地が駄目だったからということで、まだ疑念が残るようでしたら、経緯を知っている理事に説明をさせますが、そういった事実はありませんので、そこは繰り返し申し上げておきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 分かりました。絶望的に時間が足りなくなってますので、次に行きます。

中学校の問題ですけれども、これは南北の長い敷地というのは、今で言えばコロナの対策とか何かを考えればいいじゃないかと。あの頃はコロナなんて何もなかったわけで、物すごくやっぱり異常な校地のところだったと思うんですね。しかし、これはもう違う形で多分進んでいくんだろうと思うんですが、やっぱり1点だけここでもし聞くとするならば、教科教室型へのこだわり、あれ何であんなにこだわったということと、それから、あんなにこだわったなら何で今度今の新中学校でそれを採用しないのかということ、その辺の議論の経緯みたいなものが分かればいいんですけれども、その分かる範囲の中で教えていただければありがたいなと思います。

○市長（菊地 豊君） すみません、それは教育長とすり合わせてありませんので、私は今でも……

○議長（三田忠男君） 答えるなら答えさせます。答えますか。質問ですか。

○市長（菊地 豊君） いえいえ、今議長から市長が答えるほうがいいんじゃないかということだったので。

○議長（三田忠男君） まだ指名してませんので。答える準備ができていれば、よろしいですか。

じゃ、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長の立場でお答え申し上げます。

私は今でもやっぱり一番いい中学校をつくってやりたいと思っています。ただ、教科教室という名称もしくは校舎様式にこだわると、また進まないことが、もう一度頓挫することが最も脅威なので、そこは市長として強い要望を持っていた教科教室ということにこだわるのではなく、より現実的な議会にも御同意いただけるものに教育委員会では再設計していただくように今考えておって、この方向でやってくださいと市長の立場で総合教育会議で申し上げるようなことはしてはおりません。

○議長（三田忠男君） じゃ、答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） それでは、教科教室型の論議をしていた頃、私は修善寺中学校で学校現場の真っただ中におりました。その中で、1つは教科を教えるためには、教科教室というのはすごい理想的な、理想的じゃないですね、できたらいいなというような、そのような方式の1つでもありました。今までそういう方法を知らなかったというのも事実です。特別教室というのが通常のものでしたので、そういう方法もあるんだというのが当時の率直な感想でした。現場の職員にその話をしたときに、まず最初に返ってきたのは、それって生徒指導上うまくいくのかなというのが最初に返ってきました。これは子供たちが自由に動くということに対して、1つは魅力的なことではあるけれども、一旦子供が掌握できなくなったときに、果たしてうまくいくんだろうかというような懸念を、いろいろな修善寺中学校自体が伊豆の国や函南のちょっと大きい学校で勤めた方々もいたものですから、そういう経験を持ちながらちょっと不安を持っていたのは話題になりました。

先ほど私が申し上げましたけれども、いずれの方式もメリット、デメリットがあるわけですし、その中から今伊豆市にとってどの方法を選ぶかというのは、今後教育委員会のほうで十分論議していきますので、それを待っていただけたらと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） もう率直な意見として教科教室型を知らなかったということがあったんですが、いや、あの当時ちょっと振り返ってみますと、市長は物すごくやりたい教育の型だよということなんですけれども、いわゆる現場の教員の人たちの考え、思いとか、それから、もっと言えば教員さんというのは何年かで変わっていきますよね。異動がかかって。そうすると、いわゆる田方地域のやっぱり教育界の中でのいろんな考え方なんかもやらないと、ほかに教科教室型あるわけじゃない。伊豆市が先行して1校だけそれだけやって、そうすると、物すごく移動に大変なことになる可能性もあるんですね。そういうことを手続を踏まれたのかな。どういう議論があったのかなということがちょっと、その辺も聞いてもよく分からなかったということなんで、その辺もし何か御存じだったらお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） そのことについて特段正式な場面で教育長さん方が話をされたとか、校長会でその是非論について話し合ったということはありませんでした。ただ、私はその頃、たまたま校長会で中学校部会に入りましたので、その中でこれについてどうだろうかということで、メリット、デメリットについてみんなで議論した覚えはあります。これからの若い教員にこのことについてどうだろうか聞いたときに、やはり先ほど言ったような懸念や、それから期待、どちらもあるなということはその頃の話でした。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 教科教室型の話はいつまでもしてもしようがないんですけども、この異常なこだわりがやっぱりどうも気になっているんです。それで、最後の最後の最終盤に、3年生は受験を控えるので、従来どおりの特別教室型にして、1・2年生は教科教室型にすると。だから、併用型の型でいくぞという提案、ある提案ですよ。最後の妥協してもらうための提案なのかと。それを聞いたときに、これも愕然とした。そんなの1つの学校に2つの方式取れるというのはどういうことだと。大丈夫かと聞いたら、いや、どちらもそれほど変わりませんと言われた。これはちょっとまいったなと思うんですけども、だから、そういうことを裏返していくと、やっぱり教科教室型はあの南北の中にやらないと困る、本当に不都合な真実があったんじゃないかなということを僕は思っているわけ。あの広さの大きさのやつをつくらなければだめだと。いや、修中じゃそういう教科教室型はできないよということがあったんじゃないかなというのがいつまでもこの中に堆積をしているということで、この質問は終わります。いいです。

時間が絶望的になくなってしまいますね。総合計画に関しては、僕はやっぱりこれも言ってますけれども、議会で否決されて、市長の話では議会で否決されたから書き直して、総合計画の改定もしましたということで、計画を具合が悪くなったからどんどん変えていくというのはどうも気に入らないというか、何かこういうことはやっぱり許されているんですよ。許されているからやるんだろうと思うんですけども、やっぱり自身としては計画は計画であって、その5年間なら5年間の計画の中でそれが進んだのか、進まないか。5年後になったらそれを総括して、次の新しい5年に結びつけるということでもいいと思うんですけども、いきなり消えてしまったから、それはうんと大きなメインの事業だったから書き直さざるを得なかったというようなことを言われたような気もするけれども、ちょっとそれは腑に落ちません。でも、もういいです、これはもう。

あとは文教ガーデンシティの再編ということはいいいです。

そうしたら、次行ってください。時間がありませんので。

○議長（三田忠男君） 人口減少問題ですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 人口減少問題については、出生数の減少や東京圏一極集中の是正が進まない中、もう全国的な問題ですから、伊豆市が一朝一夕で解決できるとは考えておりません。

その中で第1期総合戦略を策定し、様々な施策を実施してきました。また、昨年度は、3つの戦略体系と12の総合戦略プロジェクトから成る第2期総合戦略を策定したところです。

ただ、今総合計画と地方創生戦略、まち・ひと・しごとの2つの戦略的計画があるんですが、地方創生戦略のほうがやっぱり当初のこの制度をつくった大臣の頃から随分様相が変わってきて、事実上は総合計画の中にしっかり再編入していく。戦略的計画は一本化していく必要があるんだろうと思います。その中で目標は達成したけれども、目的は達成できませんでしたということがないように、目的と目標の整合性をしっかり取って、実のある計画にしていくなきゃいけないと考えております。

2番目については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） ②の御質問ですが、持続可能な伊豆市をつくり上げるという気概はとても重要なものであると思います。その指標となるものが6月議会での市長の所信表明でありました伊豆市の未来開くため、事業の推進に当たっては、第2次伊豆市総合計画を中核として、二度にわたって期限が延長された新市建設計画のほか、地方創生人口ビジョン及び総合戦略との連携による相乗効果を図りつつ、着実に事業を進めていくことだと思っております。

人口減少問題は、伊豆市にとって最重要な課題でありますので、現在、市役所において30代の職員を中心に「コロナ禍や地域難題を乗り切る！作戦会議」と題しまして、伊豆市の人口減少を初めとする課題を話し合い、検討し、施策を考えていく横断的なチームを組織しているところでございます。

また、先日の新聞にも掲載されましたが、市若手職員の横断的なチームによるSNSを利用して、「伊豆市いいね」として、市の魅力を情報発信し始めております。

このように横断的な組織をつくることにより、市職員が一丸となって人口減少という課題に立ち向かおうとしているところでございます。もちろん行政だけの取組で人口減少問題は解決するものではありませんので、今後も市民の皆様や市内企業、団体の方々とともにオール伊豆市で取り組んでいければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 分かりましたというか、ここの問題はこの前新聞に載ったSNSでやるという、ああいう若い人たちの、本当にいいなという、すごく一歩進みましたよねという感じを受けました。だから、ぜひぜひああいう庁内組織、若い人たちも含めて職員全員がやっぱりこういうことに意識を持つということがすごく大事なことなんだろうと思うんですね。

そこで、何回か前の定例会だったと思うんですけども、市長にもちょっと体制づくりをきっちりしたほうがいいんじゃないですかと。人口減少危機突破宣言をしろと言ったんですけども、こんなようなものは発出しないということが1つは市長からありましたし、それぞれの部署がしっかり対応すればいいんだよというようなことだったんですけども、やっ

ぱりこれじゃちょっと足りないなど。やっぱり伊豆市役所が一丸となって、伊豆市役所と、それから市民も巻き込んで一丸となって、市民も巻き込まないと、このまま人口減少が続いたら市民が困ることになるということもよく分からせるということも必要なんだろうと思うんですね。その辺をやるにはあまりにも力不足のような感じがするものですから、この人口減少危機宣言のようなのは発出しないとか、それぞれの部署がしっかり対応すればいいんだよというような考え方というのは全然変わってないですか、市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ある全国市長会の関連雑誌の中で、人口が増えたところが、子育て世代の母親の要望を片っ端から取り入れて、結果として人口が増えてきたというところがあって、私はやはり家を買うときって恐らくお母さんの御意見がかなり強いんだろうと思うんですよ。ですから、今もういろんなブランド化とか、戦略的な計画とか打ち上げた中で、伊豆市は今やるべきことは具体的に子育て世代のお母さんたちがここに住みたいと思うようなまちを進めることがやはり最優先課題なんだろうと思います。その中でやらないのではなくて、あえて人口減少突破宣言を文字として書くよりは、具体的な姿を見せてあげることのほうが効果があるのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 分かりました。ぜひそういうある層にターゲットを絞って、お金のかかるところもあるし、かからないで済むようなこともあると思うんですけども、今市長が言われたようなことをぜひ具体的に実現できることを早期に実現できるように行動を起こしていただきたいなというふうに思います。

そうしたら、その次お願いします。

○議長（三田忠男君） 3番目ですね。庁内組織の在り方ですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 御質問のまず内部統制の取組についてでございますが、県と市町とで共通する行政課題を整理し、両者が緊密な連携を図りながら諸課題の解決を進める仕組みとして、現在、県主導で行政経営研究会という組織が設置されております。

研究会のテーマの1つとして、平成30年度から内部統制の体制整備について課題検討会が設置されております。県と市町が協働により検討を行うこととなっておりますが、現在はこういうコロナ禍の状況で会議自体が若干自粛という状態でございます。今年度、同研究会におきましては、内部統制の効果を検証しつつ、市町の内部統制導入を支援することとなっております。

おります。

また、コンプライアンスについてですが、コンプライアンスを徹底するためには、徹底したリスク管理が必要となると考えます。事務処理におけるリスクを可視化し、リスクに対応していく必要がありますので、そのためにも先ほど申しました内部統制の体制を整備していく必要がございます。

さらに議会事務局職員が監査委員事務局職員を兼務しているという件につきましては、これにつきましては議員からは再三御指摘をいただいているところですが、それぞれ専任職員を配置するよう御指摘をいただいておりますが、この現在の状況につきましてですが、職員につきましては現状を維持しつつも、それぞれの機関が独立した執行機関としての役割を担っていただいているものと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 内部統制等々について、県とか市町研究会ができたということですから、ぜひ進めてもらいたいと思いますし、内部統制のきっちり何かつくるとするのは伊豆市のレベルではまだ必要は認められてないんですね。その点だけ1点を。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 法律上、都道府県と政令市については内部統制はもう義務化になってます。ただ、そのほかの市町につきましては、一応努力義務ということですので、ただ静岡県としては県内の全自治体への導入ということでこういう研究会で勉強をしているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 分かりました。

そうしたら、ちょっと総務部長に丁寧に説明をしてもらいましたし、従前のところからちょっと進んだところもあるし、全然進んでないところもあるんですけども、ありがとうございました。

ちょっとここでお願いがあって、通告はしてないことになっているんですけども、通常ですと、市長の下に副市長が新しく来られたものですから、来られて、それで通常ですと、前の副市長もそうだったんですけども、内部統制とか、いわゆるコンプライアンス、そういう庁内組織の内部固めをするというのがミッションだというふうに私は聞いているんですけども、もし副市長、よろしかったら、この内部統制あるいはコンプライアンスということに関しての全体的なお考えがあればお聞きをしたいなというふうに思うんですけども、これは通告者は指名してませんけれども、よろしいですか。

○議長（三田忠男君） それでは、関連質問ということで、副市長の権限の範囲の中でお答え願います。

○副市長（佐藤信太郎君） 山口議員の再質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃっていただきましたように、副市長というのは大変微妙な立場にございまして、私は市長ですとか部長ですとかというラインの長ではございませんので、一部の決裁権は除きまして、意思決定権というのは非常に限定されるわけではありますけれども、職員の管理といった内部管理業務につきましては、市長の前の段階ではまずは私が総括するというようになっておりますので、その所掌の範囲の中で御答弁いたします。

御指摘の内部統制とコンプライアンスについての総括的な考え方ということでございますけれども、まず第一に、なぜ内部統制、その中でも特にコンプライアンスということが必要なかと申しますと、世間を揺るがすような大きな不祥事が一たび起こりますと、市役所全体の信用をまず著しく失墜させることになるわけでありまして、場合によっては市民の皆様へ直接的な御迷惑をおかけすることもあり得るわけでございます。

また、コンプライアンスの推進は職員の監視は目的ではございません。職員の事務処理ミスによって市民に損害を生じさせてしまった場合、市はその損害を賠償することになります。その場合に、市は職員に対して一定の範囲でその賠償を求償すると。国家賠償法1条に基づいて求償することを求めざるを得ない場合がございます。そうした場合に、賠償額によっては職員への賠償額も数千万円に上がるような事例も最近では全国的に起きてきてございます。これはここ数年の間に私が元いました県でもありましたし、19日の新聞でも掛川市の事例が新聞報道されておったところです。ですから、このように職員やその家族が危機的な状況にならないように、組織として職員のミスを未然に防いで、職員やその家族を守るということも大事なコンプライアンスの役割でございます。

現在、自治体にとって最も重要なのは、やはり住民からの信頼ということでございますので、こうしたことを受けまして、平成29年に地方自治法が改正されまして、我々市や町は努力義務、内部統制に関する整備をしろというのが努力義務とされたところでございます。そうしたところに翻って、じゃ、伊豆市はどうなのかと申しますと、やはり整備が十分でないところは多いということは議員御指摘のとおりでございます。コンプライアンスの所管は総務課ということで決まっておりますが、その推進体制としては、私が見てもまだ十分でないというところがあると思いますので、これにつきましては、今後庁内において具体的な検討を進めたいと考えております。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ありがとうございました。

1点だけ総務部長もお答えいただいているんですが、議会事務局と監査委員事務局の兼務

解消問題のところなんですけれども、これは全然進展がないんですけれども、通告にもありましたように、議会改革の一環として議会事務局の機能強化という観点で兼務解消を要望するというになってますので、それはぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思うんですけれども、そのことも含めながらやっぱりコンプライアンス上、議会事務局も監査委員事務局の監査の対象のところだという、監査の対象のところは監査委員事務局の事務局を兼ねるのはおかしいという、これは前から矛盾があるということも承知している話なんですけれども、この辺をやっぱり伊豆の国のようなスタイルに、今ちょっと伊豆の国はどういうふうになったかその後聞いてないんですけれども、伊豆の国は両方いるんです。専任がいて、しかし、どうも監査委員事務局長の専任だと一任の仕事があるのか、ないのかというような議論もあるらしくて、あるいは部長職なのかどうなのかという、よく分かりませんが、そういうのもあるようなんですけれども、しかし、この人は専任で監査委員事務局長です。しかし、日常的には議会事務局を手伝ってますみたいな、こういうクロスのさせ方をしているところがあるんで、それだとこれもちょっと問題かもしれないけれども、一步は進むんじゃないかなという思いがあるものですから、その辺はどのようにお考えなのか、もしありましたらお聞きしたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） コンプライアンス上は御存じのとおり、選挙管理委員会も総務課にあるわけですね。ふだんは私の部下だけでも、私が候補者になると、私の上になるという。だけど、そこはやっぱり理性を持ってしっかり切り分けておりますので、コンプライアンス上、兼務しているからこちらは云々ということは、やはり心がけてしっかりさばけると思いますが、問題は、職員の総定数なんです。これはもう従来ずっと議会からはとにかく行政改革イコール職員削減のような形で、強い圧力の中でやってきたんですけれども、ほぼ言われるのが人口1,000人当たりの職員数。やっぱり伊豆市は1,000人当たり11人の職員というのはいちばん多いと言われるんですが、もういっぱいいっぱいです。ですから、職員の総定数を全体の予算の中でどこまで伊豆市の実情に合わせて、そこのところのバランスを図りでないで、1つ1つの個別の話していくと、実は全ての課から足りませんと言われるんです。ですから、そこは全体をもう1回バランスを見させていただきながら、あるべき総定数の中で再検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 職員数の問題で、量的に足りないかということではなくて、やっぱりコンプライアンスという、コンプライアンスというのは理性とかうまく心がけて解決するような問題じゃないと思う。そのもっと手前でちゃんとしてなければだめだよということなんだろうと思うんです。分かりました。

次へお願いします。

○議長（三田忠男君） 4番目の答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市内産業の活性化についてですが、今まで観光が基盤産業だと申し上げてきましたが、改めて産業としての観光が宿泊業だけではないということが本当に実感をさせられた半年間ありがとうございました。卸業者の皆さん、お土産物屋さん、交通の皆さん、バス、タクシー、飲食店、農業、農林水産業、もろもろのところまで裾野が広がった、観光客が来なくなったことでとても大きな影響を受けているのは皆さん共有されたことだろうと思います。

そこで、伊豆市は市も観光協会も商工会もそれぞれ強くない組織ですので、それから相当重複がありますから、そこで重複を避けて、少ない資源を戦略的に集中するために産業振興協議会をつくりましたが、まだ道半ばでございます。目標としていたところにはいつていないことは事実でありますので、あるべき姿に向けて、これからもそれは努力をさせていただきたい。

個別の御質問については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目、中小企業・小規模企業等振興条例についてでございます。本条例に基づき、平成30年10月に関係団体との意見交換を目的として、第1回産業振興連絡会議を開催いたしました。この会議においては、商品のブランド化、労働者の福利厚生の実、事業承継等について意見交換を行っております。

昨年は未開催でありましたが、今後も本条例に規定した基本方針に基づき、関係団体と連携して、中小企業等の振興に向けて取り組んでまいります。

また、具体的な取組として、本年度より従来の創業者支援事業の要件拡充により、複数店舗への支援を可能にしたほか、昨年度は雇用確保対策の一環として、商工会が主体となり外国人労働者受入れに関するアンケート調査や受入れに関する研修会を実施しております。

2点目、産業振興協議会につきまして、市長も申し上げましたが、それまで構成団体である市、観光協会、商工会、JAがそれぞれに実施していた観光振興事業等を集中、連携させることで市内事業者の稼働力を向上させ、地域活性化を図る必要があるとの認識に基づき設立をされたものです。

産業振興協議会の機能の発揮につきましては、各団体の実務担当者で事業を企画、実施しており、設立の趣旨に沿った運営がされていると考えますが、一方で、改善されてはきていないものの、いまだそれぞれの役割に沿った明確な事業のすみ分けがされていない点なども今後の課題と認識をしております。

3点目、乾杯条例について。蔵元の3社で構成する地酒普及協議会と連携し、現在、産業

振興協議会において、情報発信のため、市民、飲食店向けのチラシやポスターの作成が企画をされております。

今後も豊かな食文化を享受するとともに、地域産業の振興のため、事業者、関係団体と連携して条例の主旨に沿った施策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ありがとうございました。

冒頭、市長のほうからDMOですよ。伊豆市産業振興協議会、まだ道半ばで、もっと強くしていかなければ、機能を強化をしていかなければいけないということがあったんですが、1点だけ、このことに関して触れておきたいと思います。このコロナ禍でやっぱり観光もある意味裾野が広いねということが分かったというようなことも言われました。もう伊豆市の基幹産業といいますか、基本的な産業ということの位置づけにこれからも変わっていかないんだろうと思うので、やっぱりこのところはDMOの今道半ばであるというやつをきちっと機能させていくということがすごく大事なんだと思う。

そこで、この役員体制なんですけれども、市長がやっぱり観光まちづくりをしなければいけないという、観光が基幹産業であるという市の市長でありますから、その市長が兼務するということはどうかという、いろんな議論があるんですけども、観光協会なり商工会の力量とか何とかと、よく分かりませんけれども、そういうようなことからすると、当面は市長が旗を振るのかどうなのかというのがあるんですけども、役員体制で、いわゆる代表理事、会長が市長で、副会長が観光協会長、それから専務理事には商工会長、それから幹事がJAにやってもらって、理事が何人かいるんですけども、観光協会、JA、観光協会の副会長、JAの営農事業部長、それから伊豆市は産業部長が出るという、こんな感じの役員体制になっているんですね。まるで充て職の世界になっているんですが、それで事務局は市から全部出ているわけですよ。それと旅行社から来てますね。JTBでしたか、1人来ているという、そういう体制でやられているというふうに思うんですけども、この役員体制のいわゆる役員会、理事会、取締役会みたいなところですよ。1社のいわゆる役員会。この会長は兼務でもいいと思うんです。市長がやっぱり市の最高責任者としてやるということが、いろんな異論はあるけれども、とりあえずはいいとして、やはり役員の中に専任でできる、例えば専務理事をやっぱり専任化して、それできちっとやっていく。それで事務局をきっちり置いて、それでやるというぐらいの本気度を出さないと、これいつまでたっても進んでいかないんじゃないかなという、今道半ばでもっと進めようということですから、そういうようなこともぜひ視野の中に入れていただきたいなど。それで、本気でこのDMOをきちっとした観光まちづくりのかじ取り役に成長させるということが必要じゃないかなと思うんですけども、その点1点だけについて終わりにします。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁です。

市長。

○市長（菊地 豊君） DMO室の会長を市長がやっていることは望ましいことではありません。これは立ち上げのために私が暫定的に就いたのであって、私はビジネスのプロでもありませんし、しっかりプロのビジネスを統括できる方がそこに就くべきだと思っています。ちなみに県の観光協会長は知事ですし、それから県の森林組合連合会長は県議会議員さんなんですね。ですから、市議員でもいいんです。本当に産業、ビジネスの経験があって、視野が広くて、そういった方がいらっしゃれば、市長よりもそういった方に早くバトンタッチをしたい、そのように考えております。

なお、観光協会のほうの専務理事さん、事務局さんはもう完全に一緒にやっておりますので、そこは観光協会とDMOはもうほぼ一体と考えていただいて、実態はそのように統合は進んでおります。

○議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

ここで、後ろの時計で50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時49分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（三田忠男君） 一般質問を続けます。

次に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。通告に従い、一般質問を行います。

今回は3件の項目について市長に伺います。

初めに、若者・女性の声を市政に反映させる仕組みづくりについて伺います。

人口減少が続く中で、どうすれば若い世代を呼び込むことができるか、また、転出を減らすことができるのかが問われています。

1月末に公表された2019年の人口移動報告で、埼玉、千葉、東京、神奈川で構成する東京圏は、転入者が転出者を14万8,784人上回る転入超過で、東京圏の転入超過は24年連続、超過分の約9割は15歳から29歳までの若い世代です。

政府の分析によると、この中で地方出身の女性は、進学や就職で一旦東京圏に転入すると定着する傾向が男性に比べて強く、結婚、出産後も地元に戻る動きが少ないとされています。幾つかある理由の中で見過ごせないのは、東京へ転入した女性の多くが、「ふるさとの企業

では将来性が見込めない」、「希望する仕事がない」、「責任ある仕事を任せてもらえない」、「賃金が安い」などマイナスのイメージを抱いているとされ、女性が住むことを敬遠する地域に男性や子育て世帯が積極的に移住することは考えにくいのが現状です。

このため、若者、女性が活躍できる環境づくりは極めて大切と考えます。少子高齢化と人口減少が進む今、将来を担う若者の力を引き出す取組が欠かせません。今、全国の自治体では、愛知県新城市の若者議会を初めとして、千葉市の子ども・若者サミット、長野県下諏訪町のしもすわ未来議会、多摩市若者議会、鳥取のとっとり広聴レンジャー、湯沢市の若者や女性が輝くまちづくり推進条例、龍ヶ崎市の若手職員による定住促進プロジェクトなど、積極的にまちづくりに若者の声を取り入れる仕組みを築いている自治体があります。中でも平成29年6月定例会の一般質問で紹介した新城市の若者議会のように、1,000万円の予算提案権を付与して、まちづくりに反映している自治体もあります。

当市では子育て支援策など、他市町と比べて遜色のない取組を行っていますが、市の将来を担う若者たちにとって魅力あるまちづくりを進めるために、若者、女性の声を市政に反映させる仕組みづくりを強化してはいかがでしょうか。

次に、「田園回帰」志向を捉えた移住・定住策の積極的な推進について伺います。

都市部の住民が地方の農山村に移り住む田園回帰現象が広がりを見せています。折しもコロナ禍の影響でテレワークの普及が進むことにより、この流れに拍車がかかり、農村地域の再生を後押しする動きも出てきました。

農林水産省によると、3大都市圏を除く36道県、1,264市町村のうち、2012年から2017年までの6年間に、1年間だけでも転入超過が見られた市町村は全体の約4割となる35道県の509市町村の上とのことです。

従来、地方への移住者はシニア層が中心で、定年退職後のセカンドライフを楽しむ目的の人が多かったのですが、2008年のリーマンショックや2011年の東日本大震災以降、若者を中心に価値観が多様化し、子育て中の若い夫婦や一流大学出身者らが豊かな自然との共生や農との関わりなどを望んで地方に向かう動きが出てきたとされています。

2018年に総務省がまとめた田園回帰に関する調査研究報告書では、田舎の田舎である過疎地域で都市部からの移住者が増加した傾向が見られ、今年6月に公表された2019年度の「食料・農業・農村白書」では、新しいビジネスモデルやイノベーションが生まれる課題先進地域として農村に注目する若者が増えており、都市部から農山漁村へ移住しようとする流れが広がっていることが紹介されています。

また、東京都心にあるふるさと回帰支援センターの利用者は毎年のように増え続け、10年間で10倍以上となり、相談窓口には来訪者が連日面談などに詰めかけているとのことです。

この地方への回帰を求める時代の流れをしっかりと捉え、当市の活性化、人口減少対策の1つに取り込むことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、コロナ禍で懸念される子供の定期予防接種の遅れへの対応について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子供の定期予防接種を控える動きがあり、適切な接種時期から遅れば、それだけ子供が病気にかかるリスクも大きくなることから、小児科医からは懸念の声が上がっています。定期予防接種は定められた対象期間に受ければ公費負担ですが、期限を過ぎると任意接種の扱いとなり、全額自己負担となります。

厚生労働省では未接種の子供を救済するための対応として、新型コロナの感染拡大を踏まえ、相当な理由があると自治体が判断した場合は、定期予防接種の期間延長を認めて差し支えないとしていますが、当市の対応はいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、若者や女性の声を市政に反映させる仕組みづくりは何より必要であると考えております。

今回、第2次総合計画の後期計画を策定するに当たり、その点を十分に配慮していきたいと思っております。現在のところ、将来を担う若者の力を反映させるための伊豆市未来塾を活用した若者会議の試行、伊豆総合高校生とのまちづくり高校連携を初め、市政全般の意見を伺うための市民アンケート調査、子育て女性の意見を伺う伊豆市子育てママスタッフ、さらには市政へ女性の意見をする市政女性モニター制度など多くの場で若い人や女性などから意見を聞く制度をつくっております。

また、先ほど山口議員の答弁にもお答えしましたとおり、市役所職員でも横断的な組織として、コロナ禍に負けず、伊豆市が持続していくため、人口減少を初めとする地域課題を考える作戦会議を実施し、様々なライフステージにおいて意見を出せる場を設定して市政に反映してまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） それでは、再質問させていただきます。

若者の市政への参加ということについては、平成29年6月の定例会でも質問させていただきました。そのとき市長の答弁の中に、これは一部文言は変えてありますけれども、伊豆市においてはそれぞれの政策を実行する上で文教ガーデンシティもそうですけれども、いろいろな方の意見を取り入れるために、伊豆市未来づくりセッションや各種ワークショップ、時には子ども議会もやったりしてございましたけれども、さらにもう少し制度として構築したいという思いでいます。もう少し固定的、安定的な伊豆市政策立案審議会というか、未来づくり審議会というか、若い世代を含む男女に入っていただいて意見を言ってもらえるような仕組みが必要なんだろうと思っております。議員御指摘のような新しい制度というものはぜひ検討

させていただきたいと思えますという答弁をされております。

先ほど市長から答弁ありましたように、様々な若者、女性の参加をする機会がつけられておりますけれども、ここで2019年5月31日に早稲田大学、卯月盛夫研究室のNPO法人わかものまちから発行された「子ども議会・若者議会全国自治体調査」報告書というものがありますので、少しこれを取り上げさせていただきます。

この報告書の調査目的は、2016年の公職選挙法改正により選挙権年齢が18歳以上に引き上げられ、また、18歳成人も実現しようとしている現代において、自治体が子供、若者の声をどのように受け止め、まちづくりに生かしているのかを明らかにすることを目的としているということで、調査期間が2018年の8月17日から9月15日まで、対象自治体が全国1,741の市区町村ということで、回収率が68.7%。回答した自治体は、静岡県全体では71.4%ということであり、伊豆市もこの調査に回答したかということは確認してないんですけれども、全国を取組の状況を見ますと、全体の約6割の自治体が子ども議会、若者議会に現在取り組んでいる、もしくは取り組んでいた経験がありということで、全国的に高い割合で子ども議会、若者議会が浸透しているという結果が出されております。そして、その取組の中で、目的としては、やはり子供、若者の意見でまちをよくするということが目的がありますが、やはり若者にとって住みやすいまちづくりは、若者みずからが調査、研究をして、そして提案をして、それを行政が取り上げということ、そういう若者自らの発案ということが非常に重要視されるわけですが、今市長から答弁がありました様々な参加の機会の中で、今具体的にはどのような方向で生かされていることがあるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私の答弁で不足のところがあれば、総合政策部長から答弁をさせますが、これまでも、今でも伊豆総合高校の生徒たちは、いろんな面で市と一緒にやっておりますし、以前、中学生にもワークショップへ入ったもらった例があるんですけれども、とてもいい意見がたくさん出てまいりました。そこまではできるんですね。

ところが、社会人になると、まず、サラリーマンの皆さんは都会の同じ世代と違って、土日に田舎って仕事が多いんですよ。消防に行ったり、区の出役に行ったり、兼業の農家をやっていたり、なかなかサラリーマンの皆さんに土日一緒にやりましょうと声をかけて、なかなかそれも正直言って難しいところがあることと、自営業の皆さんが以前のように生活に余裕がなくて、30年、40年前の自営業の皆さんって、物すごく活力があったようなんですね。今シニアになっている皆さんが30代、40代の頃の自営業というのはとても強くて元気があった。そのような状況の中で、20代、30代、40代ぐらいの皆さんと話をすると、どういうチームとか制度をつくらうかという話をまず水面下でしたときに、なかなか簡単ではないなということをちょっと実感いたしました。その中で少しでもそういった方々の意見を吸い上げるための施策で、伊豆市にまだ足りないところがあるとは自覚をしております。さっき幾つ

か例を申し上げましたけれども、その中でまずはできることから進めているところが市長としての認識でございます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 高校生との連携につきましては、今市長も申したとおりなんですけれども、毎年伊豆市未来塾というのをやっているんですけれども、今まではスモールビジネスとか、その方個人が考えるようなことを重点的にやってきたんですけれども、今年はスモールビジネスということでやるんですけれども、やはり若者で地域の経済であるとか、活性化に関心あるような人が、要は地域の課題をどう解決していくかということで、その中のビジネスモデルを考えるというような形のものを選択を取っております。

また、先ほどから出てます30代の市の職員を中心としまして、やはりコロナ禍という形で、今までの通常の生活と変わってきますので、その中でどうまちづくり考えるかということにつきまして、約30人程度の職員を集めまして、これから伊豆市として何をやっていくべきかということについては考えていきたいなと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 30人の職員でチームをとということで、今お話がありましたもので、私も少し調べてきたんですけれども、龍ヶ崎市で定住促進プロジェクトというのが今年度、令和2年の報告書というのが手に入ったものですから、そこでちょっと見させていただいたんですけれども、このプロジェクトでは、人が集まる魅力ある都市づくり、それから人口の呼び込み、人口を減らさないための定住促進に向けた施策の展開ということで、若者自らが考え、行動する意識を高めていくことをある程度目的として、重要であるということで、そういう意識の下に主幹級以上、以下の若手職員、これを平成30年度から組織横断的な組織をつくって始めたということです。本年2年目の活動ということで、この令和2年の3月に成果報告書というものが出されておりました。様々な取組をやってきまして、その中で1つとしては、やはり地元企業の市と企業との関係性、これにそういった関係性を深める市内の企業の現状であるとか、そういったものを調査をして、市民とのマッチングであるとか、そういった行政が事業者との間に入って、お互いの、事業者にとっては自らの事業のPR、そして市民にとっては就職を目指す人は参考になったりということで、そういった取組をしてきました。具体的に実際に行政が今取り組んでいる定住促進策というか、そういうものを今現状はどの程度までまとめられているというか、一定の成果というのはまだ出されているんですか、これからでしたか、すみません、もう一度確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 市役所職員の有志の者は、今人を集めてまして、ある程度手挙げ方式と呼びかけという形で今集めているところでございます。これから政策を練ってい

きたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そういった場合に、ぜひ若い人の感覚って、やっぱり若者のすごく気持ちが分かりますので、そういった方のせっかくつくるチームですので、実効性のあるチーム、市の施策はもちろんなんですけれども、そういった市内の産業との関わりであるとか、そういったものもしっかりと調査をして、今後の市政の関わりでの参考になるような、そういう取組もしていただきたいと思うんですけれども、その産業との関係ですね。なかなか商工会にしても、産業のそれぞれの事業者の中へ入り込んで実態を伺ったりということは、なかなか進んでないように伺ってますんで、市役所がぜひそういった産業との関わりを強めていただくような取組もしていただきたいと思うんですけれども、その辺どのように考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） やはり市内ですと、もう産業というのは重要なものになってきております。その中で、私がちょうど観光商工課にいた当時、ある程度やっぱり市内の事業所を回りまして、事業者がどういうことを考えているとか、市の課題であるとか、これからどうしていきたいとか、いろんなヒアリングをやった経験がありました。それはもうちょっとかなり前になってしまいますけれども、これからやっていくに当たりまして、やはり市役所だけの意見で市は動かしているわけでありませんので、市内のやはりそういう若い人たちがどういうことを考えるかというのはやはり重要なことだと思います。商工会等、青年部とありますので、また産業部との話をしながら、いろんな形でその辺が連携取れればいいかなと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） ぜひ具体的な実効性のある取組をお願いしたいと思います。

あと、先ほどから言わせていただいている若者議会なんですけれども、いろいろな審議会とか、そういったものの中に若者枠を設ける自治体が増えていきます。男女共同参画の観点から女性枠は増えているところが、高まりつつあるところが多いんですけれども、なかなか若者枠というのが徐々にでありますけれども、広がりを見せているんですけれども、当市の現状あるいはこれからの取組というか、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今日まで伊豆半島ジオパークが日本国内再審査の審査を受けているんですが、おととい審査員2人の方と話をしたときに、実は伊豆半島ジオパークの事務局は女性が足りないと言われたんですね。もうユネスコは完全に男女同数を求めるんですね。国に

よってはたしかフランスが今そうになっていると思うんですが、議員に立候補するときに男女ペアでなければ立候補できないようなところが出始めていて、中には区のような市町村の下の行政区域で、年代別男女同数というところも出始めていて、今伊豆市は世帯民主主義になってますけれども、そこまで一気に進めることは大変難しいと思うんですが、なかなか伊豆市議会議員さんは半々というわけにはいきませんので、したがって、さっき申しあげましたように、女性モニターとか、意見を伺う場合に、あるいは審議会の委員構成とか、なるべく女性に参加していただけるように配慮をしております。これはどこまで制度でもっていけるかについては、もう少し検討が必要かなという気がいたします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと、子ども議会なんですけれども、伊豆市でも行われたことはありますけれども、なかなか全国の子ども議会見ていると、記念行事として1年限りというか、セレモニー的に行われるところが多いんですけれども、取組を進めているところでは、1年間かけてじっくりと子どもの意見を練り上げて、そして、実際に議場で市長に質問をして、答弁を得るという中で、本当に大人では考えつかないようなすばらしい提言も出されているところもありますので、この子ども議会、先ほど市長からなかなか出席するのが成人になると難しいというお話でしたけれども、子供の場合もまた学校行事とかいろいろある中で、それもかなりハードルが高いとは思うんですけれども、伊豆市の発展のために将来の子供たちの意見を取り入れるという観点から、そういった教育総合会議の座長として教育委員会と話し合いをして、ぜひそういった取組も考えていただきたいと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 以前、ここでも子ども議会をやったことがありますし、それから、議会の傍聴に小学校5年生でしたでしょうか、6年生でしたでしょうか、来てもらったこともあります。なかなか具体的な成果が確認できなかったということなんだろうと思います。今年コロナで授業が相当集中していますので、新しい授業を学校にお願いすることは難しいと思いますが、来年以降、また検討課題なんです。他方で私が直接見させていただいております天城中学校の天城学習とか、あるいは子供たちがつくっている「KURURA くるら」という雑誌をつくる過程において、かなりいろんな子供さんたちの視点が入っているんですね。もう少し中学校もほかのところも拝見したり、あるいはまちへの提言のような事業を逆にこちらから出て行って、それを聞かせてもらう形での在り方もあると思うんですね。ですから、子ども議会やりませんというわけではありませんけれども、どのような形が一番負担が少なく、実効性があるかについて宿題にさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そのような場合ですけれども、やっぱり実効性というか、市長も前回の質問のときに答弁されてましたように、そういった制度として考えていただきたいと思うんです。新城市の若者議会の場合は条例化されてまして、1年間通じて練り上げられた政策に対して、議会の承認を得てからなんですけれども、1,000万円の予算が付与されるということで、かなり若者の意気込みも違いますし、そういった市の活性化のためにも役立っているということです。結局若者の意見を生かして、若者に住みやすいまちをつくるということは、結局若者人口の増加とともに、やはり高齢化している市内にあって、やっぱり私たちの社会保障というのは世代間の支え合いで成り立っていますので、やっぱり若者の少なくなったまちには高齢者に対する施策もなかなか行き届きにくくなりますので、やっぱり若者を増やす。この次の質問でも人口減少対策の中でもありますけれども、やはり若者を増やす施策の中で、若者の住みやすいまち、魅力のあるまちづくり、これを進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、2件目の答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 移住・定住なんですけど、よくいろんなところで言われる東京から伊豆市まで150キロ、これをよく言われるんですね。これが近いか遠いかなんですが、恐らくこの距離をざくっと申し上げると、通勤には遠い。観光地としては近いということなんだろうと思います。つまりテレワークとワーケーションという新しい事業においては、伊豆は首都圏から近いということ、つまり有利な場所にあるということですから、これはこのコロナ危機をある意味将来のチャンスと捉えて、その新しい分野への挑戦はしたいと思います。現状での具体的な施策については総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、答弁させていただきます。

伊豆市においても田園回帰という形で、都市部から田舎暮らしを求めて移住される方や、相談される方が多数を占めております。最近ではコロナ禍の影響もあり、テレワークが可能な職種の方からの移住相談やお試し住宅の問合せが増えています。しかし、直接対面での移住相談が難しい状況となっておりますので、電話やメールでの相談に加えて、毎月第1、第3木曜日にオンラインでの移住相談を始めているところでございます。今後もしばらくは同様の対応をせざるを得ない状況が続くことが想定されますので、9月に予定されている移住体験ツアーにつきましても、感染リスクを抑えるために、伊豆市へお越しいただかなくても、魅力が伝わるように映像などを見ていただきながら、オンラインでの対応も予定しているところでございます。

また、ふるさと回帰支援センター内にごございます静岡県移住相談センターにおいて、本年

4月より伊豆市出身の相談員が配置されたと聞いております。コロナ禍において田園回帰が進む中で、今まで以上の連携が図れるのではないかと期待しているところです。

今後は、伊豆市移住・定住サイト「いずぐらし」にはもちろんのこと、静岡県移住情報サイト「ゆとりすと静岡」にも情報を掲載しておりますので、全国的な広がりを見せる田園回帰を求める移住希望者に対して、最大限に市の魅力を発信して、移住者の増強につなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 伊豆市でもかなりの力を入れているということでした。それで、持続可能な地域社会総合研究所というところで、人口動態調べを行ったデータがあるんですけども、この農山村の動向分析する持続可能な地域社会総合研究所が過疎市町村の人口動態を調査したということです。2014年と2019年を比較して、30代女性の増減率、これを調べたところ、3割が過疎市町村で増えて、特に山間部や離島で増加が顕著なことが分かったということです。一方で、転入より転出が進む過疎自治体も相変わらず多いということで、田園回帰も地域差が広がっているということが調査されてます。

この中で30代の女性、30代の女性というのは出産、子育て期に当たって、将来の人口にも影響を与えるために調査したということですが、過疎市町村での30代女性の増減率ですけれども、鹿児島県の三島村というところでは、何と179.3%の増、島根県の知夫村というところでは145.4%、北海道の赤井川村では72.6%ということがトップ3ということで、本当に田舎の田舎ですごい数の若い女性が移住をしているということです。

一方で、大きく減った自治体もあります。特にこういう格差は大きいんですけども、今答弁いただきましたけれども、おおむね移住者の相談は増えている、多いということは伺いましたけれども、現状このような先ほどの2014年から2019年の30代女性の転入の調査に応じたときのデータというのはありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 多分これは仮想市町村の人口動態という形で調査したものだと思えますので、伊豆市の場合は土肥地区が過疎地域になっていますけれども、多分うちのほうでこれ調査されたというのはちょっと記憶にございません。ただ、伊豆市としても30代の女性というか、若い世代の女性の、伊豆市全体の人口でもそうなんですけれども、若い女性がやっぱり減っているというのがありましたので、ちょっとその辺は気になりましたので、調べさせていただきました。その中で、ちょうど2014年と2019年の比較ということでございますが、2014年、約1,224名の女性が25歳から34歳でいましたけれども、その方は30歳から39歳になった2019年につきましては1,120名という形で104名減少しているという状況で、約

マイナス8.5%という形のをうちのほうではつかんでおります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 伊豆市の現状、やはり大きな課題は人口減少もそうなんですけれども、出生率の低さ、これが深刻な課題だと思います。やはり若い女性、先ほどの質問でも取り上げさせていただきましたけれども、若い女性にとって魅力のあるまちづくり、結局首都圏へ、東京圏へ出てしまうと、なかなかふるさとへUターンする率が女性は特に低いということなんですけれども、こうした課題を解決するためには、やはりこの伊豆市で若い女性が働く環境であるとか、そういった子育てに関してはかなり力を入れていただいているんですけれども、生活しやすいような環境、それがすごく大切になってくると思うんです。そんなことから見ますと、移住の誘致の政策とともに、市内のそういった若い女性が働けるような環境づくりについてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） やはりなかなか若い人がやっぱり東京都心に向かうというのは今までの関連であったと思います。その中でやっぱり現在コロナ禍という形で、本当に地方が見だされてきておりますので、その中で地方の企業の方もコロナ禍でやはりいろんな形で御努力をされていると思います。先ほど言いましたとおり、企業との連携という形で、やはりその中で意見を聞いていかなければならないと思いますけれども、そういった中で若い人たちが帰っていくような地域の魅力というものを若い方の意見を聞きながら、これからちよっと事業に反映できればと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） また、先ほどの持続可能な地域社会総合研究所ですけれども、人が人を呼び、地域内で経済を循環させる個性ある地域づくりを進めている過疎自治体において、30代の女性や子供が流入する割合が高いということです。同研究所の藤山浩所長の言葉なんですけれども、移住者が入り込める余地を地域で生み出し、一種の生態系のような共生の仕組みをつくっていることが共通点だということで、うまくいっている地域と厳しい地域で共通して何が起きているのかを真剣に学び合うことが地方創生で必要だということを強調されています。こういった事例ですね、こういったものも参考にしていく必要があると思うんですけれども、そういった事例の研究はされておりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 事例の研究というのは、まだそこまでいろんなところのもの

を調べているわけではございません。ただ、今現在伊豆市のほうでも移住者が何人か伊豆市のほうに移住していただいております。その中で移住した際に、情報交換の場であるとか、そういうものを開かせていただきまして、移住者のいろんな意見を聞いております。

また、移住者が来る前にお試し住宅であるとか、そういうところを利用する際にも、移住される予定の方のいろんな意見を聞きながら、施策であるとか魅力であるとか、そういうものを発信する状況でありますので、そういう方たちの意見を聞きながら、また、先ほど議員言われましたうまくいっている地域ですね、うまくいってない地域もあるでしょうけれども、それらの勉強をさせていただきながら、これから新たな施策ということも考えていきたいと思っております。

やはり一番大事なのは、先ほども言いましたとおり、人だと思っております。やはり伊豆市に来ていただくためには、そこでウェルカムするための人がどれだけ暖かく呼び込むかということが大事だと思いますし、またその後のフォローですね、その辺をどうやっていくかが大切だと思いますので、その辺を十分研究しながら、これからの施策に反映していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そこで、人ということなんですけれども、市の全体としての施策でPR、これ当然していただく必要があると思うんですけれども、やはり地域の魅力を高めていくということが大事だということを言われてますね。そこで、やっぱり過疎の地域というのはうまくいっているところ、うまくいってないところがあるけれども、その分岐点というのはやっぱり地域住民の意識の違いだということが言われてます。よく小さな拠点という言葉を聞くんですけども、こういった人口の少ない広範な市域を有するまちにおいては、やはり核となる拠点づくり、これがすごく大事になってくると思います。拠点がしっかりしているところでは、やっぱり生活も利便性高まりますので、そういった拠点づくり、今までも伊豆市、拠点づくり進めていただいておりますけれども、田園回帰志向から言ったところの拠点づくりというか、周辺に農地いっぱいありますので、その辺をリンクした拠点づくりというのは考えておられるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まさに伊豆市の将来づくりの宿命のところ、私たちは三島田方生活圏の残念ながら端っこですから、やはり三島駅を使い、順天堂病院を使い、その中で伊豆市の住みやすさを追求していく。そうすると、三島周辺の都市機能を使いながら、しかし、生活は住みやすい、そういった意味で一番典型的なのがまさに中伊豆の八幡の地区なんですけれども、支所があり、教育機関があり、スーパーマーケットがあり、ドラッグストアがあり、お医者さんがいてという、そういった機能をしっかり充実することによって、日々の生活は

十分にそこで事足りるし、週末のお買い物はあえてまちに出たいわけですから、毎日行くわけではありませんので、そういったものを充実させることで、一定の人口を維持したいと思っています。ただ、なかなか地域の形からいって、その小さな拠点づくりができてにくいところもあり、そこはかなり工夫が要るんですけども、基本的にはそのような方向で進めさせていただきたいと思います。

ちなみにさっき別の御意見でありました光ファイバーの断線防止のところがあったんですが、伊豆市が考えているコンパクト・アンド・ネットワークのネットワークは、道路と光ファイバーですので、したがって、地域の道路を整備しながら、かつ光ファイバーはおかげさまで皆さんの議会の御同意のおかげで整備し終わりましたから、こういったものをしっかり活用していく、そういうことによってコンパクト・アンド・ネットワークを進めていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 光ファイバーというのはすごく有用性があると私も思っております。定住人口と同時に、関係人口とか、あるいはワーケーションと交流人口、これの取組も大事だと思っております。関係人口というのは地元住民や移住者に加えて、地域を守る第三の担い手と言われていています。地域と関わりの深い人たちとともに、地域のなりわいを活性化させていく、そういった取組の中で、関係人口に対する取組、前にも質問させていただきましたけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これはまた大きなはずみになる案件がまさに7月、狩野ベースに静岡大学の東部サテライトをオープンしていただき、これはとてもありがたいことでした。これまで土肥にベンチャー企業さんがサテライトオフィスつくっていただいてあったんですが、今度は地元の静岡大学が拠点としてつくっていただいておりますし、賀茂キャンパスと併せて、東部の中で伊豆市には大学はありませんけれども、大学の拠点ができることによって年に何回か大学生に来てもらう。その大学生たちが地域の皆さんと一緒に活動して、地域の魅力に磨きをかける。そういった意味で、まずそこをスタートとし、そして、その狩野ベースに近いような形のテレワークなりワーケーションなりの候補地を、やはり私たちがピックアップして、しっかり情報発信させていただく、これをもっと強く進めさせていただきたいと思っています。それによってうちの大きな課題である市有施設の整理も併せて進めることができればと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そのような取組でぜひ交流人口、これの増加にも努めていただきた

と思います。今新型コロナウイルスの影響で密を避けるということから、居住地以外のところで仕事をするという人が増えていると伺っております。まさに伊豆市では環境もいいです、空気もいいですから、そういった旅行先で仕事をするということで、ワーケーションの動きもしっかりキャッチできるかとは思いますが、ワーケーションの場合、ちょっと仕事と自分のプライベートとの立て分けが難しいというような課題も上がっていますけれども、そこはしっかりと環境を整えてあげることによって、そういった方も受入れができると思います。そのことに対して具体的に何か進めていることがありましたらお願いしたいんですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実はここ1年以内でも数件視察には来ていただいています。方向性はテレワークもワーケーションも、あるいはサテライトオフィスの設置も伊豆市は潜在的な魅力はあると思うんですが、もう既に課題が具体的なところについて、例えば光ファイバーがないから難しいとか、あるいは土地を確保できないとか、要するに売ってくれるかどうか、あるいは地権者との合意がどうか、そういったもう個別具体的な段階に入っておりますので、方向性はかなりはっきりしております、どれほど企業にとって使いやすい場所を提供できるか、今そこにはほぼ焦点が移っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 分かりました。

あと、また移住に戻りますけれども、移住者の職業というのは今多様化しております、田園回帰だからといって農業をやりたいと移住する人たちばかりではないということです。半農半何とかという農業もやりながら、その移住先で心豊かな生活を送りたいという希望者が増えております。中伊豆体験農園なんですけれども、ラウベを利用した方の中で、何人か伊豆市に定住された方、私も知っている方がおられるんですけれども、そういった非常に優れた設備を持っていますので、そういった中伊豆体験農園を通じた移住促進というか、そういう取組はされてますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 中伊豆体験農園はそもそもそのように制度設計されて、ここまで進めてこられたんですね。5年の期限がありますから、5年間外から通っていただいて、そして5年たったら、市内で、当時で言えば中伊豆町で家を買っていただく、そのような流れで制度設計されていて、一定のそのような効果は出ていると思います。そして、管理組合の皆さんが、なかなか来れないときに、その方に代わって管理をしていただく仕組みもできていて、とても心強いと思います。したがって、その方向は適切な方向だと思いますので、市として

お手伝いできることがあれば、さらに進めていければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと少し、やっぱり関係人口とか、そういったもののPRというか周知の方法なんですけれども、今、これはまだ少数派なんですけれども、自治体に関係人口を増加させる手だてとして、スマホのアプリを通じて村民表とか、そういうものを例えば道の駅で登録してもらって、伊豆市の魅力を動画であるとかで発信して、そういった方たちの興味をこちらに向けていただくというような取組も行っているところがあります。そういった新しいICTを使った情報発信、今でもほかの方法は行われていると思いますけれども、現状と、あとこういった新しいアプリを使った取組なんかも考えていただければと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 先ほど山口議員の質問にも答えさせていただきましたけれども、「伊豆市いいね」という形で、SNS、職員が20名ぐらい今集まりまして、伊豆市の本当のいいところ、魅力あるところ、ふだん分からないようなところでも、本当にそれぞれが持っている伊豆市の素晴らしいところについて今情報発信していくような仕組みをつくっております。そこにおいてやはり伊豆市としての魅力ある地点をそういう形でインスタグラム等で見させていただいて、そこから伊豆市の魅力を分かっていたら、移住・定住につなげていきたいというのがあります。

また、それと先般、三島駅の構内に伊豆市の子育てを中心としたPR看板、大きな看板をちょっとつくらせていただきました。あれもQRコードとかありまして、そこから伊豆市のサイトにつながりまして、伊豆市の情報が流れるようになっております。そういう形でいろんな場面をつくって、これからやはり今まで遅れてましたプロモーションと言うんですかね、伊豆市の魅力あるところを情報発信したいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと、新型コロナウイルスの影響で都会との行き来が難しくなっている。そんな中で今言わせていただいたような通信技術を使った交流、これが大事になってくると思います。ふるさと納税の納税された方に対するアフターフォローというか、さらに伊豆市の魅力をこちらからダイレクトに送るといったようなことはしているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ふるさと納税の返礼につきましては、現在特に返礼品以外のお礼はやっておりません。現在、ちょっと1つクラウドファンディングで、今までと違ったやり

方はしておりますが、その返礼の在り方については、また検討させていただきたいと思いません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） せっかく伊豆市に縁を持ってくださった人たちですので、ぜひまたつながりをつくるような取組、これも行っていただければと思います。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 3番目ですね。

それでは、予防接種等の答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 予防接種については健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 予防接種は感染症にかかる前にワクチンによって免疫をつけ、感染症の発症を予防または軽症化するために、子供の健やかな成長に一番必要な時期に受けていただくように、健診や健康相談の場で保健師からその都度接種の必要性を説明しているところでございます。現在の接種状況でございますが、ほぼ例年と同様の接種の状況になっております。

今、医療機関では、入り口で検温や手指消毒、また換気、感染防止策に努めておりますし、伊豆市で新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期もございませんでしたので、医療機関で新型コロナウイルス感染症にかかるという心配は低いと思われれます。また、感染が怖くて接種を控えたいという相談も受けておりませんので、今すぐ接種期間の延長が必要であるとは考えておりませんが、今後の感染の状況によっては検討する必要がある場面がございましたら、速やかな対応をしていきたいと考えております。

また、引き続き保健師の感染を心配するお子さんへの相談については、丁寧に対応し、適切なアドバイスをしていくよう努めてまいりたいと思いません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 今のところ例年と同様ということで接種を控える傾向はないということを確認させていただきました。このワクチンというのは、先日、議案の概要説明の中で資料が出されていたものですから、私も見させていただいたんですけども、すごい種類があるものですね。生後2か月ぐらいから接種をするものから、1歳から5歳とか、とにかく何回も接種するもの、あるいは期間を置いてやるもの等、いろいろあるものですから、その間に今のところは例年と同様で、接種を控える動きはないけれども、また感染が身近なところで広がった場合とか状況が変化することも想定されますので、そういったときの接種期間

の延長というのは、やはり医師会とか、そういう関係機関と調整をしていかなければいけないと思うんですけども、事前にそういうことが行われていないと難しいと思うんですけども、その辺の話合いはどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 先ほど議員からの質問の中にもございましたように、相当な理由があると自治体が判断した場合ということで国からの通知が来ておりまして、まだ細かく示されてはおりません。また、近隣の市町でこの期間を延長しているところもございませんので、もし延長するような状況がございましたら、きちんと対応していきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） これは市が独自に決めることなものですから、判断することなんですけれども、仮に接種期間を過ぎてしまった。しかし、まだそういう期間延長の調整ができていなかったと。過ぎてしまったけれども、その後、期間を置いて再接種の取組が始まったという場合、その空白となってしまった期間に接種を逃してしまった人に対する対応はどのように考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今回接種を受けているかいないかという確認を取りましたところ、接種をされてない子供さんについては、全て御自分のお考えのもとで、コロナとは関係ないところで接種は受けないというふうに御判断されている方々でございまして、それでも保健師からは予防接種の必要性は説明はしておりますが、そういうふうに伊豆市では母子の保健師がほとんどの子供さんと親御さんの顔が分かっておりますので、漏れて接種を受けてない方がどういう理由なのかとか、受けてない期間がもうあと少しで来てしまうよなんということを事細かく説明をしたり、連絡をしたりしておりますので、そういうことはないと考えております。

○14番（杉山 誠君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここで、55分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時54分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（三田忠男君） 本日最後の一般問になります。

次に、12番、小長谷朗夫議員。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

通告書に従いまして、大きく2点について質問をさせていただきます。

その1点目でございます。今後の伊豆市教育行政推進について。

令和2年6月30日付で辞職しました前教育長の後任として、7月1日より新たな教育長として梅原賢治氏が就任いたしました。就任に当たり、議会で簡単な挨拶をいただきました。その折には、時間の関係で十分な考えを聞けませんでした。そこで、就任以来1か月半が経過し、伊豆市の教育行政のトップとして思うところがあると考え、学校教育、社会教育両面にわたって、ここで新教育長としての所信を市民の皆さんに広く述べていただきたいと思います。大いに語ってください。PRしてください。

2点目です。給食無償化の今後の行方。

前々回の3月議会に、2月25日のときでしたが、おいて、2件について一般質問をさせていただきました。その1件目が学校給食無償化を考えませんか、2件目が、土肥地区での山村留学実施は考えられないか。両件とも移住・定住を目的とし、少しでも人口減少に寄与できるという発想からの質問でした。両件とも大変難しい課題ですので、あえて今後考えていきませんかというスタンスで質問をさせていただきました。

今回、一連のコロナ対策では、最初に打ち出した予備費1億5,000万円の歳出として、宿泊施設、飲食店への感染拡大防止を目的とした協力金、もう一つが1学期間の学校給食の無償3,000万円が報告されました。

前述したように、学校給食を無償化してはいかがですかという提案をした関係で、この用途については望むところで、大いに期待いたしました。しかし、考えてみると、3,000万円を学校給食に歳出するという結果の報告はありましたが、なぜかという説明はなかった気がいたします。覚えがないのは私だけでしょうか。3月議会では教育委員会は、通常の答弁ではよく使われる「検討します」という検討の域を超えて、簡単に言えば、教育的ではないという姿勢を述べました。そこで、今後の学校給食の行方、在り方を考えるために、市長、教育長に伺います。

まず初めに、市長にお尋ねします。

①1学期間の給食費無償は、コロナ対策の一環として考えたとき、目的はどのようなことでしょうか。

②教育委員会とのすり合わせをした結果でしょうか。

③この補助は今回で終わりでしょうか。

次に、3月議会での一般質問、学校給食無償化を考えませんかの答弁内容について、教育長にお尋ねします。

④として、最初に学校教育において学校給食をどのように押さえていますか。見解を述べてください。

⑤3月議会での一連の答弁内容は、西井前教育長の私見を含んだものと理解しているが、梅原教育長はどのように理解していますか。

⑥今後、無償化は本市では難しいと考えるのか。今後、一步前進するための検討が行われるのか、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。
教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 小長谷朗夫議員の今後の伊豆市教育行政推進についてお答えします。

このような場をいただき、ありがとうございます。傍聴が誰もいなくなってしまうと、ちょっと残念なんです。以前にもお話をしましたが、教育は20年後をつくる仕事だと考えています。学校現場にいたときには成長した教え子に出会うことは何よりの喜びでした。子供たちは教育によって知識、技能を身につけ、昨日までできなかったことができるようになる。そして、この経験をもとに、どのように学び、どのように判断したら、よりよい自分に近づくのかを獲得していくのだというふうに考えています。

これは義務教育だけでなく、ゼロ歳から15歳までの教育をこども園、保育園とも連携しながら、ふるさと伊豆に誇りを持ち、夢や志を持って、心豊かに生きる子供たちを育てていきたい。今までやってきた教育目標に向かって進んでいきたいと考えています。そのためによりよい教育環境の整備、確かな学力の定着、豊かな人間性や健やかな体の育成、特別支援教育の充実、地域と連携した独自性のあるコミュニティスクールの推進、土肥小中一貫校を中心とした保小中連携教育の推進を実現していきたいと思っています。

社会教育についてですが、社会教育は人づくりを育む機会の提供だと考えています。伊豆市教育大綱や生涯学習大綱で示されているように、人づくりはまちづくり、という基本的な考えに立ち、生涯学習の推進、生涯学習の充実を推進してまいります。

このように、学校教育、それから社会教育へとスムーズにつなげていけたらよいと思っています。伊豆市の弱みは、子供たちとの関わりが高校生、大学生との間に途切れてしまうことではないでしょうか。先ほど杉山議員との話の中でも幾度か出てきたように思います。そんなときでも唯一子供たちと関わっているのが保護者、それから家族、地域の方々ではないでしょうか。子供たちの一番身近な大人である親、家族、地域の方々がふるさと伊豆の魅力に気づき、伊豆市のよさを感じながら、誇りを持って生活できるような社会教育を推進していきたいと考えております。そして、大人たちが伊豆市はいいところだ、大切にしよう

うというメッセージを絶えず子供たちに示していける、そんな伊豆市になったらと思って、その中の一端として教育行政を推進していきたいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 分かりました。今後、今述べられたことの推進役として、ぜひ伊豆市の教育行政のかじを切っていただきたいと思います。

それはそれとして、これだけで終わったらあまりにも芸がなさ過ぎますので、二、三質問をさせていただきます。

今、教育長のほうからかいつまんで20年後をつくる場であるというのから始まって、かなりたくさんのお話がありました。それで、その中で、それを1つずつ扱うと大変時間がかかりますので、たまたま7月30日の某新聞、私は何々ですのコラム記事が載っていました。教育長のこれは学校教育についての抱負がかいつまんで掲載されていました。この議員の皆さんも読んだ方はたくさんいらっしゃると思います。

ちょっと要点を書き出してみました、そこに。今の教育長の発言と別に、2点まず、1点目に、安心して学べる環境を整えますよと。これは今の話の中にもこれに似たものが出てきましたよね。それから2点目に、不安を与えない取組と、こうあったわけですね。それから、教育長が現役時代に学校経営について大切にしてきた中から導き出した成長できる教育環境、働きやすい職場、これは教職員にとってのことだと思います。それから、地域の人にとって頼れる場所、この3点を教育長さんは挙げていらっしゃいました。これらのことの実践に当たり、新中学校の統合も含めて、市民の意見を聞きながら取り組みたいというのがまとめでございました。やはりこれを1つずつやっていると大変な時間がかかりますので、何かもう一步踏み込んだ具体的なことで、今言った項目でもいいし、先ほど教育長さんが述べたことの中でも結構ですので、1つ、2つ具体的な事例を挙げて言ってあげると、今配信のテレビを見ている市民の皆さんも分かる。後ろの傍聴者はいないですけども、テレビはすごいですので、ぜひ語ってみてくれませんか。お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） それでは、まず自分が考える伊豆市の強みですけれども、これは地域のすばらしい地域の応援だと思っています。これは自分が現役時代、それから、現役後もずっと感じていることであります。私が教員をやっているときのことを言っても何ですけども、本当に保護者や、それから地域の方が育てていただいたというのをすごく感じています。

教員はいろんな大変なこともあったり、ブラックだったと言われたり、働き方が大変だと言われながら、どちらかというと、今までは保護者のありがとうとか、それから子供たちの

感謝の気持ちに支えられて頑張れたような気がします。現在も伊豆市の場合には、そういう場面がたくさん感じられます。マスコミから語られるように、そうではない、例えばモンスターペアレントの通報だとか、それから虐待のことだとか、そういうようなことがあちこちで言われるわけですが、中にはそうやって困っている方々もいるわけですが、そうではない地域の応援や、それから保護者のバックアップがたくさん感じられます。それを支えにして、今伊豆市の学校教育は成り立っていると思っています。

一例を言いますと、不登校はどこでも全国で問題になっているわけですが、伊豆市も少なくはありませんけれども、他市町と比べて勝った、負けたと言っても仕方ありませんけれども、そんなに多くはありません。その中でも困っている子がいるから、一生懸命改善しようと思っているわけですが、そういうようなところは教師の力、教師の頑張りももちろんあるわけですが、地域の方、保護者に支えられているというふうに感じるところは現役時代多々ありました。そういうよさをぜひ信頼関係というのを大事にしていきたいと思っています。

ですから、先ほどから杉山誠議員との話を聞きながら、伊豆市を愛する、伊豆市を誇りに思う子供たちを育てるという意味で、現在、各小学校で行っている地域学習、地域を知る学習、天城、中伊豆の場合には統合をして、学区が広がったわけですが、そういった中でも地域を大事にしながら学んでいこうというのを大事にしていきたいと思っています。これは難しいですが、昔、八岳小なんかで、自分は承知をしていると思っているんですけど、おらが学校というような形で、本当に地域と一体になったようなあの頃の学校づくりまではいきませんが、やはり地域を大事にしたような、そういう環境をつくりたい、そう思っています。

中学校になってこれから、先ほど新中学校へということですので、今度は学区が旧3町にわたるわけです。これはほかの市町を見ても、なかなか例のない広い学区だと自分でも認識しています。ですが、その交通の障害を乗り越えてでもみんな一緒になって、1つの地域として子供たちを育てていくというのは大事だろうと思っています。ちょっと十分ではありませんけれども、とりあえず、ここで切ります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） ありがとうございます。ぜひそのお気持ちを忘れずに、日々全うしていただければいいんじゃないかなと思います。よろしく願いいたします。

もう一つなんですが、教育行政というのは学校教育だけではありませんよね。ですから、両輪の1つである社会教育について1つだけ質問させていただきます。

今、教育長がまだ2か月たっていないわけですが、就任なさって、伊豆にて、伊豆市の社会教育推進で、一番の課題は何だと思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 自分は生涯学習については、小長谷議員に教授を受けたことを今でも忘れずに思うわけですが、今社会教育のことが実はコロナの中でほとんど行われていないというのがちょっと気になるところです。ですから、この2か月でというよりも、自分がずっと市民として過ごしている中でというのは思うわけですが、いろいろな講座、これがいだらうなと思うような講座をたくさん開くわけですが、そこに参加する方がなかなか集まってこないというのが1つの課題かなと思います。ニーズと、それから、こちらの投げかけがやや全部一致し切れていないというのがちょっと気になるころではあります。

自分は青年団とか消防団とかというのをやってきたわけですが、昔は地域とか、そういうつくられた集団の中で、さあ集まったんだけど、何をしようかというのが普通のコミュニケーションの取り方だったと思います。何か分からないけれども、みんなで集まったから、じゃ、どこかへ行こうよとか、こういうことをやってみないかというのが、僕らが若い頃のコミュニケーションでした。ところが、ある時期から、いや、それは煩わしいと。そうじゃなくて、もっと好きな人同士同じ思いを持った活動をしたいというのが、自分はそういう例えば青年団とか、それから地域の集団がだんだん衰退していったことかなと自分は思っているわけですが、それならば、集まりやすいような、そういう講座と言うんですかね、そういうものをなるべく市民に提供できるような、そんな社会教育を進められたらなと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 御承知のとおり、社会教育というのはゼロ歳から亡くなるまでの方が対象ですよ。それで、その中にある就学時の児童生徒については学校教育の範疇になるわけですが、非常に幅広いんですが、先ほど教育長の話の中に、子供たちの関わりが途切れてしまう。それで特に地域の方々、大人との関わり合いが疎になってますよというお話がありました。全くそのとおりであって、そこで私も本当に情けなかったんですが、社会教育委員を12年間やらせていただいて、問題提起はしたんですが、なかなか実現しなかったことの1つに、青少年健全育成会という任意に基づいた育成会なんです。うちの町は合併まではあったんですが、その後、青少年健全育成会というのは、あの大会で終わりなんです。単発なんです。ですから、日常活動がないわけですよ。だけど、ここの伊豆の国市にしても、函南町にしても、三島市にしても、民意に基づいた青少年健全育成会というのがあって、あの大会も主催するんです。本当はこの形が一番スムーズにいく形だと私は今でも思っています。ぜひここでこの議論を戦わせると時間が本当にどれだけあってもきりがないので、

それは大きな課題であるということで、ぜひ今後できたら研究なさったらいかななんて、そんなふうに思います。ありがとうございました。もし今、私のコメントの中でありましたら、教育長、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） それぞれで小さい単位の力を強めていくことが市の教育だとか、それから市の力と言うんですかね、そこまで言い切っていいか分からないですけども、そういうことかなと自分は考えています。ぜひそういう一つ一つの団体が意欲を持って取り組んでいけば、きっと結果的にはいい伊豆市に近づいていくんじゃないかなと思います。

青少年健全育成大会ですけども、今年度は伊豆っ子宣言を制定をしまして、これをぜひ青少年健全育成大会で周知できるように今準備を進めております。これは子供たちだけではなく、市民、市の行政まで関わるような、そういう合言葉、スローガンになっていくといいなと期待していますので、ぜひまたよろしく願います。ありがとうございました。

○12番（小長谷朗夫君） 終わります。

次に行ってください。

○議長（三田忠男君） 学校給食の無償化の方向性についてですね。これは市長ですね。

答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 学校給食は非常にづらい課題で、私はもう50年以上たつんですが、むちゃくちゃ苦手な食材がありまして、当時は食べないとお昼休み休ませてもらえなかったんですね。週に何回も泣きながら、それを見つめながら、5時間目を待った記憶がやっぱりよみがえってきて、何であれが教育なんだろうと50年たった今さらながら思うところがあって、どういう観点からこれを教育と捉えて、何を教えたらいいんだろうかという御議論にもし入っていただければ、もう少し教育としての給食のあり方というのが深掘りされるのかなと、個人的には思う次第でございます。この点についてはコロナ対策の一環としての政策ですから、その観点からはお答え申し上げますが、1学期間の無償期間、これは2月27日だったでしょうか、全国一斉休校の要請が総理からあり、事実上ほぼ3月が休校になったことにより、3月の給食費を返還する課題が出てまいり、その頃、コロナウイルスがどうなるか全く分からなかったんですね。そこで、3月だけ返還してもどうなんだろう。それから、5月の連休は、やはりお客様に自粛いただくしかない。観光のお客様ですね。そんな状況の中で、当面は負担を軽減しようと。実はその時点では、連休が明けたら多少元に戻るんじゃないかという楽観視していたんですね。ですから、5月いっぱいなのかのような議論もあった中で、1学期ぐらいは影響が残るんじゃないか。そのときには5月の連休はもう我慢して冬眠すれば、夏はお客様が戻るくらいのことと考えておりましたので、そんな中で教育長と相談をして判

断をいたしました。

教育委員会、教育長とお話しさせていただいたんですけれども、西井教育長と。令和2年度一般会計補正予算、3月13日において予備費を増額させていただいたということですが、経済対策とともに検討して、この観点においては、保護者の負担軽減ということで決めさせていただきました。したがって、その状況判断が今残っておりますので、この政策については1学期限りと考えております。

ただ、先日、議長から議会を代表する形で伊豆市議会の御意思ということで、経済対策全般を伺っておりまして、その中で、これも正直言って市長としては教育の観点では保護者の負担軽減という施策ですので、ほかの経済対策と全体のバランスの中でどう扱ったらよいかについては、やはりもう一度検討させていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

○教育長（梅原賢治君） この場でお答えします。

④の学校教育における学校給食の考え方についてですが、学校給食は、学校教育法に基づき実施され……

〔「④まで。すみません、ごめんなさい」と言う人あり〕

○教育長（梅原賢治君） よろしいですか。④に私は答えています。いいですか。成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童生徒の食に関する正しい知識、正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。学習指導要領においても、給食の時間における指導は授業時数に含まれないものの、教育課程上の学級活動を関連づけて行うことのできる重要な学校教育活動と示されており、年間を通じて行われる当番活動や、学校給食を教材として活用した食に関する指導により、児童生徒が望ましい食習慣を身につけていけるよう、計画的かつ効果的な指導を行うことが大切だと考えております。

学校給食が開始された明治時代の貧困対策と比べると、現在は生活水準が向上し、豊かになった一方で、不規則な食事や偏食、肥満などの問題や家庭の在り方が変化し、団らんが減り、独りで食べる個食や、朝食を食べない欠食児童などの増加が目立つようになりました。食の影響が授業における集中力の欠如につながるなどの問題も指摘されています。

おいしい給食が何よりですけれども、生涯を通じて健康に過ごせるための食生活について理解を深めることも学校給食の重要な役割である、そのように考えています。

⑤の3月議会での一連の答弁内容についてですが、私も西井前教育長と同様に、仮に給食費を無償化するために財源を使うのであれば、他の教育内容の充実のために、その財源を使いたいと考えています。

⑥の今後の無償化の検討についてですが、給食事業全体の経費の中で、食材の経費に相当する給食費の無償化は、学校給食の維持を考えた場合に、財政的な面からは難しいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） すみません、ちょっと何だか茶々を入れたようで申し訳ありませんでした。

給食費の無償期間を1学期間とするというお話で今説明があったわけですが、保護者の負担軽減ですよということだったんですよ。だから、あのときに宿泊施設だとか飲食店の感染拡大防止のための協力金とは全く意味が違って、でも、あのときには協力金、要するに自粛に伴う感染拡大防止ですよと言って、かなりこの場でも強調された場面がたくさんあったと思います。ただし、給食費は違いますよという今市長のお話でした。ちょっと細かいことをお尋ねしますが、1学期間という範囲はどこからどこまでの範囲ですか。今回、変則的ですよね。要するに8月7日だか8日で終わったんですよ、1学期と、いわゆる夏休みに入る前。そこまでを1学期としているんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） すみません、今回、この一時的な免除をやるに当たって要綱をつくりまして、当初は休業期間の再編をしてませんでしたので、7月末までを要綱上は月単位で今回の免除の期間とさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） そうすると、給食がなかったときの補填ですよ、基本的には。そうじゃなくて、もう全部1学期はこの考えでいきますよということなんですか。給食があるときには、要するに軽減負担しなくても食べているわけですから、いいわけですよ。その辺はどうなんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 実際には4月上旬から5月の下旬まで休業になりましたので、その間4月については3月と同様に、1回校納金と一緒に給食費を頂いておりますので、返還という実際には手続をさせていただいております。学校再開した5月下旬から、6、7というのは給食費を頂いて、実際に給食を食べていただいておりますので、一旦は負担していただきますが、その分を助成する形で出させていただく制度をとっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） そうすると、意味合いからいくと、無償じゃなくて返還金の関係でお返ししますよというように捉えていたほうが分かりやすいですよ。違いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 実際には食べてないものは当然返還で、その後も1回頂いてますので、議員おっしゃるように、返還のようなふうにも見えます。ただ、これは実は給食費だけじゃなくて、ほかの学校の校務に関わる保護者が一括で口座から落とさせていたという部分がありますので、一旦は引き落とさせていたお返しするということでは補助として出すんですけれども、お金の流れとしては返した形になりますが、負担していただいたものを補填する形の補助という形で出させていたしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） この1番、2番、3番も関わってくるんですが、最後の質問になります。先ほど市長が大変難しい問題でという前置きをしてお話をしてくれたわけですが、今後、例えば緊急事態宣言が出て、新たにですね。それで、学校が例えば一斉に休校になるか、個別の学校だけになるのか、それは分かりません。いずれにしても、学校が休校になったときには同じ措置を講ずるようになるんですかね。その辺ちょっと。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 学校が休校になった場合には、食べない食事代になりますから、教育委員会のほうから返還していただくことになると思うんですね。あるいは緊急事態宣言が出て、経済に影響が出た場合の経済対策としてどうなるんだということが出てくると思うんですが、付随的に。実は現在も議会から要望はいただいているんですが、市内の経済状況をまだよく分からないところがあって、宿泊なんかをネットで見ると、かなり満室のバツ印が多かったり、そうはいっても流れてるお客様は少ないので、やはり収入が大分減っているところもあるでしょうし、したがって、どこにどういようにお金を回すと最も効果的なのかと。もちろん長い時間検討の時間を取るわけにもいかないんですが、そういった全体の中で保護者の子育て負担の軽減というものを考えたらいいか、正直言って今回答がありません。早急に検討しなければいけないんですが、もう一度緊急事態宣言が出た場合のシミュレーションというのもそういった意味でまだ詰め切れておりません。申し訳ありませんが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 今、コロナ対策で予備費から3,000万円を給食無償期間として支出したということについては、今説明を聞いて分かりました。その上で、ここからが問題なんです。恒久的に今後伊豆市の教育委員会がどういようこの給食というのを考えていくかというところで無償化するか、そんな考えないよとか、そういう結果になると思うんですね。ただ、先ほど市長が言ったように、給食が何で学校教育の云々という話がありましたね。だから、確かにかつてはある特定の子が何か食べられなくて、周りで掃除が始まって

も、独りぼっちでそれをずっとにらめっこして、長い針が一周したと。ということは1時間たったということですよ。家へ帰ってお母さんにそういう話をしたという有名な話があるんですが、そういう給食指導をしたときもあるんですけども、今の給食指導というのは、先ほども4番の項目でお尋ねしたんですが、うんと簡単に言うと、給食指導って、給食の時間って何ですかと言ったら、教育長、何てお答えしますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 今、簡単に言うと食育という言葉で全部示されると思うんですけども、自分の体をつくっているものを食べるときの栄養から始まって、最終的にそれを食べるマナーとか、そういうところまで含まれてくる大切なものだというふうに認識しています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 全くそのとおりだと思います。それで、一番簡単な話がと言ったら、またこれ簡単でなくなるんですけども、学校給食法の第2条に7項目書いてありますよね。それが給食の目的なんですよ。そこには今教育長がおっしゃった食育の話もあるし、そのほかにも載っているわけじゃないですか。ただ、私は、給食って何と言われたときには、朝食、夕食の延長線上にある御飯ですよと、そういうふうにお答えします。要するにどういうことかという、家でお父さん、お母さんが我が子に指導するマナーとか始まって、食育の関係もあるでしょう。そういうものの延長線上に給食はありますと。簡単な話がですね。そんなふうにお答えするつもりはあるんですが、ただ、もう少し難しくもしお尋ねされたら、こんなふうにご答えるんですが、なぜかという、前回、前々回、西井教育長とやったときに、これは私の持っていく方も悪かったんですが、悪かったというのは、移住・定住の目的でしたらいかがですか、考えませんかと言ったんですけども、そこは前の教育長さんは、移住・定住じゃ考えないという、そういう姿勢だったんですよ。会議録読んでもお分かりになると思うんですが。ただ、給食って、みんなで一緒に食べる給食というのは、子供たちの学校生活をまず支えると僕は思っているんです。それで、心と体を育みます、給食というのはね。だから食は文化ですという話になるんですが、また、給食をつくっている方々に感謝の気持ちを持ちながら、残さず食べるという指導をしますよね。だから、そういうこともこの時間で要するに養うことができるんじゃないかなと思います。

それから、なおかつ栄養価の高い昼食を経済状況にかかわらず、誰しものが食べられると、ここがまた大きいんですね。栄養価の高い食材を使ってくれるわけですから、それを食べると。それも経済的に分け隔たりなく食べれますよ。このことが結果、一番ここが結論なんですけれども、子供の情緒的な安定を僕はもたらすと思うんです。給食というのは、だから学校生活の中で豊かな感性をもたらす特別な時間であるというふうに私なんかはそんな押さえでいました。そして毎日食べているわけですから、休業日以外は。ですから、価値の非常

に高いものを食べながら習得していくというような場面じゃないかななんて思いましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） もうおっしゃるとおりとしか言えないんですけども、給食だけを楽しみに来ている子が、僕は給食だけとかと言う子も昔は随分いましたし、今でもきっとそういう子もいると思います。本当に今の給食はおいしくて、バランスの取れたものが提供されてます。これはいろんなところを食べ比べても、伊豆市はもう自慢できる市の給食だと思ってます。

その上で、今小長谷議員のお話を聞いた上で、あえてお話をしたいと思うんですけども、教育にかかる費用を行政と、それから保護者が案分して負担しているわけですよ。校舎を保護者に建てろと言ってもそれはできませんので、それは行政が。それから、着る物を、そこまではやる必要はないから、それは保護者がやってますよね。もちろん教育の本当にベースになるところは行政がやるのは当然です。その境目がきっとあるんじゃないかなと自分は思っているんですけども、まず学習教材ですよ。この学習教材も教科書は国だとか、それからみんなで使う顕微鏡だとか、そういうものは行政が。だけど、ドリルは保護者が負担するよとかという、そういう境目をつけて、保護者に協力してもらっているわけですよ。これは教育をやる保護者としての自覚にもなるし、それから、義務としてのものであるんじゃないかなと思ってます。そういった意味で、じゃ、衣食、住はありませんので、衣食、通学というのを自分、考えたんですけども、着る物については、もう保護者です。制服をそのまま渡しているところはありませんので、着る物は保護者、それから通学を伊豆市の場合には全額を負担してます。これは全国の中でもちょっとまれじゃないかなと思う対応だと思います。かなりのお金を使って、子供たちが平等に学校へ来れるという状況をつくっているというのは自分としても誇らしいことかなと思ってます。

問題は食なんですけれども、食の部分でベースになるいろんな人件費だとか、それから施設については行政が。じゃ、食材はといったときに、今保護者に負担してもらっているのが実際は700円、800円かかっている部分の、じゃ300円を保護者にというのは、そんなに無理のかかるものではないかなと思って、給食費を保護者に負担していただいていると考えてます。もちろん本当に困ってられる保護者の方には援助をして、支援している部分はありますので、そんなふうを考えているのが現状です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） ④番での質問はこれで最後にしますが、要するに子供が登校して、下校するまでの何時間かありますね、学校にいる間。そのうちの給食の時間って40分から45

分ぐらい取ってますよね、大体どこの学校もね。そうすると、学校教育の中で無駄な教育活動というのは私はないと基本的に。学校でやっていることは全て教育に結びついていくんだという気持ちで見てますので、無駄なものはありませんよというのがまずベースにあると。これいかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） いや、自分が勤務しているときも、教員の休憩時間っていつあるんだろうかと思うぐらいずっと子供たちに関わってます。その中でもどちらかというと給食は負担のかかる授業という感じですね。無駄はないと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 嫌いなものがあると、やっぱり給食が嫌だな、その時間嫌だなというふうに子供は思いますが、私なんかは小学校、中学校のときに給食を食べたことがないんですね。そのときにいつも笑い話になるんですが、給食の分から船原峠を越えなかったと、土肥は。こちらは私たちの同級生みんな給食食べていたんですけども、土肥は給食がなかったんです。私の2つ下ぐらいの学年から給食を食べれるようになったんですね。だから、教員になって初めて給食食べたんですけども、まだ忘れてません。一番最初に出たのがソフト麺なんです。そのうまかったことが今でも記憶に残っているんですが、だから、嫌な子は、好き嫌いのある子は本当に嫌な時間だけれども、好きな子はもう本当に好きなんです、この時間が。だから、食事を学校にしに来るという子だって教育長の話じゃないけれども、大げさじゃなくっているんですよ、そういう子が。だから、そのぐらい給食っていろんな意味でどの子にも大事な活動時間かなと思ってます。

じゃ、5番、6番のほうへ移らせていただきます。

いよいよここから無償化ということ考えたときに、どう考えればいいかという場面になっていくんですが、最初に、全国で無償化している自治体は多分皆さん、お手元に資料として持っていると思いますが、要するに3月議会のときにやった資料でちょっと5か月ばかり古いんですが、これ以上、4月以降増えているところがプラスアルファされるぐらいで、そんなに数としては変わらないと思うんですが、ちょっと紹介します。

全国1,740です、市町村の数がね。1,740のうち小中両方を無償化しているのが76市町村なんです。大体パーセントでいくと4.4%。小のみというのが4あるわけですね。それから中のみというのが2あります。全国合計82市町村です。それで一部無償というのが424自治体ありますので、これは随分数をのしていると思います。ここのこの自治体は共通して言えることは、非常に小さな自治体なんです。1万人以下とかと、そういうところが無償化に踏み込んでいるんです。それはなぜかという、給食そのものの教育的な価値よりも、むしろ人口減の要するに移住・定住を主として狙った施策だから小さなところが多いんですが、県

内でいくと牧之原市が今年の4月からたしか給食の無償化になったと思います。牧之原市は私たちの市よりも2,000人ぐらい多い市でございます。こんな実態を見て教育長、いかがですか。どんなお考えを持ちますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 給食費が無料だからここへ移住しようというだけの方がどれだけいるのかなというのはちょっと自分の中では考えるところです。先ほどの繰り返しになりますけれども、食というものについて、その材料費をやっぱり保護者に応分に負担していただきたいというのが私の考えです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） もう一つ、じゃお尋ねします。憲法27条でしたか、無償化は。6条でしたか。たしかどちらかですよ。学校給食法の11条との関係を改めてちょっと聞きますが、前の教育長さんにもお尋ねしました。そうしたら教育長さんは、ただ、その実態だけをお話ししてくれました。それについてコメントを述べることなく、こうこうこういうことですということでお話を伺ったんですが、教育長はいかがですか、その関係。要するに義務教育はこれを無償とするという憲法でうたわれていることと、11条の要するに給食費は保護者の負担ですよという学校給食法の相対するものがあるわけですよ。この関係をどう見るかということだと思えるんですけども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） いや、ちょっと難しい問題で、ちょっとうまく答えられるか分からないんですけども、食べるものですよ。先ほど議員がおっしゃられた中に、朝食、それから夕食の間に給食があるというようなお話をされた中で、我が子が食べるものについて保護者が用意するというのは、先ほど話を聞いていて、ああ、なるほどなど自分は逆に思ったわけです。ですから、自分の我が子をつくっていくものを食べる。朝食、それから給食、それから夕食について、食費について、材料費について負ってもらう。そして、保護者も自分たちが子供たちを育てているんだという意識を持ちながら関わっていただくというのはあながち間違いではないのかなというふうに考えてます。その上で、もう潤沢なお金があって、幾らでもお金出せるよというんでしたら、じゃ、その部分も市で持ちましょうというのはあるかもしれませんが、現状ではそうではないというふうに考えてます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 一般的には給食費の年間にかかる平均というのは小学校で5万円弱、年間ね。それから中学校で5万5,000円ぐらいですよ。これ義務教育費の中で保護者

負担の中で、一番ウエートが大きいところなんですよね。これプラス例えば学級費ありますよね。そういうものも徴収される。何とか費という、PTA会費もあるでしょう。いずれにしても、給食費というのは家計にとっては非常に大きなウエートを占めてますよということですよね。1人しか就学児がない場合は、小学生だったら5万弱で済むけれども、2人いれば倍ですよね。そうするとかなり負担ということで考えると、大きいなという感じがするんですが、この辺教育長はどうお考えですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） もちろんそのお金が保護者のために使うお金として出してあげられれば、ぜひ出すことも検討していくと思うんですけども、先ほど、本当に繰り返しになって申し訳ないんですけども、保護者は給食がなければ弁当つくるわけですよね。お弁当をつくる時に1食300円では恐らくつくられないと思うんですね。保護者によっては、じゃ、これで500円やるからコンビニで買って行ってねというような、そういうお宅もある中で、今現在給食を300円で提供しているというのは妥当ではないかなというふうに思ってます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 教育長の今妥当だというお考えだと、もう⑥番の答えというのは分かってきますよね。要するに無償ということは今のところ考えてませんという、はっきり言うとそういうことじゃないかなと思うんです。

ただ、西井前教育長も言っていましたけれども、1億円あったら、負担金の部分ですよね、要するに無償になるのがね。給食の歳入のところの。要するに1億円あれば年間500万円の市単の先生を20人雇えますと。それを私なら教育に使いますという話があったんです、前にね。だけど、そのことと学校給食を無償化するというのは私は別問題だと思っているんですよ。それはそれなんです。大変大事なことですよ。だから、そこに1億円あったらこれに使いますという話じゃなくて、そこに1億円もあって、こちらにも、これ財源の問題あるんですが、簡単に私、言ってます。こちらにも1億円があって、両方並行して進むものだと私は思っているんですが、そういう御回答がありました。これについては教育長、さっきちょこっとその話が出ましたけれども、もう一度どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） ぜひ教育の学校現場の人員を増やすということについては、今後教育の予算の中でやっていただけたらなと思います。1億円あればぜひそういうことに使いたいなと思いますし。

あと、先ほど言っている給食費が無償になることによって、伊豆市の子育て支援とか、人口増加にそれが寄与できるというようなことを市長部局と相談しながら、可能でしたら、そ

のことが実現できるのであれば、財政的に、一緒に検討してもいいかなとは思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 今、教育長が述べられたことが今回の結論だと思います。くどいようですが、私はやれとか、やるとか、そういうことを言っているんじゃないで、コロナの対策で1学期間だけ無償としますよということが出たもので、今後うちのまちの給食費というのはどういうふうになっていくんだろうかという疑問を持った質問であります。ですから、そういうことで御理解願いたいわけですが、最後に、要はやってるところの市町村の実態、中身をちょっと勉強させていただくと、要するに義務教育は無償ですという観点と、それから、給食法11条の保護者負担ですよと、給食費は。そのせめぎ合いなんですよね。だけど、市町村でやっているところがそれだけあるということ、このことをどちらを尊重したかといったら、憲法のほうの最後のところを乗り越えたわけですよね。無償であるというところ。だから、給食費は11条に書かれている。あれは絶対的なものじゃないんですよね。だけど、憲法は絶対的なものですよ。だから、そういうことで、それが今後の伊豆市の学校給食を考えていくときの1つはキーワードになるんじゃないかなと、そんなふうに思います。家庭の経済的状況に左右されず、どの子供も発達と成長に寄与している給食を毎日おいしくいただく子供たちがいるという、そういうことを夢見て、今後ぜひ検討してください。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問2日目については、8月24日の午前9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 4時53分

令和2年伊豆市議会9月定例会

議事日程(第3号)

令和2年8月24日(月曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
6番	下山 祥二君	7番	杉山 武司君
8番	三田 忠男君	9番	青木 靖君
10番	永岡 康司君	11番	小長谷 順二君
12番	小長谷 朗夫君	13番	西島 信也君
14番	杉山 誠君	15番	森 良雄君
16番	木村 建一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	佐藤 信太郎君
教育長	梅原 賢治君	総合政策部長	堀江 啓一君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	加藤 博永君
健康福祉部長	右原 千賀子君	産業部長	滝川 正樹君
建設部長	山田 博治君	建設部理事	白鳥 正彦君
教育部長	佐藤 達義君	会計管理者	城所 章正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	永沼 健一
副主任	坂内 佑紀		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日も多数の皆様のご傍聴をいただきました。誠にありがとうございます。

本日の出席議員は15名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和2年伊豆市議会9月定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき、一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の永岡康司議員から発言順序10番の西島信也議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 永岡康司君

○議長（三田忠男君） 最初に、10番、永岡康司議員。

〔10番 永岡康司君登壇〕

○10番（永岡康司君） おはようございます。10番、永岡康司です。

通告に従いまして一般質問をします。答弁を市長、教育長に求めます。

それでは質問します。

伊豆市総合高校土肥分校の現状と課題について。

土肥地域での人口の減少と少子化は際立っており、現在は3,482人、過去7年間で748人（17.7%）の減少です。高齢化率も40.6%に達しています。そんな中で子供の数も年々減少して、土肥分校への入学者数は1年生が8名、2年生が18名、3年生が5名、合計31名となって、このままだと生徒募集停止となることが予想されます。つまり閉校になるかもしれない、これは重要な問題だと考えます。

現在、土肥分校では遠方からの入学を希望する生徒、長期欠席者生徒選抜入試制度で募集していますが、応募はあるようですが、通学の問題で入学を断念しているようです。このような中で、土肥高校卒業生や後援会、また学校関係者が県外を含む地域外から希望する生徒をより多く受け入れようとする土肥分校下宿運営協議会を発足させ、「土肥留学」と称し、広く募集した生徒を土肥地区に下宿してもらい、土肥分校の存続と地域の活性化を図ろうとしています。

生徒の入学の現状と生徒募集停止になるかもしれない問題をどのように考えていきますか。
地域活性化の一つとして、土肥留学の中心的な役割を担う土肥分校下宿運営協議会の活動を今後、伊豆市は支援していく考えはありますか。

また、下宿先として1人から複数名を受入れ可能な施設の改築等の支援はありますか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

伊豆総合高校土肥分校、私どもは通称で土肥キャンパスと呼んでいるんですが、静岡県教育委員会も通称で土肥キャンパスと称することは差し支えないということですので、そのような呼び方をさせていただいております。ただ、しかし残念ながら来年度、入学者が15人を下回ると募集停止となるかもしれない危機的状況であることも承知をしております。

この問題を解決するため、地元で組織する後援会が保護者の通学費負担軽減のために下宿運営協議会を設置し、本校の応援体制に入っていたことは大変心強いことだと考えております。

市といたしましても、地元の高校である土肥キャンパスの存続を強く望んでおりますので、この活動を支援すべく下宿運営協議会に補助を行うため、本議会において補助金の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

また、下宿先の改築等の支援につきましても、ニーズがあれば下宿運営協議会と相談をしながら対応していきたいと考えております。地域の高校を存続させる地元の活動を市としても、可能な限り支援してまいります。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） おはようございます。

伊豆総合高校土肥分校、これは近年、入学者数の減少が顕著となり、本年度は7人にまで落ち込みました。静岡県の基準では、入学者が2年連続して15人を下回った場合は、次年度以降の募集を停止するというようなことも考えられています。これについては、教育委員会としてもとても心配しているところでございます。

土肥分校においても、副校長を中心に各中学校に足しげく学校説明に出向いたり、来年度はソフトテニス女子の学校裁量枠を新設したりするなど、特色ある学校をPRしています。

教育委員会においても、市内に唯一の高校と中高の連携に努め、進路指導の中でも知らなかった特色や魅力などについて紹介し、中学生はもちろん、市民の皆様にもその良さを伝えていきたい、そのように考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） 教育長、すみません。これは土肥高校、県立高校の問題ですので教育長から答弁をいただくのは申し訳ないと思っております。

私もこの土肥分校の「土肥留学」というのは7月28日の伊豆日日新聞で初めて知りまして、それから調べて、また回ってきたのが下宿先募集という回覧板が回ってきました。これで改めて、こんなに動いているんだということで、その写真を見たら教育部長が、写真の左のほうに載ってましたので、伊豆市の教育委員会もこれは入っているんだということで、あえて一般質問させていただきます。

現在の土肥分校の現状から見ますと、現在の在校生の土肥出身の生徒は31名中6人しかいないんですね。その他の地区からは、修善寺が7名、天城が10名、中伊豆2名、戸田4名、その他韮山、大仁各1名の80%は他の地区から来ているという、これが現状です。要するに現在の土肥分校は他地区、他市町から生徒が来ないと学校が成り立たなくなっているというのが現状ですね。そして、来年の一貫校の生徒の卒業生は、ちょっと数が急なもので確かではないんですけども、9年生が12人、8年生が15人によろしいですか。だと思ってしまうんですけども、来年度の生徒が全員希望しても、募集停止となるのは確実です。外から来ないと確実に募集停止となります。

教育長に伺いますが、現在の土肥分校の在り方と将来の土肥分校の今後を教育委員会としてどのように受け止めるのか、ちょっとそこら辺を伺います。県立高校ですので担当外かもしれないけれども、よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） ありがとうございます。

自分が修善寺中学校のときに土肥分校の、もう3年前になるんですけども、進路についての説明に来られたのを聞いています。すごく土肥分校自体の取組は、伊豆総合高校の分校になってからも独自の良さを何とか出そうとして、子供たちに訴えていたのをよく覚えています。修善寺中学校から、やや不登校ぎみの子を土肥分校自体が受け入れているというところから、ちょっと大きな学校ではうまく力を発揮できなかった子が、土肥分校に行くことによって力を発揮できたという例は何度か経験しています。特に自分が一番心に残っているのは、不登校でなかなか学校に来られなかった子が、土肥分校で生徒会長まで務めたというような、そういう事例もあります。

そういうようなことで、今、議員のほうは土肥小中一貫校、土肥義務教育学校から子供たちが行かないということを心配されていますけれども、教育委員会としては、市内の4校から土肥分校へ一つの選択肢として、その子のよさに合った進路を選んでいただきたいなと思って、今後、その良さを紹介する協力はしていきたいなと思っています。

現在、伊豆総合高校と、それから修善寺中学校が交流をしたりですとか、それから天城中、

中伊豆中が伊豆総合と交流したり、その中に土肥分校も含めて、進路先として考えていくということを応援していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） 現状のままでは土肥分校の生徒、人数はなかなか入ってこないというのが現状だと思いますけれども、この土肥分校でも何か特色を変えないと生徒は入ってこないのではないかなと思います。

幸い土肥地区では海があり、観光施設があり、自然豊かな山、川がありますので、いい土地にあると思うんです。そんな中で土肥分校は、令和3年度の入学生から2年次に文理類型とビジネス類型に分離して、そのビジネス類名の名称を観光ビジネス、商業類型に変更して、伊豆地域の観光の発展に寄与する人材、これは生徒のことなんですけれども、生徒の受入れを実施する。そしてまた、3年生になると新しい科目で観光ビジネスという科目を設け、観光に特化した学習の実習を行うとしています。

そして、令和3年度入学生からは、この科目を伊豆の経済と改めて実施していくそうです。これはパンフレットに載っていたところなんですけれども、現在、1年生全員を対象としたインターンシップを実施していて、観光ビジネス類型を選択した生徒に対しては、さらに2年生以降も土肥地区の観光資源を生かした定期的かつ継続的にインターンシップを実施して、学校の近くの実際の観光に関する職場、これはホテル等となっていますけれども、観光の基礎や応用を学び、地域に支えられた、地域と連携しながら観光に対する学習を展開していくとしています。さらに、これについては静岡県立大学や静岡文化芸術大学から講師を招き、観光の出前講座として開催し、大学との連携を視野に入れて、今後も教育していくという学校の方針があります。

たまたまインターンシップと書いていますけれども、インターンシップとは学生が興味ある企業などで実際に働いたり訪問したりする職業体験ということなんですけれども、市長に伺いますが、土肥分校の地の利を生かした取組についての考えと、提供された観光施設に対してどのように考えているか、ちょっとそこら辺の考えがありましたら伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この土肥高校の在り方については、もう何年来も大変腐心をしておりまして、私が市長になった頃は100名近く生徒さんがいらっしゃったんですね。普通科と商業科でそれぞれ三十数名いて、3学年で、最後に私が覚えているのは95名くらいだったでしょうか。それを分校にして、クラスを一つにすれば減りますよね、生徒さんは。それは減りますよ。それで私は県教委に強くお願いをして、ほかの市町でも注目されたような県外留学、つまり全国から生徒さんを集めていただきたい。そのための措置は市でも頑張りますという

ことを再三再四申し上げてきたんですけれども、県教委の立場から見ると、あまり地元の生徒さんが入っていませんよねと、県内他の町であるように地元の子が大半そちらに進んでいて、そこを足りない分を補うのであれば別の考え方もあるけれども、地元の保護者、地元生徒から必要とされているんでしょうかというような問いかけがあるわけです。その立場でいくと、県の予算を使うわけですから他県の子供たち、つまり全国公募はできないので、まずは県内、つまり県の予算で使う県内の公募はやりましょうというところまで何とか来たわけです。

もう一つ市の立場としては、では観光を基盤産業としている伊豆市、伊豆半島にとっては観光従事者が必要わけです。基盤産業ですから。そこで働いていただける方々は必要なわけで、そこで生産性の問題が出てきて、生産性が、サービス業でいえばアメリカの半分、宿泊業でいえばアメリカの4分の1、これは社長の観点で見れば収益ということになるんですけれども、市長の立場で見れば従業員さんの給料ということになるわけです。そこを上げることが、今度伊豆市の行政の必要性、つまり子供さん、保護者さんが行きたいというその入学の可能性と私たちがどういう人材が欲しいかという社会の必要性のところ、もう一つ別の課題をあえて提示したわけです。それであれば、伊豆半島に必要な人材を育てることは、当然、静岡県伊豆市の行政の責任になってきますから、そこで3月まで伊豆市にいてくださった菊地勉前アドバイザーをお願いをして、彼はそこのプロでしたから、県内の大学との連携とか観光カリキュラムの導入をほかの例も含めて県教委と調整をしていただき、何とかここまでやってまいりました。その方向性で、少しでも、一歩でも前に進むことを大変強く期待をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） 今、市長が言われた前副市長の本多副市長が県へ戻られて高校教育の担当になったと聞いていますので、結構力をいれていると聞いていますので、県内はもちろんですけれども、県外でもそういう制度があれば市長にも力を入れてもらって、何とか来れるような努力をしていただければと思います。

次にちょっと移りますけれども、県内初のeスポーツ部の設置ということで、今、土肥分校では力を入れているんですけれども、eスポーツの認知度の高まりは教育の分野においても十分に認知されており、部活やクラブ活動としてのeスポーツを導入する学校がここ数年で急激に増加しています。友達づくりやコミュニケーションをとるのが苦手な生徒でも、ゲームを通して苦手意識がなくなり、打ち解けられるようになるという利点があるため、学校から正式に認められて活動しているケースが多くあります。

そんなeスポーツを課外活動ではなくて授業の一環として専門的に学べる高校にしたいと土肥分校では考え、県内初のeスポーツ部を発足させて、運動が苦手な生徒やeゲームに興味を持つ生徒に対して門戸を広げ、県内でのeスポーツの先駆けとなれるような活動をして

いくとしています。現在、1年生では3人、このeスポーツ部に入っているんですけども、市長、この土肥分校でのeスポーツ部の設置ということに関してどのような考えを持っているかちょっとお聞きしたい。これは教育部でもいいですし、市長の考えでもいいですし、どちらでも結構です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この記事を私も読んだときに、えっeスポーツですかと。確かに小学校から中学校、中学校から高校に上がる時の小学校6年生、中学校3年生の卒業式で聞くと、やはり部活動はすごく大きな要素を占めていて、最初はそうかなと思ったんですね。ところが、実は全く別の事業でこれを私が着目したことがあって、やはり林業も生産性が日本は低いんですね。ニュージーランドの例があって、なんと林業の生産性が日本の7倍だというんです。その仕事の仕方を見ても、日本製の重機の上に林業機械を乗せて、そして全部監視しながら一本一本を全部機械で切っていくんですが、それが一番上手な子はゲームの得意な子だというんです。ベテランの林業従事者ほどそれが苦手で、木をワイヤーで引っ張ってチェーンソーで切ってきた技術と、こういうディスプレイを見ながら機械を巧みに操るのと全く違う技術が必要で、そういったものが必要になってくる産業があるんです。

これ観光に生かせるかどうかというのはまた別の視点になるんですけども、そういった観点から、将来新しいIT産業の中で使えるスキルになる可能性があるのかもしれないですね。そういった意味では、違う社会をこれからの子供たちは生きていくわけですから、そういった選択肢もあるんだろうと、大変成果を期待しているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） そうですね、今eスポーツ、大変若者に人気がありまして、全国大会、それから世界大会もあります。全国大会で優勝すると数億という賞金がつくような、今人気のゲームになっていまして、これが学科として育てている学校もあります。土肥分校も将来的には、これを学科として取り入れて新たな生徒を求めたいとしていますので、そのためには土肥地域の迎える場が必要になってくると思います。

eスポーツのことなんですけれども、これ機械が必要になってゲーム機が必要なんです。パソコンやノートパソコン、タブレット、コントローラー等にお金がかかるということで、予算面で後援会やOB会に支援を依頼しているようですが、これは県の仕事かと思えますけれども、こういう設備投資に対しては、伊豆市として何か考えはありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 県立高校への設備投資は、これは新しい課題になっていまして、別の例で申し上げますとエアコン設置がありました。県立高校はつけていないので、後援会がこ

れまで支援してきて、伊豆箱根鉄道沿線で今、多分2校つけていないところがあるんです。ところが、伊豆総合高校のように高校が合併して新しい高校になると、先輩の母校意識が薄れて、あれもこれも支援できない状況がある。あるいは県立高校でも全く別の高校にはちゃんと整備がされている。やはり過去、今までこうだったから、だから県立高校の予算はこうです、あとは後援会でやってくださいというのは、ちょっと筋が違うんだらうという気もするんですね。

今御指摘のeスポーツも新しい社会への対応ですから、ぜひ県のほうでまずはしっかり御検討いただいて、その上で地域にとって必要なものがあれば、伊豆市としても何らかの御支援は検討させていただくにやぶさかではありません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） ありがとうございます。分かりました。

とにかくやはり県立高校ですので、まず県がありきだとは僕も思います。それによって、また伊豆市が何を協力すべきかというのは、これから市長のほうでも考えていただければと思っております。

これはeスポーツの新たな学科として捉えているなら、それはすごいことだなと僕は思いますし、先生に言わせると講師をちゃんと招いて、学科として育てていきたいということをしていましたので、これは静岡県では先駆けた高校、学科になるのではないかなと思っております。ぜひ協力をしてあげていただきたいと思っております。

先ほど言いました「土肥留学」のことでちょっとお聞きします。

東部地域で唯一の長期欠席生徒選抜入試制度、これは中学生の長期欠席者のことをいっているんですけども、実施校として広い地域からの入学希望者を募り、今年は6名の応募がありました。自宅からの通学が不可能となったということで受験を断念したそうです。そんな中で土肥分校の取組で、観光ビジネス類型教育、女子ソフト部裁量枠、体育的活動入試の導入、長期欠席生徒選抜入試の継続、eスポーツ部の発足等、新たにいろいろな教育方針を発表しております。今後、多くの受験希望者があるかと思われませんが、受け入れる体制がなく、ノウハウも持ち合わせていない状態です。

土肥分校魅力化推進協議会、5月5回目の会議で学校から要望がありました遠方からの入学を希望する生徒を「土肥留学」として称して、下宿先をあっせんできるように準備を求めてきました。その中で立ち上げたのが土肥分校下宿運営協議会というのを別個に組織しまして、設立して討論しました。それで調べたところ、本県の川根本町の川根留学生、それから浜松の湖北高校佐久間分校の寄宿運営協議会、長崎県五島南高校の離島留学制度等を参考にしながら、土肥分校の下宿制度を確立させて公募しました。

この下宿制度、土肥のほうからは1件の応募があったように聞いておりますが、伊豆市は地域活性化の一つとして下宿運営の中心的な役割を担う運営協議会の活動を支援すると言っ

ていますが、どのような形で支援していくのかお聞きします。

これちょっと教育部長が出ていたものですから、教育部長、よろしいでしょうか。いいですか、飛び越えて。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 先ほど議員からお話ありましたとおり、今年度の魅力化推進協議会に私出席させていただいたものですから、その中の話を含めてお話をさせていただきます。

この魅力化推進協議会の中で、後援会の下部組織として下宿運営協議会を設立していただいたところがまず1点で、その協議会は後援会を中心に保護者へのPRもそうですし、先ほどお話がありました、地域でそういう下宿をやっていただく方の公募、それから実際に運営したときに保護者の負担、先ほどあった全国的な事例も踏まえて保護者の負担を軽減するための補助をこの協議会として運営していきたいという話がありましたので、この協議会の中で課題となったのは、その保護者の支援というのは全国的な取組、あるいは先ほどの川根町とか、県内の取組を例に行政としても支援をしていただけないかという話があったものですから、協議会としては、もう既に積極的に公募をしていただいて、実際に運営していただく方の協議を進めていただいているところと承知しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） この長期欠席生徒選抜入試制度でいろいろな生徒を集めながら、これ下宿先を募集しているということは、下宿金額とすれば7万円から下手すれば10万円くらいかかるかなと、そういった形で来ると、わざわざ土肥まで来て、下宿代を払ってまでも来るのかなというのが僕の不安な気持ちなんですけれども、そこら辺を市長、何か援助されるようなことはありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この土肥高校の位置におけるマイナスについては、実は数年前に当時の土肥高の校長先生から2回、私のところに高校生の通学費を補助してくださいということでおいでになったんです。その時点では、まだ伊豆市が高校生の通学補助を開始する前で、義務教育ではないのでどう考えたらいいんでしょうか、当時土肥高校は後援会も県議会議員の方が後援会長をされていまして、基本的には県のほうでお考えいただくべきことではないでしょうかと申し上げたんですが、伊豆市は、そもそも高校生2人出ると三島に引っ越したほうが生活費が安くなるという状況で、その後、高校生の通学費補助を始めさせていただいたわけです。そのときにはもう既に退職されていた元土肥高の校長先生が、わざわざ私のところまでお礼においでいただきました。それくらいこの土肥キャンパスへの通学負担というのは、やはり大きいんだらうと思ったんですね。

今、県教委からも、それを拡充できませんかという内々のお話もあるんですが、県の高校が全国公募できない理由と同じように、伊豆市が伊豆市外の保護者の皆さんに通学費を補助する理由というのがなかなか難しいので、通学費の補助を伊豆市外の方に出す、伊豆市として出すのはそこは説明がつかないので、県でお考えいただきたいというようなやり取りがあった後で下宿先の話が出てきたわけです。これであれば、伊豆市に住所を置いていただいて、伊豆市民への支援になるわけですから、第1段階は県内の留学公募ということであっても、ぜひ実現させたい。そこの家賃というんですか、下宿費というんでしょうか、負担については、全ての経費を乗せてしまうと確かに何のためにこちらに来るんだということに、そういった判断で入学をあきらめるような数字にはしたくないと思っておりますので、しかるべく支援は必要だろうと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） その経費について他の例をちょっと出しますと、川根本町の例をとりますと、7万円の下宿代について4万円は親御さんの負担、3万円が川根本町で補助しているというようなことを聞いていますし、浜名湖北高校についても、やはり7万円で4万円で、3万円は町でもっているのかな、長崎の五島南高校についても、9万円支給された中で市、国の補助が5万円あるというようなことで、結構各補助金を出して生徒に来てもらっているという例があるんですね。

ですから、そういう下宿を希望するということは、何らかの形でその補助をしないと生徒は集まってこないかと僕は思うんですね。そのためには伊豆市としても何らかの補助が必要になってくるのではないかと思います。これはつきり市長にお願いするわけなんですけれども、その補助を、学校からも要望があるんですね。ですから、そのような地域の活性化の観点から、行政からも財政的な支援はぜひ必要ですということで、土肥分校のほうからも要望もありますし、僕らの子供の頃は三島に下宿して、そのつらさも分かっていますし、僕らの子供も全部、3人とも下宿している大変さは分かります。ですから、何らかの形でこのような補助をしていただければと思いますけれども、もう一回市長、その考えを聞きたいんですけれども。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 支援の内容水準については教育委員会のほうで、先ほどの下宿運営協議会でしたか、議論されていると思いますので、もし承知していれば教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 魅力化推進協議会の中で全国の事例を御紹介いただいた中で、県教育委員会からも、こんなスキームはどうでしょうかという御提案をいただきました。その

中は今議員おっしゃるとおり、全国的な事例ですと8万円とか9万円ぐらい下宿費としてはかかると。保護者負担は食事相当額というか、4万円ぐらい御負担いただくのが一般的だという資料もいただきまして、今回検討するに当たり、まだ公募をして下宿先の調整はこれからになります。全国的な9万円ぐらいかかる経費を考えたときに、保護者負担を4万円ぐらいに抑えるためには毎月5万円の補助が必要ではないかというような一定の数字が検討に上がったものですから、その数字を基に今回、補正予算の債務負担行為という額を積み上げていただいているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） ありがとうございます。私が聞いているところによると、一応何か7万円という数字がちょっと上がっていたような気がしたものですから、聞いている範囲だと4万円を父兄、3万円を市が何とか協力できるのかなという話はちょっと聞いていますけれども、今9万円と言われたので、ちょっとびっくりはしていますけれども、それはそれで分かりました。

そういった形の市の補助というのが、ちょっと話が違うかもしれませんが、こういふのはクラウドファンディングとか、ふるさと納税の目的使用というのはいないんでしょうかね。ちょっと違う話になるかもしれませんが。

○議長（三田忠男君） 関連で答えられますか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市内の子供たちの教育のためとか子育てには、そういうふるさと納税の事業の使い道はございます。ただ今回、土肥分校の下宿補助ということですので、市内子供の教育にちょっと該当しない、あとは高校の分校をどういうまちづくりに位置づけるかとか、そういうところになるかと思えますけれども、1つには、議員おっしゃるとおり今のふるさと納税の使い道をもう少しコアに絞って、クラウドファンディングという方法は可能かと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） ありがとうございます。ちょっと希望が持てたのかなと思います。

ちょっと話が変わりますけれども、今、教育委員会では伊豆市の高校生に対しては貸与型奨学金制度、これたしか高校生は2万円でしたよね。あると思えますけれども、もし土肥に来て、下宿する制度については奨学制度というのは適用されますか。もしされないようでしたら、する計画というのはありませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 現在の要綱ですと市内にお住まいの方が対象になりますので、そ

の要綱そのままですと、ちょっとそこまで想定をしておりませんでした。ただ住所を、例えば親御さんと一緒に移される場合、下宿ですと御本人だけですけれども、住所を移した場合どうかというところは、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） そうですね、先ほど市長が土肥に下宿した場合に住所を移せばということは、伊豆市の市民となるんですから、当然奨学金の適用になるんじゃないかなと僕は解釈して今質問しているんですけれども、そこら辺をちょっと考えていただければと。そうすることによって、生徒は大分助かるのではないかと思います。

それからまた、市外から通学する生徒を奨学金制度に適用するというのは、ちょっとこれは難しいことですかね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 現在の要綱では、ちょっと難しい内容になろうかと思います。直接的な給付ですと、先ほど市長が申し上げた通学費と同様になりますので、まずは住所を移された場合のパターンを早急に検討させていただいて、その次については市長部局とも併せて検討してまいりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） 現在、高校生の通学費については土肥から通っている生徒、湯ヶ島、中伊豆、修善寺から土肥高へ通っている生徒に補助金が出ているんですけれども、今、菰山、大仁から1人ずつ通っているし、戸田から4人通っているんですけれども、そういう生徒に対しての通学費の補助というのは考えられませんか。ちょっと市長にお聞きします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたけれども、なかなか市外から通う保護者の方に伊豆市の税金を充てさせていただくというのは、なかなか説明が難しいんだろうと思います。現時点では、検討はいたしましたけれども、伊豆市の税を充てる理由がまだつかないのではないかという状況です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） これちょっと理屈っぽくなるかと思うんですけれども、伊豆市外から来る生徒には補助金を出せないということを今言われましたけれども、これちょっとへ理屈になるかもしれませんが、合併特例債というのは国の税金ですよ。全国民が納めた税金を伊豆市が合併特例債として借りて返済するという事なんですね。ですから、伊豆

市の何かの予算をそういう生徒にもぶつけてもいいんじゃないのかなというのが僕の変なへ理屈なんですけれども。日本国の税金を借りて、一つの100億円、200億円の金を借りて市が賄っているのに、なんでその生徒を伊豆市が補助してやれないのかなと、伊豆市の市民の税金で賄ってやれないのかなというのが僕の理屈なんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市の予算を投ずる理屈としては、さっき私が申し上げたとおりなんですけど、基本的に、繰り返しますけれども、これ県立高校なんです。県が県立高校として、ここの存続の必要性を理解すれば、当然県費を充てていただけるはずなんです。今非常に苦しいのが、要するに地元、土肥に限らず伊豆市の子供たちが、やはり15人に近い数字を入れていただかないと、伊豆市の保護者さん、伊豆市の生徒さんたちは土肥高校を必要としているんですかということに対して、そこが今一番県とのやり取りで苦しいところなので、そこは教育長初め中学校の先生方にも汗をかいていただいているところなんですけれども、現状では、なかなかそのところをクリアするのが非常に難しいので、何とか今年度、来年4月1日の新入生をしっかりと確保していただくことに向けて、もう少しまずは関係しているところに頑張っただけないだろうかと。県教委の立場は、それで足りなければ別の段階に入りましょうということのようなんです。まずは、しかるべき人数を地元から入れていただくことに努力を集中することが伊豆市の行政のやるべき、時期的な優先順位かなという気がしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） これ大仁や葦山、それから戸田から来る生徒というのは、交通費としては結構かかるのではないかなと思っているんです。下宿した生徒に3万円なり4万円の補助金を出すということだったら交通費も一貫して出してくれて土肥へ来たっていいのかなと僕は思います。

それで最後になりますけれども、市長は先ほど、下宿に応募される方たちの設備投資なんですけれども、今まで民家にしてもそういう下宿というのは土肥にはノウハウはないと思うんです。三島、沼津に行くと下宿屋さんがこう、うちの子供たちも全部沼津、三島に下宿していたんですけれども、それなりの設備をして生徒を迎え入れていますけれども、今度の1件あるというのはペンションさんで、そこら辺で勉強をする部屋となるとまた違ってくるのではないかなと思って、改築まではいかないだろうけれども、何らかの形でそういう施設を造らなければならないと思うんです。どれくらいかかるか分かりませんが、1人ないし複数の生徒を入れるとなると、そこら辺の改装費について補助というんですか、そのお手伝いできないのかなというのを市長に伺いたいんですけれども、そこら辺は先ほどちょっと答弁があったと思うんですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これから債務負担をお願いする、上限5人ということで、数字で言えば15という数字を県がもう明示していますので、少なくとも地元では10人土肥キャンパスに入っただき、公募で上限が5人という、まずはそこで下宿制度を始めようとしているわけです。そこでもし、それでは足りなくて、今準備をしていただいている元ペンションさん等では足りなくて、もっと外からもいっぱい来るから広げようということであれば、これはもううれしい悲鳴で、本当にそういう状況になれば、そこはもうしっかり、高校生が市内に住んでいただくというのはいろいろな面でプラスになりますので、そういう方向に上振れしてくれれば積極的に対応させていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○10番（永岡康司君） 最後になりますけれども、一応僕のほうでも八木沢のほうに1件興味を持っている方がいます。ペンションをやっていた方なんですけれども、もう半分くらい閉めている状態なんですけれども、興味は示してくれましたんですけれども、金額的にちょっと聞いていたのが7万円と聞いたと思うので、7万円かというのがちょっと頭に残って、考えてみるよとは言っているんですけれども、「年も年だな」と言ったら「60代だからまだやれるよ」という話はしていますけれども、どんどんもう少し話を詰めて、その話は土肥分校のほうに相談を持っていけばよろしいですかね。そういった面では僕らも大汗をかいて、アパートも空いていますし、そこら辺で何とか下宿はできるのではないかなと思っています。そういった面では、市の全面的費用の協力を、県とももちろん、国・県・市と一体となって募集していければと思っています。

いろいろ質問しましたけれども、最後になりますけれども、ぜひ土肥分校の存続と行政のほうからの全面的な財政支援をお願いしまして、まだ時間はありますけれども終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三田忠男君） これで永岡康司議員の質問を終了いたします。

ここで10時40分まで、議事の都合により休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時38分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（三田忠男君） 次に、11番、小長谷順二議員。

[1 1 番 小長谷順二君登壇]

○ 1 1 番 (小長谷順二君) 11番、小長谷順二です。

通告してある2件について質問をいたします。答弁を市長、教育長に求めます。

1件目、Withコロナ・ポストコロナがもたらす新しい生活様式。

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大とそれへの対応は「新しい生活様式」の誘因となり、我々の生活、社会、経済をも変える大きな転換点になってきています。こうした感染症の根絶は将来も決してできるものではなく、人類は覚悟を持って感染症と共存していくことが求められ、Withコロナ・ポストコロナの時代にどのように経済社会を営んでいくかが問われています。

社会経済活動を制限することは正常な姿ではありません。休業要請などによって疲弊した経済を元に戻すには、事業者の活動を再開させる必要がある一方、市民の生命・安全は絶対に守らなくてはなりません。事業活動が再開すれば人の移動も出てくるため、密集・密接となり第2波、第3波が懸念される中、国が示した新しい生活様式を徹底させ、感染拡大を防ぎ、経済活動を通常に戻すというアクセルとブレーキをどう加減するかが悩ましいところです。

新しい生活様式の取組の中で、以下4点の質問をいたします。

1、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を実施する小規模企業者への助成について。

2、観光客が市内滞在中にコロナウイルスの感染が疑われた場合の対応について。

3、コロナ禍での状況でテレワークの推進や地方でのサテライトオフィスの設置、BCP事業継続計画としての拠点分散の推進は、東京一極集中の是正に効果があるとされています。地方創生という中長期的な視点に立った場合のピンチをチャンスに変える施策の検討について伺います。

4、教育新聞の記事「対面指導とオンラインのハイブリッド化、文科省が提示」によれば、感染症が終息していないWithコロナ段階では、教師による対面指導とオンラインとの組み合わせによる新しい教育様式を実践する一方、感染症が終息したポストコロナ段階では、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携したオンライン教育を使いこなし、ハイブリッド化した形で協働的な学びを展開する姿を描いているとのこと。伊豆市における今後のまちづくりとオンライン教育について伺います。

2件目、台風シーズンを迎える避難所運営について。

独自に避難所運営方針策定に動く自治体では、避難者が密接しないスペースを確保するため、発生が予測される災害と感染者数などを事前把握し、臨時避難所も含め、できる限り多くの避難所を選定・確保するように促しています。また、避難所内のレイアウトも飛沫感染を避けるため段ボールベッドや布団の配置を互い違いにする、食事に関しては時間をずらして、密集・密接を避けるなどが指針として書かれております。

避難所の過密状態を防止するための具体的な対策方法としては、在宅避難や親族・友人宅などへの避難を優先するように周知をすること、新型コロナウイルスによって避難の在り方も分散避難重視へと変わりつつありますので、以下4点について質問をいたします。

1、伊豆市新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設運営方針の策定について。

2、災害時に開設される市内避難所への感染予防対策のパーティションやアルコール、マスク、非接触型体温計、段ボールベッド、簡易テント等の備蓄の状況について。

3、分散避難の検討状況について。

4、感染が疑われる避難者への対応や移送、保健所や医療関係とも連携したさらなる体制の整備が求められるが、現状について伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えいたします。

「W i t h コロナ・ポストコロナ」の状況下で感染防止と経済活動という、いわば相反する課題の両立、アクセルとブレーキ加減は、このバランスを図ることは非常に悩ましい課題ではありますが、市民の健康と安全に向けた効果的な感染防止策を講じつつ「W i t h コロナ」を前提とした事業の継続に向けた社会経済活動との両立をしっかりと図っていく必要があると考えております。

1から3は、それぞれ担当する部長に答弁をさせ、御質問の4番目について、私から申し上げます。

今後のまちづくりにオンラインやICTを導入することは、とても有益なことだと考えております。議員御承知のとおり、既に移住相談のオンラインでの対応なども始めておりますし、対面での相談やオンラインでの相談などハイブリッド化した形での施策が、これから増えてまいります。

また、今後は5Gを活用した事業が出てくることも予想され、国の総合戦略ではSociety5.0の実現も掲げられておりますので、今後のオンラインやICTを取り巻く環境は日々変化し、とても重要なものになっていくと思います。

このSociety5.0というのは、しばしば報道に出てきて、私も分かりにくいと思うんですが、まず木の実とか貝をとって食べた狩猟の時代、次に定住して、日本の場合には米を育てた農耕の時代、それから、かなり飛んで工業化社会、これは18世紀頃からですよね。そして情報化社会というのが、我々は工業から情報に一つの社会のように感じるんですが、やはり専門の学者の先生方は、この工業化社会と、その後半の情報化社会はそれくらい違う社会だと認識しているようであって、今ICTに、いろいろな車とか冷蔵庫にパソコンの端末がつくようなものを、私なんかだと工業化社会の一端じゃないですかと思うんですが、こういった今、新しい私たちが迎えつつある社会というのは物すごく大きな変化なんだそうで、そう

いう認識に立って、Society5.0という時代区分を捉えているようなんです。

先ほどの教育の問題でもありましたけれども、そのような社会に私たちは入っていくし、今の子供たちはそのような社会の中で生きていくことを考えれば、御指摘のあった教育だけではなく、医療や介護、産業あるいは防災・減災、様々な部分でICT化、IoT化する社会に入っていくのだろうと思います。私たちはそれは避けられない、そういった時代に入っていくことは避けられないという前提に立って、しっかり先を見ながら対応していく必要性を考えております。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 4の伊豆市の小中・義務教育学校におけるオンライン教育についてですが、1人1台端末の早期実現などGIGAスクール構想におけるハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速することで、その基盤を整備し、ICTを活用していきたいと考えております。これからの時代に生きる子供たちにはどうしても必要なことだというふうに認識しております。

最初の段階としては、ICTを活用した授業にまずは慣れることが大切であり、児童生徒の学びを保障できる環境を早急を実現することを目指しております。その上で、家庭でもつながる通信環境の整備などと併せて進めることにより、段階的ではありますが、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業時等にも対応していきたいと考えております。

こうした段階に進む過程において、教師の対面指導とオンラインのハイブリッド化に向け、試行錯誤しながら進めていきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、続いて産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

まず1点目、感染拡大防止を実施する小規模事業者への助成につきましては、現在、市のコロナウイルス対策本部内のワーキングチームで検討をしているところでございます。検討の中では、感染予防対策に対して商工会や観光協会などを通じ、どのようなニーズがあるのか等の調査を行い、その必要性を判断していきたいと考えております。

2点目、観光客が市内滞在中にコロナウイルスへの感染が疑われた場合の対応でございますが、業種別に定められたガイドラインや静岡県の新型コロナウイルス感染症に関する対応指針、これは宿泊施設、観光施設用のものですが、これらに基づき対応することになります。具体的には、県の帰国者・接触者相談センターに連絡し、感染の疑いがある宿泊客等の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従うことになります。

現状、ガイドラインに沿った対策を講じていても、コロナウイルスに不安を感じておられる事業者もいらっしゃると思いますので、保健所を初め関係機関と協議し、その対応方法に

ついて周知するなど、事業者の方の不安解消につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、3点目につきまして私から説明させていただきます。

地方創生と言いながらも、どうしても東京一極集中が終息しませんでした。コロナ禍は日本が分散型となるために地方にとっては大きなチャンスであると考えております。その中で、市の施策として現在実施している狩野ベースのサテライトオフィスとしての利用や旧土肥小学校の公募による企業の利用は、分散型社会を見据えての大切な施策であると考えております。

今後はサテライトオフィスやテレワークを推進するための入り口としての施策として、新たに関係人口の獲得に努めていければと思っております。具体的には、サテライトオフィスやふるさと納税などで伊豆市と関わっていただく方や伊豆市を訪れて体験などをさせていただく方を増やし、その方々にさらに伊豆市に興味を持っていただき、将来的には移住・定住につながるように構築できればと考えております。

今年度から来年度にかけて、第2次総合計画の後期計画を策定することになっております。既にコロナ禍における新しい生活様式が始まっており、進みつつある分散型社会を好機と捉えて、中長期的な視点に立って総合計画に反映し、地方創生に関する施策をより一層取り組んでいくことを考えているところです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 議長の許可をいただきましたので、このような資料を提示させていただきますながら再質問をさせていただきます。皆さんには配っていませんけれども、すみません。

伊豆市議会対策支援本部が提案した件について、産業部長にちょっと確認をしたいと思っております。感染予防対策を実施していると宣言する店舗への安心ステッカーの交付の検討状況について伺いたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 感染防止のステッカー、ポスター等についてでございますが、現在、観光商工課において、これを実施する方向で準備をしております。このステッカー制度につきましては、既に多くの自治体で取り組んでおり、その事業主体であるとか手法も様々ではございますが、今現時点では取組事業所の登録制度という形で届け出をしていただくという制度で、市内所在の事業所を対象に行っていきたいというふうに考えております。

素案がまとまり次第、コロナ対策本部に諮った上で実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 前回6月のときにも質問させていただきましたけれども、そのときは市が認定するという私はスタンスだったんですけれども、それだとなかなか難しいのでということで、今そういう検討状況ということを知りましたので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、店舗における感染予防対策費用の補助交付について、ちょっと確認をさせていただきます。

当市では、経済対策として伊豆市地域経済応援給付金を支給しています。売上げが減少した事業所からは、本当に助かったという声が届いております。主には赤字補填として活用したようです。新しい生活様式の中で、事業の再開に向けて新たな投資を行う必要があるということでございます。少し他市町の取組を紹介させていただきます。

掛川市の取組なんですけれども、密の回避を目的に換気整備、網戸の設置、窓の設置、テレワーク環境の整備、オンライン会議等の環境整備、セルフレジ、アクリルパネルなどの設置などの事業に対して3分の2、最大10万円を支給していることを確認しております。

感染予防対策として物品の購入、これは伊豆市としてもぜひ参考にしたいと思っております。感染予防対策として物品の購入、これは伊豆市としてもぜひ参考にしたいと思っております。地方創生臨時交付金などを利用して、そういうことができないのか伺いたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 検討につきましては、先ほどお答えさせていただいたとおり、現在関係団体の意見を聴取しているという状況でございます。

議員御指摘のとおり、県内でも他自治体において、こういった感染防止対策を講じる事業所への補助制度、助成制度というものを実施しているということは、私どもとしても把握しているところでございますが、一方で、もう既に相当の設備投資であるとか購入等で対策、対応をとられている事業所もいらっしゃるということも想定されます。そういった方々について、今後どういったエビデンスで領収書等の保管状況とか、そういったこともありますし、今後の需要、要望というのもありますので、こうしたことも踏まえて慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 分かりました。本当にそのような対策をとっている店も多い一方、ほとんどないところもありますので、何かお店によっていろいろ取組は様々だと思っております。

れども、こういう方向性を示しながら感染対策、そして商売が元に戻るような政策をまた実現していただきたいと思っております。

続いて、(2)の観光客が市内滞在中にコロナウイルスの感染が疑われた場合なんですけれども、ちょっと小さいんですけれども静岡新聞の記事なんですけれども、東伊豆町や松崎町では観光客が町内に滞在中、新型コロナウイルス感染が疑われPCR検査を受けた場合、結果が出るまでの期間、滞在できる待機所を確保したということを明らかにしたという新聞記事でございます。基本的には、検査を受けた人というのは帰宅をすることを原則としているんですけれども、やむを得ない場合のみ使用を認めているということだそうです。

伊豆市議会支援本部でも、田方地区へのPCR検査体制の整備を対策本部に提案しました。田方医師会も9月末を目途にPCRセンターの開設の準備を行っています。諸事情で自宅に戻れない住民を含む観光客の待機所についての見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員が説明されたとおり、待機所を設置している市町があるということで調査をいたしまして、現状をお聞きしました。ところが、設置した当時はPCR検査の結果が出るまでに時間がかかっていたため待機所が必要ではないかということで設置をしたと聞いておりますが、現在のところ、結果が出るまでに時間がかからない、要さないということで、使用はしていないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 調査をしていただいてありがとうございます。使用はしていないということなんですけれども、確かにGo Toトラベルキャンペーンなんかも行われて、どこかのホテルでクラスターが発生したとか、そういう状況が見られないというのは承知しております。逆になぜそういうところが発生しないのかなど不思議に思っているんですけれども、それぞれの宿泊施設等がしっかりとした感染予防をしているからということでございます。

宿泊業を営んでいる方に聞くと、例えば館内で、じゃこの部屋をそういうお部屋にしようというふうにしても、一体誰がそこまで案内するの、誰が面倒を見るのというところが非常に不安だという声を聞きますので、こんな提案をさせていただきましたけれども、これから感染者数が増えることによって、また状況が変わってくることもあると思いますけれども、この辺もぜひ今後の課題として認識していただければと思っております。

続いて、3番のピンチをチャンスに変える施策の検討状況ということなんですけれども、6月の杉山武司議員の一般質問で、地方分散型社会への転換をどう捉えるのかの答弁ですが、東京一極集中を是正していく大きなチャンスとして考えていると、今年度作成する第2次総合

計画後期計画にも分散型社会を見据え、社会情勢や市民アンケートによる市民の御意見も踏まえて策定し、着実に実行をしていきたいというふうに考えているというふうに答弁がありました。

新型コロナウイルスで生活が大きく変わっています。自宅でリモートワークやリモート会議の日々を送ることで、仕事はどこでもできるということに気づきも出たと思います。地方移住して田舎暮らしを実践している人の話を聞くと、仕事をして稼ぐお金よりも、そこで得られる豊かな時間に価値があるそうです。何もしていない時間こそが今まで得られなかったもの、時の流れが都会と違うのは、私たち田舎に住んでいる者も何となく想像がつかます。

リモートワークを前提に当市が今まで取り組んだ移住施策、先ほど部長の答弁でもありましたけれども、いろいろな施策を移住に対して行っています。それにプラスして、前向きな伊豆市移住の生活様式、伊豆市モデルですね。この地区にはこういうメリットがあるということで、当市に移住するメリットをリストアップして移住政策に取り組んでいただけたらと思っているんですけれども、例えば土肥は海がある、狩野川があるとかという、伊豆の地形に合った伊豆市モデルを作成して、今までの事業にプラスアルファして政策に取り組んだらと思っているんですけれども、この辺についての考えを伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 移住の中で、やはり一番大切なものというのは、金曜日に杉山議員さんからいろいろ質問がありましたけれども、やはり伊豆市がどういう施策をとるかということも大事なんですけれども、それ以上にやはり伊豆市の魅力ですよ。自然であるとか、今言われました海であるとか、人のよさであるとか、そういう魅力をどうやって伝えていくかというのが大事なのかなという形があります。そういうことによって、魅力のところに移住していくという形だと思います。

やはり魅力を伝えるというのが今まで伊豆市にとっては少し足りなかったというのがありましたので、現在、前回の答弁でも話ささせていただきましたけれども、若い職員によります伊豆市いいねという形で、SNSを使った中で本当に伊豆市のPRをしていくという形、これにつきましては、最終的には職員だけではなくて市民の方々にもお願いして。本当に市民総出で伊豆市のいいねというものを発信していきたいなという形で考えています。

それとともに伊豆箱根鉄道の三島駅に伊豆市の政策のPRという形で大きな看板を作っていますけれども、そういうものをやりながらいろいろな形で、伊豆市の本当に良さというものを伝えていくという形で、それを最終的には伊豆市モデルとしてつながっていければいいかなという形で考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 先ほどの答弁にもありましたけれども、今、オンライン移住とい

うことで、なかなかイベントを組んで皆さんに体験してもらおうというができない。ちょっと通告外ですけれども、お試し住宅なんかの状況というのはどうなのでしょうかね。もし把握していたら教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（三田忠男君） コロナ禍における状況も踏まえて、関連でやってください。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） お試し住宅は昨年度からやり始めておりますし、今年度もかなりの形で応募がありました。ただコロナ禍という形になりましたので、都内から来る方については少し遠慮してもらおうという形もありましたけれども、今年度に入りまして四、五件ぐらいの活用があったかと感じています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 当然東京のナンバーがあそこに止まっていると近所の人にも不安に思うでしょうし、来るほうも遠慮するというのもあると思うんですけれども、このコロナの状況ですので、今まで取り組んだ移住政策ができないというのも分かっているんですけれども、その条件は多分どこの市町も一緒ですので、その中で伊豆市として特筆できればいいのかななんて思っております。

また、関係人口の関係も、私以前一般質問をさせていただきましたけれども、本当に関係人口を増やすことによって移住につながっていく、特に逆に今、それがチャンスになると思いますので、しっかりその辺の政策も取り組んでいただきたいと思います。

また、奥さんの実家なんかの町に絞って移住するなんていうのも増えているようですので、取りあえず今の状況だと、奥さんの実家に帰って生活しようかなんていうのも増えているようですので、そうした関係のものもうまく利用、活用できればいいのかななんて思っております。

環境省は8月3日、職員の働き方改革の一環として国立公園内や観光地での宿泊施設、ホテルでのテレワークを認める方針を固めました。休暇先で働くワーケーションの推進や観光客減で打撃を受けた地域経済の回復にもつなげていく方針だということです。小泉進次郎環境大臣が本部長で、省内の業務改革に関する選択と集中実行本部が検討し、近く発表するというような記事を見ました。環境省は令和2年度補正予算で、国立公園、国定公園の誘客の推進事業費及び国立国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業費の補助事業者の公募を実施したということです。

一度締め切って、次がまたあるのかな、そんなところから、伊豆市としてのワーケーションの事業化についての可能性について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） ワケーションにつきましては、やはり国立公園ということがありまして、環境省が補助金等を出しているというのは承知しております。昨年度、総合

戦略を選定している中でサテライトオフィスであるとかワーケーション等につきましても検討した経緯がございますので、先進地であります下田市がこの辺で一番やっていると思えますけれども、そちらのほうにも行きまして、いろいろな形で話を聞いてきております。その中で、たまたま下田市の地元企業さんが場所を維持管理してくれるという形になりまして、そんな形でのものが大きな推進した要因ではないかという形で伺っています。

ただその中でやはり1点問題というんですか、時期的にお客さんが来る時期と観光客が閑散する時期がありますので、1年間を通じて施設の利用というのはなかなか一定でないという形のもの聞いておりますので、その辺をどうクリアしていくかというのがこれから課題なのかなと思います。その辺を私たちのほうで、最終的には公共施設であるとか空き家等がありますのでワーケーション等にどう利用できるかというのを維持管理等を含めて、これから検討していければいいかなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ぜひ先進事例を参考にして、かなりこれは、ワーケーションについては可能性があると思っておりますので、研究、調査をしてください。

続いて、4番目のオンライン教育です。緊急事態宣言が続く中、ほとんどの学校は休校となってしまいました。学習進度の確保や健康観察のためリモート授業を行った学校も数多くあると聞いています。こういったケースというのは、もともとICT教育に力を入れていた下地がある学校だと思うんですけれども、コロナ禍を機会にタブレットであるとかパソコンの導入がこれから一気に進んでくると、このように考えております。

6月の一般質問、私は西井教育長にしたんですけれども、答弁にもありましたが当市の財政でオンラインの環境を整備するのは非常に難しいので、文科省の補助金も前倒しでハードの整備を進めていきたいと、と同時に教員のオンライン授業の研修も行っていかなければ、いくらハードが整ったとしてもできないよというようなことを答弁で述べております。

今議会の補正予算にも上程されたGIGAスクール構想におけるハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生で再び学校が臨時休業になるというようなときにもICTを活用して、児童生徒の学びを保障できる環境を早期に実現するものだというのを伺っております。

そこで質問なんですけれども、Withコロナでネット環境と職員研修の2つの課題、これを乗り越える施策なんですけれども、GIGAスクールで学校内の環境というのは多分整ってくると思うんですけれども、家庭のネット環境をどのように整備していくのかということと、教職員のオンラインの研修、もう既に行っているのか、これからこういう方針で進めていくのかというのがあれば伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○**教育部長（佐藤達義君）** まず1点目の家庭のオンライン環境についてですが、前回の議会でも御説明させていただいた5月に家庭のアンケート調査を行った結果、端末についてはかなり持っていて、W i - F i 環境もほとんどあるんですけども、残り数%がやはりその環境にない方があるということがありますので、今回予算をとらせていただいて、まず学校の環境の整備をした、次はそういうところに取り組まなければなりませんので、先進的に取り組んでいる事例ですと、モバイルルーターの貸出しですとか、そういうところに取り組んでいるところもありますので、ここはまず学校環境を整わせていただいた次にはそういう検討をさせていただいて、子供が慣れた次にはそういうところへすぐに進めるように検討してまいりたいと考えております。

それから研修については、今回の補正予算のほうにも入れさせていただいておりますが、まずは物が来ただけでは、1人1台端末を使った授業も最初は研修が必要ですので、先生方の研修の予算も今回入れさせていただいております。

○**議長（三田忠男君）** 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○**11番（小長谷順二君）** 答えられたらお願いしたいんですけども、研修というのはどういうふうに行っていく予定なんでしょうか。費用はついたんですけども、どうやっていくかというのがちょっといまいち分からない。要するに年代によって、20代、30代の先生と50代の先生ではかなり経験値が違うものですから、その辺をどういう研修をしていくのか、先進事例があればその辺を教えていただければと思います。

○**議長（三田忠男君）** 答弁願います。

教育部長。

○**教育部長（佐藤達義君）** もちろん事業者研修をお願いするものですから、事業者との調整とか提案をいただくわけですが、今年度までに電子黒板ということで、大きいディスプレイは各教室にありますので、そこ各子供の端末を使う基礎的なソフトをどう動かすとか、そういうまずは授業で使う研修が一つ一番大事になってくるかと思っております。それに加えて、教材をどの程度やっていくというのが教科ごとの先生の研修もありますが、一番最初は、若い先生は電子黒板を今でも結構使われたりしていますので、そういう機器を最大限使える研修を一番最初に、今年度中に行っていきたいと考えております。

○**議長（三田忠男君）** 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○**11番（小長谷順二君）** 海外に比べてICT教育に遅れをとった日本は、その必要性というのは以前から叫ばれてきていました。通信インフラでは5ギガ化が進行していけば、ますますリアルに近いスムーズな授業が可能となることは想像ができます。親はリモートワーク、子供はリモート授業というスタイルは、地方都市のほうが、ひょっとしたら先に進んでいくのではないかと考えております。生徒や児童個別の方に最適な学習を送ることができれば、

住んでいる土地がどこであれ安心して生活を送ることができるし、良質な教育を享受できるわけです。

I C T教育を踏まえたまちづくり、移住について、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほども5 Gのところでは時代の変化ということを申し上げたんですけれども、実はこの観点になると、やはり国の基本的な方針が極めて大きな影響を今日にもたらしているなという気がするんです。大変残念ながら1994年ぐらいをピークに、日本はスイスと並んで世界一の1人当たりG D Pだった頃、そこまでの成功体験が忘れられなくて、この30年間ずっと下がっているんですね。この30年間、若い人たちの給料は上がっていないんですね。世界が伸びているのにもかかわらず。

そこで今ふっとちょっと昔のことを考えますと、クリントン政権のゴア副大統領が1992年、ちょうど30年前ですよ、情報ハイウェイやったのは。あのとき、あの巨大なアメリカが完全にインターネット社会、I C T社会に副大統領をトップに変えて、産業構造G A F Aと呼ばれるグーグルとかアップルとか、そういったものがトヨタとか日本が誇った電機産業を超えるような産業構造の変革に30年かけて今成功してきたわけです。

ところが日本の場合には、伊豆市なんか典型なんですけれども、あの地デジを入れるときにどれほど苦労したか。あの時点でインターネット、つまり光ファイバーがまず国策として全国に網羅されていたら、東電の横に光ファイバーを引くこともなかったし、その前に地デジの有線なんかも引くことなかったんですけれども、全部順番が逆になってしまって、今伊豆市街が有線だらけになってしまっていて、台風が来れば切れてしまうような社会になってしまって、したがって私はなぜこんなことを申し上げたかということ、やはり市議会議員の皆さんにもしっかり国策に関心を持っていただき、その中で今、私たちは大きくさらに変わろうとしているときに、子供たち、孫たちがこのまちで生きていくために何が必要か、どんな教育が必要か、その教育環境はどういうものでなければいけないのか、ほかの先進国はどんなことをやっているのかということをごひ考える機会にさせていただきたいんです。

その中で、伊豆市はしたがって最後、民間で独自にやっていただけない地域ですから、合併特例債を活用して、伊豆市、電話番号が0 5 5 8の7 6でしたっけ、修善寺の伊豆の国市さんの電話番号局も、それから伊東市の電話番号局の天城高原も全部光ファイバーを整備したわけです。それによって初めて伊豆市はこんないいところですよ、ですから東京まで2時間で行けるんですよ、テレワークもできるし、ワーケーションもできますよ、伊豆市の社会は伊豆市の市民は、皆さんがおいでいただくことを歓迎しますよと、この体制さえとれば、私は大変に高い競争力はあると今でも思っています。

インフラ整備は行政の責任でやってまいりますけれども、あとはそれぞれの地域の皆さんでしっかり外の人たちを歓迎していただいて、ここで受け入れていただく体制は、残念ながら

ら全部行政ではできませんので、そこはしっかりお願いをしたい。

なぜならばワーケーション、テレワークとは少し業態が違いますけれども、実は地域おこし協力隊の皆さんが全国で、そこで食べていけなくて戻ってしまう例が多発しているんですね。この大変残念な事例を繰り返さないためには、せっかく伊豆市、伊豆半島がチャンスなるテレワーク、ワーケーション、新しい社会の中で他市町に負けないようにインフラ整備をしっかりやりますので、環境として働く場、生活する場として市民の皆さんが外からの方を受け入れていただく。そのためには、地価が下がり続けている伊豆市の中で投資できるように伊豆市の公共施設はしっかり開放していただく、そして、その上に立って今の子供たち、孫たちが新しい教育を受けられる環境をつくっていただく、その全てをやり遂げれば、必ず未来は開けるものと私は考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 壮大なことを言われたので、ちょっとどういうふうに伺おうかとあれなんです、よく昔の先輩に言われるんですけれども、例えばお医者さんを誘致したいよと、先生は来る気があっても奥さんが反対しているパターンがあると。それはなぜかという、息子さんが都会にいないと、やはり医者にするには都会の教育を受けないといけないという前提があって、それでなかなか過疎地の医療というのがなかなか進んでいないという話を聞いたことがあるんですけれども、このICT教育がうまくいけば、都会に住まなくてもそういう教育も受けられるしということになれば、そっちのほうも広がってくるのではないかなんて思っていますので、ぜひ行政と地域が一体となって、ICT教育も踏まえた推進をしていただければと思っています。

それでは次、件名2のほうをお願いします。

○議長（三田忠男君） 台風シーズンの課題ですね。

それでは答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防災についてですが、市の防災体制はまだたくさんの課題がございます。その中で、大規模災害時の体制については情報共有の在り方や、それから伊豆市の中でどのような平時から災害対策の有事態勢に移行するかのような課題も含めて、今見直しを指示しているところです。

避難所については、そもそも1人も犠牲者を出さない、つまり1人も命の犠牲者を出さないということの観点からは、もう避難しかないんですね。全ての市民の皆さんの財産を行政が守り切るということは、正直に言って、これは難しいということは率直に告白せざるを得ない。ただ命を守るためには、やはり避難しかないのですが、このコロナの課題がございます。

そこで、今までの指定避難所、それから地区の集会所等の自主避難所、市が設定する自主

的な避難施設に加えて、恐らくこれまでより増えるであろう家族単位での車での避難、これを考えると、ワゴン車のような広い車を持っている方々はあまり外との交流をしないで、駐車場でしかるべく人や避難したい方のために市の施設以外も確保する、そのような避難所の機能と選択肢を広げてあげなければいけないんだろうと思っています。今そのような作業をしているところですが、詳細について、総務部長にさらに説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、御質問の詳細について私のほうから答弁させていただきます。

まず、1点目の運営方針等の策定状況でございますが、市では県の避難所運営ガイドラインやマニュアルを参考に市の避難所運営マニュアルの基本を現在固め、避難所ごとの詳細を策定している状況です。また、避難所の開設、運営の方針は、現在固まっています市のマニュアルの中に基本的な考え方を記載いたします。

2点目の備蓄品等の備蓄状況でございます。現在、テント型の間仕切りや段ボール間仕切り、マスク、アルコール消毒、非接触型体温計などは既に備蓄しております。また、段ボールベッドについては、その効果が期待されることは承知してございますが、現在、調達の手続には至っておりません。今後、この避難所運営に係る資機材等については、段階的かつ確実に避難所の質の向上を目指してまいります。

3点目の分散避難の検討状況ですが、市としましては、感染拡大防止の協力をお願いするために避難に関する知っておくべき6つのポイント、そして避難行動判定フロー、こちらのリーフレットを作成し、先月の広報7月号やホームページにて市民の方に分散避難を含め、あらかじめ感染予防を意識した備えや避難行動についてお知らせしてございます。避難所での密を少しでも避けるために避難所以外への在宅避難、親戚・知人宅への避難、先ほど市長が申しました車での車中避難など分散避難の検討をお願いしているところです。

また、現在この分散避難の一つの方向として、旅館・ホテルの活用について協議しております。こちらは、土肥地区ではもともと大規模地震の際の避難場所として旅館・ホテルが使えないのかというようなことも検討していた経緯もございます。また、避難ビルとしての指定もさせていただいておりますので、まず土肥地区で現在、この旅館組合と分散避難としての利用ができないかという協議をさせていただいております。

4点目の感染が疑われる避難者等への対応でございますが、避難所では、避難者の健康状態を確認するため避難所に入る前の受付をする際、発熱やせき等の症状の有無を確認し、避難される皆さんにマスクの着用を呼びかけます。万が一体調不良の方が避難してきた場合や避難所内で体調を崩された場合は、まず医療機関での受診を勧めること、また状況によっては保健所等への問い合わせをするなど対応をとることとなります。まずは避難される前に、御自身の健康状態を把握していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、再質問させていただきます。

6月の定例会の杉山誠議員の一般質問で、静岡県が国の対応指針に従った新しい避難所運営ガイドラインの作成に取り組んでおり、本市としても、これに対応した内容を検討し早急に見直すと、このように答弁をしていますが、既にもう見直しの段階に入ったのでしょうか。あるいは見直し点について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、この避難所運営につきまして、先ほども申しましたとおりマニュアルを既にもう固めて原案として持っております。あと細部にわたっての避難所ごと、広さや施設の状況が違いますので、今避難所ごとに実際に調査に入って、どういう対応をするかを固めております。ですので、市の運営マニュアルとしてはもう固まっております。以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ちょっといろいろ調べていたら、松山市の避難所運営管理マニュアルというものがちょっと出てきたので一部印刷して、後でお渡ししますが、そこには図式で分かりやすかったり、避難所開設のチェックリストが入っていたり、簡単なレイアウトもできていると。こういうものができれば非常に安心なんですけれども、とてもまだそこまではっていないという状況でしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この避難所運営マニュアルの中で標準的なレイアウトは示してございます。ただ先ほど申したとおり、あくまでも標準的なものと、体育館であったりいろいろな施設の状況が違いますので、個別施設ごとに調査をしていると、そういう状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） もうじき9月、台風シーズンが訪れますけれども、いつぐらいまでにそこを固めて、具体的な対策をとるように検討しているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 基本的なマニュアルは既にできておりますので、個別には今実際やっています、20ある指定避難所の調査を担当のほうでやっております。また、今月末から

来月にかけて職員研修も予定しております。この職員研修は、まず避難所運営に携わる、携わらないにかかわらず市の職員として、今回の避難所におけるコロナ対策という研修をやりまます。当然派遣の職員につきましては防災訓練の9月6日に予定しているんですが、そのときに、場所は中伊豆の社会体育館にはなるんですが、そこで実際に避難所に派遣する職員、ちょっとこれ土肥地区の職員については対応が難しいので、その日はできないんですが、それ以外の3地区の職員については、避難所派遣職員に対して訓練をやりまます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 今の答弁でちょっと確認なんですけれども、9月6日の伊豆市総合防災訓練というのは地震、津波に対応した、毎年行っている訓練だというふうに聞いております。回覧板が回ってきたものですから。これは非常に大事な訓練ですけれども、感染予防対策の避難所運営訓練、要するに感染に特化した訓練というのは別口で考えているんでしょうか。感染予防対策の避難所運営というのは、具体的に避難所運営方針の指針に沿った上で、いろいろな立場の人が参加しての研修や訓練を行っていく必要があると思いますので、先ほど職員に対する研修ということもありましたけれども、今後の地域を巻き込んだ研修であるとか、訓練についての考えを伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃるとおり、防災訓練のときの訓練ですが、これは避難所へ派遣する職員にコロナ対策の避難所の運営についてまず研修をやりまます。各地区におきましては、研修等はなかなか難しい状況なんですけど、先月、駅前区では地区からの要望がございまして、駅前区の公民館を使った避難所の訓練を実際にやっておりますので、市内でも地区の公民館の開設をお願いしている箇所は22地区ございまして、特に地元の公民館の開設の要請をお願いするところには、あらかじめレイアウトなど注意点については、しっかりお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 避難所運営の地域住民の協力というのは、これは不可欠でございます。とはいえ無資格な方が勝手に仕切っても、かえって困難が生じる可能性があるというのがありますので、防災士などのライセンスを有した方をある程度配置する取組、これは以前、杉山誠議員もたしか一般質問で行ったと思うんですけれども、この辺の見解を改めて伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 防災士につきましては、1つには県がやっております静岡県ふじのくに防災士、これは特に受験というよりも一定の講義を受講していただくことで修了し、ふじのくに防災士という称号をいただける。もう一つは、NPO法人がやっている日本防災士機構でしたか、そちらが試験方式でやる、これは全国的に認められる防災士というふうには伺っております。ただ、市としましては現在地域の方には防災指導員という方をお願いしているんですが、実際にこの防災士の養成にはなかなか無理があります。消防団員を初めボランティア的な防災士になりますので、こういう制度があるということの御紹介はさせていただきますが、市として積極的にこの防災士の認証をとってくださいというところまでは至っておりません。

ただ、県のほうでも防災士とは別に、先ほど申した各地区の防災指導員、こちらの向上を目指すための研修等もしております。実際に今月、県のほうで地域防災指導員の能力向上研修というものを行いまして、伊豆市からも9名の方がこの研修会のほうに出席されておりますので、市としても、できるだけこういう研修の機会等のお知らせをして、こういう受講をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ちょっと防災士の関係なんですけれども、多分機構のほうの防災士なんですけれども、研修費を除いて教本代であるとか受験料、登録認定料で約1万1,500円が必要になるというふうにネットに出ております。そして研修費がまた、いろいろな組織が研修をやるんですけれども、そこによっても費用が違うということで、これ一度総合政策のほうにちょっと確認したことがあるんですけれども、自治会とか地域づくり協議会という組織が伊豆市にはありますので、その代表という形で助成を含めて、そういうところと連携したらどうだというふうに問い合わせをしたんですけれども、個人に資格を与えるものなので、なかなかそういう地域づくり協議会だとかというものを使って、研修を受けさせて資格をとるとするのは難しいというような答えをいただいたんですけれども、このコロナがはやっている中で、今でもその考えでいるんでしょうか。それとももう少し裾野を広げていこうとしているのか、その確認をちょっとさせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 区長会とかそういうところで、地域づくり協議会云々という話は聞いておりますので、まだそういう形で要綱云々というのは変えてはいませんが、そういう形で地域からの要望が出てくれば、そういう形ではやはり検討する必要がある、新しい生活様式が始まっていますので、少し検討させていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） なかなか消防団とか消防団のOBというのはあるんですけども、やはり離れていくとそういう気持ちも薄れていくので、定期的に研修を受けているような防災士さんなんか、実際に各地区でもいろいろ独自に講演会を開いたり活躍をしているので、ぜひそれもコロナ禍に向けた避難所運営ということで、ぜひ検討をしていただきたいと思います。しております。

続きまして備蓄状況のところなんですけれども、先ほど来答弁にもありますように、広報伊豆の7月号に防災119として、避難所行動判定フローや避難場所の確認の特集が掲載されています。風水害の避難場所は市内に18か所ということなんですけれども、指定避難所については、現在指定されている場所のみを想定しているのか、あるいはそれ以外にも指定避難所として増やしていくということなんでしょうか。そこをちょっと確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 現在、市では指定避難所と、あと別に自主避難所という位置づけで土肥支所と中伊豆の支所と生きいきプラザ、これは災害が発生する前、相当な避難勧告等になる前に、あらかじめやはり体育館等環境が悪いということもありますので、なるべく畳の部屋や空調があるところということで、高齢者や支援が必要な方に自主的に早めに避難していただくということで、今の3施設を指定しています。それ以外には当然避難勧告等が出た場合の体育館等の施設、約20ですか、それを指定避難所としておりますので、現在指定避難所と自主避難所3施設を考えておりますが、これ以上に市の避難所として増やすということは、ちょっと今考えておりません。

各地区で土砂災害等の危険がないところ22地区の集会所については、その都度開設をお願いしているという方法でやっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうすると、先ほど備蓄状況については答弁があったんですけども、感染予防の備品の配置、要するに自主避難所なりが増えれば、それなりにそういう備品を入れなければならないじゃないですか。その辺について、配置というのはある程度決まっているのか、あるいはもう既にそこに配置をしているのか、そこをちょっと確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 既に備蓄している消耗品、マスクとかそういうものについては、避難所で保管したほうがいいのか、派遣職員が避難所に行くときに持っていったほうがいいのか

のかという分けがあります。消毒液とかマスクとか非接触型の体温計につきましては、管理状況に問題があるといけませんので、派遣職員が避難所に行くときに持っていく、そういうルールになります。ただ、段ボール間仕切りとか間仕切りに関するものについては、なるべく避難所の防災庫のほうに保管をしたいと考えておりますが、現状なかなか段ボールの間仕切りとか非常にスペースを必要としますので、そのあたりについては現地のほうの状況等を勘案して、装備できるものについては現地のほうで間仕切りとかを置きたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 災害対応の段ボールなども、何かうわさによるとかなり高騰しているというふうに伺っておりますので、これらの備品を確保するためにも計画性を持って、ある程度数を増やしていかなければならないと思っておりますので、その辺についてもお願いをしたいと思います。

続いて、3番の分散避難の検討状況です。政府は、各自治体に対し4月、住民が密を避けて分散して避難ができるように通知を出しました。親戚宅、公民館や旅館・ホテル、研修施設などを新たに避難先として使用できるように体制を整えるように呼びかけております。

そこで伺うんですけども、国の指針で示された新たな避難先としての旅館やホテルを借り上げた場合の助成等というのは、これは明確になっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 現在、先ほど答弁で申しました土肥地区では、まずは旅館組合と施設の利用についての協定の内容を詰めているところです。内容としましては、まず対象をどのような方にするのか。やはり旅館・ホテルにある程度優先的に入っていただきたい対象となると、どなたでもというわけにはいきませんので、やはり高齢者や障害のある方、また乳幼児とか妊娠されている方などの対象者をどうするかということをも詰めていると。

それと、問題になるのはやはり費用負担になろうかと思えます。例えば旅館・ホテルごとには若干、なるべく統一の方向では考えているんですが、例えば一部屋幾らぐらい泊めさせていただくのか、当然食事は非常食等の提供を考えておりますので、食事を抜いた場合の1泊幾らになるのかという最終的な詰めはしております。当然、今の時点では原則、避難される方の負担という方向で考えてはおりますが、調整する費用によっては、市としても何らか考えなければいけないのかということは感じております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 私も温泉旅館協同組合の役員と話をしているんですけども、現在、災害時における宿泊施設の提供等に関する協定の締結を進めているんですけども、経緯については南海トラフの関係からということなんですけれども、もう少し進捗状況について、何か検討している検討しているというだけで具体的なものがちょっと見えてこないんですけども、今現在台風8号が沖縄に近づいていて、これは中国のほうに抜けるということなんですけれども、すぐに次の台風がやってきた場合に、できれば避難所をたくさん増やして、高齢者であるとかそういう方を優先的に旅館のほうも開放しているのであれば、そういう施設をぜひ利用するような制度設計をしなければならないと思っていますけれども、詳細について、もう少しこの辺まで進んでいるというのが分かれば教えていただきたいんですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 状況につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり既に協定書の案という形になっております。ただ、先ほど申したとおり費用負担の最終的な詰めなど、まだ細部にわたってちょっと詰めなければいけないことがあるということで、実際に協定書の案という形にまで至っているのは事実です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 費用負担ということなんですけれども、基本的には受益者負担で、当然避難する方がお金を払って泊まるということですよ。ただホテルも通常の料金だと5,000円とか6,000円とかというふうな金額になるので、それは当然災害対応ですので、その値段は下げてくると。そうすると行政が伊豆市としてどこまで負担するかということを考えているのか、ちょっとその辺が分からないもので教えていただきたいんですけども、国の交付税措置か何かで、こういうシステムを使った場合には後でお金が戻ってくるんだよ、だから伊豆市としては1人に対してこの辺ぐらまで補助できるんだよという、その辺がちょっと見えてこないんですけども、そこをすみません、ちょっと確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 組合とは当然1部屋幾らとか、1人使った場合は幾らとかという具体的な数字で協議はしております。それがそれでいいのかという最終的な市の判断がまだできていないという状況です。

議員おっしゃるとおり、市としても原則は利用者負担でお願いしたいと、その分旅館・ホテルの経営者の方には食事を提供しない代わりに避難ということで、どこまで値段のほうを少しでも安くしていただけるかということですので、ある程度の一定の値段のレベルで話は

しており、最終的に市の中の合意と各組合の旅館・ホテルの合意、そういう時点でござい
ますので、そこが全額利用者負担を考えているんですが、例えば三島市あたりですと、あそこ
はビジネスホテル等を利用した場合に、多分利用者が全額同一になるように若干市が補填す
るような制度をつくったと伺っております。今回、市のほうは旅館・ホテルの経営者の方が
統一料金を設定していただければ利用されることに差ができませんので、あえて市が補助す
ることは要らないのかなと思っておりますが、最終的な詰め段階ということで御理解いた
だきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 当然和風旅館ですので部屋も大きいですから、家族単位で避難す
る人もあるし、あるいは1人でということもあるので、当然その辺の金額というのは変わっ
てくるとは思いますけれども、とにかく可及的速やかに、台風シーズンが間近に控えています
ので、ぜひ落とすところを見つけていただいて、協定書が結ばれて市民にそれを周知してい
くということを進めていただきたいと思います。

最後、4番目のところなんですけれども、保健所や医療機関とも連携したさらなる体制の
整備ということで、ちょっと私の先走りの質問かもしれませんが、現在国内の感染者
というのは6万人を超えております。都会では無症状や軽症で自宅待機されている方もたく
さんいます。伊豆市は幸い7月に過去1名の罹患者があったということで、伊豆の国市とか
函南町に当たっては感染者がいない状況ですので、今すぐの対応ではないにしても、そのよ
うな方が避難指示等が出て避難されるとき、どうしたらいいかということを検討していく必
要があると思うんですけれども、この辺についての考えを伺いたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 避難所でも一般の方も同じように感染防止ということ
を頭に置きながら対応することは必要だと思います。避難所においては、ほかの避難の方との感
染防止対策を十分にした上で対応するわけでございますけれども、さっき総務部長も避難し
てきたときの対応ということで、熱をはかったりとかというふうな対応をしておりますが、
万一体調不良の方がおりましたら、別の部屋が設けられれば別の部屋で、そしてまた車で避
難されているような方で、しばらく車の中で待機できるような状況であれば車の中で待機し
ていただいて、かかりつけ医がございましたら、かかりつけ医にまず相談をしていただく
ということが大前提だと思います。そして、そのかかりつけ医の指示、または診察を受けて、
その後検査に結びつけるのかどうなのかということになるかと思えます。

もしそういうところがなければ、市のほうとしても保健所へ連絡をして相談をしていく必
要があるかと思えますし、これからもまたいろいろな対応が予測されることがございます

ので、その都度保健所と相談しながら、また医療関係者、関係部局と相談しながら進めていきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） すみません、私が聞いているのは、もう既に感染している人が待機所とか病院に入院しているのではなくて、自宅待機している人がいるじゃないですか。そういうときの対応をどうするのかということも考えておかなければいけないねという、そういう質問なんですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 感染者につきましては、今、静岡県では自宅待機という対応はとっておりませんので、全て病院に入院をして対応しておりますので、そういう方が避難所に避難してくるということはないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ですから感染が拡大した将来的な話をしているんですよ。そういうときの対応も考えてくださいということで、これでもう質問は、この件については終わりますので、分かりました。

特に避難所では発熱症状やせきの症状のある方への差別とか誹謗中傷、また誤った情報で、何かあの人なんだかねというような、そういう混乱が予想されるので、平時から住民への啓発とか啓蒙が必要であると考えていますけれども、その辺についてはどのように対応していくのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 7月号の広報等でもそういうところは載せて、もちろん個人情報というところで、感染拡大に結びつかないのであれば個人情報を遵守して対応していくということと、それから誹謗中傷によって、その方が生活しにくくならないような対応は今後もとっていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問……

答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） すみません、1点先ほどの旅館・ホテルを使う場合の協定の状況ということなのですが、この土肥地区の旅館組合さんにいろいろお世話になりまして、ほぼ内容は固まっている状況です。あと細かいところの市の決定ということですので、これはもう早急に今月、9月上旬には市のほうの意思決定をして、組合さんのほうと締結をさせてい

ただきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により昼の休憩にいたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時59分

○議長（三田忠男君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長（三田忠男君） 午後の1番ですね。次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

これから一般質問に入るわけですがけれども、毎回防犯カメラということで取り上げておりますけれども、防犯カメラについて、なぜ毎回質問するか、その都度、変化があるんですよ。伊豆市ひとつ御覧になってください。5月には天城湯ヶ島地区でもって行方不明者がいませんでしたか。つい最近は、奥の院で車両火災事故が発生しております。こういう事故も防犯カメラがあれば、例えば行方不明者などの捜索に寄与できるんじゃないかと思います。

私は、前回、山梨県の千葉県の小学生が行方不明になった事故について、あれも防犯カメラがあれば多少は違ったんじゃないかということをおっしゃっております。いわゆる捜索範囲を縮めることができるんですよ、防犯カメラがあると。現状では、例えば行方不明者が出たとしても、どこを捜していいか検討がつかないでしょう、そう思いませんか、市長さん。

最近の静岡市では、道に釘をばらまいた人がいると。これも犯人の検挙は防犯カメラが発端です。うまい具合に防犯カメラにまいているところを映ったと。多くの犯罪、特に刑法犯は減少しているということは、毎年7月頃発表されているはずで。刑法犯は減少していると。その最大の理由は、もう刑法犯罪は合わない。捕まっちゃうと。何で捕まっちゃうのか、防犯カメラがあるからでしょう、市長さん、あなたそう思いませんか。

そういう観点で、私は防犯カメラをなくして、伊豆市の安心安全はあり得ない、そう思っております。議員の皆さん、そう思いませんか、伊豆市の安心安全を確保するには、やはりある程度防犯カメラを設置しなきゃいかんと。お金がないんじゃないですよ、伊豆市は。地域づくり協議会に幾らお金を使っていますか。500万円を8団体に配布すれば年間4,000万円じゃないですか、それぐらいお金はあるんです。

私は、前回。

○議長（三田忠男君） 森議員、今のは一般質問をしてから、答弁の中で今の持論を展開できたらいいかと思っております。

○15番（森 良雄君） 前段を言っているんじゃないの。人の。

○議長（三田忠男君） 前段も後から言って同じですので、お願いいたします。

○15番（森 良雄君） ほかの連中が幾ら脱線していたって何も言わないで何だ。

○議長（三田忠男君） いえいえ、これ脱線し過ぎていますので。

○15番（森 良雄君） 私は前回のこの質問で、自治会や地域づくり協議会に防犯カメラをつけるんだったらお金を出すよということを言ってくれというふうに言ってありますけれども、総務部長言ってくれましたか。

それでは、議長からこういう話が入ったんで、本題に入ります。

防犯カメラについては、毎回質問しています。防犯カメラを日々進歩しています。AIの装着など防犯カメラの一層の進化が、変化がうかがえます。

伊豆市は、地域力を重視しているようですが、地域力を否定するものではありません。防犯カメラは犯罪抑止力が優れています。犯罪抑止力に大きな効果があることについて、その抑止力は半端ではありません。このことを市長は分かっていますか、地域力の一層の向上を図りませんか。防犯カメラで地域力の一層の向上を図ることができます。防犯カメラで地域力をより一層高めませんか。

市長は、防犯カメラなしでも犯罪捜査が成り立つと考えていますか。防犯カメラは犯罪捜査でも高い効果を発揮しています。リレー方式という捜査方式がありますが、リレー方式は防犯カメラの利用方法です。主流となっています。多数の防犯カメラが設置されていて成り立つものです。

現在、伊豆市では何台の防犯カメラが装備されていますか。防犯カメラは災害時にも有効です。

さきの豪雨災害では、国土交通省のカメラが増水の様子をテレビで報道していたのは、記憶に新しいところです。皆さん御承知のことだと思います。

最近少なくなりましたが、行方不明者の捜索にも威力を発揮します。最近は行方不明者が少なくなったのでしょうか。特に山の上のほうの老人施設の行方不明者、やはりあれ施設が注意するようになったのでしょうか。

次に、働き方改革ですね。

新型コロナは、働き方改革を一層進めます。改革なくしてコロナ対策ありません。

伊豆市の人口減少はとどまることを知りません。当然、市の職員の人数も削減されるでしょう。しかし、仕事量が増えこそしても、減ることはありません。

前回の質問に対し、次のように答えています。障害者福祉業務はクラウド化します。現在、伊豆市では単独運用している障害者福祉業務は、今年11月から電算センターへ移行し、併せてクラウド化する予定です。このように答えています。

予算書や決算書からは、ここで言っている障害者福祉業務を何かうかがい知ることはできません。ここでいう障害者福祉業務とはどのようなものですか。データを電算センターに送

ることだと思いたいますが、どんなデータでしょうか、説明いただきたい。簡単なコンピューター処理だと思いたいますが、今まで伊豆市で処理していた理由は何でしょうか。特別なソフトや機器を使っていたとは思いたしません。この業務の説明を求めます。

業務の電算センターへの移管に伴い、端末の整備は必要ですか。それとも現在使用している端末で移行できるのでしょうか。ほかにもクラウド化を考えている業務はありますか。クラウド化を考えている業務がありましたら伺いたたい。

三島市・伊豆市・伊豆の国市の3市の電算センターにおける68業務のうち、16業務は伊豆市独自の処理をしています。今回はそのうちの障害者福祉について伺いたました。障害者福祉業務以外にも電算センターへの移行を考えている、クラウド化を進めている業務がありましたら伺いたたい。

次、アーカイブス、アーキビスト。

伊豆市のアーカイブスについて伺いたます。

アーカイブスについては説明が必要ですか。アーカイブスについては2回目の質問なんです。1回目は、当時の市長はアーカイブスとは何だとの返答で、質問になりませんでした。

公文書の管理について、保存について質問するものです。併せて、公文書をどのように管理するかについても質問します。

アーキビストについても伺いたます。

伊豆市の公文書の管理は、廃棄をどうするかに重点を置いています。アーキビストは公文書の保存をどうするかについて考える専門家です。公文書がどんどん廃棄されていることに危惧を感じています。

公文書は将来、伊豆市の研究をするときに必要な資料となるものです。研究をしたくても歴史を考察したくても、資料がなければ何もできません。現状の公文書の管理方法を伺いたます。どのように管理しているか伺いたます。公文書の管理をどのようにしているか、専門家はいるかどうかも伺いたます。

公文書を保存するかどうかは、どこの誰がどの時点で判断していますか、伺いたます。

公文書はどんどん増えていきます。どうしても廃棄を前提に考えるようになりますが、後世の考察には保存を前提に考えるべきです。市長の考えを伺いたたい。そのためにはどのようにするかも伺いたたい。

アーキビストについても考えがありましたら伺いたたい。

学校教育の現場でもたくさんの歴史的な資料が廃棄されています。保存の必要性を考えませんか、教育長の考えを伺いたたい。

修善寺南小学校のトイレ。

修善寺南小学校のトイレは、汚い、臭いと言われています。市長、教育長に実際にトイレを見ていただきたい。そして感想を伺いたたい。いいですか、市長さん、教育長さん、この質問書は、事前に市長や教育長のところへ届いているんですからね、ぜひ見てきてどう感じた

か、お答えいただきたい。

私は、前日も言っていますけれども、修善寺南小学校のトイレは汚い、臭い、こう言われているんですよ。臭いが前じゃないんです、汚いが先に言われているんです。その辺をぜひ考えていただきたい。

ウィズコロナ。

新型コロナの対応では、教育界は大変な思いをしたことでしょうか。同様に、子供たちもコロナの荒波に翻弄されたことでしょうか。災害時には子供たちの心のケアをする専門家がおりますが、今回のコロナ騒ぎでは、子供たちに精神的な動揺はなかったでしょうか、特に小学1年生や中学3年生はどうでしょうか。勉強したくてもできない、大変な心の負担ではなかったかと思います。

コロナに対する子供たちの状況や対応について伺います。

アフターコロナ。

前の教育長はお辞めになるとき、あまり反応を示しませんでしたけれども、新教育長は恐らく子供本位の教育をやってくれると思っております。

アフターコロナ。現在の伊豆市での教育の在り方については、コロナよりも新中学校の建設で忙しいのではないのでしょうか。コロナはこれからの教育の在り方についても、たくさんの指標を与えてくれたのではないのでしょうか。学業の遅れも心配です。どのように対応するか、新教育長の考えを伺いたい。

新型コロナは2次、3次のおそれもあります。それに対する準備はいかがですか。ICTの準備も大切です。準備はしていますか。今ICTの準備をしている、できているような話ですけれども、前教育長は全然駄目だったですね。ICT（情報通信技術）の対策状況を伺います。

ネット環境を保有していない家庭の把握はしていますか。これも今までの質問の中で答えが出ておりますが、改めて状況も教えてください。

コロナ後の学びは国家的な問題ですが、伊豆市としてはどのように対応しますか。端末の1人1台配布、デジタル教材の取扱いや整備、学級規模の見直しについてはどのように考えていますか。

以上。

○議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、防犯カメラについて私から答弁させていただきます。

この防犯カメラにつきましては、森議員から毎回同じ御質問をいただいております。趣旨

的には、私も同じ答弁の繰り返しとなることを御了承いただきたいと思います。

まず、防犯カメラによる犯罪の抑止力、これは有効だということは、私も再三申し上げております。また、市としましても、市有施設の管理という観点から、これ御質問にも何台かということがございます。まず、図書館に5台、修善寺駅の北口駐車場に7台、駅構内に4台、そのほか不法投棄防止のために移動式のカメラを保有してございます。

また、災害対策でございますが、河川及び津波監視カメラとして市では11台を設置し、状況をインターネットで公開しております。これ以外にも災害対策としては、国土交通省や静岡県が道路や河川監視カメラを設置しております。

また、行方不明者の捜索ということでございますが、まず行方不明者の件数につきましては、こちら市が同報無線等で行方不明者のお知らせをするときは、大仁警察署からの要請がございまして、同報無線等で市民の皆さんに呼びかけをしております。よりまして、正確な件数をこちらは把握しておりませんが、近年の行方不明の要請については、全員無事保護されていると認識してございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 15分の質問に対して一、二分で終わっちゃうような答弁で、大変落胆しておりますけれども、例えば今、大平柿木で行方不明者が出ましたよね。それからその奥の院の上で車両火災がありましたよね。こういう点については、警察署から連絡はあったんですか、協力してくれとか。あったかどうか答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 申し訳ありません。大平柿木の件についての行方不明者の放送はしていないと把握しております。また、修善寺の車両火災につきましては、あれは火災ということで、消防署のほうから火災の連絡はございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 警察から連絡がないと言っておりますけれども、例えば三島警察署は防犯カメラを、去年、三島警察署で5台買ったんだと思うんですけども、それを地域に貸し出すというようなこともやっているわけですね。そういうことは御存じですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 静岡県警のほうで防犯カメラの設置を最近いろいろ検討しているということは伺っておりますが、三島警察署の具体的な方法については把握してございませ

ん。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） これは新聞にも報道されているんですよ。知らないでやったんじゃ、知らない人に質問してもしょうがないからこの件はいいですけども、じゃ最初の質問で質問したとおり、犯罪抑止力に大きな効果があるということは承知しておりますか。できたら市長に答えていただきたいですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私も先ほど答弁させていただきました。森議員が再三申し上げているとおり、カメラの設置によつての効果というのはあるんだろうと。よつて、市としても施設管理として駅の構内や市有施設にも、そういう効果があるということを踏まえて設置しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 効果があるということは、承知しているわけですね。

私は冒頭言いました地域による自治会や地域づくり協議会に、防犯カメラをつけるんだつたら補助しますよということを言ってくれたかどうか、その点はこの3か月の間に言ってくれましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 防犯カメラにつきましては、個別の案件としては特に申しておりません。ただ、静岡県におきましても通学路の安全対策ということで、防犯カメラの補助金の制度を今年度つくつております。ただ、そちらにつきましては各学校が児童生徒の通学路で、学校と保護者の点検の後、危険な箇所を洗い出すと。危険な箇所については、地元自治会や先ほどの地域づくり協議会等が主体となつてカメラを設置すると、そういう事業に対して県も補助制度を設けておりますので、当然教育委員会、学校とも連携しながら、そういう仮に危険な箇所の要望があつた場合は、まず危険な箇所の洗い出し、それとそこに防犯カメラを設置して管理してくれる自治会があるかないか、そういうことが必要と今後なつていくと思つます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私は防犯カメラの前の一般質問でやつていたのは、子供たちの通学

路の照明について、明るくしてやってくれということを再三言っていたんですね。大分明るくなった。今日の傍聴者の方には、牧之郷の方がいらっしゃいますけれども、狩野川の土手の真っ暗なところを女子中学生が学校の帰り、暗いところを歩いていたんですよ。それで照明は大分整備された。牧之郷の方の努力でしょう。しかし、明るくなってもまだ薄暗いところはあるんです。そういうところを女子中学生が歩いている。特にこれから暗くなる。ぜひ牧之郷の皆さん、防犯カメラをつけるように言ってくださいよ。今聞いているように、市のほうは全くやる気がないんです。諦めるつもりはないですからね、私は。市がつけるまで一般質問で追求します。任期はこの10月で終わりだから、次また復活するように頑張りますから、復活したらこの防犯カメラ設置を働きかけますからね。

それで、防犯カメラ、これどんな防犯カメラをつけるか、これは一自治会や地域づくり協議会で決められるようなものだと思いますか。仕様をどんなふうなものにするか、そういうことは全く考えませんか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） カメラにはいろいろ精度があろうかと思えます。当然御相談があれば、職員もまだいろいろな方式を知っているわけではございませんので、一緒に考えさせていただきます。ただ、防犯カメラは設置すればそれだけじゃなくて、やはりそこを近所で生活される方、また通過される方、いろいろな方のプライバシーの問題もございますので、しっかりと設置する主体のほうで責任を持って管理をしていただく、こういうことがまず前提になろうかと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） プライバシーというお話がありましたけれども、これは記憶媒体を取り外さない限り、プライバシーは漏れないです。そう思いませんか。それでもってプライバシー、プライバシーと言っているのは、要はもうつける気がないということを行っているようなものじゃないですか。それ確認します。どうしてプライバシーが漏れるんですか。記憶媒体を漏らしちゃうからじゃないですか、そう思いませんか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） その記録媒体の管理そのものの在り方にもいろいろ問題があろうかと思えます。記録媒体の管理自体も防犯カメラの管理と同じと考えています。また、静岡県でもそういう防犯カメラの設置のガイドラインをしっかりと定めておりますので、仮に設置する場合は、そういうルールの下でやる必要があろうかと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 時間の都合がありますので、次に移ります。

働き方改革、これは答えてくれるんですね。お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは2問目を答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 働き方改革の今回御質問にあります障害者福祉業務についてでございます。

こちらの業務につきましては、今年11月に電算センターに業務移管いたします。その内容でございますが、まず障害者の方の各手帳の発行、情報管理、そして給付の事務、また自立支援医療の受給者証の発行や事業所からの請求のチェックなど、障害者福祉サービス全般となっております。

また、独自運用していたという理由でございますが、この福祉システムを導入する際、三島市、伊豆市、伊豆の国市、この3市で導入時期などがバラバラであったということで、当初3市の足並みがそろっておりませんでした。それで、各市が独自導入した経緯がございますが、このたび3市とも同じ会社のシステムを使用するというので、足並みがそろったということで電算センターへ移行し、クラウド化するものです。

そのほかのクラウド化する予定ですが、今年度は障害者福祉サービス業務を含めて全部で3業務ございます。1つが児童扶養手当の関連、もう1点が医療費助成の業務、こちら併せて今年度3業務をクラウド化する計画となっております。そのほかにつきましては、まだ電算センターのほうでも詰まっていないということと、市独自の業務につきましても、準備が整っていない等の理由でクラウド化の予定は立っておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 働き方改革、市長はどのように理解しているのか、全く分かりませんが、今民間ではデジタルトランスフォーメーション、いわゆるデジタル改革、これ最優先、デジタル改革なくして企業の存立はないとまで言われているんですよ。これについて市長の考えはどのような考えを持っているのか、伺いたいですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この件で森議員からも以前から再三電算センターをうまく使いなさいあるいは電算センターをクラウド化しなさいということなんですが、そこは基本的に考え方

が私と違って、なぜ日本はこれほどパソコンが普及し、電算システムをそろえてきたのに業務の効率化が進まないのか。これ以前、実は今年に入ってからなんですけれども、全国市長会である議論になったときに、手続が変わっていないからなんですよ。行政手続を整理せずに、行政手続の内容を変えないまま、ただ紙でやってきたことをパソコンにただけだと業務効率は変わらないですよ。つまり、今日本が一番問題なのは、ICT化はしているんです、インフラも整いつつあるんです。仕事の仕方を変えないこと、手続の内容を変えないこと、したがってオンラインじゃなくて紙のほうが早いからというようなそういうことが起こってしまっていて、より議論していただきたいのは、どの行政手続をどのように効率化することができるのか。それから、議会と行政の間もそうですけれども、どうやったらもっと効率化できるのかと、内容にぜひ踏み込んでいただければと。システムのほうは年々改善し、新しいシステムを導入しておりますので、構造的な問題は私たちの考え方、仕事の仕方、行政手続の仕方、そこにあるんだろうと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） だんだんと市長の本音が出てきた。まず、デジタル改革、トップが号令をかけないと改革ができませんよ。その辺、ぜひ認識していただきたい。

私は何で、この障害者福祉業務で2回も、要は行き詰まっちゃっているわけですよ、停滞しちゃっていると。さっき総務部長は何と説明しましたか。電算機を使っていないんですよ、あの業務はそうじゃないですか、総務部長。ほとんど手作業で済ませている業務ですよ。まさに市長が言っているとおり、電算機の有効利用をしていないんだ。いわゆるインプット業務でもって止まっちゃっている、これが伊豆市の電子計算業務ですね。幾ら使っていると思いますか。電子計算業務、決算書を見ると1億9,000万円も使っているんですよ。そのうち電算センターへ回しているのは9,000万円しかないんだ。そうすると、1億円は何に使っているんですか、決算書の電子計算業務。私はこれから再選されたらまたやりますけれども、16業務細かく洗い出したいと思っているんですよ。

まず、電算センターへ移管できるであろうと私が考えている16業務、決算書のどこにあるか教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今決算書で手元に資料がないものですから、当初予算書でよければ科目がございまして、電算センターへの負担金以外に、例えば戸籍関係ですと2款3項1目の戸籍住民基本台帳費というところで、個別にシステムの借上料や保守点検料を計上しています。同じように、例えば国民健康保険特別会計とか、農業委員会費とか、それぞれの関連する費目、科目で個別予算を計上してございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私が再選されたら、また次の一般質問で改めてここやりますから、16業務について。業務内容を議論しましょうよ。何せ1億円近い金が、これ3市の電算センターへ仕事を回せばただでやってもらえるんですよ、傍聴者の皆さん。1億円近くがただでやってもらえる。議員の皆さんそうですよね。何でそこ、君、首を振っているんだよ。電算センターの負担金は基本料金と人口で決まるんでしょう。杉山誠君、そうじゃないんですか。

伊豆市は、基本料金と人口割をちゃんと負担しているんです、約1億円。ここへ16業務は伊豆市独自でやっているんですよ。それだから無駄なことをやっているよ。誠さん。もし僕の言っていることが間違いなら、どこが間違っているのか、指摘してください。当局もそうですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） では、1つだけ御指摘しましょう。

私は、昭和33年生まれですから、柿木の家に入った頃を覚えているんですが、電話料金はどうでしょうね。1世帯数千円だったんじゃないでしょうか。今私のスマホが使い方によって違いますが、1万数千円、1万5,000円近く、これ高くなっていますよね。電話なのに。そこはスマホというのは中にパソコン機能があって、システムがあって、システムの導入費、維持管理費、利用料、それが入っているからで、パソコンを使えばただになるというシステムは世の中にありませんので、そこのところはぜひ基本的な誤解は解いていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 以前、何月議会かはちょっと記憶がないんですが、今回の独自運用業務を電算センターへ移管をすれば、ただじゃないかというような御意見も森議員からありました。そのときに恐らく今市が負担している経費を仮に電算センターに移管しても、それは伊豆市の使用するシステムであったり業務ですので、実質の負担は伊豆市が払うか、電算センターを通して払うかの違いだけで、伊豆市の負担分というのは大きくは変わりません。以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 確認します。市長は電算センターの当事者ですよ。総務部長は電算センターの運営に対する常務部門のトップでしょう。私の言っていることは間違いですか。電算センターの負担金はどうやって決められているんですか、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 電算センターの負担金、内容の細かいことについては今手持ちがないので、御説明はうまくできないんですが、まず一般経費というのがございます。これは電算センターの運営のための経費でございます。こちらが森議員おっしゃるとおり、均等割と人口割で3市が負担してございます。また混合経費につきましては、これは電算センターの中で三島市が主に使用しているものの経費として、三島市が80%、そのほかの今度電算センターとして20%、最後に特別経費というのがございます。これは各市が実費負担するものです。それぞれ各市が使用するコンピューターやシステム等のソフトの使用料、これらは各市が負担することになっておりますので、仮に今独自業務で市が個別に委託して払っているものを電算センターに移管しても、特別経費の中で各市が実費負担するものに上乗せされるということですので、決して独自業務を電算センターへ移管しても、電算センター予算の中で全てができるというわけではございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 特別経費は丸々伊豆市が負担せざるを得ないというように聞こえるんですけども、三島市は58業務だったけか、68業務、全部、三島市は電算センターの事業でやっているんですよ。そうすると、ソフトなんていうのは、もう既存のものが三島市は持っているわけだ。それを利用しようという考えはないですか。そうすれば特別経費は多少変わるかもしれないですね。パソコンがどうのこうのということになれば、私はそういう無駄を省くことはできないのかと。これからぜひ議論したいと思いますけれども、特別経費を全部伊豆市が負担せざるを得ないのか、それが1億円近くになるのかどうなのか、それを伺いたいです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 仮に全部移管した場合の経費につきましては、これ算出してございませんので、議員おっしゃるような1億円なのか、どうなのかということは今、分かりません。ただ、特別経費につきましては、先ほど申しましたとおり、各市で使用しているものについては実費負担をするということでございますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 全く理解できないんですよ。三島市は特別経費を持ったとしても電算業務に対する負担金は1,000円っていないんですよ、市民1人当たり。伊豆市は幾ら払

っていると思いますか。これでやっていると時間がなくなっちゃうもので、また私が再選されたら続けますから、その前にぜひこの16業務の詳しいあれを教えてください。

アーカイブス、アーキビストについて伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 森議員のアーカイブス、アーキビストについて総務部長に答弁させます。

〔「教育部長じゃないの」と言う人あり〕

○教育長（梅原賢治君） 教育部長に答弁させます。申し訳ありません。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） アーカイブス、アーキビストについて、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、市の公文書の管理でございますが、こちらは伊豆市の文書管理規程を制定してございます。こちらの規程に基づき管理しております。

公文書の発生の翌年度から保存年限を決定し、文書庫で保管後、保存年限に達したものを保存期間の最終確認後に廃棄しております。

公文書の保存年限等につきましてでございますが、毎年3月31日時点でのファイル基準表、これ各文書のファイルの名称なんです、このファイル基準表を作成することとなっております。その作成の際に、各課の文書管理主任、また課長等の確認を受けて決定しております。

また、アーキビストについてでございますが、アーキビストにつきましては、私も承知しておりませんで調べさせていただきました。今年度から始まる公的認証の資格制度と伺っております。行政としての公文書管理の重要性、これは十分認識しております。ただ、今年度始まる新しいアーキビストという公的認証でございますので、現時点でこのような専門職の活用には至っておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 学校現場の文書管理につきまして、私のほうから説明させていただきます。

学校現場の文書につきましては、学校教育法施行規則や伊豆市文書管理規程等にのっとり、文書ごとに定められた期間保存しており、保存期間が満了したのものにつきましては、適切に廃棄しております。

また、学校の統廃合によって保存が必要な文書や学校の歴史が分かるもの、地域の歴史に

関わるものは、保存年限が満了した場合でも必要に応じて学校で保存されるよう努めております。

県教育委員会も、掛川にある県総合教育センターが県内各市町の教育資料を一括で保存し、必要に応じて公開もしております。この教育センターには、元高校の社会科の先生や静岡大学の教授が関わって、教育資料として文書の整理、保存に携わっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） アーキビストというのが何で今年から資格化されるかといったら、やっぱり資料を保存しなきゃいけないというのをやっとな国も気がついてきたんですね。ですから、それをやはり無駄にしないように。特に、私、学校が廃校になった場合、大量の見ていて本当にかわいそうになっちゃうような資料がどんどん廃棄されているんですよ。例えばクラスごとでつくった文集だとか、何かあるでしょう。学校でつくったそういう文集みたいなものがあるはずだ。そういうものが廃棄されちゃうんですよ。貴重な学校のそのクラスの財産だと思うんです。ですから、ただ事務的に廃棄するんじゃなくて、できるだけ廃棄しないように、時間ないからあれだけど、アメリカのあれなんか見なさいよ。戦時中の記録、何でも保存されているじゃないですか。そういう考え方の違いだと思うんですね。

これで終わりますから、次、修善寺南小、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 修善寺南小学校のトイレについては、前日も教育長から報告がありましたけれども、教育委員会のほうで逐次改善がなされているものと認識しております。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） お答えします。

修善寺南小のトイレですけれども、ある程度の老朽化が進んでいるということは承知しております。臭いについても教育委員会で対応しており、改善されたと聞いております。

先日、自分も行ってきましたけれども、確かに古いことは古いですが、とても清潔に保たれている、そういう状況です。職員、それから子供たち、一生懸命掃除しておりますので、古いですが、丁寧に使っていると考えております。

今後、改修等については、引き続き教育委員会で検討していきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今年は、改修の予定はないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 本年度、南小のトイレにつきましても、1階の低学年の一部を改修させていただき予算を取らせていただきましたので、学校のほうと調整しながら改修を一部ですが、していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 一部、どれぐらい改修するんですか。一部は、1つしか改修しないとか、その辺教えて。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 予算の範囲内で学校と相談をしていますが、1か所とかになる可能性が高いと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私は前回言ったのは汚い、臭いと言ったんですよ。臭いというのは感じ方、個人差があるんです。感じない人だっているんです。私は汚いと言うけれども、不潔だとは言っていないですよ。一生懸命掃除されていることは承知しています。ただ、何が違うかといったら、ここに南小学校の御父兄の皆さんもいらっしゃるわけだけれども、若い父兄の方の家、御覧になってくださいよ、駅周辺の。新築のマンションとか、家の方ばかり、ばかりというのはちょっとあれだけれども、多いですよ。そういう方の家のトイレを見てください。それと南小のトイレは、そこにあるトイレとほぼ同じでしょう、床なんか。だから、私は汚いというけれども、不潔だとは思いません。だけれども、子供たちにとっては、頭の中に汚いというのが刷り込まれちゃっているんですよ。だから、例えば東こども園の子供たちが来年、南小へ入ったら、僕は入れないと思いますよ。それで1年生で入れないと頭に刷り込まれたら、2年生、3年生になって、上は臭くない、汚くないと言ったって、南小のトイレは汚いというのが頭に刷り込まれちゃっているんじゃないかと思えますけれども、その辺どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 今の新しい本当に家でそういうトイレを使った子供にとっては、そういう気持ちになるということは分かります。ですけれども、学校の施設の中で古いものでも丁寧に清潔に保とうというそういう努力をしているものに対して、子供たちがそれを学びながら使っていくというのも教育の一つではないかと思っています。

今後とも、子供たちがそういうふうな感情を持たないような努力はしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 時間がないからあれですけども、——というのがありますが、汚いトイレだと思っ込んでしまった子供たちに使えと言ったって、僕は無理だと思いますよ。これは早い話、組織的な——だね。ぜひ床をタイルの目地が真っ黒になったままの床で、トイレ、いや清潔ですよと言ったって、それ清潔だと思えないですよ、今の近代的なトイレに慣れた子は。その辺をぜひ配慮してもらいたい。また続けますから、たった1つじゃ、子供たちかわいそうだ。僕は早い話、このトイレに入れというのは——ですよ。人権擁護委員に届けて何とかしてやってくれと言いたいぐらいだよ。時間ないんで、これで終わるけれども、これで質問終わりじゃないですからね。また再選されたらやりますから、ぜひきれいにしていただきたい。

○議長（三田忠男君） それでは、ウィズコロナ、アフターコロナの今の答弁を含めて続けてやってください。

○教育長（梅原賢治君） よろしいですか。

今の言葉の中で、学校が子供たちを——しているというようなその言葉については、ぜひ撤回していただきたいと思えます。

今学校現場で古いものでも大切にしようと、そういう努力をしています。そのことについての——については撤回してください。

それでは、続いてですけども、ウィズコロナについてお答えします。

よろしいですか。

○議長（三田忠男君） 続けてください。

○教育長（梅原賢治君） 児童生徒の心のケアについて、臨時休業期間において、学級担任等を中心にして、電話や家庭訪問、お便り、メール配信等で児童生徒及びその保護者と連絡を取り合い、児童生徒の心身の健康状態を把握するように努めてきました。

また、必要に応じて心の相談員や養護教諭、スクールカウンセラー等による支援を行い、児童生徒の心のケアに対応してきました。

小学校1年生については、45分ずつの授業をきっちり行うのではなく、短い時間で時間割を設定したり、ゆったりとした活動時間を位置づけるなど、弾力的な時間割を設定して、学校に慣れることから再開し、1学期末には45分の授業に対応できるようになってきました。

受験を控える中学校3年生や義務教育学校9年生については、臨時休業期間中も教育相談日を設定し、学習を中心にした悩みに対応してきました。短い期間でしたが、7月の期末テストも実施し、5教科の成績を1学期末に手渡し、今後の目標を設定できるようにしました。

子供たちの状況ですけども、今日、夏休み明けて始業式になります。5月の学校再開時は、久しぶりに再会したこともあり、わくわくした様子がかがわれましたが、6月に入り

暑さもあり、少し疲れた様子の子供もいました。この2週間のお休みを通じて、少しリフレッシュして、今日からまた新たに始まってもらうことを期待しています。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の2つやりましたよね。6問、7問やりましたよね。アフターコロナも。

○教育長（梅原賢治君） やりません。よろしいですか。

今期待していますと言ったんですけれども、今後とも引き続き丁寧に対応していくことは当然のことです。

アフターコロナですけれども、アフターコロナの中で学習の遅れへの対応について、心配していただいております。

小中義務教育学校の臨時休業の長期化に伴い、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることがないように対応しております。

具体的には、1学期の授業を8月7日まで行い、授業日を確保しました。各学校に聞いたところ、1学期終了時点で小学校では高学年の算数、中学校では理科、社会に少し遅れが見られるとの報告がありました。

今後、さらに学校行事の精選等によって、授業時間数を確保し、2学期中に学習の遅れを解消できる見込みです。

しかし、第2波、第3波も予想されています。それに備えて冬休みの短縮、もしいざという場合には土曜日の授業も視野に入れての考えを持っております。

I C Tの対応状況ですが、本議会で補正予算案として計上させていただきましたが、市内各学校の1人1台端末とネットワーク環境整備については、本年度中の整備完了を目指していきたいと考えております。

5月の臨時休業期間中に実施したアンケートの結果では、98%の家庭がパソコンやスマートフォンなどでインターネットに接続できる環境があり、94%は接続時間を気にせず使えるW i - F i環境があることが分かりました。

今後は、現時点で接続環境のない家庭への対応、約6%、96人程度の家庭になりますけれども、W i - F i環境の整備をどのようにするのか、また教える側の教職員の研修やI C Tサポート体制の充実等を併せて検討していきます。

最後に、学級規模の見直しについては、静岡県は他県に先駆けて少人数クラス、35人学級編制を実施しております。定数改善は市教委ではできませんけれども、現在は支援員の配置等を、できるだけ多くの大人の目が行き届くような体制づくりを進めております。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時09分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 下山祥二君

○議長（三田忠男君） 次に、6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 議席番号6番、下山祥二です。

発言通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

1番、森林の再生と活用の取組について。

日本全国で毎年のように繰り返される豪雨災害や大型台風の災害は、発展途上国をはじめ地球上の森林破壊が進み、大気中の二酸化炭素の増加による地球温暖化が大きく影響していると言われてしています。

5月4日、みどりの日の静岡新聞の社説は、「森林の再生と活用を急げ」というタイトルでした。みどりの日に、環境や防災に多大な役割を果たす森林に改めて感謝し、林業への関心を高めたいという書き出しであり、その内容は改めて考えさせられるものでした。

そこで、伊豆市の面積の82.7%を占める森林は、環境、防災をはじめ観光、さらにワサビやシイタケなどの特産品の栽培をも、その恩恵に預かっています。

そこで、当市の森林整備に対する取組状況について質問いたします。

①市内の森林を取り巻く環境、そしてその現状と課題についてお伺いします。

②現状の課題を把握した上で、将来的に森林整備の目指すべき姿についてどのように考えているかお伺いします。

③林業従事者の人材育成、確保について具体的な施策はありますか、お伺いします。

④県内各地の林業関係者から静岡県に対し、森林づくり県民税の継続についての要望記事が散見されています。森林づくり県民税が継続されない場合、伊豆市森林整備計画にどのような影響があるかお伺いします。

2番、公共施設の適正管理と今後の在り方について。

市内の宿泊業や飲食業をはじめとする多くの施設と同様に、市内公共施設についてもコロナ感染拡大の影響により、利用者は減少していることと思います。公共施設という観点から、感染防止対策を徹底して、細心の注意を払いながら管理、運営がなされていることと思います。

そこで、新しい生活様式、ウィズコロナを意識した上で、今後の公共施設の在り方についてお伺いします。

①市内に多く存在する観光施設、スポーツ施設について、コロナ感染防止対策を考慮した

結果、今後の運営形態を見直す考えはありますか。

②その他の公共施設について、コロナ感染防止対策と自然災害に備えた適正管理または運営について再考し、再配置計画を再検討する考えはありますか。

今回14名の議員が一般質問を通告しておりますので、なるだけ早く終わりたいと思います。答弁のほうも簡潔明瞭にお答えをお願いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 伊豆市における森林の再生と活用につきましては、国や県の森林整備補助制度を最大限活用して、順次間伐などの整備を行いながら管理をしています。この森林整備によって、台風や豪雨においても、大量の杉、ヒノキの流出や倒木による被害が少なく、防災において一定の効果があると考えております。なかんずく去年の台風19号では、この狩野川を流れていく流木が決して多くなく、あれが62年前でしょうか、大量の流木が流れたらやはりその破壊力は全く比較にならなかったと考えております。

その上で、まず1つ目は、森林を取り巻く環境、現状と課題について、市内には約2万2,000ヘクタールの民有林があり、そのうち人工林が約5割、そしてさらにその多くは伐期を迎えておりますが、これらの豊富な資源が残念ながら活用し切れておりません。国産材の需要も減少し、森林の所有者も高齢化などによる減少の一途をたどっているため、特に民有林は整備が遅れて、荒廃した森林が多く存在しているもの、この状況を危惧しております。

そして2つ目、こうした現状において、国や県の森林の整備、木材の有効活用を推進するための補助制度などの既存施策に加え、森林環境譲与税を財源とした森林整備や森林経営管理制度を創設されましたので、伊豆市においてもこれらの制度を最大限活用して、手入れの行き届いていない民有林をはじめとする人工林の整備を加速してまいります。

3つ目には、林業従事者の人材育成及び確保について、本年5月から地域おこし協力隊推進事業を活用して、1名の隊員を委嘱、田方森林組合に研修員として派遣しており、伊豆市の森林作業の担い手として活用していただくことを期待しております。

また、森林環境譲与税の用途の一部には、人材育成、担い手の確保も含まれておりますので、今後はこの制度も有効に活用して人材の育成確保に努めてまいります。

4点目については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から4点目についてお答えをさせていただきます。

森林づくり県民税が継続されない場合についてでございますが、これを原資に実施をしている森の力再生事業においては、伊豆市は県内の市町の中でも有数の事業量を誇っており、荒廃した森林の整備を実施するためにも、事業の継続は必要であると考えております。

伊豆市森林整備計画においては、急峻な場所や林道から離れた森林は、広葉樹と針葉樹の

混交林へ誘導するための適切な間伐を行うよう明記しております。仮に森林づくり県民税が継続されない場合、こうした整備が滞ってしまい、伊豆市の森林整備に影響があると考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） ふだん私たちが何げなく見て癒やされている市内の山々や里山風景、毎日当たり前のように口にしている水道水、そして米づくりやワサビ、シイタケ栽培も天城山の水の恩恵にあずかっています。

しかし、今、市内の森林においては、手入れの行き届いていない森林も多く存在し、いろいろな課題を抱えつつあります。その課題は何か、多くの市民の皆様と共有し、森林整備の在り方を考え、森林の再生に取組、森の貴重な恵みを未来永劫守っていくことが必要であると思います。

私自身、山に関してはどちらかというと素人ですので、ぜひ御教授いただきたいという謙虚な気持ちで質問いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

市内の民有林の面積は2万2,000ヘクタールであり、それは伊豆市全体の森林面積3万ヘクタールの実に73%に相当しています。その民有林の多くが伐期を迎えているが、そこに手をつけられずに十分に活用できていないことが大きな課題の一つであるということは確認させていただきました。それは、民有林の所有者個人の力では、どうにもならないケースが多くあるということも理由の一つであろうかと思えます。

実際、民有林の所有者が自分の山林が荒れている、荒廃しているということを認識しているかどうか、行政としてその辺は把握できていますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 森林所有者自身が御自身の所有している森林が荒廃しているかというのは、当然に場所を把握されている森林所有者については、御自身が手入れをしているかしていないかというのは、当然分かっていると思いますし、場合によっては現地へ出向いているということもあろうかと思えますので、そこについては認識されていると思いますが、問題はやはり御自身の中で自分の山がどこにあるのか、場所がもしかしたら分からないというような森林所有者の方もいらっしゃると思います。そういったところがなかなか進まないといえますか、放置されて荒廃している原因になっているのじゃないかというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） そうですね。市内全体をしっかりと把握するという事は、とても困

難なことだと私も思います。

私の地元においても、地縁団体、佐野振興会が所有する共有林については年に2回ほどの規約によって定期的の下草刈りをしております。整備をしております。ただ、恥ずかしい話ですが、私個人の山林には平成16年度の台風、その倒木によって山へ行く道が閉ざされて、それ以降、山に入っていません。実際どうなっているか、ちょっと把握できていないというのが正直なところですが。今後、終活の一つとしてどうにか整備していかなくちゃならないということになっております。

このように、自分の山が荒れていても何もできないケースや荒れていることに気づいていないケースもあり、これは今後の本当に検討課題であると思います。

民有林の所有者個人が分かりやすい地図で自分の山が荒廃しているという、その事実を確認して、有効な補助制度を活用しながら、着実に整備していくことが重要であると思います。

次に、伊豆市森林整備計画書には、森林病虫害の駆除または予防、その他森林保護に関することも記載されております。最近の森林を取り巻く環境問題として、伊豆市内でも被害が進んでいるナラ枯れの実態について、そこほどの程度把握されていますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいま議員御質問のありましたナラ枯れにつきましては、伊豆市でも5年ほど前ですか、初めてナラ枯れの発生が報告をされております。特に昨年度あたりから市内各所で今議員御指摘のようなナラ枯れが散見するようになり、現在県に対して、その対策を相談しているという状況でございます。ナラ枯れの原因というのは、通称カシナガという虫ですか、こちらが運び込むナラ菌によって木が枯死するということでございます。その対策というのは、基本的には健全木の予防と残念ながら被害を受けた木の伐採ということになるかと思います。先ほど議員御質問でもありましたとおり、クヌギ、コナラにつきましては、シイタケ栽培の重要な原木となりますので、引き続き県と関係団体と協議をしながら、その対策、対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） さすが産業部長でよく御存じで、実は私は10日ほど前にふだん山に入っている方に、ナラ枯れの被害が拡大しているということを教えていただき、それから問題意識を持ったところです。産業部長がおっしゃるとおり、ナラ枯れというのはカシノナガクイムシですね、正式には。ちょっと長くて言いにくいので、カシナガと呼んでおりますが、そのカシナガによるナラ枯れの伝染病により、1980年代から日本各地でナラ類、シイ、カシ類の樹木の大量枯死が発生し、年々その被害地域が拡大しているということです。

部長のおっしゃるとおり、伊豆半島でもここ数年で被害が拡大し、山林の健康低下が進ん

でいるということですね。ナラ枯れの被害を受ける樹種としては、部長も把握していますが、クヌギもあるんですけれども、シイタケ農家からあるいは林業従事者からナラ枯れの情報提供等は、相談等はありませんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 申し訳ありません。個別の相談については、担当の農林水産課のほうには、生産者等から御相談があるかもしれないんですが、すみません、私のほうでは今把握をしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 県でも今のところシイタケ農家からの被害報告はないということですが、ナラ枯れの実態は、この市役所の窓からも緑豊かな山の中に茶褐色に枯れたナラ枯れが確認できます。偶然ですが、一般質問の初日の杉山武司議員の予防伐採の参考資料で写真が出てきましたが、その2枚目にもはっきりとナラ枯れの状況が確認できました。

伊豆市森林計画書には、既にナラ枯れの被害対策についても、早期発見、監視、情報収集に努め、初期段階で適切な防除を推進すると記載されておりますが、私はもう既に初期段階を過ぎているのではないかと思います。東部農林事務所においても、東部を中心に被害が目立っているという話を聞いております。ナラ枯れ、つまり樹木の伝染病対策は、確かに困難なことだと思うんですけれども、具体的にどのような対策をしていくか、もう一度お聞きします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほどお答えさせていただいたとおり、ナラ枯れに対する対応というのは予防、そして被害を受けた木の伐採というこの2つによって蔓延する、広がっていくのを防ぐということが基本だというふうに考えております。その上で、今具体的に市内至るところ散見されるという状況の中で、当然所有者との調整も必要になってくると思いますし、その具体的な対策、対応については、申し訳ありません。これからまた県等と相談、協議をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） そうですね。まずはナラ枯れの実態を十分情報収集していただいて、部長おっしゃるとおり山林所有者の理解を得ながら対策を講じていかなければならないと私も考えます。私も議員活動の一環として、今後も意識していきたいと、そういうふうに思っ

ています。

次、2番に移りますけれども、あまりにも広大な森林面積を有する伊豆市として、その整備には長い年月と莫大な費用が必要であると思います。災害リスクに備え、同時に自然災害、自然環境や美しい景観保全に注視しながら伊豆市として森林整備、これは効率的かつ計画的にできているのかどうか、そこはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 伊豆市の森林整備については、伊豆市森林整備計画、こちらに基づいて実施をしているところでございます。先ほど答弁させていただいたとおり、今現時点では国や県の補助金を使い、また県の森の力再生事業、従前はこれによって私有林、特に私有林の整備、また公有林の整備を実施してまいりました。そして昨年度から新たに森林環境譲与税という制度、森林経営管理制度が導入されました。既存の施策に加えて、新しい制度が出来上がりましたので、森林の面積の80%以上、森林を占める伊豆市にとっては、まさに追い風であるというふうに考えておりますので、これまでも適正に林業事業体と共同しながら森林整備を進めてまいりましたが、一層加速度的に森林整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 繰り返しますけれども、伊豆市は狩野川の上流に位置しております。環境問題や自然災害リスクを考えますと、狩野川流域の市町である伊豆の国市、函南町、沼津市に対しても、責任を持って森林整備を進めていかなければならないと考えます。特に豪雨災害や大型台風によって土砂災害が発生すると、その流木により橋がせき止められ、河川の氾濫による大規模な浸水被害を招くことにもなりかねません。

ある市民から、昔は治山治水、保水のためなのか、何でもかんでも植林して、本来はやってはいけないような山あいの谷川や沢付近にも植林していたということですが、本来はこれはすべきではなかったというような意見がありますが、その辺は産業部長なのか、白鳥理事なのかどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 戦後の植林政策の中で、相当にいろいろな山に人工林、杉、ヒノキが植えられたということで、場合によって沢と申しますかにも多く植えられている。そこが台風や集中豪雨によって増水すれば、当然それが流木の原因となるということで、本来であれば、その沢付近の植林というのは避けていただきたかったというのが正直なところでございます。

その中で、杉、ヒノキが価値として40年、50年、その間に保育間伐と、適正に抜いていくような間伐を行っております。現在も行っておりますので、そうした保育間伐という最終的に伐採に至る間に危険な箇所植林された木については、伐倒していくと。それでなるべく流水による倒木というのは避けるような形というのをしていくのが必要ではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 私も全くそのとおりで、後世にこういったことを引き継いでいかなければならないかなというふうに、そんなふうに思っております。

もう3に入ります。

先ほど市長が地域おこし協力隊事業を活用して、田方森林組合に1名派遣していると答弁されました。一応私も田方森林組合の理事を務めておりますので、その話は承知しております。非常に意欲的で優秀な人材であり、現在は森林施業プランナーを目指し、研修中ということ。森林施業プランナーは、産業部長分かりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 森林施業プランナーにつきましては、基本的には個人で所有されている山、こういったものを集約して間伐施業していくのがやはり集約型施業と申しておりますが、こういったものは効率的であります。現地へ行きまして山の状態、木の状態を見て、その上でその施業の仕方、また材を出したことによる収支計画、こういったものを所有者にお示しした上で、同意を得れば森林経営計画というものを策定して、実際に施業していくと。実際に現地を見てから所有者に提案し、事業を実施するまでを計画される方が森林施業プランナーというふうに認識しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） よく分かりました。ありがとうございます。

繰り返しますが、広大な森林の荒廃が進んでいる現状を鑑みて、重い課題も多くある中で静岡新聞の社説のとおり、私も森林の再生と活用は急がなければならないと思います。場合によっては、行政の担当者の増員の検討、これも視野に、林業従事者の確保、人材育成はさらに進めていくべきであると思っております。

午前中の永岡議員と市長のやり取りを聞いていて、土肥分校のeスポーツの学科を卒業したその卒業生を林業従事者へ導くなんていう手もあるかと思っておりますけれども、地域おこし協力隊事業のほかに、具体的な人材確保の方法は何か考えておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 地域おこし協力隊が今新たに森林施業プランナーとして田方森林組合で研修をされているということは、非常に心強く思っております。

今議員御指摘のそれ以外の対策ということですが、市長お答えしたとおり森林環境譲与税の大きな目的は森林整備ですが、当然に人材の育成、担い手の確保というのも森林環境譲与税の大きな目的でございます。今現在、具体的な担い手確保、人材育成という手法はお示しするものではございませんが、当然にこれから毎年譲与税をいただくこととなりますので、森林整備計画とともに人材の育成、担い手の確保に努めていきたいと、具体的な対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） ある猟友会の方にお聞きしたんですけれども、市外から猟友会に入りたいと思っている人あるいは林業に興味を持っている方、そんな情報が少なくないようです。猟友会のメンバーも若返りが必要でまだまだ鹿やイノシシの捕獲数も足りないという伺いました。行政としても、日頃からそんな人たちとも積極的に情報交換をして人材確保に努めるべきだと思います。

先ほど来出ている森林環境譲与税ですが、幾つか使い道も出ておりますけれども、具体的にどのように活用されて成果があったのかどうか再度確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 森林環境譲与税による事業につきましては、令和元年度、昨年度から伊豆市においても実施しております。杉山武司議員のときにもお答えしたとおり、まずは市民の皆様に見ていただく目につくところということで、昨年度は県道伊東修善寺線沿線の修景伐事業を行い、またそのほかには市の単独である森林整備事業や竹林の整備事業の補助金の原資として活用をいたしております。また、本年度は林地台帳、これは山の状況と所有者をマッチングさせた林地台帳の更新の事業、また森林経営管理制度を進めていくための全体計画の策定、それから森林所有者へのアンケート調査などをこの森林環境譲与税を使って実施したいというふうに考えており、また加えて修景伐採は2年目になりますが、引き続き行い、修景伐採や竹林の整備、こちらに対する補助事業というのは、本年度も引き続き実施していきたいというふうに考えております。全般としては、有効な活用ができていますというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 林地台帳というのは、分かりやすくできるのでしょうか。所有者に分かりやすいような台帳ができるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 林地台帳そのものを所有者の方がそのまま見られても、当然それはなかなか分かりにくいかもしれませんが、基本的には公図とリンクをさせますので、大体山の位置に、御自身の山がどこにあるかというのは分かるというように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 分かりました。

続きまして4番に移りますけれども、森林づくり県民税が継続されない場合、伊豆市の森林整備に支障が出てくるという答弁がありました。私も全く同感です。伊豆市の森林を取り巻く環境、そしてその現状を認識した上で今後の森林整備に関して森林環境譲与税が制定されたから、森の力再生事業はもう要らないというようなそのような意見を言う方もいます。しかしながら、産業部長の答弁にもありましたように、森の力再生事業における伊豆市の事業量は県内トップクラスということですから、それを考慮すると森林づくり県民税は伊豆市にとって必要不可欠なものであると考えます。

川勝知事も森の力再生事業は継続すると、新聞紙上にコメントがありました。本市としても今後も確実に継続されるように要望していくべきだと考えます。

市長にお伺いします。

要望されていることは、私も確認しておりますけれども、今後ももし必要であれば再度要望活動されますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 森林づくり県民税については既に知事をお願いに上がったところでございますが、県の森林組合連合会やあるいは全国市長会等、ほかの組織と一緒に要望は続けたいと思います。

やはりこれ森林環境譲与税と目的も異なっておりますし、森林づくり県民税は本来なかなか採算ベースに乗らない山の多くの切り出しも含めて活用するということがあったんですが、台風等の風倒木の場合には、その基準とは別の本来もう少し切り出しやすいところの風倒木処理にも充ててよいということですので、それはそれで使わせていただき、そして多様な役割を持った森林の整備、長期的な整備のために、森林環境譲与税はしっかり活用させていただきたいと思います。いずれの財源も極めて重要だと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） よろしくお願ひいたします。

今後も林業は有望な産業として捉えております。ぜひ使える制度はしっかりと使って、森林整備を進めていかなければならないと思っております。

伊豆市の森林の荒廃が進んでいる現状は再度認識いたしまして、その原因は何かを共有し、有効な制度を活用し、今後の森林整備を着実に進めていき、市民の持つ多様かつ持続的な環境光景を守っていくべきであると考えております。そのためには、長い年月と人材の確保、そして莫大な費用がかかるために森林環境譲与税と森林づくり県民税を有効活用させてもらうことが絶対条件であるということを確認して、1番を終わります。

次、2番、お願ひいたします。

○議長（三田忠男君） 公共施設の適正管理と今後の在り方についてですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 公共施設全般については私から申し上げて、詳細はそれぞれ担当する部長に説明をさせますが、特に御質問の2番目に関わってくるんですが、コロナ感染症の影響でテレワーク、ワーケーションというものが注目をされております。ワーケーションの場合には、基本的に宿泊施設をビジネスタイプで使うことが前提でしょうから、テレワークあるいはサテライトオフィスで伊豆市の公共施設、公有施設をどのように活用できるかというところが当面まず焦点だろうと思います、行政としては。その中で、これまでも議会で何度も何度も申し上げてきましたけれども、伊豆市はたくさんの公共施設を持っていて、これの整理が極めて重要な課題となっております。

もう一つ、大変市長としては残念なんです、修善寺駅周辺も含めて地価は下がり続けているわけですね。そうすると、ビジネスの論理でいくと投資しにくい状況にあるわけです。

それからもう一つ、大変あまり格好よくない、極めて格好よくない話ですが、ある週刊誌では伊豆市の廃業率が全国ワースト2位ということも記事になっていました。そういったことを全体で考えると、市が持っている公有施設の中で、使わないもの、市として整理すべきであるもの、そしてそれは何十年前にある目的で造っていますから、それとは違う、異なった目的で使っていただくためにどのような施策が必要なのか、どのような市としての誘致施策を取ればそれを使っていただけなのか、そのようなことを具体的に検討する段階なんだろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 下山議員の質問について教育委員会所管の公共施設について教育部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から①の観光施設についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う観光施設の対応につきましては、県の新型コロナウイルス感染症に関する対応指針（宿泊施設・観光施設）を踏まえて出来得る対策を講じております。また、貸出施設につきましては、対応指針に加え、県の警戒レベルや行動制限に応じて人数制限や利用者の居住地制限などを行っております。

今後の運営形態の見直しでございますが、引き続き感染状況を注視しながら県の対応指針や行動制限に応じた見直しを行い、感染防止対策を徹底してまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは2点目のその他の公共施設ということでお答えさせていただきます。

御質問の再配置計画でございますが、市全体の40年後の施設保有量の目標を掲げました伊豆市公共施設等総合管理計画を市では策定しております。

また、目標達成に向け、今後10年間を目安に、施設の効率的、効果的な維持管理や施設の集約、複合化、廃止等について検討し、個別施設ごとの計画として、個別管理計画を策定していきます。策定済みの総合管理計画につきましては、先ほど申しましたとおり、40年を見据えた施設保有量の全体計画ですので、今回の新型コロナウイルス感染防止対策や自然災害を観点にした再検討というのは特に考えておりません。

しかしながら、全体計画でも触れているんですが、個別施設の在り方を考える際、自然災害等への備えは、市民の生命や財産を守るために必要なことと認識しております。また、このたびの新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、主に運営面での課題と認識しておりますので、今後策定する個別管理計画を検討する中で、それぞれ併せて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは①のうち、教育委員会所管のスポーツ施設の状況について御説明いたします。

スポーツ施設の新型コロナウイルス感染拡大防止については、国・県の指針等を踏まえ、利用人数の制限、利用者の居住地制限などの利用制限を行っております。

施設の管理はスポーツ庁が定めた社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止ガイドラインを基に、消毒の徹底等の対策を講じながら運営しております。

スポーツは、接触する可能性が高い競技があることなど、感染リスクが比較的高いことから、当面は国・県の行動制限や感染の状況を注視し、随時利用制限などを見直していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 施設の運営形態は、今後の感染状況によって、見直すこともあるというのですが、県外の不特定多数の方が出入り可能な例えば土肥でいうと恋人岬や丸山公園、天城ふるさと広場、修善寺の狩野川記念公園、中伊豆の六仙の里などですけれども、指定管理者に任せている施設のコロナ感染防止対策の状況は本当に十分にされているかどうか、そこは把握されていますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今議員御指摘のとおり、伊豆市の観光施設、市有施設については、指定管理制度を導入している施設がほとんどでございます。そういった中で直接的ではなくても、常に指定管理者とはコロナ感染状況、拡大状況等の情報も共有しておりますし、先ほど申し上げました国や県の指針等の情報も共有をしております。そういった中で取り得る感染防止対策をしているというところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 教育委員会所管の狩野川記念公園の状況について御説明いたします。

狩野川記念公園も指定管理の制度を取っておりますが、グラウンドですとか、テニスコートと同様に、議員おっしゃる不特定多数が入ることが可能な公園部分についても、公園の遊具ですとかあるいはトイレも自由に利用できますが、あるいはベンチなどを含めて一、二時間おきに消毒作業をやっていただいております。また、管理棟ですとか、トイレにアルコール消毒液の設置をするほか、トイレの手洗い場に液体石けんの設置などをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 4月末頃でしたけれども、狩野川の河原に県外ナンバーの車が入ってきて、怖いからどうにかしてほしいという市民の声がありまして、野田県議を通して県に依頼して、河原に入る道を封鎖してもらいました。最近でも過剰に反応される市民も多く、今、佐藤部長が言いましたが、指定管理者制度のトイレは、十分に感染予防対策がされているかどうかというような問合せが私のところにあります。産業部長、その辺、トイレの関係はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 申し訳ございません。個々の施設についてのトイレの狩野川記念公園と同じようなトイレの消毒の回数等は、今現時点で私のほうでは把握しておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 今後も注視して、対策を見ていってください。お願いします。

それでは、2に入ります。

公共施設の全体の再検討はしないということですが、個別施設の在り方については検討する余地があるという答弁がありましたけれども、各公共施設を個別に聞いていたら切りがありませんので、身近な施設二、三お聞きして、質問を終わりたいと思いますが、狩野幼稚園、狩野ベースですが、先月には静岡大学のサテライトオフィスが開設され、さらにもう1社決まっているとお聞きしました。今後の企業誘致や現在の利用状況について再度確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 狩野ベースにつきましては、今議員御指摘のとおり、7月から静岡大学が入居しております。現在は月曜日から金曜日、平日ですので、職員2名が常駐し、先方の事業計画では令和2年度を準備期間、そして令和3年度から本格的に事業を始める予定というふうに伺っております。もう1社につきましては、コロナの影響もあって、利用に係る我々伊豆市と先方との協議が多少遅れておりましたが、来月9月中の入居予定というふうに伺っております。コロナをきっかけとして働き方、またオフィスの在り方を見直すという機会でもあります。テレワークやサテライトオフィスに関心を持つ企業も当然にあるというふうに考えますので、残りの2室、2部屋につきましても改めて公募をし、利用の促進を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） そうすると、4つの区画とも十分な広さがあるということでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 広さはあるというふうに考えております。コロナ禍と、コロナの状況に応じて、この4つを2つにするというようなことは今考えておりませんので、4部屋を利用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） コロナ禍におきまして、入居している方がたまには気持ちをリフレッシュしたいと思うのではないかなど、私も思うんですが、それにしても庭がちょっと殺風景なんですよね。例えば簡単なあずまやを造るとか、バーベキューのスペースを設置するとか、そんなようなことは考えられないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 現時点で表の庭についての運用について具体的な対策、検討をしているわけではございませんが、殺風景という御指摘、また新しいバーベキューとか、そういったリフレッシュとしての活用というのは必要かというふうに考えておりますので、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 可能な範囲で今後も検討してください。

次に、地元の民生委員さんから照会があったんですけども、コロナ禍の災害時の指定避難所の距離を保つためにも、伊豆聖苑を近隣住民の一時的な避難所として開放できないかというような照会があったんですが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 一時避難所として開所できないかということですが、伊豆聖苑の施設の性質上や管理運営上難しいと考えております。しかしながら、コロナ禍の現状を踏まえまして、課題が多くありますが、検討させていただきます。しかしながら、現時点では難しいかなというふうに思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 佐野区の指定避難所は狩野ドームなんですけれども、高齢者を車に乗せて避難する場合に距離的なことあるいは雲金橋を渡るということを考慮すると、伊豆聖苑の駐車場だけでも開放できないかということですが、現時点では管理運営上、難しいということは説明しておきますけれども、ぜひ今後も検討をしていただきたいなと思います。

最後に、コロナ禍において外出できないので、家の中を片づけた市民も多かったと聞きます。私も家中の古い布団をはじめ長年処分できずに放置していたリサイクル品などを軽トラで何回も清掃センターへ運びました。その際、天井まで本当に山積みになった布団や大量のリサイクル品を目の当たりにしました。そこで、コロナ禍において、仮に大災害が発生した

場合、一般ごみに加えて使用できなくなった電化製品などのリサイクルや災害ごみの処分は大丈夫だろうか心配になりましたが、昨年11月に示された新リサイクルセンターの整備計画は順調に進んでいますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 新リサイクルセンターにつきましては、昨年度、用地選定をすることができまして、今年度基本構想が策定され、先日基本計画の策定業務委託を着手したところでございます。議員おっしゃる災害の処理についてもその中で検討していかなければないと思っております。また市民の皆さんが搬出しやすいことも併せて施設を計画していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 議会の初日の行政報告でコロナ感染の影響もなく、新ごみ処理場の施設は計画どおり建設が進んでいるという報告がありました。同じ市民サービスの一環である新リサイクルセンターの整備も着実に進めていただきたいことを期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで下山祥二議員の質問を終了いたします。

ここで3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時14分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） 本日最後の一般質問になります。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

それでは、私から2点、市長に一般質問をさせていただきます。

最初に、1番目、伊豆市都市計画の見直しについてでございます。

伊豆市、これは旧修善寺町の分ですけれども、2017年に田方広域都市計画区域から脱退し、単独の都市計画区域となり、いわゆる線引きを廃止しました。そして、市域全体を対象にした一体的で均衡ある土地制度を完成させるため、2020年度末を目標に、今まで都市計画区域

外の土肥、天城湯ヶ島、中伊豆地区を含めた市域全体を都市計画区域に指定するとしております。

そこで、次の事柄についてお尋ねをします。

1番目、用途白地地域、これは修善寺地区の従前の市街化調整区域ですけれども、そこに特定用途制限地域というのをつくります。幹線道路沿道地区、それから里山環境共生地区を設定するとのことですが、これの分かりやすい説明をお願いします。

2番目、土肥、天城、中伊豆地区に地域生活地区を設けるとのことですが、これも説明をいただきたいと思います。

3番目、土肥、天城、中伊豆地区では特定用途制限地域が地域生活地区、幹線道路沿道地区、里山環境共生地区の3種類に分類をしております。土肥、天城、中伊豆はこの3種類だけでございます。しかし、修善寺地区では、地域生活地区に該当するところが住居地域、商業地域、工業地域等7つの地域に分類されておりますが、この理由は何でございましょうか。

4番目、修善寺以外3地区には、商業地域、工業地域が設けられていません。先ほど言いました地域生活地区、幹線道路と里山環境の3つしか設けられていませんが、商業、工業地域が設けられていないその理由をお伺いしたいということです。また、このことは同地区の商工業の衰退は当然の結果となると思います。市で進めている企業誘致は、天城、中伊豆、土肥の3地区では、一部を除いて事実上不可能になると思われますが、いかがお考えでしょうか。

5番目、伊豆市全域を都市計画区域に指定することにより、都市計画税を導入するということになるのでしょうか。

次に、大きな2番目、クリプトスポリジウム原虫の発生について。

熊坂の市の上水道施設の取水井戸からクリプトスポリジウムという人体に感染する寄生虫が検出されたとの報告が過日、数か月前に議会にありましたが、その後の経過等について次のとおりお尋ねをします。

①クリプトスポリジウム原虫が検出された経過とその原因。

2番目、人体への感染予防対策の計画及び当該水道施設の改良計画の有無ということについてお尋ねをします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 本市の都市計画見直しにつきましては、総合計画に掲げるコンパクトタウン&ネットワーク構想実現の一翼を担うものとして、平成26年度からゼロベースでの制度構築を進めてきました。

市議会に対しましても、随時経過説明を行ってまいりましたが、平成28年度末の都市計画

区域再編と区域区分廃止、そして令和2年度末に予定する都市計画区域拡大、この2つを達成することで、市としての一体的な土地利用のプラットフォームが整うこととなります。

御質問のうち重要な事項について私からお答えしますが、まず企業誘致につきましては、市の総合計画に明記しているとおおり、雇用の増進、税収の確保、産業の振興等に直結することから、優先的に土地利用に位置づけ推進している重要施策であります。

都市計画などの個別の土地利用においても、新規の企業誘致と既存企業の留置を第一優先に制度の運用を図るように指示しているところです。

また、都市計画税については、今回の市全域への都市計画区域の指定に連動して賦課することはありません。

詳細について、建設部理事に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） まず、私のほうから、1番の特定用途制限地域について御説明いたします。

幹線道路沿道地区、里山環境共生地区につきましては、伊豆市の線引き制度が廃止されたことに伴い、現在の都市計画区域である伊豆市修善寺地区で既に導入し、運用しております。

これまでは、線引きのときに原則宅地開発が困難であった市街化調整区域について一定の開発を適正に誘導する目的で、国道沿いを幹線道路沿道地区に、またその他の区域は里山環境共生地区を指定しました。

幹線道路沿道地区については、主要な国道、県道沿いに指定し、ドラッグストア等の商業店舗、自動車整備工場等の沿道サービス施設の立地を認めるものであります。

里山共生地区については、幹線道路沿道地区以外の大部分に指定し、コンビニエンスストアをはじめとする日用品販売店舗等を認めるものであります。

これら2つの地域に共通した事項としましては、移住、定住促進に資するべく、住宅等に関しては制限を設けておりません。

次に、2番目、土肥、天城、中伊豆に地域生活地区を設けるといふことの説明です。

都市計画区域を拡大するに当たって、合併前の土肥、天城、中伊豆、旧役場の公共施設が立地していた市役所支所周辺については、地域拠点として地域生活地区を設定しています。

それぞれの地区がコンパクトタウン形成を促進し、持続可能なまちづくりを推進するため、地域の中心地としてスーパーマーケット、事務所、公共公益施設等のサービス施設を誘導し、生活利便向上に資する用途施設の立地を認めるものであります。

今後、特定用途制限地域に適した市街地整備を誘導するためには、用途地域の指定を検討する必要があると考えておりますが、地域生活地区内に点在する農振農用地についての除外が必要となるため、農地地権者等の土地利用の意向を踏まえて、農業振興地域、整備計画の見直しが必要と考えております。

次に、3番、修善寺地区では、地域生活地区に該当するところに7つの用途地域が分類さ

れている理由は何かということですが、修善寺地区の従前の市街化区域につきましては、望ましい市街地の形成を誘導するために、用途地域を細分化し、指定を行い、土地利用を規制、誘導し、都市施設の整備を推進してきました。

一方、特定用途制限地域につきましては、用途地域が指定されていない地域において、良好な環境の形成、または個人に支障を及ぼさないように適正に誘導する目的で定めるものですので、既に修善寺地区については、用途地域や指定されている建物用途の細分化による誘導を行っているので、修善寺地区の市街地につきましては地域生活地区を設ける必要がないと考えております。

次、4番目です。

修善寺以外の3地区には商業、工業が設けられていない理由、その商工業衰退についてでございます。

まず最初に、修善寺以外の3地区に商業、工業地域が設けられていない理由ですが、3地区は急峻な山間、海沿いの地域など地形の資源の中で、長い年月により共存共栄し、土地利用が行われてきたことから、建物用途が混在した土地利用の現況となっております。

そのため、新たに商業、工業等の建物用途に誘導し、制限を行う地域の指定に当たっては、十分な期間をかけ、居住環境基準など、土地利用の制限に対する住民合意形成を図っていくことが不可欠と考えております。

まずは、地域の建物用途現況や地権者の土地利用の考えに即した特定用途制限地域を定め、市の将来像との整合、ワークショップなどにおける市民ニーズなどを踏まえて、必要な用途地域について見直しを行っていくことを考えております。

また、新たな用途地域の指定に当たっては、その用途地域に必要な規模と誘導するための工業下水道や幹線道路などの基盤施設の整備が併せて必要となっております。

都市計画区域を全市に拡大後におおむね5年ごとに県が実施する都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、一体の土地として用途指定基準に基づき、随時見直しを検討していくべきだと考えております。

また、商業、工業系土地用途を指定しないことによる企業誘致の影響についてですが、これまで3地区における工業、商業施設の立地につきましては団体の土地利用審査や開発許可によるものがほとんどですので、用途地域の指定の必要性は低いものと考えております。

今後も市議会の議決を経て策定した市の総合計画における土地利用構想に基づき、天城、中伊豆、土肥の3地区では、伊豆市の優れた居住環境や自然を活用し、自然環境と共生する企業誘致や企業留置の推進を図っていく方針と考えております。

5番目の都市計画税につきましては、市長が申したとおり、市街地内の道路、下水、公園等の都市施設の整備に対して目的税として賦課することができる税であります。今回の区域拡大に合わせて都市計画税を導入することはありません。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま市長、それから白鳥理事から説明をいただきました。我々議員または一般市民にとりまして、この都市計画制度を十分理解するという事はなかなか難しいことであると思うわけなんですけれども、私は素人ですけれども、素人なりの疑問点を幾つか聞きたいと思えます。

まず、修善寺地区では従来の市街化区域を7つの用途地域に設定して、旧市街化調整区域を幹線道路沿道地域と里山環境共生地区に分け、幹線道路地区には住宅と一部の工場、店舗、それから里山環境共生地区には住宅の新規建築が可能となったということで、これ修善寺地区の話ですけれども、このことは大変市民にとっても評価できることではなかろうかと思うわけであります。

しかし、天城、中伊豆、土肥地区には、従来と比べれば大きな制限がかかってくるのは間違いのないところであります。

私はそのことについて2つ言いますけれども、まず最初に、住宅建築物のことについてですけれども、その1つとして、建築物の接道義務という点であります。

建築物の敷地は幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければなりませんということになります。これは建築基準法で決まっているんですけれども、建て替える際には道路中心線から2メートル以内は建物や塀などは建築できなくなるということなんですけれども、これはそういうことでよろしゅうございましょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 建築基準法の内容でございますが、今回都市計画で定める内容とは違うんですが、建築基準法としては一般的に接道要件を持っております。

以上です。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 聞こえなかった。もう一度お願いできますか。

○建設部理事（白鳥正彦君） 建築基準法の接道要件についてでございますが、一般的に2メートル以上接道していないと建築物が建てられないという規定はございますが、それ以外にいろいろな緩和基準もございますので、建築の条件等を精査して判断することになっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 聞こえましたか。

再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それは建築基準法の第43条第2項にも書いてありますよね。けれども、それは特定行政庁が認めるものということで、特定行政庁というのは静岡県の場合でいうと静岡県知事ですよね。だから、県知事が認めなきゃならないということなんですから、非常に大変になってくるわけですよ。こんな小さいまちがそんなことを言ったって、県は聞いてくれるかどうかという話があるわけですけども、それはいずれにしてもそういう規制がかかるということなんですよね。要するに幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければならないという、そういう規制がかかってくるということなんですよね。

それで、今まで要するに早い話が今の話になると、今まで住宅等が建築できたのにこれからできなくなるというところが伊豆市でも数多く出てくるということですね。例えば土肥を例に取れば、土肥の天金、小下田の小峰、八木沢の大久保、上野、こういうところはそれぞれ何十軒ずつもうちが密集しているわけですけども、道がうんと狭いですよね。後ろへ下がるって下がる土地がないということで、恐らくほとんど新しく建て替えていくということは、こういう地区においてはできなくなるということなんです。

こういうところは先ほど理事がおっしゃったように、県の特定行政庁のほうでちゃんと面倒を見てくれると、そういうことですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 建築基準法の適用につきましては、当然今度、都市計画区域を拡大するに当たって、建築基準法が適用になることから、市域全域に接道要件を調査いたしまして、ほぼ1軒1軒それが該当するかどうかを審査し、それについて問題があるかどうかを協議しています。おおむね今おっしゃったようなところについては、先ほど言った緩和の基準、市道認定をして接道要件を持たせるという2項道路の指定等ございますが、そういった1.8メートル以上おおむね確保されればオーケーだとか、そういった基準がありますので、詳細にそれを見て、おおむねそれらについては問題がないんじゃないかということで協議を行っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 要するに非常に面倒になってくるわけですよ。今まで天城、中伊豆、土肥は用途白地地域ということで何の制限もなかったんですよ。何の制限もかかっていなかった。ただ1つの制限は、スーパーとかそういう店舗の床面積が1万平方メートル以上は駄目だよと、それだけなんです。ほかは何の制限もなかった。建てたいところに建てた。だから、こういう全部一くくりでやっちゃうと非常に困る人が多く出てくると。

それで、市長さんにお伺いいたしますが、いいですか、市長さん、目をつぶっていないで見てくださいね。要するにそういう地区では、ほかにもいっぱいありますけれども、若い人がふるさとへ帰ってこられないんですよ。帰ってきてもうちが建てられないと、そういうと

ころになるわけですよ。市長はどうお考えでしょうか。いわゆるそういうところは過疎地域というところが多いわけですが、人口がそういうところは減るなら減って若い人は来なきゃ来ないでいいよと、そういうお考えですか、そこはどうですか、市長、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） すみません。事実誤認が結構あるみたいなんです、建築基準法につきましては。

〔「ちょっと待って、市長に言っているんですから」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 答弁してください。

○建設部理事（白鳥正彦君） 制度的な話ですので、私のほうから。

建築基準法につきましては、これまでも別に3地区について適用外ということではなく、重要な建築物、例えばホテルだとか、ガソリンスタンドだとか、影響を及ぼすものについては建築基準法を適用し、消防法だとかいろいろな制限等についてクリアしてきたはず。戸建ての住宅、特に都計外においては密集してなくて、人にも影響を及ぼさない、よくあるぼつんと一軒家みたいなそういったところまで建築基準法を適用させなくてもいいんじゃないかということで、義務化されていなかったということだけでございます。

ただ、実態的には土肥なんか密集しておりまして、実際には建築基準法を適用していかないと、今の中においては建物の倒壊とかいろいろな火災の延焼とかにおいて、今後やっていくべきだろうと考えているわけで、だからといって今住んでいるものについて規制をするわけではなく、今後建て直しに当たって当然それは近隣の隣の人やそういった人に迷惑をかけるないように建築基準法を適用させることについては、一般的に問題がないと考えております。

また、それについて建物が建つか建たないのかということや丁寧に住民に説明し、問題があるところについては、本当に建てられなくなるのかどうかということについて説明会等、また個別相談も応じてきたところでございますので、建築基準法につきましては、実際のところ用途白地で何もなかったということではなく、今回も拡大することによって用途を指定しない白地地域になるわけですから、ほぼほぼ建築基準法の中では建蔽率60、容積200の指定がされていて、そういった基準は適用になるというのは、建築基準法の中で行うことですので、それについてなるべく用途も住宅許可してきたりとか、なるべく接道要件についても問題がない、密集していないところについては認めていきたいということや丁寧な判断し、今までやってきた制度は維持して、住民の皆様に迷惑かけないように努めてきたつもりでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 市長、答弁ありますか。

○市長（菊地 豊君） これまでの議会でも何度も申し上げてきたことなんです、事実に基づいて政策の議論をしてくださいと。そうしないと、ここで議論しても、選挙をやっても政

策の選択にならないんですよ。私が伊豆市の周辺地域の人口が減ってもいいとか、若い人が帰らなくてもいいとか思ったこともないし、そういう政策を取ったこともないし、まずそれを出して、菊地は若い者が帰らなくていいとか、過疎は進んでもいいとか、言ったとか、やったとかいうことを前提に議論するから何度やっても進まないんですよ、政策議論が。

それで、基本的に住みやすいまちをつくりたいということに反対の方はいらっしやらないと思うんですね。今まで修善寺地区は都市計画イコールほぼ家を建ててはいけないという規制だけだったんです。牧之郷の駅の横も建てちゃいけなかったんですよ。熊坂の小学校、東小学校の横に家を建てちゃいけなかったんです。都市計画というのは都市整備の目的と目標と手段の一貫性ですから、中伊豆や天城湯ヶ島や土肥もより住みやすいまちをつくるための計画が都市計画なんですね。ただ、その中でも土肥のように、既に土肥の地域の皆さんが何年もかけて勇気を持ってゾーン指定いただいたことの上に、都市計画が入りますから、大変申し訳ないんですが、津波のときに避難もできない狭い住宅があるんですね。この皆さんにすぐにどいてくださいということではなくて、長い時間をかけて移動していただける方には移動していただき、なるべく空間をつくり、なるべく道路をつくり、津波や地震のときに避難できる空間と道路をつくりましょうということは、地域の皆さんのそれは利益だと思えます。

そういうのも時間をかけてやるために都市計画を入れるわけであって、結果として住みやすいまちができていく、そしてそのためには時間がかかるということなんです。強権を持ってすぐに何とかしろ、こうとかしろということは当然考えておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それは考え方です、それは確かに住みやすいまちは必要ですよ、安全なまちは必要ですよ。だけれども、そこに住めなくなったら、住むことができなくなったら、そのほうがあれじゃないかなと思うんだけど、何のためにこんな規制をつくるのか、私は中伊豆、天城、土肥の方にも時々話を聞くんですけども、新規に住宅を建てるところだったら、それはそれでやむを得ないかもしれないけれども、昔からいるところで建物を建てられないというのは、これはだからきめ細かい政策をやらなきゃ駄目なんですよ。一律的に何でもこれでやればいいんだと、これじゃよくならないですよ。非常にこれは問題だと思いますね。

それから、次にいきますけれども、次は特定用途制限地域。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 静かにしてください。

○13番（西島信也君） 特定用途制限地域について、天城、中伊豆、土肥の3地区では、一部の中心地を除いて、そのほとんどが里山環境共生地区となっておりますね。要するに幹線道路沿道地区とそれからもう一つの地域環境地区と、これ以外は里山環境共生地区と、

ほとんどがそういうことになっているわけですね。それでその里山環境共生地区で立地できる店舗、要するに建てていい店舗、事務所は敷地面積が300平方メートル以下、そして会社、工場はほとんど全てが不許可、建てちゃ駄目だよと。どんなに小さくても建てちゃ駄目だよということですね。

いいですか。先ほど言いましたけれども、今、天城、中伊豆、土肥では今現在は用途白地地域ということで、店舗の敷地面積は1万平米を超えるもの以外は全てオーケー、今ですよ。今は全てオーケー、そして事務所、工場は何の制限もなく建てられたんですよ。いいですか。それで、今現在、伊豆市内の会社、工場はどうなっているかという、先ほど市長さんもおっしゃったように修善寺地域においては、ずっと都市計画をやっても50年もやっておりますから、ほとんど新たな工場とか会社とかは来ていないですよ。だけれども、ほかの地域には来ているんですよ。伊豆市内の会社、工場。

例えば天城地区を例に取りますと、湯ヶ島持越には中外鋳業、これ4万3,000坪あるんですね。柿木には住友林業の伊豆木器湯ヶ島工場、船原地区には東海部品、臼井国際、立岩石材、インシナー等々、いろいろ会社、工場があるわけなんです。だけれども、それらの地区は今後どうなるかという全部里山環境共生地区になるわけですよ。そうすると、里山環境では今後工場拡張は少しだったらいいよということらしいんですけども、工場拡張もままならないと、ましてや新規参入などはとてもできないよと、こういうことになるわけですね。そうすると、今ある会社、工場でも撤退を考えならざらなく得ないというようなことがあるわけですけども、先ほど市長は、企業誘致は順調に進んでやっているというお話ですけども、里山環境共生地区では、要するに商工業の発展というのは望めないわけですよ、これ御存じですか、市長さん。市長にお伺いします。市長だよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 里山環境地区につきましては、これら工場を規制するという形で定めるものではございません。というのは、もともと用途の指定がないところに定めるものですから、用途地域のように、そこを白地にして土地利用を変えるから制限をかけるというのではなくて、里山環境につきましてはとにかく住宅系とか、そういったものに関しては建てられるようにしようという趣旨で、当然工業系についても、商業系についても特に既存の工場ですが、地域の環境や当然住環境や隣の農業農用地等もございしますが、そういったところと共生を図っている施設であれば、これまでどおり開発許可の制度で建てられると考えております。

静岡でも浜松でも用途外、市街化調整区に幾らでも工場がありまして、当然、三島や函南にもあるんですが、そういった工場は個別にやはり小さな工場ですので、単体として許可され、その都度、その都度、地域の環境等を審査し、許可されている工場と考えておりますので、先ほどお話ししたように、わざわざ公共下水を入れて、それで環境基準を緩和し、工場

を積極的に誘致する地区ではないということだと思っております。

また、そういった工場系の市街地の設定に当たっては、当然騒音やばい煙や搬出入の大型車両の交通など、住環境や自然環境を大きく損なうおそれがあるものですから、それらについての基盤施設の設置やある程度の規模、バッファゾーンと言われるような工場緑化の区域だとか、そういったものも求められるものですから、既存の工場の立地状況だけで、そこに工場を選定すべきではないという形になっていますので、その工場群が工業団地みたいに残りの土地も買収し、新たに一団の工業団地として整備していくのであれば、今後工業的な用途を貼っていく必要があると考えますが、現状では何も制限されない今の状態のままで問題はなかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、白鳥理事さんがそうおっしゃいましたけれども、じゃ何でこんなものが出ているかという、これは特定用途制限地域との建築物の用途制限の概要と。丸が建てられる用途、バツが建てられない用途と書いてあるわけですよ。里山環境共生地区は全部バツになっているんですよ。唯一建てていいのは畜舎、畜舎というのは牛とか豚の畜舎ですよ。それだけは建てていいけれども、ほかの工場、その他は建てちゃ駄目と書いてある、バツになっている、全部、何ですか、これは。何のためにこんなことを書いたの。いいというんだったら全部丸にすればいいじゃないですか。おかしいですよ。

これですよ。これは議員の皆さんに配っていないから、このあれは。配っていないんですよ、議員のみんなには。おかしいじゃないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 先ほど申しましたように、用途地域と違って、その都度、それについては建築審査会にかけて許可をしていくという制度ですので、現状で用途の白地地域には農振区域または林業の計画とか、全て環境もかかっているわけです。通常の用途を貼るときはそれらを除外し、白地にして用途を貼るわけですが、特定用途制限は現状のまま農振農用地もかかっています。当然生活拠点地区の隣に青地があったりするわけです。だから、現状と変わらなくて、その中で当然やりたいというものについて、特に住宅系は緩和しようということで里山共生というふうに書いたということで、工場が全て駄目ではなく、実際にファーストキッチンさんのように、これ修善寺の旧市街化調整区域で最近許可したわけですが、個別に見て許可していくという制度ですので、新たに規制したというふうに捉えていただくとちょっと語弊があると思いますが、現状でも当然そうした農振農用地域、森林地域、または環境の良好な区域については単純に工場だとか、そういったものの土地利用を認める土地ではなく、建築基準法については許可を取らないと駄目だということです。それでペケがついているだけで、その下のほうでちゃんと問題がないものは先ほど言ったように静岡、

浜松の市街化調整区であろうが何だろうが、工業団地であろうが、開発許可という制度で建てられているもので何も問題がないと考えているわけで、また現状でもう建っているものに関して規制をかけるということの法律ではないということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） いろいろおっしゃいますけれども、現実的にこういう規制をかけているんですよ。だって特定用途制限区域で制限しているんですよ。それを何のかんのいって制限は制限なんですよ。だったら、こういうところはもっときめ細かく例えば工場の適地のようところは天城でも結構ありますよ。中伊豆でもあると思うんですよ。そういうところはもっと違う方法でやるとかしなきゃ、こんなみんな一律に決めたんじゃ会社、工場の人だって逃げてしまいますよ、伊豆市からどんどんと。今いる人は我慢しているかもしれないけれども、新しく来る人はいないと。ですから、きめ細かい用途地域をもっと設定すべきじゃないかあるいは用途地域の指定のないいわゆる白地地域を設けるとか、そういうふうを考えてやらなきゃならないと思いますけれども、いいです、時間がないから次へいきます。

次に、都市計画税ですけども、さっき都市計画税のお話がありましたけれども、都市計画税を今のところ導入する予定はないということで、ないんでしょうけれども、もう一回聞きますけれども、どういうときに都市計画税は導入するんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 今のところと申していないので、都市計画税についても都市計画手続においても、当然そうした税をかけるというのであれば、ちゃんとそれを住民に示して手続を踏んでやるということですので、今回の都市計画の見直しにおいて都市計画税をどうこうするという事は一つも都市計画に当たって協議している内容ではございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） いいですか。伊豆市の新しい都市計画で目指すことという、こういうパンフレットが都市計画課のほうで出していますよね、これ。書いてありますよ。都市計画税を導入することになるのという質問に対して、今回の都市計画区域の指定に伴い都市計画税を導入する予定はありません。将来的に都市計画道路や都市計画公園の配置計画や事業計画の検討により、財源の確保が必要になったときは導入を検討しますと書いてあるじゃないですか、都市計画の。ちょっと待ってくださいよ。書いてあるんじゃないの。だからどういうときに、口で聞くわけですけども、どういうときに導入を検討するんですかということを知っているの。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 現在の修善寺においても都市計画税をかけていないわけですし、必ずしも都市計画事業をやったからといって税金をかけるものではない、誤解がないようにそこに記述しているだけであって、私どもの伊豆市のほうでは今後もある一定の公園等、都市計画整備をしていこうと思っていますし、市の財源を使ってやっていくとも思っています。ただ、それを都市計画税を取って行う事業としてやっていくつもりはないということでございます。

都市計画税は目的税で区画整理をやるときに、明確にその区域の人だけが利便を享受すると。したがって、その利便の享受に対して税金を頂くという形で制度ができていたわけですし、今、伊豆市のほうで考えているのは伊豆市全体の発展のため、コンパクト&ネットワークで用途、用途外も含めて全域のことを考えていますので、用途を貼る地域だけに都市計画税を取ると。その目的の道路ができるところ、インターができるところだけに取ると、そういうことは考えておりませんし、今回の都市計画に当たってそういう話をしたことがありません。そこに書いてあるQ&Aはやはりどうしても都市計画税ということに対して住民のほうから心配の声が上がっているものですから、一般的な記述をしたという内容でございます。

誤解を招くようだということであれば、また誤解がないようにもう一度文言を修正したいと考えておりますが、とにかく今回に当たってするつもりはございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） そんな書いてあることを軽々しく訂正しないでくださいよ、そんな誤解を招くといったってそう書いてあるじゃないの、そういうふうに。

それで、今目的税とおっしゃいましたけれども、都市計画税は固定資産税と一緒に取るわけでしょう。だから目的税も何もなくて、一緒にごちゃごちゃになっちゃうじゃないですか。

それで、1つ、これ私は本当は市長に聞きたいんですよ、市長に。将来的に都市計画道路や都市計画公園の配置計画、事業計画が出た場合は、都市計画税の導入を検討しますと、こう書いてあるんですよ。例えば今度、新中学校がありますよね。新中学校ができれば当然道路だってできるわけですよ。その横に防災公園を造ると言っていますよね。都市計画公園だといえば都市計画公園ですよ。それを建てるから都市計画税を導入する検討はしないんですか、するんですか、どっちですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 次、今度皆さんの選挙前なので、必ず選挙前は市長選挙でも議員選挙でも同じで、さっきお願いしたというよりも、12年間同じことの繰り返しで、事実でもないことをまずつくって、菊地は税金を上げるとか、都市計画税を入れるとか、まず虚構をつくってから議論をするから、選挙が終わってから何も進まないんですよ。

今回の4月の私の選挙のときでも1つ論点になりましたけれども、今回令和元年度決算を

やっていますから御説明しましたよね。伊豆市の将来負担のうち、国の補助を除いた伊豆市民の負担は32億円だと、ちゃんと決算の説明をしていますよね。去年9月もしていますよね。けれども、私の市長選挙のときにはそれを全く無視して、そして1人負担当たり幾らと書きましたよね、西島議員。それは私が伊豆市の将来投資は最大限国のあるいは状況によっては県の裏づけ補助を使うから将来負担が少ないと、何度も御説明しましたよね。これまでと同様に、将来投資は可能な限り国の補助裏がある合併特例債だとか、緊急の防災交付金だとかあるいは辺地債だとか、社会資本整備交付金だとか、修善寺温泉もそうですよ。そういったものを最大限活用してやっていきますとっておいて、今新しい税を入れる議論していませんよね。市民の誰ともしていない。将来市民の皆さんからこういう投資は必要なので、負担について考えましょうということで合意ができれば、それはまた別なのかもしれませんが、今そんな議論を全くしていない中で、あたかも新しい制度を入れることを阻止するためあるいは別の政治的目的を持って今議論していないものを決めつけるのはやめていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 言うのは、書いてあるから聞いているんですよ、書いてあるから。書いてあるんじゃないですか、見たでしょう、市長さんだって。都市計画道路とか、都市計画公園の場合、財源の確保が必要になった場合は導入を検討しますと、書いてあるじゃないですか。しなきゃそんなこと、都市計画税なんて関係なきゃ書かなきゃいいじゃない。都市計画税は導入しませんと書けばいいじゃないですか。導入を検討するかしないかということをお前は聞いているんですよ。それが1つは新中学校、そして1つは防災公園、これはこれに該当するから、もしかしたら検討しますかということをお前は聞いているの。それをあんな選挙がどうだこうだ、全然関係がないことを言わないでくださいよ。もう1回答えてください、ちゃんと。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 都市計画税は、伊豆の国市、伊豆市、小山町と確かに取っていない市町村でございまして、だからといって都市計画事業をやっていないわけではなくて、基本的にはそのところで一定の投資をしていろいろ利益を享受する、区画整理のような事業等を進めるに当たって、目的税として取ることができるというように書いてあります。だものですから、例えば掛川市のように用途地域外全域から取っている市町村もございまして。インターとか駅を造ったものですから、全て皆さんが享受を受けるということでやっていると思います。が、今回、伊豆市のほうで進めている事業やそういったものに対して都市計画税を当てにしてというか、都市計画税を充当し、やる事業はございませぬし、ただ今後特定のところで区画整理をやって、区画整理の人たちが事業をやるために後々そこだけ、極端な話をいいます

と、税金を払ってもいいからやりたいといったらそこだけやることは可能な制度となっているというだけですね。ただ、そういった事業をやるよりは、一般的には開発許可でその人たちの負担で開発をしていくというふうな考えでありますので、市のほうでやっていくと。ある一定の地域について税金を取って事業を進めていくという考え方はございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が言っているのは、さっきから何遍も言っている、書いてあるじゃないですか、自分たちで出したものを書いてあるから聞いているんですよ。

それで、さっき今理事が土地開発云々なんて、土地開発がどうだこうだと、だって都市計画事業は何かというと道路、公園、下水道とかあとは開発とかありますよ。主は道路、公園、下水道じゃないですか。

だから、私はかけちゃ悪いとも何とも言っていないんだけど、悪いとも何とも言っていないんですよ。だから、それを聞いているだけの話で、何で話をそうやってはぐらかすんでしょうか。何かやましいことがあるんですか。

これもいつまでやってもあれですけども、とにかく今、伊豆市の固定資産税は約23億円です。令和元年度の税収入は、固定資産税。このうち固定資産の評価額が0.3%でやればどれぐらいになるか分かりませんが、恐らく数億円にはなるんでしょうから、こういうことを議員が質問しているのにそんなはぐらかせて、答えないなんていうことはよしてください、これから。

それでは、これはこれで終わります、時間が来たから。次へ行ってください。

○議長（三田忠男君） クリプトスポリジウム原虫ですね。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、西島議員のクリプトスポリジウムについての答弁をいたします。

熊坂第2水源の井戸からクリプトスポリジウムによく似た原虫類が検出されたと6月の全協で報告をさせていただきました。

①の御質問でございますが、クリプトスポリジウム検査は年に4回実施することになっております。経過といたしましては、6月8日に本年2回目の採取した水質検査から、クリプトスポリジウムによく似た原虫類を確認したと、委託業者より6月17日に報告を受けました。それに基づきまして熊坂第2水源のポンプを直ちに停止しまして、東部保健所へ報告、熊坂第1、第3水源の2か所で対応しております。

当原虫類がクリプトスポリジウムと限定することが難しく、セカンドオピニオンを見つけてまして再検査を実施したところ検出はされませんでした。されませんでした、市としまし

ては、念のために県の環境衛生科学研究所にてPCR検査をお願いしているところでございます。検査の実施はコロナの影響もありまして、9月以降になっていると報告を伺っております。

原因でございますが、県に確認したところ、基本的に井戸ですので侵入してくることは考えにくいことから、原因は究明できておりません。

2の質問でございますが、現在県の環境衛生科学研究所でのPCR検査結果により、万が一陽性だったときには、熊坂ポンプ場に紫外線照射装置等の設置の検討を進めております。陰性であった場合には、水質検査全項目、51項目ありますけれども、それを行いまして、検査結果に基づき給水を開始していきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問させていただきます。

クリプトスポリジウム原虫というものですけれども、これはこの前、水道課さんから報告が全協でありまして、私も初めてそこで知ったわけなんですけれども、これは物の本によりますと、アメリカとかイギリスでは1980年代からこれが問題となっており、その多くは水道水から出ていると。アメリカミルウォーキーでは、1993年3月には約40万人が発症して、数百名が死亡したと、そういうようなことがありまして、日本では伊豆市と姉妹都市になっております神奈川県平塚市、1994年に雑居ビルから出まして461人が感染したよというようなことがありました。また、埼玉県越生町では1996年に集団感染が発生し、町の人口の6割を超える8,800人が罹患したと、こんなようなこともあるわけですね。

それで、原因、今大変見方によっては恐ろしい感染症であるということが言えると思うんですけれども、多くはあまり重症にならずに治るということがあるんだそうなんですけれども、これで原因はよく分からないということなんですけれども、井戸からですから、狩野川の伏流水だと思うんですよね。伏流水を井戸から取っていると思うんですよね。

それで、このクリプトスポリジウムの主な感染源はふん便だということになっているわけですね。動物のふん便もありましようけれども、人間のふん便もあるということで、要するに狩野川が汚染されてきているということになると思うんですよね。

それで、少しお伺いいたしますけれども、結局レベルというのがありまして、レベル1、2、3、4とあって、4が一番重くて、これは表流水からなると。レベル3が伏流水と井戸からなるということなんですけれども、伊豆市の熊坂の配水池の場合、レベル3になると思うんですよね。先ほど設備改良をやるかやらないかとか、そういうのがありましたけれども、これはいつ分かるんですか、やるとかやらないとか、そういうのは、それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 先ほど言いましたように、現在セカンドオピニオンでも検出されなかったということで、保健所からは検出されないから給水は可能という報告を受けていますけれども、市としてはPCRをお願いしたものですから、それをしっかりやって確認したいというところで、そこで判断をしていきたいと思っておりますので、先ほど言いましたように、もしそこで陽性なら施設を改良していかないと、今の第1、第3水源では、現在は水量が足りていますが、今後足りなくなる可能性がありますので、その辺はしっかり対応していきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 陽性じゃないことを、クリプトがまた検出されないことを願っているとか、祈っているわけなんですけれども、もしもなった場合、改良するということで、ろ過装置の方法ですけれども、先ほど紫外線処理と言いましたけれども、ろ過方式ではやらないでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） このクリプトというのは塩素では死なないということで、その塩素で何で死なないかという、殻をかぶっているものですから塩素がそこまで届かないということでまず塩素は駄目と。そうすると紫外線か、ろ過装置がベストだと思うんですけれども、ろ過装置になりますと、やはり熊坂のポンプ場に今設置を考えていますけれども、基本的に熊坂からニュータウンに上げて、非常に給水範囲が広いものですから、大きなろ過池を必要とすることになるものですから、長期的な土地の問題、工事の問題、土地もあそこは農地であって、浸水区域にも少しありますので、そういうことも考えていくと、どこがいいとか、そういうこともやりますと非常に長期的な時間がかかると思えますので、仮にそういう場合になったときも、紫外線の装置のほうで対応を考えていきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 紫外線ということですよ。紫外線といっても大量の水に紫外線を当てるといいますから、そうすると設備のほうも相当なものがかかると思うんですけれども、この前の説明では、もしそれをやる場合、予算の事業費の捻出はどうするかということなんですけれども、何かほかの予算を削ってやるとかという話ですけれども、そういう話になっているんですか。ほかの予算を削るといったって、ほかの予算だってそれぞれあれでしょうから、そんな何万円で済む話じゃないでしょうから、1億円とか2億円とか分かりませんけれども、それぐらいお金がかかると思えますから、やはりこれはちょっと市長さんにお伺いしますが、例えば市の一般財源のほうからこっちへ回すとか、これ緊急事態ですよ。こういう器具はどうかこうとかということじゃないんだから、そういうお考えはありません

か、どうですか。これ市長に聞いているんだよ、市長に。こんなの答えられない。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 西島議員、6月の全協のときにもそういうことを申されまして、うちのほうの財政当局とも確認を取ったんですけれども、やはり水道は企業会計なものですから、会計が違うもので、まずは企業会計でしっかり対応していくということが基本の線だと思いますので、こちらの会計のほうでしっかり対応していきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 企業会計とか言っている場合じゃないでしょうということを言っているわけ。通常の話だったら企業会計で、お金がかかった分は水道料を値上げすればいいよと、そういうことなんでしょうけれども、企業会計は。だけれども、これ一種の災害です。なったわけじゃないから、確定したわけじゃないからあれですけれども、ぜひそこら辺は考えて、一種の災害なんだからまた検討するということは、これはどうでしょうか、そこに副市長さんいらっしゃいましたから、どうですか、副市長さん、そういうお考えはどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 市長どうですかと。

○13番（西島信也君） 市長が言えればいいけれども、市長は何も知らないみたいだから。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 先ほど述べたように、まずは企業会計というところで、再度財政当局には相談しますけれども、企業会計でしっかり対応したいと思います。

○13番（西島信也君） 以上です。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問3日目については明日8月25日の9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 4時16分

令和2年伊豆市議会9月定例会

議事日程(第4号)

令和2年8月25日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第87号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算(第7回)

出席議員(15名)

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
6番	下 山 祥 二 君	7番	杉 山 武 司 君
8番	三 田 忠 男 君	9番	青 木 靖 君
10番	永 岡 康 司 君	11番	小長谷 順 二 君
12番	小長谷 朗 夫 君	13番	西 島 信 也 君
14番	杉 山 誠 君	15番	森 良 雄 君
16番	木 村 建 一 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	佐 藤 信太郎 君
教 育 長	梅 原 賢 治 君	総合政策部長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	加 藤 博 永 君
健康福祉部長	右 原 千賀子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君
教 育 部 長	佐 藤 達 義 君	会 計 管 理 者	城 所 章 正 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	永 沼 健 一
副 主 任	坂 内 佑 紀		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は15名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和2年伊豆市議会9月定例会4日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に基づき一般質問を行います。

これより、順次質問を許します。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（三田忠男君） 最初に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 皆さん、おはようございます。16番、木村建一です。

議員になってから4年、第5期の最後の一般質問を行います。

4点お尋ねします。

第1に、コロナ禍の休校要請に対する教育委員会の検討過程について。教育委員会は2月27日の安倍首相の新型コロナウイルスへの対応、一斉休校要請をどのように受け止め、実行したのか説明を求めます。休校で子供たちに与える影響、仕事をしている親たちの事情をどう把握されていたのでしょうか。

2点目です。コロナ禍でのよりよい学校教育環境への課題について。全国知事会などは、現在の40人学級では、新型コロナウイルスの感染が予防できないとして、文部科学大臣に少人数学級の実現を求める緊急提言を行いました。また、政府の骨太方針2020に、少人数によるきめ細かな指導体制が初めて盛り込まれました。

そこで3点お尋ねします。

1つ目、教育研究者が30人学級、その後速やかに20人程度の学級を求めています。そのためには、正規の教職員を増やす必要があります。伊豆市は少子化が進んで、40人学級は課題にもなっていませんが、少人数学級への教育委員会の見解を求めます。

2つ目、コロナ感染症対策のための消毒作業は、今まででも忙しい多忙な教職員負担とせずに、専門業者に依頼しませんか。

3つ目、新中学校建設などで、コロナ感染症から生徒たちの心と体の健康を守ることを何よりも優先することが求められています。新しい生活様式を新中学校にどのように取り入れ

るのか。前議会での教育長の答弁の上に立って、生徒間の身体的距離をどう設定しますか。

大きな3つ目。観光関連の経済と、コロナ対策を両立させる方針は。新型コロナウイルス感染症への伊豆市の4月の取組は、コロナ感染から市民の命を守ることと営業支援を実行いたしました。当時よりも今、新型コロナウイルスの感染拡大は憂慮すべき事態だと思います。命と市内経済の両立をどうするのか。とりわけ観光関連業者への対応をどのように考えていますか。

4つ目、最後の質問です。準要保護世帯の就学援助対象を広げることに対する見解を求めます。平成29年6月議会では、就学援助対象となっていないPTA会費、生徒会費、クラブ活動費は、いわゆる準要保護世帯のことですが、そのクラブ活動費は、支給することを踏まえて検討すると答弁いたしました。改めてそれを支給することを求めます。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） おはようございます。

コロナ禍の3月のことを思い出すんですけども、まだコロナがどんなものかもあまり分からずの状況だったように、自分はその当時感じていました。そのときの休校要請につきまして、教育委員会として、国の要請を重く受け止め、子供たちの安全を一番に考え、一斉休業要請を受け入れました。これは御存じのことだと思います。

具体的には、まず2月28日金曜日に臨時校長会を開催、そして、対応を検討しました。子供たちの安全・安心を確保するためには休業することが望ましいという意見集約と、各家庭が準備する時間を確保し休業を進めるという内容でした。

その次の月曜日からということにはせずに、教育委員にも相談の上、翌週の1日置いた3月3日火曜日からの臨時休業の案をつくり、市長に相談し、市内全校において実施することとなりました。

子供たちに与える影響として、第一に考えたことは、休業中の家庭生活の中で学習の遅れや不規則な生活になった場合の心身への影響、外出できない精神的ストレスなどです。また、仕事の関係で子供を見守ることができない家庭が多くあると判断し、放課後児童クラブの開所時刻を長期休業中と同様に午前8時からとして、さらに、小学1年から3年生の児童を対象とした緊急受入れ児童も募集しました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません。じゃ、質問いたします。

今、教育長が言われたように、また私も冒頭質問のときにお話ししたように、2月27日に

安倍首相が一斉休校要請をしました。休校措置から何を学んでいくのかと振り返りたいなというふうに思っております。私も、どういう理由でこの休校措置をしたのかなということ振り返って、今後の教育委員会の子供たちへのあるべき姿というか、方針を共に学んでいきたいなという観点からの質問であります。御存じのように、日本国憲法にのっとり、それを最上位のこととして、それに基づいて様々な法律がつくられております。いわゆる法治国家、それによって社会が保たれていると。

そこで、具体的にお尋ねしたいのは、学校休業を決定できるのは誰かというところ、振り返って見ますと、安倍首相には、残念ながら、どこを見たってその権限は与えられていない。多分ば一んと一斉に出てきたものだから、全国の学校、教育委員会もそうですけれども、多分慌てふためいたと思うんです。だから、もう一度振り返って、学校は様々な法律に基づいて休む場合は、この法的根拠に基づいてきちっと休むということだと思うんです。

もう一つ、政府専門家会議、この一斉休校についても相談は全くなかった。失礼ですが、安倍さんがば一っと慌てふためいて決めたという経過です。だから、振り返っていききたいと思う。当然、教育長もお話しなされましたように、子供の健康と安全を守るためには、地域の実情に応じた対応が必要だというふうに思っているんです。このために、公立学校の休校措置は、本来的に、ここからです、学校の設置者である教育委員会、校長にその決定権限が与えられています。それを各自治体の市長や、ましてや内閣総理大臣が政治的判断によって命じることはできないと、各自治体、学校の実情において、適正に判断されることが必要だというふうに私は思っているんです。したがって、例えば感染症の予防による臨時休業は、じゃ、誰がやるのかと。学校の設置者である教育委員会がやるんですよということが、この学校保健安全法第20条に書かれています。

そうしますと、今のお話ですと、ちょっと経過を確認したいんです。ましてや、そのとき梅原教育長が教育委員会のメンバーでありませんでしたから、ちょっと大変かなと思いつながら、今、質問しているんですけれども、教育長の答弁ですと、校長会で検討しましたと、プロセスをちょっと確認したいものですから、校長会で検討して、そのあとに教育委員会にお諮りしたということなんですけれども、ちょっとそれが、教育委員会が先じゃないのと、私は思っているんですけれども、その点のプロセスと、それから、家庭への準備ということで、大変だということで行ったのは、いわゆる学童クラブの延長というところなんです。ある意味では、子供にも何も分からないと、子供も突然、親も突然というところがあって、慌てふためいたという状況かなと思うんですけれども、ちょっとそのあたりのプロセスを法にのっとりどうだったのかということを検証したいものですからお答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 私は、そのときに、教育委員会内にはおりましたけれども、それを決定する立場にありませんでしたので、やや少し下がってその状況を見守っていたというの

が現状です。一様に、今、議員がおっしゃられたように、安倍首相の文言には、すごく驚きがあったのは、それは、保護者、それから子供、教員も同じように驚いたということは事実でございます。

そういった上で、あのときの状況を思い出してみますと、まず、子供たちの安心・安全、これを守ることが第一じゃないかと。いや、今思えばそんなにする必要はなかったんじゃないかと、今は言えるんですけども、あのときに、安全じゃないかもしれない。だから、したがって安心ではないわけですね。

そのことに対して、国のトップである首相が言ったことについて、校長会でどう考えるのかということについて、まず諮ったことは、これが伊豆市の教育委員会事務局で行ったことです。まず、それぞれの学校の状況、子供たちをこれで休みにすることができるのか、休んだ後どういう措置を取ったらいいのか、それによって困る保護者やそういう方はいないのかということについて、校長たちで情報交換をしました。これがまず第一です。先に教育委員会に諮っても、そのことは議題になりませんので、先に校長会で行いました。

その後、そのいろいろな情報を持って、教育委員会さんに集まっていたことはできなかったもので、それぞれ電話等で相談をして、教育委員会としての決定をしたというふうに伺っています。

そして、その後、市長と相談をして、休校を決定しました。先ほど申しましたように、月曜日からという市町も随分あったようですけども、伊豆市の場合には、もう一日子供たちとじっくり話をして、そして、指導をした上で休校しようということを考え、火曜日からの決定としました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

まだコロナが終息全くしていません、だんだんひどくなっているなど私は思っているんですが、したがって、またあり得るかもしれない。そのときにやっぱり学ぶべきところはちゃんと方針にのっとって、順次立てていく。

当然、子供の安心・安全というものをすごく一番考えなくちゃならない。これは学校教育なんかでは、先生たちも教育委員会も真っ先にそれは考えなければならない課題だと思うんですけども、今回の中で、振り返ってみますと、政府の専門家会議においても、27日の3日前に、いろんな話が出ているんです、政府報道によると。そうすると、一、二週間が急速な感染拡大が進むかの瀬戸際と見解を示しているんですけども、休校ということについては一切触れていないんです。だから、いわゆる子供の安心・安全を、じゃ、総理大臣が本当に考えてやったのかと、どうもそのところも、もう過去のことだけれども、ない。だから、そのところを、もう一度原点に立ち戻って、様々な休業の法的根拠でありますから、また

その点は振り返りながら善処していただきたいと。

ちょっとやっぱりある意味では、こんなこと言っちゃ失礼ですけども、教育委員会はちょっと総理大臣がば一つと言ってきたというから、これは大変だと思って、順序が踏めないで、踏まないんじゃないかと踏めずに、ある意味では、きつくこと言うなれば、思考が止まった状況でどうしようかとなったのかなと私は判断しているんです。これは全国的にそうです。だから、もう一度その点は第2波、第3波が来たときに、どうなるか分からないもので、ちゃんとやっぱり専門家の意見も聞く、子供の安心・安全の対策をぜひとも取っていただきたいということでお願いいたします。よろしいでしょうか。何か答弁ありましたら、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 自分は、新型インフルエンザ、その前のときの新型インフルエンザのことが今回の一つのベースになっていると思っているんですけども、あのときも、鳥インフルエンザかもしれない、かかったら死ぬという、そういうようなことを思いながら、対応していたのを、当時教育委員会におりまして、参事の立場におりましたので、物すごく緊張しながら対応していたのを覚えています。あれも後で言えば結果的には、普通のインフルエンザよりも軽いものじゃないか。ですけども、県から出た措置は、学級で1割休んだら学級閉鎖をなさいと、そういう措置が取られていました。そのくらい新しい未知のものに対する最初の対応というのは、慎重過ぎるくらい慎重だということは、そのときにすごく実感しました。伊豆市で1割ですと、小さな学級は1人休むともう学級閉鎖なんですね。そういうような状況が、もうとても理不尽なんですけれども、現実的にはありました。

それも、後で思えば、そうではなかったなということは分かるんですけども、それも踏まえて、今年の3月のことを思い出すんですけども、じゃ、コロナがそのときに、木村議員がおっしゃられるように、今思えば、子供はそれほどでもなかったのかもしれないというんですけども、もしも学校現場がクラスターの場合になったならば、これは普通じゃ収まらないわけですよね。今、あちこちの夜のまちでなっていると、そういうような問題ではなくて、学校現場がクラスター現場になったら、これ大混乱になるということはもう明白なわけです。今でも学校現場はびくびくしながら子供たちと接しているというのは事実でございます。ですから、あのときに取った措置について、まだ合っていたかどうかというのは、ちょっとまだ自分には分かりません。今後まだ先になって検証されるものかなと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 一言だけお話をして、いわゆるそのときはどういう状況だった、子

供の命をどう守るのかということ、考えられないと、それは分かるんだけど、振り返って見ますと、27日に安倍首相が一斉休校要請をした、その2日前に、文科省としての方針を出しているんですよ。一律じゃないですよ。そのとき、その状況状況によって、判断してくださいというような文科省の通達なんですよ。事務連絡、2月25日、長いから読まないけれども、臨時休業も考えられるんだけど、そのところどころによってやってくださいということはあった上で、二日後に安倍首相が言ったから、そのときは、教育委員会もそんなことどうだったのかと思わないでしょうけれども、その点はもう一度振り返ってもらいながら、文科省がそのとき何を出してきたのかということ、やっぱり振り返っていただければと思います。すみません、次お願いします。

○議長（三田忠男君） 2問目です、それでは、答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） コロナ禍でのよりよい学校教育環境への課題ということについてお答えします。

まず、①の少人数学級への委員会としての見解としましては、少人数学級のよさ、これはどの場でもよさは当然あります。少人数で期待できることは、教科指導、それから、生徒指導において、一人一人にきめ細かく関わるができる、これはどなたが考えても分かることです。

②の消毒作業の専門業者等への依頼についてですけれども、現在、校舎内の消毒は、休み時間には用務員、養護教諭、スクールサポートスタッフがトイレや手すり等を消毒し、放課後に教職員が行っています。消毒作業は負担ではありますけれども、子供たちのために積極的に取り組んでおります。

このように、1学期中、取り組んできたわけですが、8月6日の通達によりますと、消毒方法を少し変更してもよろしいというような通達が出ました。これは、通常の清掃を丁寧に行うこと、それから、机、椅子等について、アルコール消毒を全てやるところまではしなくてよい、通常の洗剤でもいいですよ、そういうこと。それから、よく触る部分については一日一度消毒をしてくださいということで、ちょっと変更になりましたので、負担という意味ではやや緩和されたんですけれども、でも感染させてはならないという精神的な負担と、継続して消毒するということについては、今後とも職員でやっていきたいと思っています。ただ、よかったことに、県教育委員会のほうから、教員の業務を補助するためのスクールサポートスタッフ、これが配置する時間を少し増やしてもよろしいという許可が出ました。それから、コロナ対応の学習支援員も配置されて、消毒作業をそれらのことを手伝ってもらいながらやることもできるようになりましたので、やや1学期に比べると、少し緩和されるのかなと思っています。したがって、毎日の消毒を専門業者に依頼することまでは、現在のところは考えておりません。

③の新中学校での身体的距離の設定についてですけれども、6月議会で答弁したこととい

うことですが、文部科学省から、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式、これが示されております。各学校において児童生徒の間隔を、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るよう座席配置の工夫をするようにという通達が出ていますので、伊豆市内ではそのようになっています。

現状として、御存じのように20人程度の学級が多いものですから、これについては十分取ることができています。ただ、10クラスほど30人を超える学級がありますので、そのクラスについては、最大限ということで、端から端まで精いっぱい空ければ1メートルの間隔は取れていますので、そういうような形で授業を行うように工夫しております。

新中学校の検討ですが、1メートル以上でできるだけ広く間隔が取れる座席配置を、今後の設計段階でも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 昨日の話を聞いている中で、少人数学級、今、30人、データ全部教育委員会から頂きましたけれども、33人とかいうところもたまに、後年度ずっと見てくると出てくるんですね。基本的には30人がちょっと超えるか下かという程度だということは私は分かったんですけど、昨日教師による対面指導とオンラインとの組合せによって新しい教育方針を考えているということで、1人全部タブレットということで、積極的に今回の補正予算も組んでいることは、臨時的に何かあったときにそれに対応できるという環境をつくるということは、往々にいいことだなと私は思っているんですが、ちょっと気になるのが、オンラインだから、先生が1人いて向こうにテレビ画面があって、先生の立場から見ると、もしこういう状況になったときに、30人の子供の顔がば一と出てくるわけですね。20人と30人見たときに、教室にいたときのすぐにはば一と見渡せて、子供たちのそれぞれの表情とか、横向いたりとかなんかなるんだけれども、今度オンラインでやると、30人の顔が、先生のところにば一と出てくるわけです。

それで本当にうまく上手にいくのかなという、20人のほうが、先生からすればやりやすいんじゃないのという、本当に素朴な考えを持っているものだから、確かにこれを20人にしようといったって、なかなか義務教育標準法というのが壁になって、地方自治体でやろうとしたって、国が直さない限りはできないんです。

承知の上なんですけれども、やっぱり冒頭話したように、教育委員会、専門家会議の方々も、取りあえず30人にしようよと、ここはそれ以下だから、そのところは、他の自治体と違う。なんだけれども、行く行く20人にしませんかというところなもので、教育長がお話しなされた、10人とか5人じゃ駄目でしょうけれども、せめて20人クラスがやっぱり本当に教えやすい、子供たちとの意思疎通もできる。子供たちもよく分かるという環境なんじゃないかと思うんですけど、その点の考えを聞かせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に、昔、自分が勤め始めのときは45人学級でした。きっと皆さんのときには、圧縮クラスという50人学級というのがあったんだそうですけれども、教室が足りないからここに入っているとされたんだそうです。それから比べると、随分教師の仕事も、子供たちを一人一人見届けられるようになったなというのは実感しています。それでも35人は多いなと感じます。

先ほどおっしゃられたように、オンラインの授業について、ここでちょっとあまり話すのは適当じゃないと思うんですけども、その画面に35人が出て授業ができるかと言ったらできません。ですから、昨日言ったオンラインのハイブリッドというのは、ただ画面に子供たちを全部映して、そこを教室として授業をするということではないと思っています。非常時の、子供たちが全部休んだときに、全ての子とコミュニケーションを取るために、そんなこともあるのかもしれませんが、昨日言ったオンラインというのは、離れた人とも話ができるとか、それから、日頃は話を聞くことができない地域の方に、今日はここには呼べないけれども、そこで話を聞いている姿を、もしタブレットで送っていただけたら、きっとそこで子供が教室にいながら質問ができたりだとか、そういうことができたりだとか、東京のすごい有名な講師の方に子供が直接質問ができたりということが、今後は実現できるのかな、地域によるすごい不利の部分がきっと解消されていくんじゃないかなということはずごく期待しています。

それがハイブリッド化の一番のよいところだと思っていますので、やはり私たちの仕事は対面指導が基本です。いつもここに書いてあるのに、対面指導がということを最初に書いてあります。教育は、人を浴びて人になる。人と接しなければ、やっぱり人は人になっていかないんです。幾らテレビから声かけられても。ですので、そういうことを基本にしながら、大事にしていくんですけども、このコロナのときは特殊なときだろうと自分は期待しているんですけども、そういうときでも、少しでも子供たちと学ぶために、そういうオンラインを使っているというふうに考えてください。

それから、少人数のことですけれども、静岡式35人学級というのがあって、静岡式というのがどんなものかというのは、ちょっと疑問に思ったことはないでしょうか。静岡式には実は下限があったんです。例えば、40人いたときに、35人を超えたときに、2つに分けても、25人を下回ったら2つに分けてはいけないというそういう下限があったんです。そこには、あまり少な過ぎる集団の中で学習するよりも、少し25人以上の中で学習するほうがいいですよという静岡独特の静岡式というのがありました。現在はそれはもう撤廃されて、18人でも17人でも2クラスにすることができているんですけども、ですから、木村議員がおっしゃられるように、ちょうどいい20人ぐらいというのは、すごく自分も感じていますし、今後それを目指すというのはいいと思います。

ですけれども、今現在、35人という、静岡では全国に先駆けて40人から35人にしているのは、ちょっと自分うれしいんですけれども、それでも多いなと思うときに、もう一名学級の中に、副担任というか支援のできる方がいて、その方と一緒に授業をしていくというのがちょっと理想かなと思っています。体育のときに、サッカーをやるときに、8人対8人じゃなくて、やっぱり35人いる中で、大勢の中でボールを蹴り合う、そこにもう一人、ちょっと困っているような子がいるときにサポートできる先生がいるというのが理想かなと自分は思っています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

教育長のお話を聞いて、どこを目指そうとしているのかというところは、共通項がたくさんあるなというふうに思っています。私は素人ですけれども、教育について。オンラインについて、そうだよな、何かオンラインでやれば全て解決するような錯覚が、今、マスクミ等で騒がれて、そうじゃないよなと、大人だったらできるかもしれない。子供同士がテレビ画面見ながら、僕は人間的成長は絶対と言っては失礼ですがあり得ない。本当に臨時的措置として対応しているという、教育長言われるように対面指導と、じかにお話をしながらやっていくということでは、そういう意味でオンラインがいわゆる附属的なもので、緊急的な事態だということと理解しました。

清掃作業、学校のほうにちょっと半分以上聞いたんですけれども、この消毒作業は、結構教師にとって大変ですというふうな声が上がったものですから、今回どうするのかと思って聞きましたが、そうすると、少しかどうか分かりませんが、今のところスクールサポートスタッフ等々が加わって、教師の消毒時間、やる時間が半減されるのかどうか、より具体的に分かったら、それぞれの学校によって違うでしょうけれども、お話ししていただけますか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 物理的にどうなのかということは、ちょっと、昨日からの消毒の方法の変更ですので、まだやってはいません。この8月7日までは、本当に先生方、終わってから、例えば子供がいなくなると消毒できないものですから、終わってから一斉に消毒をしました。外部委託をしたときに、全部の学校に同じ時刻にそれだけの方が入っていただけるのかというのは、ちょっと難しいのかなというのはちょっと感じました。みんなどの学校も何時から何時、3時から4時半の間にやってもらいたいというのが、外部委託する場合はそうなんです。

ですから、それと、これはリスクになるか分からないんですけれども、外部の方が入るこ

とによって、僕は比較的學校は清潔で安全なところだと思っているんですけども、外部の消毒の方が持ち込むということは考えにくいですけども、例えばちょっとしたボランティアの方が来たりした場合も、そういうリスクもあるのかなということで、教育委員会としては、學校の先生にもうしばらく頑張っていたきたいというメッセージを出しています。それに対して、今度8月6日の変更によって消毒方法が少し簡便になりましたということですので、2学期からは大丈夫かなと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 相当1学期の中で忙しいですと、あちこちから聞くとそういう声で、教師は今までも忙しい、また大変だなと思って、業者委託という提案をしましたが、質問をしましたが、少しでもスクールサポートということで、そういう支援ができるという体制をやっていきますということで教育長の御答弁でしたから、それをまた、数か月ぐらい検証していただいて、そこで改善すべき点があれば、また學校側の要望も聞いて受け入れていただきたいと思います。

いわゆる新しい學校、新中學校をどういうふうに考えるのかというところで、ちょっと振り返って見ますと、6月議会で元教育長と議論しました。會議録読まれたら分かるんですけども、こういうことです。新型コロナウイルス感染症対策の身体的距離を2メートルを基準にしながら検討していく。結果として1メートル50になるかもしれませんね。子供たちをしっかりと守っていくような學校づくりをしませんかと私が提案したんです。最初は1メートルということでお話ししたんですけども、その2番目にこういうふうに話したら、教育長は、全く議員おっしゃるとおりです。賛成です。生徒の間隔1メートルを目安にするのではなくて、2メートルができればいいのですが、そこまでいくかどうか分かりませんが、対応できるようにしていきたいと。2メートルに私も絶対しろとは言わない。でも、新しい中學校まだ5年先に造るんだから、ましてや新しいコロナもまた出てくるかもしれない、本当に。これは学者等々言っているわけですから、1メートル云々じゃなくて、2メートルを基準しながら、どこまで2メートルを、1メートルから広げるんじゃないかと、2メートルを基準にしてやっぱりやっていくというのが、本当に子供たちの安全・安心を守ることなのかなと思うんです。

様々な市が全戸配布した資料等々見たって、2メートルが基準になっているんですね、やっぱり。なぜ2メートルか。御存じのように、感染経路の中心は飛沫ですと、飛沫感染と接触感染だから、感染者の飛沫、くしゃみとか、せき、唾などで一緒にウイルスが放出されて、2メートル以内の至近距離の他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。だから、2メートル離しましょうねという、ある意味では絶対にこれがいいとは言えないんですけども、科学的な形でやっている。

そうすると、1メートルとどうなるのというところは、やっぱり検証していただいて、新

しい中学校、莫大なお金を使って、子供たちのために安心・安全の学校づくりをやりましょ
うと、新しい生活をやりましょうというんだから、私はやっぱり繰り返し要求しますけれど
も、1メートルからどれだけ伸ばすんじゃなくて、2メートルを基準にしながらどうしまし
ょうか。だから、前の全協のときも、9メートルなら9メートルで、どのくらいの距離です
か、どのくらい離れるんですかと言ったら、まだそこまでは検討していないということだっ
たんですけれども、ぜひその点は、今、基本計画の段階ですから、実施設計になったらこれ
もう設計書直し切れませんよね。基本設計をやる中で、どれだけ2メートルを確保でき
るのかというところで、教育委員会として、事務方もそうですけれども、検討していただけ
ませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 2メートル離れた教室の姿ですけれども、どのようにお感じになら
れますか。ソーシャルディスタンスというふうによく言われますよね。離れば離れるほど
いいんだというような、そういう話があるわけですけれども、コミュニケーションを取るた
めの適度な距離ってありますよね。自分のプライベートスペースには入り込まないで、しか
も、隣に人がいる程よい、心地よい感覚というのがあります。学校はそういう距離を保てる
ような環境が一番学びやすいのかなと自分は思います。離れられるから、体育館で授業をや
ったらやりやすいのか。子供たちは一体感を持って共同的に授業を学べるのかというのはち
よっと自分は疑問に感じています。議員がおっしゃられるように、安全が第一というのはも
ちろん分かります。

そういった意味で、9メートルという教室を自分も実際見てきたんですけれども、かなり
広く感じます、現在、修中を見ても、中伊豆中を見ても、昔の様式ですので、そんなに広く
は造られてませんので、そこから9メートルの教室へ行くと、すごく広々とした、やや気持
ちよささを感じる距離感を持てます。この距離は、子供たちが3つの町、3つの地区から集
まって、当然いろいろ気持ち的にも穏やかじゃない子もいるわけですよね。そういう子たち
が、安心して友達と距離を取れる。しかも声をかけようとするれば、すぐそこに友だちが
いるという距離が、学校における理想かなと思っています。2メートル離そうと思えば離せら
れるというのは、もちろん理想かもしれませんが、そのややがらがらになった教室の中
で学ぶ子供の姿は、ちょっと自分には、よりよい環境と言えるのかなというのは疑問に思
います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 私が言っているのは、2メートル絶対に離してくださいということ
は言っていません。一つも言っていない。だから、1メートルからスタートするんじゃなく

て、2メートルという基準が、いわゆる新しい生活様式、共に過ごす伊豆市というのがあって、大人が身体的距離の確保、2メートル取りましようねと言っているわけです。そうすると、いや、教育的観点から言ったら、この2メートルおかしいなと思ったら、じゃ、教育的観点から見たときに、どうするのというところは、私は別にやぶさかじゃない、教育長が言われるように。

だから、そこのところは2メートルに固執するんじゃないくて、1メートルからスタートすると、1メートル、これからちょっとすぐそばですよ。飛沫感染の問題2メートルという話が出てきているものだから、じゃ、子供たちの教育的観点から見た、人間的成長から見たときの感覚と、もう一つ、相矛盾することです、ある意味では。飛沫感染をウイルスにかからないようにしましようね、2メートルですよ。じゃ、どこで折り合いをつけるのかということ、当然私は検討してもいいと思っています、別にそれは。だから、両面から見ていただいて、本当に新しい中学校を造る。また20年、30年先までずっと続きますよ、それは。だからそのときに本当に対応できるような、やっぱり教室であってほしいなと思っています。

最後にこの点1つだけ聞きます。9メートル9メートルで30人入ったら、前にも聞いたんだけれども、じゃ、子供同士の間隔というのはどのくらいなんですか。ちょっと僕全く分からないもので、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 今までより10センチぐらい広がるんですけども、今、子供たちは、60センチぐらいの間隔を取っていますけれども、60センチって机と机ですよ。机と机の間隔が60センチぐらい。だから、子供は普通に皆細いから真っすぐ歩けるんですけども、それが、もう10センチぐらい広く取れるというふうに考えています。それが9メートル掛ける9メートルを望んでいるところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） ちょっと机のことを言われても私分からなくなっちゃうもので、要は、新しい生活様式で2メートルとかから1メートル云々というようなことがどれだけ広がるかという教育長がお話しなされたんですけども、机と机との間隔じゃなくて、9メートル9メートルの中に30人入ると、子供と子供の中心から中心までどのくらいになりますかというお尋ねです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 国のほうから示されている議員もお持ちの目安の表があります。その表は20人と30人というのが示されていて、それをちょっと机上でただ数字を割り算とかでやってみますと、仮に35人だった場合、机の大きさは65センチと仮定すると、頭と頭の距

離は140センチぐらい離れるんじゃないかなと、分かりません、ちょっと両側をどれだけ開けるとかというのを除いて。ですから、ちょっと30人というのは計算していないんですけども、140センチからもうちょっとというところが、頭と頭の距離は離れるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ですか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 繰り返します。教育的観点と、それから、コロナウイルスにかからない、せめぎ合いになると思う。どちら取っても相矛盾することですから、こっち取ってれば、あちらが立たず、本当は、子供たちこうやってびたっとくっついていた方が、子供本当にくっつきますよね、すぐに。中学生になったら若干違うかもしれないんだけど、教育長言われるように、2メートル離して話せと言ったって無理ですよ、それは。だけれども、安全面、子供の健康を守っていくというところから見て、両面からちょっとぜひともその点は検討してください。よろしくお願いします。

じゃ、すみません、次お願いします。

○議長（三田忠男君） 3問目、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さんおはようございます。

新型コロナウイルス感染症の脅威は、ワクチンや治療薬が開発されるまで続くと予見され、2月、3月の頃に予期をしていた、どこかで終息をして、V字回復型の経済回復が得られるんじゃないかという期待は非常に小さくなってまいりました。このような中で、感染防止と経済活動という、言わば相反する課題の両立は非常に悩ましい課題ではあります。市民の健康と安全に向けた効果的な感染防止策を講じつつ、いわゆるウィズコロナを前提とした事業の継続に向けた社会経済活動との両立をしつかり図っていく必要があると考えております。

なお、連休前に、営業自粛を市内にお願いした状況と、今の状況の違いを考えますと、まず、市内あるいは田方地区での検査機能が確立されつつあると、これが1つです。それから、大量に地域住民の方々が重症化して、入院先がなくなるという状況も起こりそうにない。重症者が今、抑えられておりますので、重症患者は適切な医療ケアを受けることができ、そして、症状を発しない方、軽症の方は、いわゆる借り上げホテルのようなところで、自宅に戻らず待機していただくことを選択肢が出てきて、これは伊豆半島にないのが問題なんです、これはほかの伊豆半島の市長町長と一緒に、伊豆半島の中で確保していきたいと思っております。

それから、さらに言えば、県の東部でクラスターが発生されたのは、歓楽地のナイトライフに起因するものであって、伊豆市が特徴として有しているアウトドア、ゴルフとかハイキングとかシーカヤックとかアユ釣りで感染していることは確認されておりませんし、旅館宿泊施設でも、しっかりケアをすると濃厚接触として判定されない。このような中で、かなり

気をつけていれば、経済活動は回復できることがだんだん確認をされてきました。

したがって、今まで私たちがこの半年間で得た知見を基に、しっかりケアをしながら、そして、伊豆市の中にある特徴をしっかり発揮しながら、緩やかに経済活動を戻していくことができるのではないかと考えております。それでも、フルスペックでの経済活動はできませんので、そこまでのいわゆる収益、売上収入が下がったところをどのように支援していくかについては、この8月の夏を過ぎた以降に、再度状況を確認して、しかるべき措置が必要であれば講じてまいりたいと考えております。

現状についての詳細については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、一部市長が申し上げたとおりでございますが、観光関連業者への対応でございますが、新型コロナウイルスの拡大は、社会の持続可能性について真剣に考えなければならないことを強烈に示唆した重要な機会と考えており、感染防止と経済の二者択一ではない大変難しい課題でもあるというふうに考えております。

したがって、今後も、国や県の指針、動向を踏まえ、また市内経済の状況、感染状況に注視しつつ、基幹産業である観光関連事業を含む市内経済全体の維持に向けて、関係団体等と協議、連携を図り、経済対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） いわゆるサービス業へのコロナウイルスの、どういうふうにして対策を取っていくのかということは、全国的にパーティションを設けたりとか、対面で食事しないとかということで、それは当然やれば感染の可能性は低くなるというものです。

根本的なところをちょっと提案しながら質問します。今、市民もそうです、観光に携わっている方々もそう、夏休み等々に入って、他県ナンバーが続々いらっしゃる。本当はうれしいことなんですけれども、嫌だなという感覚、なぜ嫌なのかなと。その人が持ってくるかもしれない、かもですよ。だから、観光に訪れてくれるのはうれしいんですけども、その中にコロナ感染の症状はないが、ないんですけども、感染している人がいるかもしれない。だから不安だねというところで、仕事をやられている。これ率直な気持ちなんです。じゃ、どうやるかと。だからといってもう一回緊急事態宣言をやって全ての行動を制限する道を取ったら、ますますひどくなるから、私たち日本共産党はそういう立場取っていません。日本社会が大変なことになるから、緊急事態宣言は回避しなければならないと思っています。回避のためには、何が必要かと。検査の抜本的検討、拡大しかないんです。今、どちらかというところ、クラスターのところで点だけやって、それで抑え込もうとする。

日本医師会の方々、有識者会議が緊急提言を行ったんですけども、一番問題なのは、感染

症が無症状の人がいらっしやると。その人が隠れて地域内の流行が存在してくると、感染症対策だけでない、経済を回す上からも何が大事か。無感染者がちゃんと、かかっているんだけれども症状に出ている人と、出る人はすぐ分かりますよね。出ない人をいかにきちっとやっていくかということになるならば、全国民一斉にこのPCR検査やればいいんだけれども、そうはいかないでしょうと。伊豆市民これだけあまりかかっていないのに、PCR検査しましょうといったって、今日はPCR検査でオーケーしました、3日、4日後に1週間後にまたPCRやったら、あっ、あなたはかかりましたねとなるかもしれない。そういう性格のものなんだから、いわゆる本当に関東圏から来ていただいて、観光客を安心して迎えていくためには、やっぱり私は市長、国に対して、やっぱりきちっと面的な形で感染症対策、感染伝源地を明確にして、その地域の点じゃなくて、住民全体、事業者に勤めている方の全体を網羅的にやっぱりやってほしいということは、日本共産党だけじゃなくて、医師会の方も要求しているんです。そうしてこそ防げるんじゃないですか。そうすると、安心して迎えることができるというふうに思います。

直近だと、厚生省が事務連絡ありました。どんな事務連絡かという、こういうことです。現に感染が発生した店舗等に限らず、地域関係者を幅広く検査することは可能との見解を示したんです。残念ながらここなんです。可能ですよと出ていただけであって、私たち国がやりますということを書いていない。全部自治体のあなた方やりなさい。可能だということは、自分たちは見ているんだけれども、それぞれの自治体でやりましょうよというんだから、そうじゃなくて、政府自らがこの感染症対策をきちっと、PCR検査を、面的な面で、全部じゃない、そういう広がっているなというところに、点じゃなくて面として抑えてくださいよと、政府がぜひPCRの検査をもっと積極的にやってくださいねということをや請しませんか。そうすると、観光客も安心して来られるでしょう。受け入れるのも安心できるんだからという提案ですけれども、ぜひ市長、一市長云々じゃなくて、大事な一人一人の市長が、やっぱり集まって、国に対して、国の責任でこのPCR検査の拡充をやってほしいということをや要求しませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） PCR検査の体制の拡充はもちろん賛成ですし、なかなか集まったの会議ができないんですけれども、しかるべき市長会のレベルでも挙げていくべき課題だと思いますし、先頭に立ってもやっていきたいと思えます。

ただ、非常に難しいのが、これは、3.11の後、伊豆市のシイタケから放射線が確認されてからずっと思っているんですが、安全と安心が違うんですよね。安全なものでも不安だから給食に出さないでくださいとか、あるいは、データでいけば飛行機のほうが安全なのに、飛行機に乗るの怖い方いますよね。だけれども、車に乗るときに交通事故があるかもしれないから乗らないという方は、多分飛行機を怖がる方より少ない。安全と安心が違って、そ

れで今、このコロナの脅威に対して、市民の皆さん、特に観光事業に携わっている従業員の皆さんが、どういう体制を取ると不安が払拭されるのか、実はまだ判然としないところがあるんです。PCR検査の体制充実は分かります。

しかし、例えば、家族であれ友だちであれクラスであれ、みんながふだんから知っていて、明らかにいつも一緒の人たちが一緒に御飯を食べるのに、不安感極めて小さいですね。やはり知らない方、うちの場合には観光地ですから、さらに言えば県外、首都圏ナンバーの方々に対して、何をしたら不安が払拭できるのか、不安を軽減できるのかを考えたときには、やはり旅館さん、それから観光施設自らの体制のしっかりこれからも維持していただく、その上で、不安が生じたときの検査体制を充実していく、そういったやっぱりいろんな面からのアプローチの結果として、不安感が払拭されるのではないかと。

そのためには、先ほど申し上げたワクチンとか治療薬ができるのはまだ時間がかかりそうですから、今の新型コロナの特徴を解明すること、今日も出ていましたよね。やはり申し訳ないんですけども、首都圏の繁華街から始まっちゃったようなところがかかりはつきり分かっているところは、そこは申し訳ないけれども、しっかり対応を取っていただきながらというように分かっていることが分かれば、だんだん不安感も軽減されるのかなと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 同感です。本当に。いわゆる点じゃなくて、面のところにちゃんと、今までクラスターといったらこの場所だけやっているんじゃないで、そこには行き来する人がたくさんいるんです。例えば失礼だけれども、新宿区の1つのスナックだけが対象になったんだけど、そこに行き来する新宿区民の方がたくさんいらっしゃるんだから、面的な面でやっていただければ、今言った、なかなか不安は払拭できないけれども、ある意味では、それだけずっとやっていけば、感染者の数がきちっとつかめていけば、本当に観光客も安心して迎えられるのかなと思いますので、ぜひその点は、今、市長が言われるように、市長会でもまた、なかなかオンラインできないでしょうけれども、ぜひお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 4番目ですね。それでは答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 準要保護世帯への就学援助対象についてお話しします。

P T A会費、生徒会費、クラブ活動費に対する就学援助ですが、加盟や参加が任意によることから、また各学校でそれぞれの金額の設定が違うことなどということから、現在も支給には至っていません。就学援助の支給は市町の裁量に任せられていますが、近隣市町や県内でも、これらの援助費の支給に関しては行っていない市町がほとんどですので、今後も近隣市町などの動向を踏まえて引き続き検討していきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません、要保護世帯には、学用品とか通学用品にいろんなことをやっていて、準要保護にもやっている。抜けているのは、今、言ったこのところですよ。値段が違うからと言っても、じゃ、要保護の様々な分野の学用品とか通学用品とかというのは一律じゃないでしょう。何で一律じゃないと駄目なのか分からない。ましてや、根本は、値段が違う云々じゃなくて、準要保護と、教育委員会と、生活保護の関係の職員の方々に、一生懸命私教えてもらったんだけど、じゃ、要保護については支援するけれども、準要保護は駄目よというのが意味が分からない。そこを教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 要保護と準要保護の違いということについては、一つの基準として私たちでも設けておりますので、そこは線引きをしているところでございます。その上で、要保護については、先ほど言われたようなことまで支給をする。それから、準要保護については、それらを除いているというのが現状です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません、一つだけ。もう時間ないもので。

どうしても分からないのは、要保護の方については、卒業アルバム代ちゃんと支給しているんですよね。準要保護については、卒業アルバム出さないんですよ。なぜかという、教育の機会均等という、これまた冒頭お話しした憲法とか法律にのっとって、教育に差別があってはなりませんよ。日本国憲法26条、教育基本法第4条に全て国民はひとしくその能力に応じた教育を受ける機会を提供していきましようということじゃないですか。そうすると、準要保護は要保護に近い人、子供たちですよ。そうすると、その家庭の方々は、なぜ卒業アルバムはあなた自腹でやりなさいという意味が分からない。なぜそこまで、よりよい教育環境というんならきちっとやるべきじゃないですか。お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） その線引きなんですけれども、要保護があつて、準要保護がある。階段じゃないと思うんです。きっとそのところは困り感というのは、階段ではなくて、みんなそれぞれに斜めの中で困り感があると思うんです。準要保護認定される方と、それから、そうではない方のところにも、困り感にもそんなに大きな階段があるわけじゃないと思うんです。そのところをここは要保護、こちらの方は準要保護というふうに、ある意味線引き

をしているわけですので、そこで、そのところを違いがあるというのは、間違っていないかなと思っています。

- 議長（三田忠男君） これで、木村建一議員の質問を終了いたします。
ここで、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時34分
再開 午前10時45分

- 議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 波多野 靖 明 君

- 議長（三田忠男君） 次に、1番、波多野靖明議員。

[1番 波多野靖明君登壇]

- 1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明です。

通告に従い、市長に一般質問をいたします。

件名1、伊豆市のエネルギー資源について。

毎日のように、家に職場に明かりをともしてくれる電気は、主に大きな電力会社でつくられ、各家庭、職場や工場に運ばれています。しかし、その電気をつくるための資源のほとんどが海外から調達し、中東の政治問題やテロ問題、大国間の生産調整により価格の変動も大きく影響を受けます。私は日本でも何らかのエネルギー資源があり、エネルギーの地産地消が盛んになることは、国民全体にとって大きな利益になると考えます。どこでも平等に空から降り注ぐ太陽光もエネルギーの一つです。しかし、太陽光発電は、住宅の屋根や工場の屋根に設置する程度なら、他人に心配や迷惑をかけることは少ないと思いますが、大きな敷地に、何千、何万という枚数のパネルを設置する大規模な発電所は、自然に降る雨の流れを大きく変えることになり、近隣に住む住民に様々な不安を与えることになります。

そこで、太陽光よりも安定して取得できる水力発電は地産地消の可能性が大きくあると感じています。高低差のある現在の河川や、勾配のついた農業用水を利用した、河川の濁りの心配も少ない小水力発電事業を進めることは、多くの市民の利益にかなうと思いますがいかがでしょうか。

また、最近では経済産業省、環境省、国土交通省等で、水素エネルギーの活用や普及促進のために、地方自治体への補助金が提案されていることを知りました。個人的に聞いた話では、水素の取扱いは難しいとも簡単とも答えていただくことがございます。いまだ確立されたエネルギーではありませんが、将来のエネルギーとして水素が普及してきたらと思うと、伊豆市でも早くから水素への関わりを持つことは、長期的に考えると、伊豆市の財産になるかもしれないと考えます。伊豆市でも水素活用に向けた取組は、現在考えられるのかお伺い

いたします。

件名 2、区、自治会組織の存続について。

先日ネット記事で若者の〇〇離れランキングというものを目にしました。ランキング順に幾つか述べますと、たばこ離れ、新聞離れ、ギャンブル離れ、ゴルフ離れ、恋愛離れ、車離れ、ゲーム離れ、結婚離れ、カラオケ離れ、お酒離れとありました。しかし、最近では、私たちが暮らす上で、身近であるはずのコミュニティの町内会離れ、自治会離れというものが、若者に限らず増加傾向にあると新聞記事で読みました。市内の数か所の地区にしても、役員の成り手がいない。役員が嫌で自治会から脱会したと聞いたこともございます。区長を年功序列で受ける予定であっても、その年代の方が拒否をすると、働く現役世代が区長、町内会長などの大役を引き受けることも多くなってきて、数日仕事を休む、月に何度も早退をしなければならぬと聞きます。このような状況が市内でも起きています。町内会や自治会役員の負担が大きくなり、役員の成り手が存在しなくなり、役員不在のまま町内会等の存続ができなくなるのではないかと心配になります。

私自身相談に乗りながら自分でいろいろと調べてみても、とにかく頑張るしかない、そういう結論になりそうです。しかし、これ以上続けるのは難しいという声を多くの役員さんから聞くと、これ以上頑張るの声をかけることは難しく思います。この機会に、一度は休会をすることもありなのかと考えてしまいます。現在、伊豆市行政として考えられる対応策等があれば教えてください。

○議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 伊豆市は降水量が多く、山間地で高低差のある水路があることから、小水力発電に適していると地域だと思っております。

狩野川水系は、修善寺川、大見川、私の地元の柿木川もそうですけれども、小水力発電には使えるのではないかとずっと考えておりました。実際に幾つか案件もありましたけれども、大変残念ながら、現在に至るまで実現されておられません。その課題の多くがどうも水利権にあるようで、1つは、これは飲んだり農業用に使うわけではない、発電したら戻しますから、そこまで水利権が関わるかなと思うのですけれども、1つはやはりその問題。あとそれから、県管理河川に直接発電機器を置くこともかなりハードルが高いようで、安全化対策は必要なんですけれども、もう少し工夫をして、小水力発電を導入できる体制を、まずは環境整備しないと、なかなかビジネスの論理だけで誘致しても進まないのかなという気がしております。いずれにしても、伊豆市の小水力発電の潜在的な可能性は高いし、伊豆市にはふさわしいと思っております。

もう一つ御指摘のあった水素エネルギーですけれども、これは国策として大変期待をしています。水素を燃料電池は、昔実験でやった水の電気分解の逆ですから、極めて安全で、た

だ伊豆市の場合には、水素を多く含んでいる都市ガスではなくて、プロパンガスですから、都市ガスを使ってのいわゆる新しい未来型の住宅地整備の中で、都市ガスを使って、水素エネルギーを燃料電池として使うということができないんですね。東京に行けばもう燃料電池のバスが走っていますから、技術的には可能なんですけど、国策として何とかこれは、国に働きかけていきたい。そうすると、海水に大量の重水素が含まれているんだそうで、そうすると、海水がエネルギー元になる可能性があるわけです。これは地球環境にも優しいですし、伊豆市で単独でそれを事業化することはちょっと身の丈を超えていますけど、エネルギー問題の国策として、やはり市長会ルートを通じて国に提言していくことは必要であり、有用かと思えます。

伊豆市の現状については、市民部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、市民部長。

○市民部長（加藤博永君） それでは、お答えいたします。

市内の小水力発電の現状ですが、現在月ヶ瀬区で区が協力いたしまして、民間事業者が整備したものがございます。また、調査・計画段階のものが中伊豆地区で2か所ございます。いずれも用水を活用したものでございます。

小水力発電の導入に当たっては、水利に関する関係者との調整や流量の調査、設備設計等に相当の時間やコストを要することから導入が進んでいないのが現状でございます。市といたしましては、引き続き事業者等に対する事務手続に関する相談・助言等に取組を進めてまいりたいと思っております。

次に、水素エネルギーの活用ですが、現在、静岡県内のエネルギーや運輸関連の事業者、自動車メーカー、自治体等で構成する、ふじのくにFCV普及促進協議会が発足し、これに参加をしております。

この協議会は、燃料電池自動車の普及と水素ステーションの整備の効果的な促進を図るためのものです。現在は将来の水素社会実現に向け国・県・事業者が行動を始めた状況ですので、今後の動向に注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 私は、エネルギーの中で、メガソーラーや風力というものは、メリットもございますけれども、景観を変えて、近隣への騒音の問題、森林を広く伐採して、土砂の流出等の危険、また自然破壊を招くこともあるので、そもそも日本には私は合っていないと思っています。水と油、水に流す、水が合わない、水を得た魚のよう、古川に水絶えずなどなど、日本には古くから水にまつわる言葉が多く残ります。また、堤防や川の流れを制御して、人というものは今まで栄えてきたと考えています。日本の地理環境から、水を使った水力発電が適しているのではないかとということで、小水力発電を今回質問させていただ

ております。小水力発電では、水車を回すための水の音は出るものの、小さな面積で、朝、昼、晩、雨の日でも、安定して絶えず発電をしていきます。日本の水力発電の歴史は100年以上の歴史があるようです。

そこで、伊豆市として、市内の農業用水を利用した小水力発電を活用することは、大きな可能性を秘めていると思います。また、市内にたしか129か所存在する砂防堰堤も、場所によっては利用できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 国土交通省から、既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドラインというものが出されております。これに事例が紹介されております。例を挙げられているものは、砂防堰堤下流側の壁面に導水管を設けまして、その直下に発電設備を設置するものでございます。これで発電された電気については、近隣の公的施設で利用されていると紹介されています。同時に、検討する際の留意点としては、河川の流路が安定していることや、渇水期でもある程度の水量が確保できること等が挙げられております。これらの問題をクリアすることがまず第一となっております。そもそも、市内の砂防堰堤がこれに活用できるかを調査することが、まず第一だと思っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 先日、たしか伊豆にある天城山が降水量が多いなんて思って、ネットでちょっと調べてみたんですね。そしたら、実は令和初めの昨年、降った降水量日本一は5,552ミリで伊豆の天城山が日本一でございました。その天城山のふもとの伊豆市として、もっと小水力発電というものを、やっぱり促進しなければもったいないんじゃないかなと思います。現在小水力発電に関する支援策、例えばサポート体制などどのようになっているのか、お聞きいたします。また、今後考えられる支援策があれば教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 静岡県補助金といたしまして、ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金というものがございます。小水力発電に関する要件といたしまして、200キロワット以下のものがございます。補助対象者といたしましては、自治体、中小企業者、非営利団体となっております。

それから、今後考えられる支援策でございますけれども、事業補助というものではなく、河川法などの手続に関するものに協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 小水力発電にしても、水素にしても、聞くことというのは結構似通ったことが多くなるんですけれども、水素エネルギーに対する地方自治体への国だとか県の支援というものがどういうものがあるか分かれば教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 水素についてはですけれども、再エネ水素を活用した社会インフラ低炭素化促進事業というものが、環境省と国土交通省の連携事業でございます。これは、燃料電池バスの普及のための導入支援に関わるものでございます。また、自治体以外での支援でございますけれども、水素ステーションを整備や運営する事業者に対する支援制度がございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 県内で普及の状況が分かれば、水素について教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 燃料電池自動車における県内の普及台数につきましてですが、2019年の12月現在で61台でございます。また、水素ステーションの設置状況でございますが、静岡市、浜松市、御殿場市の3か所に整備されております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 日本では、浸透してきた感じがまだ薄いと言われているRE100というものがございます。これは欧州をはじめ世界的に広がってきております。リニューアブルエネルギーの頭文字のRとEを取って名づけております。そして、100というのは、自分たちが使うエネルギーを再生可能エネルギー100%にしようという目標を掲げた脱炭素社会への移行ということです。最近では、投資家の判断材料の一つとしても結構重要視をされてきています。メリットとして、企業間取引に有利になるということが上げられたりしますが、逆に、このRE100というものを取り入れていなければ、取引ができなくなるほかに、資金が提供されなくなるなど、結構デメリットのほうが大きく取り沙汰されることがよくあります。海外では、アップルだとか、マイクロソフト、グーグル、フェイスブックとか大きな企業が多数存在しております。日本でも、今現在は、社会的影響力のある30社余りの企業が参加していると聞いております。

現在、市内で取り組む企業はないとしても、最近の環境省のホームページを見ております

と、今後は国内でも取組企業を増やしていくと、そのようなことが書かれております。国内の企業に広がってくれば、当然市内の企業、例えば製造業でも、下請として参加せざるを得なくなるということも考えられるんじゃないかなと思います。そのときに、例えば伊豆市内で小水力発電が多く稼働していれば、そのエネルギーを買い取るという形で、ほかの企業よりも再生可能エネルギーを使っていますよということで、有利になったり、または同じ土俵で競争することができるんじゃないでしょうか。

そして、やはり企業が存続するということは、企業の社員のしっかりとした確保だとか、雇用というものもしっかりと守ることにつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） RE100ですけれども、一応調べましたところ、メリットとありますが、これをちょっと調べました。ブランドのイメージが向上するとか、投資対象として高評価を得られるとか、実際の発電をしているので、電気コストの高騰によるリスク回避等、また、地球温暖化の対策に貢献できるというイメージがあるとありました。

それ以降を見ますと、ちょっと専門的なところとかもあってあれですけれども、投資先の信用が得られることによって、資金調達が得られるのかなと思います。

また、再生エネルギーを自社調達とか、ほかから調達することによりまして、電気コストの高騰の回避ができるため、経営の安定化が図れるのではないかと思います。

結果といたしまして、雇用の確保につながっていくのかなと思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） いろいろ調べていただきましてありがとうございます。

川崎には、実は世界初の水素ホテルというものがございます。羽田空港から車で10分の東急REIホテルは、水素燃料電池で電気と熱をつくり、ホテルで使うエネルギーの約30%を賄っているそうです。

事業所のコストとしてエネルギーコストを考えていきますと、電気、ガス、水道の中で、一番ウエートの高いものは電気だと言われております。伊豆市は観光業が主産業ですから、多くの宿泊業、ホテルにしても旅館にしても民宿にしても、存在をいたします。多少差はあるとしても、よく言われるのが、宿泊業で売上げ100万円につき、電気代が4万5,000円から5万円ぐらいになると聞いたことがあります。これ利益ではなくて、売上げの約5%が電気代ということです。結構これ大きいと思うんです。これを特に伊豆市全体であれば、全体でまとめれば、相当な額になると考えられます。全てが市外、県外にいきます。伊豆市には電力会社はございませんので。そうすると、このお金が、この額が、伊豆市全体、全部のエネルギーは無理だとしても、市内でその金額が循環するようなことになれば、エネルギーの地

産地消というものができますので、伊豆市は大きく潤うと思うんです。

さらに、小水力発電でできた電気で水素が製造できたら、結構面白いかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはりエネルギー環境が大きく変わったということが背景にあると思います。皆さん覚えておられると思いますが、3.11の後計画停電がありましたよね。あのときに、宿泊業がお客さんを迎えられずに大変苦勞したことを記憶しております。随分政府にもお願いに行きました。そのときにある方から、緊急事態用に自家発電装置を入れようとしたら、当時、3.11の前、そういうものを設備投資するのであれば、電気は売らないと電力事業会社から言われたんだそうです。

ところが3.11で大きく変わって、多様なエネルギー源が必要であるということと、それから世界的にSDGs、持続可能性のある社会というものが注目をされて、以前にも議会で申し上げたことがありますけれども、SDGsに貢献していない企業は株を買ってもらえない。企業のブランド価値が高まるわけです。さらにこれからは、もちろん私自身の伊豆市も含めて、自治体のブランド力を上げるために、SDGs、そして、再生可能エネルギーに取り組む姿勢が必要なんだろうと思います。

そこで、3つの区分で考えているんですが、1つには、先ほど申し上げましたような、高い技術レベルを国策でやっていただく、例えば、今もほとんどのタンカーは重油を燃やして走っていると思いますが、あれ磁石で走れるようになるんです。海水の中には大量の鉄分がありますから、その磁力路をつくって、海水を飛ばすことで、ジェット噴射のように、水力を持たせることは技術的にはできるんです。実用化にまでもう少し時間かかりますけれども、そういったレベルの技術開発を国策レベルでやっていただき、伊豆半島はジオパークを形成していますから、地域循環圏とか、SDGsというのはとても重要な課題なんです。

今、議員御指摘がありましたように、宿泊施設などで、例えば自分の敷地内で使っている小水力とか小風力発電で電気を起こすとか、あるいは、今でも重油や灯油を燃やしてお湯を沸かしている、シャワーを沸かしているところがあると思いますが、それをバイオボイラーに変えるとか、そういった伊豆半島としての生きざまとして、伊豆半島のブランドをアップするためのエネルギー政策というものもあると思います。

そして、最終的に私たち自身が、取り組む一つ一つの事業で取り組んでいく、その典型は伊豆の国市と一緒にやっているごみ焼却場です。これは、自分で燃やさざるを得ないごみを焼却し、そして、伊豆市の事業系のごみである木質バイオを入れ、その木質バイオの分量だけはFIT価格で買い取ってもらうこともできるし、一番大切なことは、一番大きな問題である化石エネルギー、その重油とか天然ガスを燃やしてつくる電気を買わなくて済むということなんです。ですから、国策と伊豆半島の地域と私たち市と、それぞれで役割分担をし

て、少しでも重油を燃やす、天然ガスを燃やす、そういったエネルギーを減らしていくことが、これからの未来にとってはとても大切な課題だと思います。

その中で、我々の地域社会の中でも、もっと小さなコミュニティで近くの用水路を使う、あるいは縦長の小さな風力発電を導入する。そんなこともこれからの検討対象になろうかと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 私も今、勉強になりました。やはり景観というものもいろいろありますので、やはり景観を考えながら、発電、エネルギーの利活用というのを考えていかなきゃいけないのかなと私も考えております。

数年前、私が伊豆市の商工会青年部に在籍しているときに、青年部では、小水力発電の事業を計画したことがございます。あまり大きな地域ですと皆様の同意を得るのも大変だからということと、あとは、ある程度高低差のある河川が流れている地域をとということで、天城のある地域を選ばせてもらったんです。残念ながら最終的に小水力発電の建設までは至らなかったんですけれども、この事業は発案から現地の調査終了まで3年近くを要した活動だったと思います。

伊豆市からも、担当の職員さんをつけてもらいました。その地域に発案した青年部員がいたということと、やはり熱心な市の職員さんがいたおかげもあって、地域の皆さんが計画会議にも、調査にもとても協力的でした。そして、担当の職員さんというのは、若い職員さんだったんですけれども、40代の。残念ながら、調査終了する頃突然の病気で亡くなってしまいました。本当によくしていただいたおかげで、青年部と地域、そして、協力してくれた大学の調査班とも本当にみんなが一つになって、大変意義のある活動というものができました。職員さんには、本当に御冥福をお祈りするとともに感謝をいたしております。

小水力発電は、水利権、また地域の同意や理解というものを得ることが本当に大変なことであるというのは実感しております。そして、水素に対しては、さらに未来のエネルギーでありますから、技術的なことも結構問題にもなると思いますし、また地域で何かやろうというときにも、やはり皆様に理解をしていただくというのも、ハードルは高いと思っています。

しかし、これから、こういう話が出てくれば、必ず伊豆市にだって、例えば地域の皆さんだとか、どこかの企業が計画だとか話を持ってくるんじゃないかと私は思っています。そうしたときに、しっかりとした思いだとか、考え方、そして、計画がある場合は、この伊豆市のためにも、将来のためにも、前向きに検討をお願いしたいと考えます。そうして、小水力発電は、例えば農業地域に造れば、農業地域、その地域の副収入になって、農業振興にも寄与すると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどから、割と私自身がお答えしているのは、市長になったときに小水力大変関心があって、市長になる前も、燃料電池なんかの技術勉強はしていたんですけども、小水力こそ伊豆半島に合うと思って、実は都留市の御存じでしょうか、元気くんという市でやっている小水力発電があるんです。それを市役所の前に造っている。それも見に行ってきました。どんな課題があるかもいろいろ勉強し、その後なかなかこれを施策として整理することができないまま、途中で大きな課題に挑戦していたものですから、そちらのエネルギー政策は少し空けてきました。

今、改めていろんな事業が進みつつありますので、やはりこのエネルギー問題というのは、国策だけではなくて、地域コミュニティが自ら私ごととして取り組まないと、やはり2つの意味で、それは地球温暖化対策という意味と、それと、魅力ある地域づくりという意味で、重要な課題だと思うんです。

今、農業にという御指摘ありましたけれども、農業だけではなく、いろんな分野でできることにできる燃料を使っていくという姿勢は大事なんだろうと思います。私も商工会青年部が取り組むことには期待して、できればあのときは、市長の立場では天城ふるさと広場の天城ドームのピーク時電力を下げたほしかったです。天城ドームの市民料金を下げたいんですけども、ピーク時電力が高くて、利用料が物すごく高くなって、あるいは熊坂の水道のあそこで水を取ってニュータウンまで上げているものですから、その電気料金が非常に高いんです。そういったものを全部賄えなくても、一部下げられるだけで、年間のコストは下がってきますから、そういった自分の身の回りのエネルギー問題を解決するために、身近な小水力、あるいはその他の小規模の再生エネルギーを使っていくということは、これからとても大きな視点だと思います。

市長としては、ある時期でこれも検討チームを組んで進めたいと思っているんですが、すみません、今はオリンピックが延びたり、いろんな課題が残っちゃったものですから、しか、必ずどこかで、エネルギーについては取り組むチームをつくって包括的に進めていきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 私ども青年部も、山梨県の都留市のほうは見学に行きまして、とても環境に関心のある地域なんだなというのをすごく実感をいたしました。そして、私たちもそれを基に、やっぱりこの地域で水力を使って、エネルギーを生むんだという意思が芽生えてきて、住民説明会というか、こんなことを考えていますというのを、総合会館のほうでちょっと発表会というかそんなことをさせてもらったんです。そうしたら、結構市内の至るところから参加者がいまして、あのとき何人くらいいたかな、50人か60人くらいですか、お話を皆さん聞きに来てくれたということが、今でも脳裏に、すごく記憶に新しくあります。

本当にエネルギーというのは、未来を変えるというか、皆様の、市民の生活を安心させる

すごく素晴らしいものだと思うんです。よく日本が海外でODAをやったりするんですけども、インフラ整備をするときに、道路を造るのが先か、電気を造るのが先かという、電気の整備というものが先らしいんですよ。幾ら道路を造っても、発展途上国だったら走る車もないですし、だけれども、電気を発達させる、インフラ整備をするということで、そこに住んでいる人たちが夜でも電気がついていたりとかして、そして、それが安心感につながったり、前向きな活動というか動きに変わってくるということらしいんです。

話が長くなるので、そろそろ質問をさせていただきますが、本当エネルギーというものが、一度使ったら半永久的に使われることになります。また、世界の中では、日本はエネルギーの自給率というものが10%程度だとかで聞いた覚えがございます。しかし、その反面、日本の水素エネルギーに関する技術というものは、大変高いものがあるとも聞きます。実際、トヨタのフォークリフトなんかは水素で動かしていると聞きます。全てをたしか水素に、トヨタ自動車の中のものも、全てを水素で動かしていると、そういうような話をたしか聞いたこともございます。これはちょっと確実ではないんですけども、そういうふうに結構トヨタ自動車だとか、ほかの日本の有数の企業も、水素に対してかなり前向きに活発にどんどん技術開発、そういうものをしてしています。そのトヨタ自動車が、裾野に実際建設予定のスマートシティがありますよね。あれもたしかエネルギーは水素だと聞いております。

身近なところでは、これは都市ガスとかにはなるんですけども、家庭用燃料電池のエネファームなんかも、都市ガスから水素を取り出して、電気と熱を化学反応でつくっていて、それを家庭で消費していると聞いております。

私が議員になるずっと前、6年ほど前なんですけれども、ある環境研究をしている私の友人から聞いた言葉です。水素を制するものは世界を制すと。これが最後に言いたかったので、以上で、次の質問をお願いします。

○議長（三田忠男君） 2番目の自治会組織ですか、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 区と自治会組織についてですか、役員等の成り手がなく負担になっているというような声は再三お聞きしています。高齢化が進み、若い人口が減少する中で、自治組織を維持していくことが困難になる地区もあるのではないかと、将来的には自治組織がどのように維持されるんだろうかと大変危惧しております。再編ということもあるのかもしれませんが、地域にはそれぞれ異なった生活環境や伝統や文化などがあり、行政が主導して、つまり市長からお願いをして区を再編してくださいというのは、なかなか難しいんだろうと思います。

市では、伊豆市発足後、地域が主体のまちづくりを掲げ、いわゆる市民主体のコミュニティづくりという事業は幾つかやってきました。その中の一つの方法として、地域づくり協議会制度を提案させていただきました。これは、区の再編とか、伊豆市の下請をお願いするというのではなくて、その地域に合ったまちづくりというのは、その皆さんで話し合っ

ていただくことが一番望ましいだろうと考えて進めたわけでございます。もしこれが将来、今の自治組織を超えたより広域的な取組として発展するのであれば、それは大変にありがたいと考えております。

行政として考えられる対応策については、まずは同じような、似たような生活圏を持った地区同士、あるいは地域づくり協議会の中で連携している区等が、問題点を共有し、解決策を探っていただければと思います。市としましても、区長会のたびに役員が多いとか、役員の負担が大きいとかいう御批判はいただいている、区の役員さん、あるいは自主防災会等の仕事の仕方、あるいは手続をどのように負担を軽減していくかということ、我々がまず真剣に再度継続的に取り組み、その一方で、区や郷、自治会の皆さんにもやり方、選び方を含めて、負担軽減していただくことと、状況によってはやはり複数の区と一緒にやっていただく取組というものも考えていただく段階に入りつつあるのかなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 年度の終わりにになると、自治会とか町内会では、役員の交代があります。私の知っている範囲では、大体秋から年末にかけて、次年度の役員さんを探したりとか、お願いをしたりとかするんです。お願いをしてすんなりと引き受けてくれればいいのですが、なかなか引き受けてもらえずに、何度も足を運んだりすることもあるというのを聞きます。また、自治会の行事が多いから、大変だとか、あとはほかの地域から越してこられた方なんかだと、やっぱり煩わしいことに関わりたくないということで、断る方もいます。また、それ以前に、いつか役員が回ってくる、自治会なんか入ったらいつか役員が回ってくるぞということで、そんなことが理由で、町内会だとか自治会とか加入をなかなかしていただけないという現状があります。

また、住民の高齢化とか、そういう社会環境というんですか、核家族化みたいなものとか、そういうものが以前に比べて結構変化が大きいと。そういうところで価値観の多様化というものが進んできたことから、結構現在のこういういろんな町内会だとか自治会のこういう問題というのが結構深刻化しているんじゃないかなと思っております。

私も結構聞いた話が多かったりするんですけども、市内の幾つかの行政区というか、区長だとか役員の成り手というのは、やっぱり見つけるのは大変だし、引き受けたら結構想像以上に大変だったというのを、結構聞いたことというのがございますでしょうか。

また、役員の成り手というのが、現在どのように考えられているのかというか、市長としては、役員さんだとか、そういう成り手というのは、どうしたらいいのになと何かアイデアがあったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私自身も、まだ区の会計もやっていないので、本当はそろそろ会計ぐ

らいはやる年なんですけれども、実感として申し上げられないのがきついところですが、実は、よく問題になった、社会的に問題になったPTAの役員さん、あれ日本でもドイツでも同じようにやっぱり問題があって、なかなか成り手がいない。今、相当厳しいところがあるんだそうですね。不在の方がPTA会長になるとか、くじでとか、そんなところもあるようなんです、やっぱり構造的には負担を軽減しないことには今まで従来のやり方どおりやるのが、世の中そういうものだけでは、なかなか維持できないとっていて、いろんな役職をお願いしている市長としては、逆に言いにくいところはあるんですが、やはり市役所としては、伊豆市行政としては、仕事の進め方の簡略化を、やはり検討する責務があるんだろうと思います。

その中で、先ほど申し上げました区の再編を行政主導をお願いすることは難しいと思うのですが、例えば民生委員さんを、近くのはぼ一つの社会を形成しているような区域で民生委員さんをお願いできないとか、あるいは状況によっては自主防災会なども共通でできないとか、何らかのやり方ができないかなと思います。

例えば民生委員さん、今、OBをサポートとして新しい民生委員に就くのは大変負担が大きいということですので、先輩についてもらうことによって、変わりやすいような制度をつくっていただいたんですけれども、今、広域で民生委員1人だと難しくなるだけですよ。複数にして、先輩にも入っていただき、後任候補者にも入っていただき、みんなでやったほうがひょっとしたら各区で1人ずつ頑張れというよりもやりやすいかもしれないです。自主防災会も、ひょっとしたら指定避難所とか自主避難所を共有しているところは、一緒にもう少しやっていただけるかもしれません。そんな新しいやり方を、一緒にの区にして区長を1人にしてくださいではなくて、似たような環境のところを、一緒にやり始めるということからせめてお願いできないだろうかという気がいたします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 私もまさしくそうかなと思っております。実は、去年の年末になって、やはり自分の居住している地区、修善寺ニュータウン地区というんですけれども、そこでもなかなか次の役員さんが成り手がいないということで、副自治会長がいなくて、どうしてもいなかったらしようがないやるよみみたいな話をして、結局やる羽目になったんです。そのときに、やっぱり先輩の副自治会長がいまして、一緒について、2人で副をやろうということで、私のほうが、ちょっとあんた若いからパソコン得意だろうからといって、議題だとか議事録作るような、そんな役目をやらしてもらったりしているんですけれども、民生委員さんの話なんかやっぱり先輩がついてくれて教えていただけるというのは、すごくありがたいし、安心できる。次の人がやりやすいんだろうなどは思っています。

やっぱり子供会だとかそういうPTAなんか、そういうところも、会長やったら、何月の何日にこれが出てと、年間どのくらい出るとか、そういうのを目安をつくってあげると、す

ごく引き受けるほうも覚悟できるというか、引き受けやすいのかななんて考えたこともございますけれども、なかなか昼間出ることが多いというのが、特に自治会の役員さんにしても、PTAの役員さんにしても、負担というか苦労をおかけしているのかななんて、今すごく思っているんですけども、結構最近、さっきも言ったんですけども、以前から区長が、例えばこの地区だったら65歳前後だよとか、そういう年代が大体決まっていれば、多分なる人もある程度結構納得できると思うんですけども、それでも、なかなか俺はやったけれども、わしは嫌だと逃げちゃう、逃げちゃうといったらすごく失礼なんですけれども、やっぱりそうやってできないよと断ってしまうと、だんだん若い年齢にいきまして、ここ数年だと、やはり区長だとか自治会長みたいなものも、今は現役でお仕事されている方たちが結構務めているというのを聞いたこともございますし、私も知っていますし。そういう例えば区長とかの大役を引き受けていただいている方々、例えばまだ定年をする前で、就業者であるとか、そういう割合というのは、市のほうではつかめていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 今ここで人数ははっきり分かりませんが、区長会、毎年4月にやらせていただきます。今年はできませんでしたが、そのときにもやはり、現役で勤めから来ていらっしゃる方も多数見受けられますので、年々やっぱり定年も上がっていますから、そういう形でサラリーマンやっている方が多いのかなという形では感じしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 結構いろんな問題があるので、やはり隣同士でも分からないよとか、防災のときどうするんだよとか、ごみをどうするんだとか、いろんな話が出てくるは出てくるんですけども、市内に各小学校区で結成されている地域づくり協議会ございますよね、その規模とは言わないんですけども、やっぱり自治会だとか、区の再編というのも考えていくのも一つの案かななんて思っているんです。市長も以前からこういう枠組みについても、市が主導するものではないとは言うんですけども、そういうところというのは、やっぱり考えていく時期に来たのかなと思っているんですけども、その辺についてどう思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはり行政が主導して区の再編をお願いすることは難しいと思います。多分呼びかけてもあまりうまくいかないだろうなど。ただ客観的に申し上げますと、数字だけ申し上げますと、人口3万人で120幾つというのは多い。市長会なんかで、あるいは市長仲間で話したときに、率直な話を聞いたことがあるんですが、複数の市から。うちが突出して多いです。ですから、それが悪いということではなくて、要するに役員の負担がそれじゃ

たまらないだろうということは、当然人口比から類推できるわけであって、そうすると当然今の問題出てくるわけですから、一定数の人数でまとめなさいと言うよりも、これから、自治コミュニティを維持するために、どのような組織であれば、住みやすいコミュニティをそのまま維持もしくはいい方向で変えていくことができるのかという観点から、地域ごとに少し話し合いを持っていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） やっぱり区長、自治会長、役員さんたちが集まって各地区の問題について相談できるそういう場があれば、少し違うのかなと思うんです。それも、市と対面するんじゃなくて、やっぱりお互いが相談し合える、例えばワークショップ形式なんかでできたら、それが自分たちでつくっていくまちづくりになるのかなと思うんですけれども、やっぱり初めの一步だけはそういう場を考えていただけないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 進め方について、もし総合政策部長から補足があれば、追って説明させますが、コミュニティFMをつくったときに、最初にボランティア団体のプラットフォームにしたい。そういう側面もあったんです、私の思惑の中で。というのは、広い伊豆市の中で、土肥の皆さん、中伊豆の皆さん、あるいは修善寺、湯ヶ島も、いろんなボランティア活動、とてもいい活動やっているんですけれども、社会的な背景も違いますし、距離もとても広いので、お互いなかなかよく御存じなかったんです。そこでラジオに乗って、うちはこんなことをやっています。こんな団体でこんな活動をやっていますというのを共有できれば、刺激になるのかなと思ったんですが、今のお話を伺っていて、区、あるいは地域づくり協議会、あるいは土肥にあります連合区、そんなところの活動をやはり番組としてつくって、ほかの地域がどんな活動をしているかをラジオに乗せてみんなで聞くような場をつくるのも一案かなと思いました。

新しい取組があればそれどんどん導入すればいいわけですし、ただ、市も間に入って、およそ社会性の近そうな複数の区で、話し合う場を持つこと、呼びかけることの可否については、担当する部に検討させたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁ですか。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 先ほどから地域づくり協議会というのが出てきていますけれども、地域づくり協議会もやっぱり、例えば今、市内で13地区があって、そのうち8地区ができていう状況ですけれども、やはりそこにできるまでには、区が集まっている話したというのものもあるかもしれませんけれども、やはりそこに市の職員のサポート制度というのがあります。それぞれの地区に当然5名ずつ配置してありますので、そういう職員を活用していただきまして、話し合いを始めるところから進めていただければありがたいと思いま

す。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 人数の少ない地域というのは、本当に毎年のように何かの役がつくということで、本当に大変だなと思いますが、逆に、何百人、1,000人とか、そういう数の地域もあって、逆にそこは本当にまとめるのが大変で、問題も多くて、何かとこっちはこっちで大変らしいんですよ。だから、適正な人数があるかということ、それもなかなかここでは今難しいとは思うんですけれども、自治会とか区というのは、防犯や防災や環境美化や住民の福祉だとか、コミュニティの情勢というものを、すごくボランティア精神で皆さん本当頑張っていますんで、いろいろ大変だとは思いますが、これからもぜひ行政の手厚いサポートというのをお願いして、質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、1件を追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第87号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、議案第87号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第87号について提案理由を申し上げます。

本年7月27日から28日の豪雨により、被害を受けた市道、河川などの災害復旧費として3,880万円を計上しました。

また、予備費として1,800万円を計上しております。これは同じく7月の豪雨時に発生した市道の崩土や用排水路の土砂撤去など応急的な対応に予備費を充用したことから、当初予備で計上した3,000万円に予備費の予算額を戻し、これから秋の向けの台風シーズンに備えたいというものです。

補正総額は5,680万円を増額し、歳入歳出予算額を235億2,950万円となります。

詳細について、建設部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、議案第87号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

令和2年度の伊豆市の一般会計補正予算（第7回）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億2,950万円とするものでございます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いします。

11款災害復旧費、1目農地災害復旧費の12委託料になります。250万円、これにつきましては測量設計委託料としまして、2か所、上船原区と小土肥地区になります。

一番最後に図面がありますので御覧ください。

右下に凡例がありまして、農地災害復旧につきましては、グリーンに農地とありまして、5番、6番という数字があります。その5番、6番の写真を見ていただきますと、まず5番は上船原地区となりまして、写真の一番右にありますけれども、5番の上船原地区の田畦畔、6番につきましては、小土肥地区の畑になります。この2地区の測量設計業務になります。

続きまして、2目の農業施設災害復旧費、12の委託料の300万円になります。これも測量設計委託料になりまして、3か所、上船原、小土肥、吉奈になります。

図面でいきますと、農業用施設災害ですので凡例で見ますとグリーン、あとブルーになりまして、7番、8番、9番の写真の箇所を御覧ください。7番につきましては上船原、8番につきましては小土肥の排水路、9番につきましては吉奈、ちょうど図面の真ん中になりますけれども、吉奈のモノレールの以上3か所になります。

続きまして、14節の工事請負費680万円になります。これは、この図面でいきますと小災害復旧といいまして13か所になります。これはちょっと見にくいんですけども、オレンジの点があります。オレンジの点の13か所を小災害として行うものになります。

続きまして、2項の公共土木施設災害復旧費、1の道路橋梁災害復旧費になります。12の委託料2,100万円、これにつきましては測量設計委託料3路線になります。これにつきましても、図面でいきますと1番から3番、赤い丸になりますけれども、まず1番が土肥船原峠線になります。写真でいきますと上段にあります1番。2番が市道泉西湯舟線、これは修善寺のラフォーレの近くになります。そして、3番、市道下の沢落越線、これは本柿木地区になります。以上3か所になって2,100万円。

2目の河川災害復旧費、12の委託料550万円になりますが、これも測量設計費委託料1か所で、図面でいきますと4番、一番左の上段になりますけれども、準用河川寸場川、これ、

小土肥になります。この1か所の測度設計委託料ということで550万円。

そして、14の予備費になります。予備費の1,800万円につきましては、先ほど市長が申しましたように小災害復旧で緊急に対応したところ、予備費からいただいたものですから、それを1,800万円戻して、この秋のシーズンに備えるということで23か所行いました。これも図面でいきますと、黒い丸になります、23か所。ちょっと図面が小さいんですけども、黒い丸のところを対応しているところでございます。

歳入につきましては8ページ、9ページをお願いします。

まず、1目財政調整基金からの繰入れが3,030万円。

市債としまして2,650万円になります。

4ページに戻っていただきまして、この市債につきましては地方債の補正ということで道路橋梁災害復旧事業に2,100万円上限、河川災害復旧事業に550万円をお願いするものでございます。

なぜここで追加したかといいますと、災害の査定の日程が、農地・農業用施設災害復旧の査定が9月23日からということと、公共土木災害が10月5日からということで早まったものですから、ここで追加議案としてお願いするものでございます。

以上で補足説明を終了します。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 補足説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第87号議案に対する質疑は、本日、一般質問の4番目の終了後に行います。

ここで、議事の都合により昼の休憩にいたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 0時59分

○議長（三田忠男君） それでは、昼の休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎一般質問

◇ 青 木 靖 君

○議長（三田忠男君） 9番、青木靖議員。

[9番 青木 靖君登壇]

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。通告に従い、一般質問を行います。

件名、コロナの影響で遅れている事業と見通しについてであります。

新型コロナウイルス感染拡大はいまだに予断を許さない状況にあり、国・県をはじめ当市においても行政、事業者、各個人が今後ともそれぞれ対策に注力しなければならないと考えます。一方で、当市の今年度予算で予定されていた事業は精査された必要な事業であり、コ

コロナ禍にあっても優先順位をつけながら進めていくべき事業が多く含まれているはずですが。

そこで、現在、伊豆市令和2年度の事業について、新型コロナウイルス感染症の影響をどのように把握、分析し対応しようとしているのか、伺います。

①感染拡大防止の観点から、当初の予定どおり実施できない、または対策を講じながら規模を縮小するなどしている事業については、その影響をどのように評価して、今後どのように対応しようとしているのか、伺います。

②国・県の補助金事業で、コロナの影響で補助金の交付に遅れや変更が生じ、当市の事業に影響が出ているものはどの程度ありますか。また、今後の見通しはどうか。なければないと、結構ですのでお答えをお願いします。

③特に建設土木関連の事業について工事が止まっているように見受けられますが、私の勘違いでしょうか。その原因としては補助金の遅れと予算の問題なのか、または工事そのものを実施する上で感染拡大防止に対応するための問題があるのでしょうか。

また、現時点で、建設関連ということですが、補助金等の予算上の今後の見通し、今後影響が出るかどうかというようなことについてどのように捉えているのでしょうか。さらに、その他の要因、コロナ以外の要因ということですが、間接的な影響等、事業を進める上での課題は何で、対応はどのように考えているのでしょうか。建設土木関係について、特出しで3番で伺います。

④現在の新型コロナウイルス感染症の影響下で、秋からは来年度予算の編成に入る時期になります。今年度のこれまでの状況を踏まえて、今年度のこれから、さらに来年度どのように事業の優先順位を考えていくのか、現時点での基本的な考え方で結構ですので伺います。

最後に、⑤人命優先、医療体制の維持、経済への対応などが重要であることは当然と思いますが、現在のような先の見通しの見えにくい時期であるからこそ、市民の不安感を緩和するために、そうした医療、経済のことについてなどそれらを含め、市の事業と今後の見通しについて報告、公表をしていくべきと考えますが、同様に情報発信について、現時点での基本的な考え方を伺います。

答弁を市長、教育長に求めます。

○議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今年度事業における新型コロナウイルスの影響につきましては、特に前半の集客イベントは中止を余儀なくされたほか、市民の意見を反映させる各種計画策定事業などは工期を延期し、または来年度に延期せざるを得ないなど、市のまちづくりや住民サービスのため本来実施しなければならない事業の多くが新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。そのような状況の中、ただ新型コロナウイルス感染症のためにできなかった、やらなかったでは、市の行政運営、まちづくりの取組は停滞してしまいます。

したがって、今年度に予定した事業を改めて精査し、中止するもの、延期するもの、企業の縮小など、やり方を変えて実施するものなどに必要性和緊急性を勘案した上で見直してまいります。

2つ目以降の御質問については、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） コロナの影響で遅れている事業ですけれども、教育委員会における①の今年度事業における新型コロナウイルスの影響につきましては、伊豆市民文化祭及びグリーンコンサート等、国の基本的対処方針や県の警戒レベルごとの行動制限を踏まえ、集客イベントを中止いたしました。また、東京オリンピック・パラリンピックの関係で予定していた市内小中義務教育学校の全児童生徒のパラリンピック自転車競技の観戦につきましても、残念ながら来年度に向け、改めて検討することとなりました。

今後予定する事業につきましても、感染拡大防止対策を含め、再精査の上、実施できる事業は確実に進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは2つ目と4つ目についてお答えさせていただきます。

まず、②でのコロナの影響による補助金等の交付の遅れ等についてですが、現時点では交付額の変更等の影響はございません。ただ、来年度以降は、新型コロナウイルスにより、国や県の財政状況も悪化するのではないかと推測できますので、来年度の補助事業が大幅に縮減、削減されるのではないかと大変危惧をしております。よりまして、次年度の予算編成に向けては、国や県からの情報を的確に把握し、補助金等の取りこぼしのないよう注意してまいります。

4点目の来年度に向けての予算編成についてでございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による財源不足など、大変厳しいものになるものと考えております。ただ、このような状況におきましても、行政サービスの質は維持するとともに、市の課題解決のための取組は継続していかなければなりません。そのようなことを含め、今年7月に各課に対しサマーレビューと呼ばれる財政ヒアリングを実施しました。各部局の課題や今後の取組について確認を行ったほか、今後、こちら総合政策部のほうで総合計画と総合戦略進捗の確認のヒアリングを実施する予定ですので、あわせて内容の整理、検討を行いながら優先順位を決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から3番目についてお答えします。

建設土木関連の事業について、感染者、濃厚接触者の報告もなく、コロナの影響により現

在工事が止まっている現場はございません。また、常に体温管理、手洗いやうがいなどの感染拡大防止の対策を行っております。

補助金等の予算上の今後の見通しにつきましては、今年度も通常どおりの執行を予定し、次年度以降の要望につきましても要望額を査定し、関係機関に対し、しっかりと要望していきたいと考えております。

また、その他の要因についてでございますが、毎年度予算が限られている事業や施工性等の悪い現場などが挙げられますが、当初計画の段階や施工計画の中で、できる限りこれを回避し、限りある予算の中で効果的な予算執行ができるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私から⑤について答弁させていただきます。

4月に全国的に緊急事態宣言が出され、伊豆市では市民の生命を守るために様々な施策を行ってきました。そのたびに、マスコミ等を通じて市民の皆様へ情報発信をしてきました。

議員が言われますコロナ禍においては、コロナ対策以外にも市の施策について市民が不安を持っているだろうから、その不安を緩和するためにもっと報告や公表をすべきではないかとのことだと思いますが、確かに市内のイベントや地区での集会等が例年どおりに行われず、市民への情報共有が弱くなっているのは事実だと思いますが、実際、各種計画策定事業などでは延期等が出ていますが、コロナ禍において市民の皆様が不安を抱くような事業の遅れはないのではないかと考えております。

今後につきましても、市民に知らせるべきもの、市民生活に大事なことにつきましてはしっかりと情報発信をしてまいります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） コロナウイルスの感染拡大の中にあつて、各部署とも対応しながら問題なく進んでいるのだろうなと思ったんですけども、そうはいつでも何の影響もないということもなく、これから影響が出てくるものも多いただろうなということで、現時点の状況を教えていただきながら、来年度どうなっていくのかということと一緒に考える必要があるだろうと思ってこういう質問を今回させていただいています。

市長、教育長にそれぞれお伺いするような仕立てにさせていただきましたので、少し今気になっているところとか、また全てには触れられませんので、何点か絞って再質問させていただきたいと思います。

まず、1番目からいきますけれども、予定どおりいかなかったことの、まず教育部門からすみません、先にお願ひします。

一番身近といたしますか、気になっているというか、最近の新聞でいいますと、修学旅行が

中止になりましたというようなことがありました。これはまさにコロナの影響かと思えます。それから、中体連も例年どおりの中体連も行われなかったということだと思います。第三の行事とかがあるとは思いますが、その辺の影響が出ていると思います。

修学旅行や中体連が中止になるのは仕方がないことかとは思いますが、その辺の影響といいますか、代わりにどういふことをするのかということに対する、代わりのことをやらなきゃいけないということに対する問題点とか、今のところどんなふうにとらえられているのか、まず最初をお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） それでは、お答えします。

修学旅行については、新聞等でも取り沙汰されている大きな問題だと考えています。

まず、伊豆市内の中学校ですけれども、中学校は毎年、修学旅行列車というのか、新幹線で京都へ、奈良へというようなのが通例です。今は、関西のほうがとても危険ですので、春の計画をまず秋に延期しています。秋なら行けるだろうなと思いつつ、やはり駄目で、現在、最初は修善寺中が最初だったんですけれども、修善寺中、中伊豆中が9月初旬に行くはずだったんですけれども、それは残念ながら中止という形にしました。これは、ちょっともう今から延期ということでは考えられないので今は中止にしています。

それについて、どうなんだと保護者の方からも何とか子供たちのためにほかのことはどうなんでしょうかというようなメールもいただいたりしているんですけれども、学校としては、かといって、じゃ、場所を変えればというような状況ではありませんので、今、子供たちとともに修学旅行に代わる何か思い出に残るものをつくり上げていこうという方向に相談をしているところです。例えば、これは先日ちょっと聞いたある学校の話なんですけれども、子供たちに聞いたら、みんなで1日遊びたいと。思い出づくりに3年生みんなで球技大会をやりたいから1日くれないかというような話しをして、本当に安全なんですけれども、そういうことを子供は望んでいるところもあるんだなど。本当は行きたいんだろうけれども、そんな方法を取っている学校もあります。

あと天城中と土肥小中一貫校については、まだこれからですのでまだ分かりませんが、そういう状況は中学校です。

それから、小学校のほうはみんな東京のほうへ行く予定でしたけれども、やはり東京は駄目ですので、現在、山梨、それから浜松がちょっとまた変わってしまったんですけれども、浜松へというようなことで、そちらは1泊で、今のところ場所を変更して行きたいというような、そういう計画を立てているところです。

中体連については、御存じだと思いますけれども、もうスタートがうまく切れませんでしたので、勝負をかけた戦いになりますとけががちょっと心配ですので、フレンドリーマッチということで7月の終わりのときに総当たり戦で大きな練習試合大会みたいな感じで、3年

生だけが参加できる思い出の大会をやりました。いつもは1回戦で1回しかやれないような学校も、リーグ戦で5回戦も6回戦もできていい思い出になったというようなお話は聞いています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 修学旅行、中体連については分かりました。できる範囲のことをやっ
ていただいているということで、よかったなと思っています。

それで、伊豆市においては、小中学校の再編成であるとかその辺の見直しをずっと進めて
きているまだ道半ばでして、学校間でいろんな差が今できてしまっているのが事実です。

私も中伊豆ですので、中伊豆中学校の様子とか見ていますと、そもそもコロナになって今
大変なことになっちゃったんですけれども、それ以前の問題として、中伊豆中学校は本当に
3階が雨漏りで教室が使えない状態なんですよね。今年は3年が2クラスで、2年、1年は
1クラスなので、全部で4つ教室があれば授業ができるということで3階は一切使わないで
2階だけで授業をやっているんです。そんなことで始まったんですけれども、コロナになっ
ちゃって、給食のときに配膳しなきゃいけないときにどうしても密になるということで、1
年生だけ3階のそれなりに雨漏りがひどくない部屋の前の廊下で配膳をして、給食だけ3階
で食べているなんていう話も聞きました。それについて特に問題はなくやってくれていると
は思うんですけれども、そういったちょっと変則的な廊下で配膳したりとかというような、
上の階に給食だけ移動したりとかいろいろあるわけですが、その辺で影響がないのかどうか
ということ。

それから、あともう一つ心配なのが、そもそも再編成の過程で中伊豆も今言ったようにク
ラスも減っていますし、当然人数も減っている中で、自分の学校だけで、今言ったような部
活動も対外的にしなきゃできない状態になっています。週の半ばは自分のところで、野球部
員が9人いなくて、7人しかいないけれども、自分のところだけで練習して、試合みたい
なときは修善寺中学と一緒にやるために土曜日とか日曜日とかは修善寺まで行っているん
ですけれども、それも移動の手段はどうしているのかなと思ったら、生徒たちが自分で通常
の乗合バスに乗って修善寺まで行って、それでまたバスで自腹で料金を払って通っている
というような状況のようです。もともとそんな中で、今言ったような従来と違うことをやら
なきゃならない、さらには感染についても注意しなきゃならないというようなことの中
で、そうやって見えてきた課題について、今後どうしていったらいいのかなというのは
若干の不安があるんですけれども、どういうふうに捉えていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 中伊豆中学校、それから天城中学校、それから土肥小中一貫校と修

善寺中学校、どの学校も同じような悩みを抱えているのは事実でございます。

施設がかなり古くなって、雨漏りをすると。特に中伊豆中学校については、いかんせん長雨のときに、日頃から少しずつ漏れているわけですがけれども、それがたまって天井が少し落下したという、1枚ですがけれども、落ちたというような事実がございます。ですから、その教室を全部使わないというよりも、今後それに対応した修理はしていくつもりです。新しい中学校を目指しているわけですがけれども、現在変えて、今から5年間の中学生にとって不都合がないように最大限の努力をしていくつもりです。

部活動については、これも中伊豆中だけの問題ではなくて、修善寺中も現在修善寺中は15の部活を確保しようとしています。ですので、人数で割ると、一つ一つやっぱりチームを組めないところもありまして、一つ、伊豆市全体でチームを考えていこうというようなことは、たまたまほかの学校にも認めていただいて、合同チームを組んでやっているような状況です。そこへ行く不便さもあるわけですがけれども、交流をしながらちょっと視野が広がったりするなんていう話も聞いていますので、今後、なるべく負担のかからないようにということと、それから、そういうことが便利にできるような、そういう支援はしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） そういった問題をそもそも抱えながらコロナになってしまっているものから、その辺をプラスアルファの配慮でぜひお願いしたいと思います。

修学旅行、中体連、それから部活を含めての活動以外にも合唱コンクールなんかもできないとか、そもそも人数が少なくてクラス対抗にならないみたいな部分もありながら、もう合唱コンクールもできないのは、結構合唱の練習に中伊豆中は特にすごく熱心に長期間練習をして当日を迎えていたというのをもう知っているものから、大分様子が変わってきてしまったので、ちょっとその辺のフォローもコロナと併せてしなきゃいけないのかなと思っています。ぜひよろしくをお願いします。

それから、じゃ、次にいきますけれども、コロナそのものの影響というよりも、今後出てくるであろうといいますか、ものがいろいろあるんじゃないかなと思って心配して質問したんですが、それなりにこの後対応できますよという大方の回答でしたので、市長部局のほうに移りますけれども、確認しながら2番、3番についての大質問をしますが、県とか国の補助金もおおむね予定どおりですよと、建設についてもほぼ予定どおりですよということだったんですが、オリンピックが1年今のところ延びているという状況の中で1つ気になったのが、オリンピックが来る前に修景伐ということで道路の両側の木を切ってきれいにしましょうという事業があつて、やったところはすごくきれいになってよかったなと思って、それをさらにオリンピック来るまでにやりますということだったと思います。恐らく

それについては、今聞いた範囲だと予定どおりのことは多分やるんだと思うんです。

そこにもってきて、実は一般質問の1日目に、杉山武司議員が、2日目に下山議員も取り上げてくれたナラ枯れの問題が実は修景伐とはちょっと直接関係ないんですけども、関係あって、ここでコロナ禍ではあるんですけども、みんなでちょっと情報共有と問題意識の共有をしたいので少し取り上げたいと思うんですけども、道端で結構大きい木が枯れちゃっているんですよ。

それで、修景伐に合わせて道端の危険な木は切ってくれるといいなと思っていたんですけども、でもよく考えたら、ちょっとすみません、話長くなりますけれども、私が最初に議員になったときに、実は桜のてんぐ巣病の話をさせてもらって、あれはてんぐ巣病になった木でもう治らなくて、街路樹でいっぱいある桜が徐々に枯れて枝が落ちたりとかして、交通の支障になっているので危険なところは切ってほしいというお願いを8年前に実はしたんですけども、たまたまここで、税金である程度支障部も切れるということで、八幡から冷川の間でてんぐ巣病にかなりやられている桜も含めた道の両側の木を切ってもらいました。

そこについては問題ないんですが、桜は比較的軟らかい木で、腐ってから落ちるので軽い状態で落ちてくるんですけども、今問題になっているナラ枯れというのは、コナラとかクヌギとか、あとカシの木もそうなんですけれども、大きい木がみんな枯れています。山の中が点々と枯れている木が最初あったのが、大分それが増えてしまって、今取りあえず問題なのは、道端で枯れている木が早急に対応しなきゃいけないものだと思います。重さで倒れますし、路肩も傷めるということで、あと道路のほうも上にあるものは倒れて道路を塞ぐ、路肩の下にあるものは路面自体を損傷する可能性もあるんです。

その辺の対応についてどの事業でやったらいいかというのはすごい悩ましくて、木が生えているところが民地なのか、官地なのか、道路敷なのか、民間の所有の土地なのかということと、いろいろあるんですが、これ一番厄介なのが、ナラ枯れというのは樹齢の大きい木に出やすいんです。下山さんも言っていましたけれども、キクイムシというのが原因なんですけれども、それがナラ菌という菌を持っていて、それが根本にいっぱい集まると、菌が木の中に入って、水上げができなくなって、ぱたっと枯れるんです。最近、何でキクイムシが増えているかということ、気候が温暖化しちゃっているということとクヌギとかコナラを切らなくなってしまって30年選手が多くなったと。そういう太い木にキクイムシはいっぱい集まってくるので、それで大きい木がぱたぱた枯れている。山の中で枯れている分にはいいんですけども、道端で枯れている木が最近散見されるので、何とか行政で事故になる前に切れないだろうかというのが緊急の課題かなと思っています。

これをどうしたらいいのか、ちょっと自分でも結論出ないんですけども、何とか電線から出ているところは東電とNTTに頼むと切ってくれるんですけども、元からはなかなか切ってくれない。それから、倒れれば片づけるけれども、倒れる前に危なそうでもなかなか切れないというのが今の現状かなと思っています。これについて、現状ではどういう対処方

法があるのか、どう捉えていて、どういう対処方法があるのかというのをちょっと誰かに答えてほしいんですけども、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 昨日、下山議員の御質問にもお答えしたとおり、今、伊豆市では修景伐という、議員からお話がありました。こちらについては、森林環境譲与税を使って昨年度から今年度にかけて、八幡、冷川の県道伊東修善寺線をやらせていただきましたが、目的としては、やはり面的に見えるところを眺望をよくしたいというのが基本的な修景伐の目的でありますので、今、議員言われたような、しかも基本的には大きい幹線道路というところで今進めていきたいと考えておりますので、ナラ枯れに特化した道端の木のみをなかなか修景伐という、私どものほうでピンポイントでやるというのは正直難しいのかなど。場所が合えばできるということではあるかと思っておりますけれども、そこだけを狙い打ちした事前伐採というのは厳しいのかなというふうには我々の修景伐では考えております。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 市道とか道路管理者のほうから言いますと、やっぱり基本的な考え方は、道路につきましては建築限界がありまして4.5メートル。その中で低いものとか支障のあるものについては安全に走行できないものですから伐採すると。それ以上、上にあって、例えば枯れた木が見えるとか、そういうものに対しては情報をいただければ、もう枯れて落ちるのが分かっているならば、道路上に落ちてくれば分かりますので、そういうことは対応はする必要はあるかと思っておりますけれども、今言われたように、例えば道の上とか、道の下とか、要するにどこに生えているかというところがやっぱり問題で、その辺でやっぱり管理者とすれば、生えているところが民地なら、まず民地の人に何かしらの対応を取っていただきたいというのが現状でございます。

道路とすれば、例えばそれが道路に台風とかで倒れたときには通行に支障がある場合は、それを撤去するということは道路管理者のほうはやりますけれども、事前についてはやっぱり根の生えた方に基本的にお願ひしたいというのが一般的な考え方になります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 基本的な考え方は多分そうなんだろうというふうに自分も理解はしています。

ただし、今回、ナラ枯れの問題のところは、さっき言ったように樹齢のかなりいつている大きい木が枯れやすいということと、松とか針葉樹みたいに根の浅い木じゃなくて、広葉樹で根が深い木が枯れているんです。根の深い木でその辺の土をしっかりとつかんで斜面に生えていたような木が枯れるということで、土砂災害につながる可能性もあるんです。なので、道路に土砂が崩れるという可能性もあります。さっき言ったように、路肩の下のものは道路

そのものが崩れる可能性もあるので、これは県の交通基盤部とか、あと伊豆スカイラインを管理している静岡県の道路公社とか、その辺ともちょっと連携を取っていただいて、市道は当然伊豆市が管理しなきゃならないと思いますけれども、本当に直近に事故になりそうな枯れた木が道端にないかどうかのチェックとか、県のほうとも協力して、そういった事前にある程度危険を除去するような動きを取ったほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、そういう県との連携とかということをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） そうですね。一応、基本的に市の道路管理者の考えはそうなんですけれども、そういう事情が県道、国道にはあったり、スカイラインとか要するに道路公社もありますので、ちょっと公社のほうは道路法と運送法とちょっと違うと思いますけれども、その辺のことをいろいろ各方面のことを関係者と確認してどういう対応が取れるかというところをちょっといろいろ調べていきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 修景伐については先ほどお答えしたとおりですが、昨日の下山議員の御質問にあったとおり、このナラ枯れというのが昨年度あたりから非常に市内で散見されているというのが事実でございます。道端に限らず、昨日も答弁させていただきましたが、この対応については私どもも新たな森林への課題ということで非常に重く認識をしておりますので、また県を通じて、その対応、対策については協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ナラ枯れと未然の事故防止については、できる範囲で今のような形でぜひお願いをしたいと思います。

それと、3番のところ、建設土木関係が私すみません、止まっているように見えるなんて勝手に自分の思い込みで書いてしまったんですけれども、ちゃんと進んでいるということで、私の認識の違いだったかもしれませんのですみませんでした。

結局、中伊豆であんまり建設の工事がなかったものですから、最近ちょっと始まったらすぐ止まっちゃうなということで、3月に工事が終わっても、ずっとウマが置きっぱなしで工事はやっていないけれども、どうなっているのと聞かれたときに、いや、そろそろ始まると思うんですけれどもと言ったんですけれども、よく考えたら、県の助成金の事業とかが年度が変わると8月ぐらいか9月ぐらいにならないと、その年度の工事が始まらないということだけなのかなということで、聞かれたら県とかの補助金をもらう工事は半分休んで半分工事ですよみたいに言うておくしかないのかなというふうに思いました。

それと、災害復旧の工事也大分あるので、その影響もコロナというよりも去年からの災害復旧の工事が通常の工事に若干影響があるのかなというようなところの確認を一つさせていただきたいのと、やっぱり事業者さんも限られていますから、その辺で1年にできる工事の量がそんなにたくさんはできないのかなということが止まっているように見えた原因なのかなと、今思ったんですけども、その辺はどうでしょう。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） まず、中伊豆地区でいろいろ工事を今やっているところなんですけれども、市で発注しているさくら大通り線がありまして、そこにつきましては道路を拡幅するということで、今山を大々的に切っております。これは昨年発注して、それで今年の方ももう発注済みで工事は入っているんですけども、山を切って、大きな機械を上に乗ければいいんですけども、要するに重機が載る幅が狭いものですから大きな機械が入っていけない、なおかつ山の要するに土質が良くないものですから、あんまり雨がうんと降ると、逆にそこで作業がなかなか進まないというところで非常に皆様には工事が止まっているように見えるんですけども、そういう作業工程の問題で多少そういうところで遅れがあるというところが1点あります。

もう一つ、城線につきましては、県の中山間みらい伊豆でお願いしているところなんですけれども、一部道路が拡幅されまして、予定的には今度河川のボックスカルバートを入れるという作業がありまして、県に確認したところ、昨年の方に予算はついたという話だったんですけども、その後、要するにボックスを全部できる予算がないと。そうすると、部分的に行うと、あそこの道路を1年半とか2年通行止めにしなきゃいけないという非常に皆様に迷惑をかけるところがあるもので、それを今年発注して、今年に全部ボックスだけは完了させたいということでちょっと事業がストップしているような事情でございます。

災害の影響があるかというところなんですけれども、災害が結構多かったですけれども、ちょうど発注は3月にはして、繰越しかけて発注していますので、通常一般的には普通、4月、5月、6月はなかなか公共工事は発注されないものですから、要するに工事をやる関係者については、ちょうどこの時期にはある程度作業ができてうまく回っているんですけども、やっぱり中には現場の工事の内容とか施工方法で多少問題が発生するところは協議とかをしていますので、そういうところでちょっと遅れがあるというのが見られるものですから、ほかにつきましては順調には動いていると思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 特に上和田から上のさくら大通り線は本当に難航地なので、見てもそんなに簡単には進まないというのはよく分かりますし、県のほうの農林のほうの予算を

使っている事業についても、県のほうとの関係もあるのでこちらの都合だけでは進まないというのもよく分かるんですけども、交通止めの期間が短くなるようにとかという配慮の上でのことだということですので、地元には説明がいつているのかなとは思いますが、見ているほうからすると止まっているというような印象を受けるところもあるので、よかったらその辺の事情を何らかの方法で皆さんに知らせてあげるといいのかなというふうにちょっと思いました。

それでは、次ですけれども、来年度の事業についてはそれなりにまたやりますよということで、これからのことだというふうに了解しました。

いずれにしても、誰も体験したことがないという中で、試行錯誤しながらこれからもやっていかなきゃいけないと思うんですけども、もうちょっと終盤に入りますけれども、情報の発信についてです。

情報の管理は結構難しく、今まででもいろんなところで情報のことはいろんな議員さんも取り上げてきたんですけども、今回かなり特殊な状況で情報の管理はすごく難しいと思うんですよ。例えばですけれども、実際皆さん不安というか、感染に対する恐怖だったりとか、コロナそのものがよく分からないという不安がある中で日々生活していかなきゃいけないという中で、市がどこまでそれについて発信するかというのはすごく難しいところはあるんですけども、例えば一例を言うと、感染者の発表の際に東部保健所管内とだけしか言われないと、どこだろうねということですからすごく不安になって心配だという中で、つい最近から市町だけは公表されるようになりましたよね。それは、どこの町かということも分かるということ自分で自分のところではないということが分かるということ以上に、あそこの町で出たんだから自分にもより身近だとか、注意しようとかという正しく恐れるというか、正しく対応するための情報として東部保健所管内で止めるのではなく、市町まで発表するというのはすごくよかったと思っています。

それと同じようなことが市においての活動の発信の仕方についてもあると思うんです、一例で言うと。そういうところで、今までの流れの中でのいろいろなコロナに関係する事業であったりとか、変更であったりとかの情報の出し方について、今の時点で何かお感じの点、これからこうしようと思っているような点がありましたらお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 情報発信につきましては、やはりいろんな形で難しいなと思っています。

今回のコロナの件につきましては、やはり県のほうから情報が来ますけれども、やはり全てが公開できるような情報じゃなかったりとかいうのがありまして、市町としてどこまでやるべきかというのは本当に日々悩んでいたところがございます。その中で、これから東部保健所管内というものが市町ということになって、ある程度の情報発信は少しは出てくるのか

などと思いますし、先般、市町のほうから県のほうにある程度要望したというのも聞いておりますので、その辺の調子を見ながらやっていく必要があるのかなと思っています。

いろんな意味で情報発信がうまくいかないと、やはり誹謗中傷であったり犯人じゃないんですけれども、何か悪い人を探すような傾向が結構ありますので、その辺だけはないような形で、そういう情報は市町のほうとしてやはり皆さんで互いに気遣いをしてやっていきましょうという、情報についてはやはり頻繁に出していく必要があるのかなと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 日々、テレビの報道とかを見ていても、ほかの自治体の取組なんかも普通に夕方のニュースとかでも流れていて、我々も目にするわけなんですけれども、不安とか恐怖が原因で誹謗中傷に走ったりとか、過度なひきこもりといいますか、警戒し過ぎたりとかいろんなことが起きやすいので、そうしたことが起こらないように、要するに敵はコロナウイルスなのであって人ではないですよというようにことを確認するというようなところの情報発信まで、自治体の単位でやっているところもあります。

伊豆市内において、そういうことが特に懸念されるような状況ではないとは思いますが、そういった他市町の取組でこういうことが有効だなというようなものについては、今、総合政策部長の担当かなと思っていますので、ぜひちょっとアンテナを高くしていただいて、伊豆市内に向けても、あるいは周辺の市町と一緒にでもいいかとも思うんですけれども、そういった対策を取った上で適切な社会活動ができることが一番いいのかなと思っていますので、何らかの自治体としてできることは取り組んでいただきたい。敵はコロナであって人間ではないですよということと、正しいコロナの最新の情報であるとか、そんなものを情報発信をして、市民の皆さんの不安とかそういうのを解消するようなことをやっていただきたいと思いますが、今のところ、そういう周辺の動きの確認みたいな状況とかはどうなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 伊豆市のほうでもコロナ感染者は残念ながら出てしまいましたが、その前に県内であるとか全国にいろんな感染情報がありました。その中で、やはりいろんな市町の対応の仕方であるとか、変な意味、先進事例というわけではないんですが、そういうところを参考にさせていただきながら、伊豆市としてもどういう形で情報発信したらいいのかというのは常に考えながらやってきました。

なかなか静岡市とか浜松市というのは政令市なものですから直接市の名前でできるんですけれども、我々の場合は政令市ではありませんので、どうしてもやっぱり静岡県が情報を握っているわけですね。その中で、市のほうにどれだけの情報が来るかというのは本当にやきもきするところがありまして、やはりその辺で県との調整というのは必要になってくるのか

などと思いますし、これからまだ感染が拡大していく可能性もありますので、いろんな意味での情報の共有であるとか、誹謗中傷の撲滅であるとかそういうのを含めて、やはり我々だけじゃなくて、近隣市町であるとか県とも相談しながら、そういう情報発信については注意しながらやっていく必要があると考えてございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 伊豆市としてできることが限られるというのは、仕組みとしてはよく分かるんですけども、今言いました漫画を使ってさっき自分が言ったような啓発をするのをNPOに頼んでやってもらいましたというのは、つい二、三日前にもテレビでも流れていまして、いろいろな方が見たかと思えます。

テレビを見てみると、いろんな報道番組とかでいろんな方が出てきていろいろな解説をされると、見ると余計に不安になってしまったりとか、そういうことがまま起きて今日に至っていると思いますので、できることが限られているのはよく分かるんですけども、そこを何とかできないかなということでの質問であり、確認でありますので、本当に伊豆市としてというか一自治体としてどこまでできるかということは限界があるのは分かるんですけども、何らかの方法で県とも相談しながらということになると思いますが、情報の発信についても改善をしていくほうがいいんじゃないかなという状態だと思います。

今後のそういったコロナに対する扱い全体と情報の出し方とか、管轄の問題も含めて今後どうなっていくのかなということも含めて、最後にちょっとコメントいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（三田忠男君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 担当部だと担当課の苦労もあるものですから、私から答弁させていただきますけれども、この半年間の情報の扱いは本当に苦労しました。

最初は危機管理ですから、大胆な政策を早く決めて、状況の推移を見ながら修正していただくということで、本当に防衛OBの佐藤参議院議員に言わせれば朝令暮改じゃなくて朝令朝改。もう危機管理というのは、それを覚悟して進めなければいけない、それに近い状態があったかと思えます。

途中で、ある程度どうすると感染するのかが分かり始め、それから伊豆市のようなところではそんなに高いリスクがあるわけではないことが分かり始めた頃に市内から感染が出たときに、さあどうしようかと思ったんです。これが台風災害だったら私がラジオに出ていろいろ説明していたんですけども、それをそんなに多くの方は聞いておられない、それであまり恐怖心をおおっても問題はあるし、そこで、我々は注意をすべきことがほぼはっきりしてきたときに、御家庭の冷蔵庫に貼っていただくようなものを担当が考えたわけです。そこからまた厳しいところで、ケーブルテレビがない伊豆市においては、リアルタイムでできるの

はラジオ、比較的よく読んでいただけるのは広報紙ですけれども、月に1回で、先ほどの議論にあったように、今、区長さん、班長さんとはとにかく配り物を減らしてくれの大合唱の中であえて出すかというところで、実は担当が全ての区長さんに電話して、一緒に配ってもらえますかと確認した上でやった、それくらい難しいんですね、情報の徹底というのが。

現状はそんなに伊豆市はどんどん感染している状況ではないので、引き続き市民の皆さんに注意喚起していただくような、そして、心得ていただくような安定的な政策を繰り返すようお願いすることでいいと思うのですが、半年前のような状況に陥ったときに、あるいは市民の皆さんが状況が分からずに不安を思っているときに、どのような情報発信をするかについては大きな課題として残りました。

後ほど予算でお諮りする同報無線のデジタル化等もありますが、少し中期的な課題も含めて、改めて情報発信の仕方というものは、多数の選択肢を持っておくことについて検討は続けていきたいと思います。すみません、明確な答えができなくて申し訳ないんですが、大変苦しいところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） おおむね今の状況は確認できたと思いました。

それで、いろいろ心配して滞っているものがあるんじゃないかという自分の勝手な思い込みで質問したと最初に言いましたけれども、しっかり進めていただいているということがよく分かりました。

定額給付金とかいろんなイレギュラーなものがある中で通常の業務を進める上で、恐らく通常どおりやっているということは、その分残業をしているのかどうか分からないんですけれども、そんなような対応で何とか普通どおりにやっていただいているんだろうなというふうには理解しております。そうではありますけれども、やらなきゃならないこともありますので、コロナの対応もしっかりしつつ、本来の業務をしっかりやっていただきたいということで質問を終了します。

○議長（三田忠男君） これで青木靖議員の質問を終了いたします。

ここで14時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時59分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、一般質問者、最後の質問に移りますが、すみません、質問者が私のため、会議規則第54条の規定により副議長と議長を交代いたします。

○副議長（小長谷朗夫君） それでは、議長に代わりまして、私、副議長が議事を進めます。

◇ 三 田 忠 男 君

○副議長（小長谷朗夫君） 引き続き、一般質問を行います。

8番、三田忠男議員。

〔8番 三田忠男君登壇〕

○8番（三田忠男君） 4年間の一つの区切りとして今までの総括として、今後の課題と認識している事項や解決策等について思うところがありましたので、市長及び教育長に伺わせる場を設けさせていただきました。

件名として3題あります。

1つ、行政施策立案時における議会、市民意見の取扱いについて。

議会、市民要望意見の行政施策立案時における取扱いについて伺います。

市民代表としての議会の決議、請願、意見書等を行政施策にどう生かしてきたか。議会、市民からの要望を今後どう取り扱っていくのか、伺います。

市長、教育長に伺います。

2件目、各種施策の実現に向けて、議会と行政の関係について伺います。

伊豆市の課題の共通理解、解決策構築の方向性確認のため伺います。行政施策を展開するに当たり、市民等から多種多様な要望、要求が存在すると思います。これらの要望等を踏まえ、よりよい施策を展開するために必要な行政と議会との関係をどのように捉えているか、伺います。

市長、教育長に答弁を求めます。

3番、1、2を踏まえまして、各種施策の実現に向けた具体的な事業実施について伺います。

これまで議会は議案審議や一般質問の中で行政と協議をしてきましたが、人口減少問題等ある一定の項目を議題とした話合いの場がなかったように思います。今後はこのような場の設定を必要と感じながら、以下の項目の事業について、今後の具体的な事業実施予定を伺います。

1つ目として、人口増施策の展開について。

2つ目として、独り暮らし高齢者等生活困難を抱えている市民の安心・安全のセーフティネットとしての医療、福祉、介護等について。

3、子育て環境整備としての保育、教育分野について。

4、生活、暮らしの前提としての仕事の確保と、所得向上策地場産業育成としての観光業、農林業、商工業等の振興策について。

5、災害時の対応について。いわゆる民有地が被災された場合の対応について伺いたいと思います。

6番目、通学等の交通安全と伊豆縦貫道と、それに伴う生活関連道路の整備状況について、

今後の方向性を伺います。

市長に答弁を求めます。

以上です。

○副議長（小長谷朗夫君） ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議会の意思を対外的に表明する決議への対応ですが、一例といたしましては、予算編成時の附帯決議として可決された旧湯ヶ島小学校及び幼稚園の改修工事に決議内容を反映させ、また、修善寺東こども園の早期建て替えによる新こども園整備を求める決議についても、本年6月から新修善寺東こども園と児童発達支援センターを開設するなど決議内容を検討させていただき、具体的に対応をし実現をさせていただいております。

また、議会にて採択された市民からの請願のうち、その処理の経過及び結果の報告を求められているものには全員協議会などで各担当所管課から経過と結果の報告をさせていただいております。

市民からの要望や意見聴取については今までも行っておりますが、市民アンケート、パブリックコメントの実施、地区懇談会、市長としてのタウンミーティングの開催など、あるいはホームページなどによる意見募集など、これからも多様な手段で積極的に行っていきたいと考えております。

○副議長（小長谷朗夫君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 各種施策の実現に向けて、議会と行政の関係についてですが、議会や市民の皆様からの要望や御意見は真摯に受け止め、その上でその真意や重要性、緊急性を確かめ、どのように施策に展開していくかを検討しています。

現在進めております新中学校の計画も市民からの要望、議会の採択を経て現在に至っております。白紙撤回となった計画をゼロベースから検討するため、議会から送付された請願を受け付けた1か月後には、教育委員会で伊豆市教育振興審議会への諮問を議決し、さらにその1か月後に教育振興審議会での審議を開始しました。

このように、早急に対応する必要がある内容もありますので、今後も教育委員会で内容の真意等をお聞きしながら、必要に応じて総合教育会議でも市長部局等と情報や意見を共有しながら対応していきたいと考えております。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） ここに至る問題意識なんですけど、凶らずも4年間議長等をやらせていただきまして、いわゆる二元代表制の下、一方の首長の市民代表、片や16人の議会としての市民代表、この二元代表制の中で、いわゆる行政と議員がどう市民の要望実現のために共同

作業等を行ってきたのか、あるいはまた、反目し合う項目についてどこまで市民のためのディスカッションを重ねてきたのかと、そんな反省も私の中にあつたものですから、今後の施策を展開する上において、どうこれから議会と行政の関係、それで何よりも市民を中心に置いた行政、あるいは市民を中心に置いた市議会として、どう関係をつくっていくのかが私の問題意識の中にあつたものですから、伺わせてもらいました。

そして、私が何よりも大事にしているのは、伊豆市議会基本条例なんです。この基本条例の下でいろんな議会活動を展開してきたということです。これは、私たち1期目のときに作成させてもらったものですから、当然ながら大事にしてやってくると。それと、いろいろ市民のためになることについては行政当局に対して資料提供を求めたり、説明を求めたり、そして、議員間で討論を行い、とにかく市民のための議会であるように、あるいは市民のための行政であるようにということを議会の憲法と私は言い続けていますが、基本論理に基づいてやってきたと。

そうしますと、当然、答弁等についても議会基本条例の13条に市民参加、市民との連携というところがあつて、議会はということがあつたり、いわゆる予算編成のときには他市の比較とか、いろんなところの中で、もっと分かりやすい説明を求められることができるとかいろいろ書いてあるわけです。そんな中で、何かちょっと不十分なところがあつたんじゃないかという私の反省を踏まえて、ほかの議員がどう感じているかは分かりませんが、そんな問題意識の下で質問させてもらっております。

例えば、一番私の中では、議会をやっていてよかったなというのは、とにかく市民要望を条例とか決議等で実現させたときは本当に役立つ議会であつてよかったなと思うわけです。それが、今後、その施策に反映させていくには、やはりそういったものを議会だけが議決するんじゃないくて、事前に行政とすり合わせていて、本当に実現しなけりゃ意味ないわけです。幾ら議会が勝手に条例をつくっても、それが当局が本当にそうだな、この条例の下で市民のために頑張ろうという気にさせるような条例でなければ意味がないんじゃないかと個人的には思ったものですから、そんなことの中で、私が今、いまだに記憶に残るのは、昨年12月、市民とともにあゆむ手話言語条例、これはまさに当事者の願いを議会が受け取って、その議会の熱意が私は大勢の議員の熱意の下で行政の担当者等を動かして、市民を中心に行政議会が一緒になつてつくった条例で、本当に私はこんな関係を今後とも議会で展開できたらいいななんて思ったものですから、この一番目の質問の中心に据えました。

市長にお伺いします。

手話言語条例のときのいきさつを首長として存じていると思いますが、この条例のいきさつ過程をどう評価しているか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民の皆さん、特に厳しいハンディキャップをお持ちの皆さんの声を

議会が吸い上げていただいて議会が主導していただいたやり方で、新しいやり方ですし、それから市民に具体的なニーズに応えた一先行モデルだと思います。

私が市長主導でやらなかったのは、聴覚障害者を含むハンディキャップのある方々への総合的な条例だったら、市長主導も考える選択肢だったと思うんですが、手話を言語にすると、英語とか中国語とかロシア語と同じ扱い、そうすると、本当にいいんだろうかと実は何人かの方と事前に話をしてあって、例えば私が通訳資格がなくても、ネルソンの人が来たら僕が通訳やるよといってできますよね。でも、手話は、基本的に手話の資格のある方に通訳に入ってくださいことで一言語にしたときに、手話通訳士の皆さんとのバランスが取れるかなということが私には確信がなかったので、そこだけに集中した条例を市長主導ではしなかったんです。

ただ、議会の皆さんがその必要性を認識されて、そして主導して条例化されたことですから、高く評価したいと思います。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） ありがとうございます。

この手話言語条例というのは、一般的な条例と違って、その方々、当事者がずっと差別をされている歴史の中で、自らの存在を伊豆市民として、あるいは日本国民として認めてほしいというような願いを込めている要望を全国で展開していると理解したんです。

したがって、総合的なみんなの中には交ぜてはいけない条例だと理解したものですから、いわゆる特定の人たちのための条例になっていると。ですけれども、行政との話の中で、他の障害を持っている方もいますので、その方々と今後、協調、協働を取ることが本当に皆さんの生活をさらによくするんだという話合いの協議の下で出来上がった条例になっているところも私はまた一步評価しているんです。

そういった意味で、修正等も含めていわゆる行政、議会、当事者を含めて条例というのは今後ますます質を高めていく必要があるんじゃないかと、また、そういった過程にお互いの理解がないと、出来上がった条例が本当に行き届かないんじゃないかと、よりよい外部環境等も変われば条例もどんどん変えなきゃいけないじゃないかと、そんなことで、いわゆる市民の要望を中心にしながら、どうそれを展開していくのかというところに焦点を当てて中身がどうのこうのということは、今回は問うてはいません。

次の事例として、やはり願いを中心にした東こども園の事例が私はまた好事例かなと思ったんです。その中に、児童発達支援センターというのがあるかと思います。この事例も当事者の願いの下の請願等を基に、伊豆市の3万という小さな市でこの発達支援センターをつくるというのは、私は非常にすごい努力があったんじゃないかなと、行政当局について非常に評価している部分ですが、この事例についても、市長、どのように考えますでしょうか。

ついでに言うならば、大きな流れの中では保育園が民営化の中で、あえて公立こども園に

したということの意義をどのように考えているか、お伺いします。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 発達支援センターについては、検討当初では伊豆の国市と合同でやる選択肢もあったのかもしれませんが。ただ、やっぱり伊豆市の市域の広さ、その前までも、例えば沼津の支援学校に通うのに、伊豆市からは一番遠かったわけです。そんな範囲を考えますと、伊豆市の中に拠点的なこども園に編成することは適当であったであろうと思いますし、私もずっと全てのこども園を民営化することがいいとは思っておりませんでしたけれども、一つ拠点こども園をつくることで、機能も充実できましたし、それから民間のこども園の皆さんとは緊密に連携が取れていますので、そこは全て民営化するのではなく、公設の拠点、こども園を残しながら民営化してこども園と連携を取っていくという形ではよかったと思っておりますし、当初に想定していたスケジュールよりも大きく遅れることなく、これは整備できましたので、そのスケジュール化についても何とか実現されたかなと思っております。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） 本当にそのように願いを基にできたということで、多くの評価をさせてもらいます。

つまり、政策は、やはり住民のためになるものを議会は議会でこれがいいだろうと、行政は行政でいいだろうと言いながらお互いに提案していくわけですが、すり合わせみたいな作業が、いわゆるこういった議会の本番でしかないような気がしているんですけども、もっといい条例等に提案するならば、事前審査という言葉もあるみたいですが、条例にならなければ私は審査でもないと思っているので、もっと構想みたいなことを議会側と当局側が忌憚のない意見交換ができるような場があってもいいんじゃないかなんて思うときがあるんですが、これは同僚議員からも、いや、そういうものじゃないよという声もあるかもしれませんが、市長、あるいは副市長等はその辺についてどのように考えますでしょうか、いかがでしょうか。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、私から申し上げて、副市長は県の議会担当の経験もありますので、もし違っている、あるいは付け足すことがあれば副市長にも答弁をさせていただきます。

これは2番目の御質問にも関連してくるんですけども、伊豆市の場合には、やはり計画、それから事業案をつくる段階で議員の御意見をやはり伺いたいと、これはもう明確に申し上げます。

いろんな報道のところで、地方議会は行政案を全部通すというような批判があって、地方自治体は財政の基盤が全く異なっていますので、不交付団体のように予算を自分自身で組め

るところはいいんですが、伊豆市の場合には、決算報告申し上げましたとおり、ほとんど補助財源です。それは、財源があるから何かをやるのではなくて、伊豆市がどうしてもやらなければいけないこと、そこに国とか県の補助金を充てて、市民負担を可能な限り小さくして、よそ様に負けない事業をつくろうとしているわけです。ですから、A案を否定してほかに回せるという代物ではないんです。これ、議員の皆さんはもちろん御存じなんですが、一部で、市民の方からそっちよりこちらのほうに回せるという御意見もあるんですが、そういう性格のものではなくて、議案になって否決をされると全部ゼロに戻ります。そうすると、国と県との調整も財源構成も全部ゼロになります。それは伊豆市にとってはとても大きな負担ですので、まず、議員の皆さんの御意見は構想段階から入れていただきたい。これは事前審査とかということではなくて、伊豆市はそうしないと市民の負担が耐えられないほど大きくなってしまう。

そこで、今、三田議員から御指摘がありましたように、請願、あるいは決議案にかかわらず、条例案、あるいは特に予算案においては、可能な限り事前に議員の御意見を伺った上で事業を編成させていただくことが、私は伊豆市民には最も公益性の高い事業ができると思っております。これは伊豆市の財源構成の特性ですから、そのようにこれからも進めていくべきと思います。

○副議長（小長谷朗夫君） 副市長。

○副市長（佐藤信太郎君） 三田議員の質問に関して、少々補足させていただきます。

私は県から参りましたので、県から見た伊豆市議会と当局の関係ということで少し思うことがございますので、例えばなんですけれども、県においては、知事部局と議会の間において日常的にコミュニケーションが行われています。条例案みたいなそういう議案として提出されるものについては、大体、議会の前に会派の議員総会というのがございます。大体、会派には政務調査会というのがございますので、その勉強会といいますか、政策研究会の中に、当局のほうから時間を取っていただきまして、我々の政策課題について説明をさせていただいて、議論をしていただくという機会を日常的にやっています。ですから、1回の議員総会ですと、当局からの説明が大体4本から5本あるわけです。

あとは、日常的にもコミュニケーションを随分取ってしまして、一番一般的なのは資料要求、それからレク要求、これを頻繁にやっています。具体的に申し上げますと、議員の先生から当局の課長ですとか局長ですとかが呼ばれまして、これこれの案件について今どれくらい進捗しているのかとか、これからどういう方針で進めていこうとか、そういうことを先生方が直接ヒアリングをするんです。あるいは、ヒアリングをする時間がなければ、資料だけくれということで、資料要求なんかも、これは頻繁に来ます。そうした中で、先生方といろんな議論を話す中で、様々な理解が深まり、政策決定過程において非常な効果を上げていると私は実感しています。

翻って、伊豆市役所を見ますと、そういった点におけるコミュニケーションというのは、

やはり少し少ないのかなと感じておまして、これから我々も能動的にそういったことを議会に対して提案していかなきゃいけないなと思っている次第でございます。

以上でございます。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） その根拠の中には、いわゆる議会の最大の仕事であります行政の監視等あるわけですが、その監視を含めて、ならばもっとこっちのほうがいいだろうという議会としての政策提言を行いたいという願いがあるわけです。そのためには、行政が何を考えているかとしっかり把握していないと、なかなか今度は私たちの願いも行政に届かないんじゃないかと、やっぱり意思疎通というのは事前に情報交換みたいにやっていくことは市民にとっては有益じゃないかなと。それで、議会がしっかり基本条例を基にやれば、別に行政がこう言ったからといって妥協することがなく、議会としては最終判断は各議員がするわけですから、そんなような基本点になります。

いろんな他の議長、あるいは議会等に接する機会が多かったものですから、いろいろ考えるところがあって、今から言うことはちょっと、ある学者先生が書いていた本からのことですが、職員というのは、いわゆる公務員は全体の奉仕者ですよ。その全体の奉仕者ならば、いわゆる職員が首長たるところにいるんじゃないかと、行政側にも全体の奉仕者たる職員が行政が活用してもいいじゃないかと書いてあるものがあつたんです。

今の議会構成にすると、議会事務局長を含めて四、五人の職員しかいない。それじゃ、まともに行政側の二元代表制の中の議会の力を発揮してもらうことはとてもじゃないけれども、できないと。それで、政策担当者もいないとなると、いわゆる全体の奉仕者たる職員の協力を議会も得ないと、本当に自分たちがいい政策を出そうとしたときにつくれないんじゃないかと。いかにも、議員を補佐するのは議会事務局の職員で、他の職員はみんな首長たるところにいるみたいに当然映るわけですが、私の提案みたいに、首長のところに、今、組織上いるという人たちも本来は全体の奉仕者という観点に立てば、市民の代表である議会のほうにいわゆる業務が回ってもおかしくないんじゃないかと、私はその文献を読んで思ったんですけれども、その点についてはいかがに、市長、考えますでしょうか。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 最初に少し認識を共有する必要があるかなと思っているのは、執行権限は伊豆市の中には、市長、あるいは教育委員会、あるいは選挙管理委員会、幾つかある中で、今、市長部局の話ですから、執行機関は市長で、ほかは全て補助者ですよ。ですから、今、副市長からあつたように、平生16人の議員の皆さんはカウンターパートは市長ですから、市長どうなっているんだ、今何やろうとしているんだ、どんなことを考えているんだという話の中で担当を呼んで確認されるのは全く正当な業務だと。だから、そこで議会事務局が全

て政策でサポートするんじゃないなくて、あくまであれは議会の事務局員ですから、市長部局の行政職員に対して、皆さんから御質問されたり、確認されたりすることはむしろ正当な公務だと私は思いますけれども、それでいいんだよね。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） そうですね。ありがたい言葉です。

ともすると、市長側についていて、何か議会は市長と対立しているの、あんまりそっちに協力しちゃいけないじゃないかと思う職員がいるとかいないとか、そういう文献もあるわけです。あるいは、市長についている職員は、何か議員から見ればちょっと違うんじゃないかと、我々の見方は事務局職員だけなんだとか思われがちになるんですけれども、今の市長の答弁とか、あるいは先ほどの学者先生の言うことをもっと議員も皆さんの力を借りながら、いわゆる議会が受けた市民の願いをどう実現していくかということに寄与していただければ市民のためにもっといいものが出来上がってくるんじゃないかなとつくづく思いました。それで、お互いの力量が高まるのがやっぱり市民生活を豊かにするんじゃないかなということになると、基本的なことを確認させていただきました。

その上に立って、今度は2番目のところに移っていただければと思います。

○副議長（小長谷朗夫君） それじゃ、2問目にいきます。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会と行政との関係、今までの第1問からの延長線上になろうかと思いますが、私は一度皆さんに御提案したのが、2週間置きに部長会議をやっておりますので、その中の重要案件は御説明させていただきたいということだったんですが、現状は条例案とか議案の説明を全員協議会で丁寧に各部課からということになっておりますが、それならそれでしっかり、これからもそのような意見交換の場を充実させていかせていただきたいと思います。

また、新年度予算編成のときは、特に委員会も時間が増えましたし、それを丁寧に御審議いただけるようになったと思います。中では、一部特殊な事情をお抱えの方からの要望等もありますので、それはある意味、議会のほうで一旦聞いていただいて、議会としても御検討いただき、市長部局でも検討して、お互いの立場からすり合わせるということも当然あってしかるべきだと思います。

これまで12年半の中で、基本的に議会のほうであまり決議はいろんなお立場があるでしょうけれども、請願で採択されなかったものは、どちらかという政治活動的なこととかは少し政治的なお立場が異なると不採択なものもあったと思うんですが、やはり市民からの請願については、私はしっかり吟味して採択していただければなと思ったことがありました。なぜかと申し上げますと、私も長くやっているせいなのかもしれませんが、市長はこれ

をやりたがっているから、市長はこうやろうと思っているからという御意見があるんですが、市民の皆さんの意見を踏まえて、市民の要望に応える形で政策があるわけです。私は行政官ですから、政策を編成する、そして議会に提案する、その中で、当然自分なりの経験と考え方もありますけれども、基本的に市民の中で、さらにいえば、受益者が反対するような提案をつくるわけがないのであって、したがって、そういった市民の皆さんがやはり本当に熱い思いで提案された案件については、やはり採択してほしかったなど申し訳ありませんが、今でも思います。

○副議長（小長谷朗夫君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） 教育委員会は、市長部局から独立した機関として位置づけられています。教育委員会が自らの教育行政について説明責任を果たす上では、議会での質疑に対する答弁、それから、全員協議会等での場をお借りして情報提供などはとても大切な機会であると認識しています。今までもそのようにやってきたつもりです。

教育行政の施策を進めていく上で、多種多様な要望や御意見がございますが、こうした要望の実現や課題の共通理解や解決策の検討には、細かな情報発信や意見収集で得られた市民の意向や御意見が非常に重要となります。

先日もいろんな御意見を伺って、とても参考になりました。今後も議会との情報共有を行いながら課題の解決に努めていきたい、そのように考えております。

以上です。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） この2番目の項目では1番と共通するんですが、今度は住民の願いも多種多様にあるわけです。その多種多様にある中から何かを選択してやらなきゃいけないということだと思うんです。その際の価値判断とか、あるいは行政との関係でどうするかというところで問題意識を持ったものですから聞かせてもらいました。

前提として、国会に対して地方もいわゆる市長派とか、市長派じゃないとか、あるいは選挙に出てきたときの政策との違いでこだわるとか、あるいは議長選出時の問題で、議長派とか議長派じゃないとか、いろんなことがまた文献にも書かれているんですが、要は地方議会は議決機関として各条例そのものに一人一人の議員が判断して、本当に市民のためになると思って賛成する、いや、ならないと思って反対すると、そんなようなことが本来じゃないかと書かれて、私もそのとおりだと思うわけです。そのときに反対するならば、あるいは賛成するならば、なぜならば、これこれこうだからこれだけ市民のためになるからこの条例に賛成しますと各議員が持たないとなかなか市民にも賛成、反対の意味が通じていかないんじゃないかなと思ったりもしたものですから、2番目に上げてあります。

その中で、いわゆる多種多様な要望、要求があるんですが、私はちょっと福祉の関係でニーズとデマンドという言葉があって、何を大事にするかというのはニーズなのかデマンドな

のかと、つまり何を言っているかという、必要性のあることと要望、いわゆる願い、どちらを大事にするのが本来の姿だろうかという、ニーズだということです、私たち。ニーズに基づいて支援すると。ただ、ニーズというのは、利用者から見れば、私はそんなことはそう思いません。だけれども、利用者が案外、本当に必要なことは気がつかないということらしいです。

そうするとそこに、今度は、例えばケアマネジャーとかやる場合、懇切丁寧な説明をしないと利用者たるハンディーを持った人はなかなか分かってもらえないと。要望を聞いて、はいはいとやることのある意味では簡単ですが、その要望を実現した先のその人の自立とかの見通しがないまま要望が通ったって、それはある面では、悪く言えば御機嫌伺いぐらいにしかならないと。だけれども、本当にあなたにとってこれが必要なんですよという、強い私たちが信念を持っていれば、それを説得できなければ、逆に、私はその担当者をするべきじゃないと思うぐらいの気持ちがあるわけですがけれども、そんな意味で、市長がこれは絶対伊豆市にとって必要だというときには、じゃ、どうやって議会とか市民に納得じゃないんで、説得でもない、分かってもらえるかという懇切丁寧な説明をどう展開してきたのか、あるいは今後、どういう関係で構築していくのかということがあったら伺いたいと思います。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 三田議員の今の御指摘はよく分かります。

小さい一例を申し上げたいんですが、さっき私も市民の声を聞いてと申し上げましたが、こちらのほうが皆さんには必要ですよという場合もあります。

ちょっと静かに聞いていただけますか、すみません、多分聞き取りにくいと思いますので。

○副議長（小長谷朗夫君） 森議員、大事なところですから、お静かに。

○市長（菊地 豊君） 市内のある幼稚園跡地を旅館にしたいということで売却をさせていただきました。その地区では、高齢の方々がゲートボールをやりたいので、そちらをちゃんと整備してくれという御要望があつて、私はそのときに、御要望としては分かるんです。だけれども、この地域にとっては、ドクターヘリのヘリポートのほうが必要ではないでしょうかということを上げて、ヘリポートを整備しました。先日、ドクターヘリが実際にそこに降りました。そして、順天堂に運んでいただきました。やはり、全て要望どおりに応えるだけではなくて、その地域の状況を市長として判断をして、必要な事業を逆に提案をしてやらせていただくことは必要だと思います。一例を申し上げましたけれども。

その中で、将来を決める大きな変革となる事業については、難しさは、新しいものは見えないんです。今あるものは見えているので、今ある見えているものよりも、将来もっとよくなりますということの説明不足のところは確かに私には説明能力が欠けていたところがあるんだろうと思います。

これから、今まで以上に、4月に再選をさせていただきましたので、副市長以下の職員を

しっかり使い、状況によっては議員さんの力もお借りし、つくろうとしている見えない未来をどのようにしっかり説明するかについては、私の足らざるところをしっかりと補って、改めて進めさせていただければと思います。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） 教育長にすみません、やってこられました伊豆市教育委員会の自己点検評価報告というのがありますね。毎年出してくれているやつです。その中に、私の分野であります福祉の關係の身体的にハンディーを持っている方の社会教育とか社会体育の項目が一切ないんです。それは何を言っているかということ、いわゆる市民の願いとか、障害を持っている方も同じ市民ですので、なぜ同じ市民なのに、教育行政にそういったものが入らないのかという素朴な質問。

もう一つ、いわゆる特別支援学校等を出るまでは厚い本があるんですけども、卒業しちゃうと社会に放り出されて、そこからの今言った社会教育とかがないと、障害を持っている方が生涯学び続ける場がないということで、平成31年、障害者の生涯学習の推進保護についてという学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議というのが文科省から出されているんです。その中には、先ほど触れた手話言語条例で共に生きるとか、共生社会とか、人権配慮とかという項目が全部入っているような答申になっているんですけども、これは前にも質問させてもらったんですけども、なぜなかなかないのかなと思いつつ、図書館行政のときもそうだったんですが、障害者という視点がどうもまだ伊豆市は欠ける。あえて強調するなら、今はパラリンピックが行われているときだと本来なら思うんですが、そんな伊豆市においてかかわらず、本来レガシーじゃなくてもやらなきゃいけないことだと思うんですけども、位置据えていないということ、これを新たな教育長としてどう思うか、教えていただければありがたいと思いますけれども。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 自分が障害者教育というのは、学校教育の中でしか私は考えてこなかったものですから、今、社会教育のところまでまだ自分の考えが及ばなくて申し訳ありません。もし、そこに書かれていないとすると、やっぱり十分でなかったなということは感じています。

義務教育の中の学校教育の中では、以前に比べて特別支援教育については随分進んだと感じています。一番、まず、学校現場が変わっていったんですけども、昔は特殊教育と呼んで、特殊な子を入れておく教室、そういう認識で自分は教員を始めていました。もっと自分の子供の頃を思い出しますと、ちょっと変わった子がいるなというような思いで、その頃は特別支援学級はなかったものですから、学級の中でちょっといじめられたり、それから差別を受けながらいた子がいたことは自分の中でも覚えています。それが教員となって学校教育

が始まったわけですが、それでもやっぱり特殊教育は特別なものであって、普通ではないということが随分強調されたことは感じていました。

それが、だんだん法律が改定されて、それから何よりも私たちの意識が、特に学校現場の教員の意識が変わっていきました。一番ハードルが高かったのは、保護者の思いです。本人はきっと特別支援学級の選択も難しいんですけども、特別支援学級で1対1で学ぶほうがいいし、きっと楽しいんだろうけれども、やっぱりうちの子はそこに入るような子ではないとか、私は入れたいんだけど、おじいちゃん、おばあちゃんがどうしても納得できないとかという、そういう思いももちろん、私たちも分かり過ぎるぐらい分かりながら話をしていきましたけれども、そういうことが学校教育で繰り返されてきたように思います。それが本当に現在はいろんなことで理解をされてきたなど、そういうことが本当に広く広まってきて、伊豆市の中でも随分と認知されてきたなどということは感じています。

前にも、教育は20年後と思うんですけども、今いる大人は私も含めて、やっぱりどこかに何か入ってしまっていて、これからの時代を変えていくのはこういう教育を受けた子供たちがだんだん変えていくのかなとも思っていますので、もちろん私たち大人が変わっていかなくちゃなりませんけれども、そんなことを含めて、子供から全体を変えていきたいという気持ちは持っています。

もちろん社会教育については見直しをさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） ともすると、障害者の分野というのは福祉分野で対応するようなイメージになってしまうんですね。ですけども、パラリンピック等も最初は医療とか福祉の分野だったんですが、いわゆるアスリートとしての捉え方になっていると、そんなような時代の変化を行政でも感じていただければありがたいなと思いました。

また、ひとしく能力において教育を受ける権利を有するという文言が法律であると思えますけれども、その「ひとしく」の中にハンディーを負った子もいれば、いわゆるIQ180とかそういった人もいて、本当に個々個人に合った等しい能力を開発できるような教育現場であればいいなど。その場所については、本当にその子に合ったところということなんでしょうが、できれば、地域でこれからの子供は育つということならば、最初は地域の子供で、本当にそういう子も受け入れられるような体制を新中学校ではぜひつくっていただいて、その中で問題等が生じた場合は、もっと特別な配慮を要する学校のほうがいいじゃないかということが親子さんも納得できるかもしれませんし、いわゆる柔軟性を持ったやり方というのがあるんじゃないかと、一概に支援の中で何か親の願いよりもいわゆる専門家から見て、あっちのほうがいいよなんていうことを押しつけはあんまりなさないほうが今の時代はいいような気がします。そんな願いです。

先ほど、市長がおっしゃっていましたが説明がどうのこうのじゃなくて、私個人的によく話をしたときに、市長の話は分かるんだけど、10年先を言われても私には分かりませんと。もうちょっと二、三年先のことを言って、それからどんどん10年後に展開してもらおうと分かりやすいんですよなんていう話をしたことがありましたので、要は説明が足りないとかそういうことじゃなくて、もうちょっと身近な問題として唱えると、市民も納得するのかなということを思いながら、いつも市長のは真剣に聞かせてもらっています。

1、2とも、いわゆる市民を中心にして、どう行政と議会が協力しながら展開したら市民のためになるかなという前提で話をさせてもらいまして、その上で3番目の、じゃ、具体的に各事業については、それがどのように生かされてくるのかということに入りたいと思います。

3番をお願いいたします。

○副議長（小長谷朗夫君） それでは、各種施策の現状と課題、議会への要望のほうへ移ります。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○副議長（小長谷朗夫君） それじゃ、答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 御質問いただきました各種施策につきましては、市の最上位計画であります第2次伊豆市総合計画及び人口減少対策に特化した施策を盛り込んだ伊豆市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略に基づき、それぞれの事業に取り組んでいるところであり、今後も着実に事業推進に向けて取り組んでいきます。

1の人口増施策の展開については、第2期総合戦略に基づき、まずは社会動態による転出超過の抑制を目指し、地域への愛着や誇りの醸成、移住定住のさらなる充実、子育て支援と教育環境の充実に向けた取組を推進していきます。

2の独り暮らし高齢者等生活困難を抱えている市民の安心・安全のセーフティーネットとしての医療、福祉、介護等については、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して元気に暮らし続けられる環境の整備に向けて、地域と連携したげんきプロジェクトの展開等による健康づくりの推進やロコトレを核とした高齢者の居場所づくりといった施策に取り組んでいきます。

3の子育て環境整備としての保育・教育分野については、他市町にも劣らないきめ細かい子育て支援を行っていることを積極的に市民にプロモーションし、子育てを楽しめるまちとしてのイメージアップを図るとともに、外国語教育やICT機器を活用した教育を充実し、魅力ある学校環境の整備を進めていきます。

4の生活・暮らしの前提としての観光業、農林業、商工業等の振興策については、コロナ

禍で打撃を受けている中であっても、伊豆市にとって重要な産業と捉えている観光業を中心として産業の担い手と稼ぐ力を強化するため、U I J ターンの促進や起業、創業の支援、ふるさと納税等を活用した特産品の販売促進などに取り組んでいきます。

5の災害時の対応については、地域の高齢化が進む中で住民主体の地域防災機能の充実を図るため、地域や消防団と連携した防災体制の強化に向けた取組を進めていきます。

6の交通安全と伊豆縦貫道と生活道路網の整備については、まちの骨格となる総合的な交通環境の創出に向けて、安全・安心に回遊できる歩行者空間の整備を推進するとともに、市民生活と産業活動を支える基幹道路の整備促進や生活道路の機能保全に取り組んでいきます。

以上でございます。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） それでは、お願いします。

1の人口増についてですけれども、日本全土で困っているわけですね。それで、その中で増やすというんだから、やっぱり他市にない事業展開をしなきゃいけないんじゃないかと思うわけです。

じゃ、何かということですが、1つ、2つ提案ですが、それについて意見をいただければと思います。

例えば、いわゆる宅地の提供を無料でできないかと。例えば極論です。無料でして、損して得をしるという言葉がありますけれども、そのときは、税収が例えば200万円マイナスになったとしても、その人たちがそこで家を建てて固定資産税を確保し、地元の大工さんたちに使ってもらって子育てをやってもらって、10年、20年ぐらい、30年ぐらい貸与すれば、いわゆる伊豆市に損益でいけばプラスに転じるんじゃないかと。斜めで見れば、そういった政策もあったり、それで山も困っているから、この山をどうぞ使ってくださいとやるぐらいの大胆さが欲しいなと思ったんですけれども、いわゆる極論みたいなことというのは難しいんじゃないでしょうか。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 宅地の政策はなかなか難しいところがありまして、以前、天城湯ヶ島なんかでも宅地造成政策をやっていたりして、民間の方から土地を買って、町としてのもうけなしに、要は均等に買った単価で利益なしに買う方に売るという形でやってきたので、そこでプラマイゼロという形での施策というのはあったと思いますけれども、ただ、市の土地もあるかどうかというのは微妙なところもありますし、市が買って、造成して無料で提供するというのはやはりなかなか難しいかなと思いますけれども、ただ、人口増ということを考えていくと、やっぱり思い切った施策というのもやはり考えていかなきゃいけないというのは感じますので、はいとは言えませんが、やはりこれからの施策として考

える必要はあるのかなとは思いますが。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） 私も頭には竹下内閣のふるさと創生1億円ですか、あれで、旧中伊豆の梶山団地というところが5万円でしたか、坪当たり。それで、もっと奥のところが20万円ぐらいだと、5万円のところがぱっと売れたんです。そこにきてぱっと人口が増えて、いわゆる損して得しろで、そのときは、えっと思ったんですけれども、結果的にはここからどのくらい1億円が生きたんでしょうかねと、そんな頭にありました。

あと、高校生を伊豆市が採ったり、社会人を採るということは非常にいいことだと思うんですが、いわゆる高校生の枠をもっと広げると、東京へ行かないでその場に残ってくれると。帰ってこないんじゃないかと、そのまま残ってくれるという淡い期待があるんですけれども、それはいわゆる流出を止めて転入を増やすと、そして、若くして死亡しないで、いわゆるピンピンコロリで死亡年齢を上げてくれることによって、歩留まりが止まって、スピードが鈍化するようなイメージがあるんですけれども、そうするとこの人口増というのは、総合政策にやっぱりなっちゃうんですけれども、雇用問題で高校生をもっと採ったらどうか。それで、その高校生が今の行政になかなかしんどければ、今度は通信教育とか社会人大学入学とかがあるわけですから、とにかく1回は高校生として採って、固定して、さらに学んでもらうといえ残るような気がするんですけども、おかしい考えかどうか、ちょっと伺いたいですけれども。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） マイクで聞きにくい状況ですので、議員の皆さん、静かに聞いてください。

それはあると思います。私が市長になったときに、県内35市町ですか、高卒採用はなかったんです。それで、市長が高校卒業生の就職を確保したいと言っているのに、自分で採らないのはおかしいだろうと思って、人数は1人とか2人だったんですが、採用枠をつくりました。実際、それを12年間やってみて、高校生枠はもっと増やす選択肢もあると思います。

ただ、1つ問題なのは、市役所の中で人材育成システムをつくったほうがいい。それは、大卒であれば大学院に行けるとか、高卒であれば大学に行けるとか、そういった体制をつかって、すみません、自衛隊の例で恐縮ですけれども、高卒の隊員が通信大学、あるいは夜間大学に行って、大学卒の資格を取って幹部自衛官になるという例はあるんです。そのために、あえて都会の部隊に移したりすることもあるんです。

伊豆市役所は、市役所に入ってからの人材育成研修システムが少し弱いところがあって、これをオリンピックが終わるまで10人ぐらいの職員を割かれているので苦しいところなんです。1人公民連携のために大学院に行かせた例があるんですが、もう少しそういった制度

を拡充して、自らの力を伸ばすためにも伊豆市役所に入りたいと、ぜひそういう方向を目指したいと思います。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） ありがとうございます。

さらに、ひとり親世帯が観光業だけじゃなくて、全職種にやったほうがいいんじゃないかなという提案だけさせてもらって、ここは終わりたいと思います。

2番目にセーフティーネットの問題ですけれども、伊豆市の高齢化率、今現在何%ぐらいになっているんでしょうか、教えてください。

○副議長（小長谷朗夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 伊豆市の4月1日現在の高齢化率は40.52%でございます。

○副議長（小長谷朗夫君） 三田議員。

○8番（三田忠男君） そうですね、40.52%というと、すごい高いように見えますけれども、65歳以上の方で元気ならば別に驚く数字じゃないという解釈も成り立ちます。県内で10番目ぐらいの高齢化率です。

それで何を言いたいかということ、ここで言いたいのは、高齢化率が高いということは、高齢者が当然多いわけですから、いわゆる行政文書等も、先ほど市長がアンケートとかと言いましたけれども、いわゆる高齢者に分かりやすいような通知文書じゃないと理解してくれないわけですね。よく市長がお母さんの例を出して言っていましたけれども、アンケートにしても目的がはっきり分からなかったり、字が小さかったりすると高齢者は分からないわけですね。そういった意味で、高齢社会に対応する行政文書の在り方とか何か、検討した経過はあるんでしょうか。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 高齢者に特化したのということですが、高齢者に特化したわけではなく、どの市民の方にも分かりやすくということをいつも心がけて通知のほうは差し上げるようにはしておりますが、やはり市民の方から出した通知に対して御質問があったり、御意見等をいただくこともございますので、まだまだ十分な状況に至ってはいないと思います。特に、高齢者の方に向けてはもう少しというよりもかなり高齢者に特化したような、分かりやすい文章であったり、字の大きさであったりということをお気をつけながらやりたいと思います。

○副議長（小長谷朗夫君） 三田議員。

○8番（三田忠男君） そうですね。その際、問合せ先が分かるとか、誰が出したかしっかり分かるような文書で出してもらえれば、問合せも楽になるかと思えます。

ここでは、これからの方向性で在宅医療、在宅介護というところだと思います。

それと、今、在宅医療、在宅看護で伊豆市に欠けている一番の課題は何でしょうか。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 欠けているところというより、伊豆市に今後必要なところというふうなことで申しますと、やはり住み慣れた町で最期までということに取り組んでおりますので、高齢の方が多くなりますが、先ほど、議長もおっしゃいましたように、元気で、そして自分らしく住み慣れたところで最期まで送れるような行政体制、支援サービスを充実していくことだと考えています。

○副議長（小長谷朗夫君） 三田議員。

○8番（三田忠男君） 政務活動費で買わせていただいている福祉新聞、これによりますと、訪問介護、いわゆるヘルパーさんですね、訪問介護の人手不足が何と81.2%の事業所が人手不足を感じているというんです。それで、人手不足の延長上には、在宅で生活したい利用者の願いがあってもそれが実現できないということがあるわけです。そうすると、在宅でできなければ、いわゆる施設等に入るわけです。そうすると、介護報酬等も高いところになってしまうと。半分は税金で来ますし、4分の1自己負担等出すわけですがけれども、在宅をさせないのはもっといわゆる訪問介護等の充足を伊豆市も真剣に考えなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） おっしゃるとおり、訪問介護、ヘルパーの人材不足は本当に大変な状況になっておりますので、今取り組んでいますのは、社会福祉協議会でいえばおたがいさまサービスでありますとか、土肥地区でいいますと、NPO法人のきずなというところを立ち上げて、元気なお年寄りが少し支援が必要なお年寄りを助けるというような政策を進めており、そして、助ける側も助けられる側もともに元気に過ごしていこうという、地域で頑張っていこうというような取組を進めています。

○副議長（小長谷朗夫君） 三田議員。

○8番（三田忠男君） それで、この新聞によりますと、いわゆる全介護事業の職種の中で、やっぱり訪問看護師とか介護職員が一番給料が低いんですね。この辺をまた考えていただかないと、多分人材不足は解決しないのかなと、つまり、訪問介護業はたしか生活支援事業の中でもやっているとしますので、市の責任だと思しますので、よろしく検討していただければと思います。

高齢者福祉の最大の解決策は、少子化克服だという言葉もあるみたいです。つまり、担い手がどんどん若い世代が生まれて、高齢者世代を支えるような、昔の社会に戻れば今みたいな高齢化率の問題も全部解決するということで、当然高齢者のことを考えれば、少子化のことも当然ながら考えていくと、大変な時代になったかなと思いつつも、よろしくお願

たいということにしておきます。

3番目の子育て環境のところ、ここにはいろいろあるわけですが、今の発達支援センターを評価して、その上で請願等にありました医療的ケア児の受入体制についてはどのように整ったのでしょうか、よろしくをお願いします。

○副議長（小長谷朗夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 保護者からの請願を受けまして、医療的ケア児が受け入れられるような体制づくり、看護師などを現場に配置し、受入体制を整えているところですが、やはり医療的ケア児というのは人工呼吸器、それから胃瘻等の利用、たんの吸引などが日常的に必要な状況にある子供さんで、やはり場合によっては生命に危険があるような場合もございますので、近隣の伊豆医療保健福祉センター、韮山にございます、それとか、順天堂病院ですとか、ほかの児童発達支援センターなどと連携を取りまして、できる限り受入れのほうを進めていきたいと考えておりますが、先ほども申しましたように、やはり命の安全を確保した上で受入れをしなければならないということもございますので、医師の指示と保護者の意見等を聞いた上で進めていきたいと考えています。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） じゃ、4番目に移らせていただきます。

ここはずっとやると長くなるので、1つだけの提案です。

イズギフトというのがあるかと思えますけれども、振興策がなければふるさと納税の種目に加えるなんていうことも以前はあったような気がしますけれども、種目に加える、それはそれでいいんですけれども、そうじゃなくて、ふるさと納税の返礼にイズギフトを1品つけて、宣伝するというみたいな政策というのは取れないでしょうか。イズギフトは分かりますか。

〔「アマギフト」と言う人あり〕

○8番（三田忠男君） ごめんなさい、アマギフト。

○副議長（小長谷朗夫君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいま三田議員からの御質問のアマギフトの認定については、産業振興協議会のほうで認定商品を選定しており、今、約20弱の品目があるというふうに認識はしております。こちらの一部につきましては、今ちょっとふるさと納税のほうの返礼品になっているかどうかというのは、すみません、私も把握していないところでございますが、当然、市の特産品として販路拡大に資するものと考えておりますので、今後もこの商品を増やしていくことは取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（小長谷朗夫君） 再質問ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） 増やしていくんじゃないかと、そこに付加としてつけて宣伝したらどう

かというような意味で。結構です。考えてください。

5番目の災害時の対応、事前に避難等については非常に高く評価しているんですが、いざ災害が起きてしまったときに、民有地への被災対応として、何か補助金制度とかいろいろなんものがあるかという質問なんですが、いわゆる今日も議案に出ています公のところについては補助があるわけですが、民有地が被災を受けたときに何もないと、そうすると、途方に暮れてしまっている市民もいるわけですが、何か市民に寄り添えるような制度というのは存在するのか、もし存在しなければ基金や、あるいは見舞金制度を創設して、無利子でも貸し付けて、早期に復旧を精神的にも支援できるような何か制度は創設できないものかという提案です。いかがでしょうか。

○副議長（小長谷朗夫君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 大規模災害においては、やっぱり民有地の資材の支援とかそういうのは寄附金の中で分けて賄っていると。阪神淡路大震災でも1人頭である程度分けて、何百万円という額が集まったものですから、そういうのを分けていくという形の支援しか実際には法令的にはないんですが、何らかの土地というものが残っていた場合、その土地を行政的な目的で活用する、買わせていただくということにおいてその人を支援します、よくいう高台移転なんですが、新しい土地に生活の拠点を移していただいたところに移っていただく、それで元の土地については行政的な活用をする、または、津波避難のような施設を造るとか、災害のこれから対応できるような公園を造るといようなことにおいて、なるべく間接的な支援になりますが、そういう形でなるべく、日本の場合は災害者が不幸にならないように支援しているのが現状だと思います。

以上です。

○副議長（小長谷朗夫君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ちょっと補足させていただきますと、伊豆市の場合は、災害復旧については基本的に国の制度にのってやります。主には、公共的なものと、あと個人のものですと農地、これは国の制度にのってやるもの。

あと、市独自ですと、やはり火災での全焼とか、建物が全壊の場合は、お見舞金ということで一時金ですが、支給する制度、2万円か3万円だったと思うんですが、あと、万が一、亡くなられた方がいる場合には、これも国の制度等からなんですけれども、弔慰金ということで世帯の方に弔慰金を支払うという制度はございます。

それと、三田議員がおっしゃる個人の土地とかが被災した場合、先ほどの損して得取れの財産を渡すのと同じなんですけど、基本的に大原則としては、公費は個人の方の財産形成には使わないというまず大前提があります。あと、それに対してどういう施策を展開していくかというのは別の問題なんですけど、どうしても屋敷の一角がちょっと崩れたとかというと、どうしても個人の資産形成に当たるという部分もありますので、現在はその見舞金で対応して

いるというところが正直なところでは。

○副議長（小長谷朗夫君） 三田議員。

○8番（三田忠男君） それで、資産形成にならないように無利子の貸付基金みたいなものをつくって貸してやったらどうかと、そんなような提案なんです。

先ほど、損して得しろで、これは福祉の分野で恐縮ですが、東京都のほうで700万円ほど住宅改造資金を出したそうです、個人の形成。その結果、その方は老人ホームに行かなくて済んだと。もし、その方が老人ホームに行くと、1,000万円以上かかっちゃったと。いわゆる税金をどう使うかという、1円をどう使うかという話なんですよね。だけれども、今の行政的な法律の中ではなかなか難しいことですが、それを条例等で乗り越えられれば、何とか市民のためになるようなアイデアをまた一緒になって考えさせてもらえればありがたいかと、そんなところでは。

じゃ、6番目の質問をさせていただきます。

ここで一番言いたかったのは、ここもちょっと狭くなって恐縮ですが、中伊豆地区の県道12号線の鹿路庭に行くくねくね道と徳永のところの狭隘道路、行政は手をつけてみようと言ってくださっているみたいですが、なかなか進展がないんです。その辺の進捗状況、今後の見通しを伺いたいと思います。

○副議長（小長谷朗夫君） 建設部長、お願いします。

○建設部長（山田博治君） 県道112号線中大見八幡野線、通称鹿路庭といったんですけれども、そこにつきましては、議員も大分前から一般質問でありまして、市のほうも毎回回答していることは、県には確認していますけれども、県には一応、その改良点はないという話を伺っていますけれども、伊豆横断道路の関係で、2市2町で構成される同盟会で、そこについては要望活動をしておりますので、本年度も続けて要望していきたいと思っております。

○副議長（小長谷朗夫君） ありますか。

三田議員。

○8番（三田忠男君） 最後になります。

伊豆スカイラインの無料化の話も要望していたと思います。天城高原等の住民の方が非常に困っていると。無料化すると、草ぼうぼうになってしまうものですから私は軽減と言っているんですが、伊豆スカイラインの通行料の軽減の取組等については、今後どのように考えていただけるでしょうか。

○副議長（小長谷朗夫君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 伊豆スカイラインにつきましては、あそこは道路法の道じゃなくて、通行料を修理で賄っている道路運送法の道路になるものですから、料金徴収というのはずっと発生します。

その中で、沢口地区、あと地権者につきましては、通行証を発行しております。あと真光さんとか、中伊豆リハビリテーション、あと天城高原地区の住民の皆様には回数券の割引措

置をして対応をしているところでございます。

公社に確認しましたが、今後ともそういう措置で続けていきたいということで伺っております。

○副議長（小長谷朗夫君） 三田議員。

○8番（三田忠男君） コロナ禍の新しい生活様式じゃないんですけども、新しい議会と行政と市民との関係を提案して、今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（小長谷朗夫君） 以上で三田忠男議員の質問を終了いたします。

会議規則第54条の規定により議長と交代いたします。

○議長（三田忠男君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時10分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第87号の質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 議案第87号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第87号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について質問させていただきます。

先ほどは、楽しい、勉強になる漫才のようなお話をお聞かせいただきありがとうございます。

議案第87号は、歳入が5,680万円です。歳出も同じく5,680万円。内容は、災害復旧だということですが、非常に中身は面白くてしております。予備費が入っているとか。

私、いつも災害復旧で質問させてもらっているんですけども、横を向いている方、いいですか。あなたはいつも分かるなんて言っているから大丈夫なんでしょう。最後のページに地図が描いてあるんですけども、これではどこでどういう災害があったのかというのはよく分かりません。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） 誰だ、今言ったの。

○議長（三田忠男君） お静かに願います。

○15番（森 良雄君） 現場へ行きたいから聞いているんだ。これで行けるのか。行けるようなものを出しなさいよ。永岡さん。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） そうだね、あなたいつも分かると言っているから言うんだよ。

建設部長、私はいつも同じことを聞いているはず。行けるような地図を出しなさいと。

例えば、これは県に出さないんでしょう。これは出すでしょう。しかし、県の職員が行けるような地図を出してくれと言いませんか、静岡県は。副市長、これじゃ、県の担当者がもし予算つけるといふときに行けませんよ。これじゃ、県に予算つけてくれないですよ。議員のみなさん、そう思いませんか。行かれないところに。

それともう一つ。これでは、災害のボリュームが分からないです。一覧表でもいいから、どういう路面の崩落とか、それと例えばここにモノレールなんかもあるようだけれども、何メートル破壊されたとか。

要は、場所と内容。さっき誰か言ったけれども、場所の確認ができるような地図をつけてください。それから、どんな内容か。モノレール見に行ったけれども、土砂崩れの現場しかなかったよなんていうんじゃ困りますから、分かるようにひとつ。

この議案書には大きな特徴がありますね。予備費が入っているんです。別に予備費が入っていてもいいです。しかし、この予備費は何に使うんですか。今まで伊豆市の災害で予備費を使わなきゃならない、そんな災害はあったんですか。緊急、応急、復旧とか、例えば大雪が降ったから除雪しなきゃならない、伊豆市が大量のお金を使っちゃったと、そういう何に使うのか、これは災害復旧で予備費なんていうのは私は初めて見たです、そういうことがよく分かりません。

それと、この復旧の内容はほとんどが調査委託ですか、ですから、測量設計委託料、ほとんど委託料です。具体的に復旧工事というのは、市単独災害復旧工事680万円だけですよ。あとはほとんど八、九割は災害の規模を調べるための予算だと思います。

復旧工事はずっと先になると思うんですけれども、天城中学のところなんかはいまだに崩落場所が……

○議長（三田忠男君） 森さん、議案についての質疑です、これ。討論じゃありませんので質疑してください。

○15番（森 良雄君） 質疑だよ。

○議長（三田忠男君） 何が聞きたいのかまだ分かりませんので。

○15番（森 良雄君） だから、どのぐらい急いでいるのかと、まだ復旧場所があるのか聞きたいんですけれども、それは聞いちゃいけないんですか。

○議長（三田忠男君） いいですよ。具体的な項目を上げてください。

○15番（森 良雄君） じゃ、また委員会ででも聞きますから。

○議長（三田忠男君） 委員会ないですよ、これ。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） ないの。何言いたいの、あなた。

○議長（三田忠男君） ないです。

○15番（森 良雄君） 何急いでいるの。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） 笑い事じゃないよ、おまえ。災害復旧の予算書でしょう、これ。皆さんは笑い事で済ませるんですか。

○議長（三田忠男君） そうじゃないですよ。質疑をお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 一応、そういうことで質疑を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 整理させていただきます。

森さんから質疑で予備費の内容は何だということですので、それに答弁をお願いいたします。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、予備費につきましては、市長提案理由で申したとおりの先に充用しております。

また、過去にも昨年度の台風15号、19号のときにも応急的な措置については予備費を使わせていただき、その後の補正予算で、昨年は、雪害のための予備費ということでまた補正もさせていただいております。今回も応急的な措置に予備費を充用してございますので、当初予算ベースの3,000万円に戻させていただくということで、予備費を補正させていただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 建設部長のほうは出してくれるんですか。現場へ行けるような地図と、それからどんな災害状況だったのか、出していただきたいんですけども、お願いします。

○議長（三田忠男君） これは質疑じゃないような気がするんですけども……

○15番（森 良雄君） 要望だね。

○議長（三田忠男君） 要望ですよ。

○15番（森 良雄君） 要望じゃないよ、じゃ、いいよ、俺は言い換える。

○議長（三田忠男君） 言い換えしてください。

森良雄議員。質疑してください。

○15番（森 良雄君） この現場へどうやって行くんですか。行けませんね。

それから、ボリュームが分かりません。全部教えてください。

○議長（三田忠男君） 1回目の質問が予備費しかなかったものですから、予備費についての2回目の質問しかできないということで、今のは認められない質問になります。

○15番（森 良雄君） 議事録の冒頭聞いてよ、僕言ったでしょう。これじゃ分からないと。

○議長（三田忠男君） 分からないのは質疑じゃないじゃないですか、意見ですから。

○15番（森 良雄君） 考え方なんでしょう。この議案書の内容が分からないと言っているのに、答えてくれないの。

○議長（三田忠男君） だから、分からないから詳しく教えてくれという質疑をすればよかったんですけどもね。森さんが意見しか言わなかったものですから。分からないぞとか、具体的な質疑じゃない……

○15番（森 良雄君） 分からないと言っているでしょう。

○議長（三田忠男君） だから意見でしょう、それは。

○15番（森 良雄君） 分からないんだから……

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時23分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほど、森議員から予備費の問題についてありましたが、場所と内容についての再度質問が議長にありましたので、これを許します。

答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 地図につきましては、毎回、災害があるときに森議員から分かりにくいとかという話の中で、非常に職員のほうもいろいろ考えてこう作っているところがございます。

先ほど、県の方がどうやって行くか分からないとかという話があったんですけども、災害の現場はやっぱり山の中とか、モノレールの中とかがありますので、しっかり市の職員が案内して行きますので、そのときに森議員ももし行く用があれば市の職員がしっかり場所を案内しますので、そこをお願いします。

それで、ボリュームにつきましては、これから査定を受ける資料として委託をかけるんですけども、延長だけは一応取ってあります。延長でいきますと、まず農地災害の関係で、

一番上の250万円のところの2か所ですけれども、上船原につきましては5メートル、小土肥につきましては31メートル。農業施設の関係で3か所ですけれども、上船原が5メートル、小土肥が16メートル、吉奈のモノレールが13メートル。

それで、道路災害になりますけれども、3路線になります。土肥船原峠線11メートル、泉西湯舟線45メートル、下の沢落越線11メートルになります。

河川につきましては、土肥の寸場川になりますけれども、延長は12メートルと測量を予定しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） ありません。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑は終結いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第87号について討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時27分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

討論の通告がありますので、討論を行います。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第87号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について反対討論をさせてい

ただきます。

これは、今までの質問で、どこでどんな災害があった、私も当然賛成したいんだけど、災害の規模について、どこで、十分に理解はできない。

予備費というのもありますけれども、どこへ予備費を使うか、これ決まっているでしょう。この地図の一番最後を御覧なさい。予備費対応23か所と書いてある。それだったら鉛筆計算でもいいから、幾らぐらいの災害なのか、計算して予算書に載せたらどうなんですか。

皆さん、森良雄さんが森よしおニュースで言っているのは、伊豆市の入札について、設計価格イコール予定価格ほぼ契約金額だということを書いてありますけれども、あれはうそだと思いますか。私ほうそはつきませんよ。事実を言っているんです。契約というのはどういうふうにしてやるのかと。

この中の方は建設事業を建設三法で決めるんだというような方もいらっしゃいますけれども。伊豆市と契約する場合は、地方自治法第234条でやるのが筋ですよ。「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と、こういうふうになっているんです。やっていますか。随意契約にしても、最大契約は決まっているんですよ。永岡君、今見ているの。そんなの見て俺が言ったとおりにしか書いていないよ。委員長、いいんですか、あんな、何見ているか分からないですよ。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論を続けましょう。

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） 法令でこうやって決まっているんです。

政令って御存じですか。政令は閣議で決められるんですね、副市長。そうですね。

省令って御存じですか。法があって、政令があって、省令があるんです。だんだん細かくいろいろ決められている。契約はどうやってするのか。ちゃんと守ってくださいよ、これ、議会で議決したら。ここではほとんど測量設計委託。測量設計委託にしたって、ほとんど設計会社に委託するんでしょうけれども、金額が出されている。それから、市単独災害復旧工事6,800万円で、これは3か所ですか、2か所ですか。680万円ですけれども、随意契約じゃいけませんよ。ちゃんと入札契約やってくださいよ。

そういう念を押して反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第87号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第7回）について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月1日の午前9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時33分

令和2年伊豆市議会9月定例会

議事日程(第5号)

令和2年9月1日(火曜日)午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第65号 | 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議案第66号 | 令和元年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第67号 | 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第68号 | 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第69号 | 令和元年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第70号 | 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第71号 | 令和元年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第72号 | 令和元年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第73号 | 令和元年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第74号 | 令和元年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第75号 | 令和元年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第76号 | 令和元年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第77号 | 令和元年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第78号 | 令和元年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第79号 | 令和元年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第80号 | 令和元年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第17 議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）
日程第18 議案第82号 令和2年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
日程第19 議案第83号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
日程第20 議案第84号 伊豆市簡易水道事業の公営企業化に伴う関連条例の整理に関する
条例の制定について
日程第21 議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について
日程第22 議案第86号 市道路線の認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
6番	下山 祥二君	7番	杉山 武司君
8番	三田 忠男君	9番	青木 靖君
10番	永岡 康司君	11番	小長谷 順二君
12番	小長谷 朗夫君	13番	西島 信也君
14番	杉山 誠君	15番	森 良雄君
16番	木村 建一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	佐藤 信太郎君
教育長	梅原 賢治君	総合政策部長	堀江 啓一君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	加藤 博永君
健康福祉部長	右原 千賀子君	産業部長	滝川 正樹君
建設部長	山田 博治君	建設部理事	白鳥 正彦君
教育部長	佐藤 達義君	会計管理者	城所 章正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	永沼 健一
副主任	坂内 佑紀		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は15名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和2年伊豆市議会9月定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第65号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 皆さん、おはようございます。2番、山口繁です。

議長の許可をいただきましたので、事前に通告してあります質疑通告書に基づいて、議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についての質問をいたします。

決算全般についての質疑であります。

令和元年度一般会計は、平成31年度一般会計当初予算として歳入歳出規模178億9,000万円スタートし、年度中に必要な補正をして、歳出規模183億3,900万円余の決算として本定例会の認定に付されています。

さて、この令和元年度一般会計ですが、第2次総合計画・前期基本計画の4年目ということで、その中に位置づけられたまちづくりの重点目標達成に向けた事業を着実に推進していくための過去2番目の規模の意欲的な予算であり、あえて言うならまいた種を育てる予算とのことでした。

そこで、第2次総合計画・前期基本計画を集大成に導くことが期待される年度としての成果や、まいた種を育てる予算がどのように執行され成果を得られたのか、その特徴的な事業の事例について解説願いたい。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

総合政策部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私から説明させていただきます。

第2次総合計画・前期計画の集大成としての成果として、令和元年度の決算ということだけではありませんが、特徴的な事業として2事例挙げさせていただきたいと思います。

総合計画の重点目標2「安全で心地よい生活環境の創出」につきましては、駅周辺への住宅立地増加件数と住宅件数につきまして、また、重点目標1の「魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保」、また、4にも掲載されております「まちへの誇りの醸成とブランド力の向上」、これにつきましては、地域づくり協議会数になります。この2点について説明させていただきます。

両事業とも、人口減少問題関連事業として一定の効果が始めていると考えています。

まず、駅周辺への住宅立地増加件数でございますが、これは、都市計画を見直したことによる効果であると思います。鉄道駅から約1キロメートル圏内への住宅立地件数を指標としており、平成29年度には7件、平成30年度には22件、令和元年度には14件と徐々に増加し、目標としていました20件を大幅に上回る成果を上げている状況にあります。

この結果は、人口減少問題という課題に対し一定の効果が出た特徴的なものとして捉えてよいのではと考えております。

また、地域づくり協議会数につきましては、令和元年度までに7団体、今年度に中大見地域づくり協議会が設置されたことにより、目標であった8団体の設立をクリアしております。

人口が減っていく中で、地域住民が主体となって創意工夫を重ねながら課題解決に向けた取組が行われていくことは、人と人とのつながりや地域の魅力向上、地域への愛着が育まれる特徴となっているのではないかと考えております。

そのほかにも成果指標を達成しているものがございます。予算と総合計画がしっかりリンクしていると言えるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） ありがとうございました。

成果を得られた事業ということで2つの事例をいただきました。それは、ある程度の成果を上げられたという内容でありますけれども、逆に成果を上げられなかった事業もあったんじゃないかなと思いますので、その点について伺いたいことが1つと、それから、まいた種を育てる予算ということの、この予算全体がそういう触れ込みでスタートして、それで今、決算を迎えているわけですが、総合計画との関連性が極めて高いんですけれ

ども、前期基本計画の4年目になるということで、決算全体としてこの決算をどのように評価したのかということをも市長にぜひお聞きしたいなと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） まず、達成できなかったものなんですけれども、やはりアウトプットの成果指標よりアウトカムの成果指標が弱いという傾向が言われまして、聞いている満足度につきまして、地域の愛着度、高齢者施策、福祉施策の満足度、子育てサービスの満足度等が少し弱かったのかなという形で考えています。アンケート調査はやっているんですけれども、これちょっと受益と関係ない人もいるということで、多少そういう傾向が出てしまったのかなということで考えています。

また、やはり以前から言われております伊豆市としましては情報発信の弱さというのがありましたので、それにつきましては、今年度早速取り組みまして、SNSを利用したの若者の取組であるとか、また、三島駅での伊豆市の子育てに関する看板等の設置、あと道の駅等ですね、デジタルサイネージによります伊豆市のPRという形で、いろんな形でその弱かった分については現在取り組んでいるという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） 成果を得られなかった点が幾つかあったということも承知をされているようですし、それから、市の体制として情報発信というのが、これまでも何度か言っていますけれども、かなり弱い部分があるけれどもそれを補いつつあって、頑張っていこうということがあるんだろうなというふうに思うんですけれども、このまいた種予算ということで、まいた種というのは育てるということで、ただ育てばいいんじゃないくて、その後、花を咲かせて実になって、そして収穫をしていくということになるんだろうと思うんですね。

総合計画の前期基本計画を完成させることがその収穫になると思うんですけれども、その最後の詰めをする令和2年度に、今、執行されている令和2年度にしっかりとつながる決算になったのかということについて、1点のみ市長にお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、議案質疑ですので担当の部長のほうでもあまり広い準備はしていないんですけれども、御質問の趣旨が決算というよりも、総合計画の進捗管理とその進捗管理における決算ということでございますので、議案質疑の立場で非常に答えにくいところでもあるんですけれども、見直した第2次総合計画に沿って粛々と進めている。この令和元年度決算においては、最後にコロナの影響出てきましたけれども、大きな支障なく、おおむね当初の予期のとおり進んできた。

ただ、あえて今の御質問に答えるのであれば、令和元年度の最後のところでは予期せざる大きな動きがあったということが決算の特徴になるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 以上で山口繁議員の質疑を終わります。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について質問させていただきます。

今、山口議員さんの質問がありましたけれども、趣旨はやはり伊豆市の衰退を心配して質問していると思うんですね。

皆さん、伊豆市どんどん発展していると思いますか。それぞれの政策の失敗、財政の無駄遣い、こういうところが、やはり追及していくのはこの議会しかないんですよ。200億円近い事業。私もいっぱい質問があるんですけども、厳選してこの1ページにまとめた次第です。

まず、電子計算費、LGWANに関する支払いが以下の3つに分かれているが、総合的な説明を求めます。LGWANって何なんですか。これ、国策なんでしょう。何で伊豆市がこんなに金使わなきゃならないのかですね。LGWANファイアウォール更改業務委託、ファイアウォールって何なんですか。国が出した政策で、ファイアウォールが伊豆市に必要なかどうかですね。LGWAN回線使用料、LGWAN接続ルーター借上料、この辺一つ一つ丁寧に説明してください。

次、防災カメラ機器借上料の内容、設置場所。このカメラ、どういうカメラかしっかり見極めれば何も、防災カメラじゃなくて防犯カメラにだって使えるんじゃないですか。

次、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会負担金9,789万円。協議会に不参加の業務は決算書のどこにあるのか説明していただきたい。協議会では、これは令和元年度の資料では68業務あるんですよ。そのうち、令和元年度に伊豆市が参加していないのが16業務ある。そのうちの1業務は今年11月までに電算協議会に参加できると。そうすると残り15業務、68業務の中の15業務について決算書のどこにあるのか。なぜこんな質問するかといたら、伊豆市はどういうふうにこの業務をこなしているのか知りたいんです。ぜひ丁寧に教えてください。

次、光ファイバー網整備補助金6,283万円。事業の内容、補助先の説明を求めます。光ファイバー、もうとっくに終わっているのかと思ったんですけども、まだまだこうやって決算とはいえ残って出てくるんですね。この決算書の中にはこういうようなのがいっぱいありますね。もっと質問したかったんですよ。

次、10款、小学校教育振興費、各小学校の自動車借上料の説明を求む。各小学校ってそれぞれの小学校ですからね。中伊豆にも小学校ありますよね。天城湯ヶ島にも小学校ある。土

肥にもある、修善寺にもある。自動車借上料、これ全部合わせると、計算するのも面倒くさいから計算しなかったけれども、1,000万円ぐらいになるんじゃないですかね。何でこんな、1,000万円はないかもしれないけれども、多額のバスの借り上げを行っている。意味の分からないバス使用料とかあるわけですけども、丁寧にぜひ説明していただきたい。

通学補助金1,807万円、これは通学に補助出しているんだと思いますけれども、バスは借り上げるは、補助金は出すはで伊豆市も大変じゃないかと思えますよね。中学校の統合をして、日向に造ったりなんかしたらもっとかかるんじゃないの。

中学校教育振興費、市バス運行委託料、これ74,800円ですか、少額ですけどもね。各中学校自動車借上料、13節と14節の名称の違い、バス使用の用途、業者、契約方法の説明をお願いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からはまずLGWANについて説明させていただきます。LGWAN、総合行政ネットワークでございますが、地方公共団体専用のネットワークで、都道府県や市町村など、相互の情報交換をしているネットワークでございます。そのネットワークの経費ということですが、自治体がLGWANに接続するために必要な経費は地方公共団体が負担するというルールの下、運用してございます。

2つ目のまず回線使用料ですが、このLGWANへ接続するための回線の使用料でございます。

3つ目のルーター借り上げ、これもネットワーク接続用の通信機器の借り上げ、接続用のルーターの借り上げになります。

最初のファイアウォール更新業務でございますが、これは、LGWANと伊豆市のネットワークを接続する際のセキュリティー機器でございます。今回、設置後5年が経過しておりますので、入替えを行ったための経費となります。

続きまして、防災カメラでございますが、こちらは中伊豆地区の大見川の八幡の町屋というところですね、大見川の水位を見るためのカメラでございます。平成29年度に設置をしてございますので、そちらの借上料となっております。

次の電算センター以外、協議会に不参加の業務の決算ということでございますが、以前、6月議会の終了後に、森議員から15業務についての予算科目が分かる資料を要求されております。そちらで各15業務のシステムと予算科目についてはお示ししてございますので、決算科目と突合していただきたいと思えます。

最後の光ファイバーでございますが、こちら、議員おっしゃるとおり、令和元年度が最後

の事業となります。地区につきましては、天城高原地区内の光ファイバー網を整備してございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは10款の内容について御説明させていただきます。

まず、10款2項2目の各小学校の教育振興費の14節、自動車借上料ですが、校外学習や社会科見学、自然教室などで出かける際の貸切りバスの借上料が主な支出となります。また、路線バスの減便により、特別日課などで下校時の臨時バスの借上料として中伊豆小学校では395万4,960円を、自動車借上料の費目とは別にバス借上料として費目を設定し支出いたしました。天城小学校でも77万8,850円のうち53万7,240円が、特別日課などでの対応で臨時バスの借上料を支出いたしました。

次に、小学校教育振興事務事業のうち19節の通学補助金ですが、通学距離が2キロ以上の児童に対する通学補助の総額となります。対象小学生は400人で、定期券の補助が353人に対し1,699万1,170円、距離数に応じた現金での補助が182人に対し108万625円で、合計で1,807万1,795円となります。

続いて、10款3項2目の各中学校の教育振興費の13節の市バス運行委託料及び14節の自動車借上料についてですが、13節の市バス運行委託料については、市有バスが市の業務や行事などでの使用がない場合に限り、部活動での利用をさせていただいており、市有バス運行業務委託契約に基づきましてバス事業者に委託料で支払いをしております。

次に、各中学校の教育振興費の14節自動車借上料ですが、中学校では校外学習と部活動などの貸切りバスの借り上げが主な支出となります。

また、中伊豆中学校では中伊豆小学校と同様に、路線バスの減便により、特別日課などで下校時の臨時バスの借上料として130万6,040円を、自動車借上料の費目とは別にバス借上料として支出いたしました。

13節と14節の違いですが、御説明しましたとおり、貸切りバスそのものを借りる場合は14節の自動車借上料となり、市バスを使用するときのみ、運転手をお願いするための業務委託料として13節で支出しております。

また、使用の用途ですが、小学校では校外学習や社会科見学、自然教室など、中学校では校外学習と部活動などがほとんどとなります。

業者については、路線バスの事業者のほか市内のバス事業者が主な委託先で、契約方法も、見積書を徴した上、少額の随意契約で行っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 款ごとに行います。

再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 2款について再質疑をさせていただきます。

まず、LGWAN、ファイアウォールは、総務部長の説明にもあったようにセキュリティーなんだよね。これは、元のほうではセキュリティーは何も考えていないんですかね。要は、国のほうでセキュリティーは責任持ってやるんじゃないのかと思うんだけど、個々にやらざるを得ないんですか。

それから、防災カメラ、これはモニターはついているんですか。

それから、3市の16業務については既に説明済みということですね。その資料はお持ちですか。お持ちだったら見せていただきたい。もう出してあるというんだったら再度見せていただきたい。

それから、天城高原地区の光ファイバー6,283万円ということなんだけれども、これは天城高原、一体何軒あるんですかね。

以上、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 1点目のまずLGWANのファイアウォールでございますが、LGWAN自体が静岡県でいいますと各地方市町が県とつながっております。全国でそれぞれの都道府県がまたつながっているということで、伊豆市としては当然、伊豆市のネットワークに入ってくる前に一応セキュリティーを設置しているという状況で、国が設置はしてございません。また、カメラでございますが、これは伊豆市のホームページで、インターネット上で大見川の状況は公開してございます。

次の電算センター以外の資料でございますが、恐らく6月議会の一般質問で森議員からそういう資料の要求がございましたので、各システムと予算科目につきましては資料のほうを提示させていただいております。

3点目の光ファイバーでございますが、計画時点での天城高原の戸数ですが、住民登録ということでは84戸といいますか、登録がございまして。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） LGWANについて、今までのお答えの中で、LGWANはとも国と伊豆市じゃなくて、静岡県と伊豆市及び静岡県内の市町との情報交換のためのソフトというふうに考えてよろしいですか。

それから、防災カメラ、大見川に1台なんですね。そうすると、これ設置費用と維持管理費入れると、いわゆるモニターつきの1台分として考えていいんですかね。大見川にはこういう立派なのがついているというふうに理解したいんですが、これは、県か国かどこからの

指導があったのかどうなのか、それとも伊豆市の考えで設置したのかどうか伺いたい。

次、3市の電算センターですけれども、改めてお願いします。6月議会か何か、私、毎回質問しているんだからその間に答えがなかったというふうに理解していますけれども、改めて再度出していただきたい。出してくれるかどうか答えてくださいね。

次に、光ファイバー、100軒に満たない地域に光ファイバー。ということは、光ファイバー以前は、例えば今テレビの有線なんかよく勧誘に来ますけれども、ああいうのはここではやっていないんですかね。もしやっているんだったら、伊豆市が6,000万円も出して設置する必要なかったんじゃないかと思うんですけれども。

以上、お答えいただきたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） LGWANでございますが、先ほどネットワークのつながりとして、例えば伊豆市の場合は1回静岡県につないで、今度、静岡県が全国の各都道府県という、国ともつながっております。ですので、情報の交換、やり取りにつきましては、当然、県ともできますし国ともできます。そういう状況のネットワークです。

カメラでございますが、このカメラにつきましては、支出の内訳としましてはそのカメラ自体の借上料と機器の保守、またサーバーのレンタル料という内訳になってございます。設置目的ですが、当然、防災上まだ県の周知河川になっていないということで、大見川、特に八幡の町屋地区というのは、狩野川台風等での被害があった場所ということで前々から水位を気にしているということで、確認するのに以前はやっぱり消防団とか職員が河川の近くまで行って水位を見なきゃならないような状況もございましたので、市のほうの単独でこの水位を見るカメラを設置してございます。

続きまして、資料につきましては、同じ資料になりますが出させていただきます。

光ケーブルにつきましては、この天城高原地区につきましては、今回、光が整備されたということで情報ネットワークとしては整備されていると。現状のテレビ等の視聴につきましては、すみません、私ちょっと今ここで把握してございませんので、この光が整備される前のテレビにつきましては、また森議員のほうに資料を出させていただきます。

○議長（三田忠男君） すみません、先ほど6月議会等の後で資料を提示したと。森さんに渡してあるという意味ですか、既に渡したのね。森さんに既に渡っているそうですが。渡っていないんですか。渡したんですね。改めて提示するということですか。

○総務部長（伊郷伸之君） いいです。同じものをただ1枚提示するだけですので。

○議長（三田忠男君） それでは、10款の質疑に入ります。

再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） お答えいただいたんですけども、使用の用途については、当然、子

供たちの送迎に使っているんだろうと思うんだけど、私の質問の最下段、業者、契約方法の説明を求むというのについては何も答えていない。これ、業者1社だけでしょう。契約方法は何か。教育長、新しいから言わないけれども、私はこの議会の冒頭、地方自治法について読んだつもりですけど、234条、知っていますか、教育長。「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」となっているんですよ。やっていますか。伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 先ほどの説明で、すみません、一番最後にお答えをしたところなんですけれども、業者については路線バス事業者、それは2社あります。それから、市内のバス事業者が主な委託先となります。それから、これらのバス借り上げをする際は、見積書を徴した上で少額随契という範囲で契約をさせていただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 路線バス事業者という答えだけでも、路線バス事業者は路線バスとして運行しているんじゃないですか。それ確認必要ですよ。

それから、市内の事業者、1社限定じゃないですか。どういう契約方法をしているんですかということ私は聞いているんですよ。金額が1,000万円近いでしょう。七、八百万円かなと思うんだけどね。それが1社と契約されているんじゃないの。どういう契約をしていますか。

この契約は、やはり七、八百万円になるんだろうと思うんだけど、普通だったら入札しなきゃいけないでしょう。まず入札しましたか。現在のこのバス会社の使用はどのような方法で使っているんですか。ちゃんと教えてくださいよ。もう私、質問、後がないんだから、ちゃんと分かるように答えてくれないと、七、八百万円のお金がどのように使われているか分からないまま。はっきり言わせてもらえば、昔、タクシー券というのがありましたね。今は伊豆市では使っていないと思うんだけど、使っていませんね、総務部長。タクシー券と同じじゃないですか。誰が発注するんですか。校長先生ですか。どうやって発注しているんですか。ちゃんと書類で発注していますか。理由はちゃんと後で確認できるようになっていますか。使い放題なんですよ。そういうのが入札も行われぬ、随意契約も行われぬ状態になっているんじゃないですかと。そうじゃないんだったらそうじゃないと教えてください。ちゃんとやっていますと。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 先ほど用途も申し上げましたとおり、校外学習ですとか社会科見

学等に出かけるわけですが、その都度、学校によって借り上げる時間ですとか距離によって金額は異なります。通常、短時間ですと3万円台から5万円台で済む場合もあります。そうすると、随意契約の10万円以下というその手続に基づいて少額随契を行っておりますし、例えば1日、長距離を行きますと10万円を超えます。そういう場合も規定に基づきまして2社から見積りを徴して、随意契約で少額随契の範囲で契約をさせていただいております。以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ここでコロナ対策のために暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） おはようございます。16番、木村建一です。

議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算について総括質疑を行います。

1款です。収入のほうです。ページ等々については、議員の皆さん、それから当局の皆さんにお知らせ済みですので省略いたします。個人市民税は、高額な所得者がいたため前年に比べて増額となったと説明されていましたが、高額所得者を除いた場合の個人市民税の推移はどうだったのでしょうか。

2款、これから歳出に入ります。公有財産管理事業について。公共施設再配置計画策定支援業務は2か年事業で令和元年度は中間に当たりますが、今後に向けた中間総括が私は必要だと思って質疑をいたします。業務委託結果の令和元年度状況についてお聞かせください。

次に、地域づくり推進事業について、その中の一つですが、人口減少対策として移住定住は成果を上げておりますが、市外への転出との兼ね合いで考えなければなりません。市内にとどまってもらう取組はどうでしたか。

次に、総合計画・総合戦略推進事業についてです。2つお尋ねします。

1つ目、「今後の居住環境」、「人口問題」、「市政について」という市民アンケートから様々な分野でアンケート取りましたが、このアンケートから、当然アンケートした時期によるので一概に反映できたかどうかということはずごく課題になるかもしれませんが、反映できたもの、それから、これからの展望をこの平成30年度の市民アンケートから見てどういうふうに総括したのかをお願いします。繰り返しになりますが、大綱という角度からお聞きします。

2つ目です。ネットワーク部分の具体的に取組んだ状況を説明していただければと思い

ます。

次に、ひとり親等移住定住推進事業についてです。3つお尋ねします。

1つ目、「ひとり親が求めるサポート体制を構築した」とはどういうことですか。

2つ目です。事業の成果に「ひとり親が求めることをリアルに理解できた」とはどういうことですか。

3つ目です。宿泊業に特化した事業をどのように評価しているのでしょうか。

在宅福祉事業についてです。事業の成果に「鉄道の利用も増加傾向にあり高齢者の外出支援の効果」とありますが、前年度と同じ評価をしております。移動の利便性の向上がどのように図られましたか。

最後の質問です。産業強化事業について。事業の成果に「販路拡大事業は販売先など獲得できず令和2年度への課題」という総括です。前年度は、「ブランド力向上については、早急に販路拡大できる体制確立が必要」としています。2年にわたる事業の成果のつながりが少し見えづらいものですから説明をお願いいたします。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、1款のところですね、市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 令和元年度の個人市民税の決算額でございますが、対前年度と比べまして102.43%となり、3,149万円の増となりました。高額所得者を除いた場合の個人市民税の推移でございますが、対前年比100.69%となり、平成30年度と比べましても増となりました。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、2款、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 公有財産管理事業でございます。

公共施設再配置計画の策定業務につきましては、平成30年度に策定した各公共施設の当面10年間、そして今後40年間における存続、廃止などの方向性を示しました公共施設再配置基本方針、これに基づきましてその実行計画を定めるものでございます。令和元年度は、今後10年間における個々の施設について庁内各課のヒアリング等を実施し、そのアクションプログラムの原案を作成しました。この原案を今後、庁内検討委員会等に諮りながら個別施設ごとの公共施設再配置計画の策定をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、地域づくりですか、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、地域づくり推進事業について説明します。

市内にとどまってもらうための定住の取組といたしましては、若者定住促進補助金がございます。この補助金は、市外からの移住者だけでなく市内在住者も利用できるものとなっております。令和元年度の申請内訳のとおり、住宅補助が市内で22件81人、市外が17件60人となっております。申請者の半分以上は、市内在住者が定住のために住宅を購入していることが分かります。また、過去の申請においても市内在住者からの申請の割合が多くなっており、定住につながっていると考えております。

また、家賃補助につきましても市内3件6人の方が利用しております。

続きまして、総合計画・総合戦略推進事業でございます。1番の市民アンケートにつきましては、市民の生活環境や将来に向けたまちづくりについての御意見をお聴きし、今後の施策展開に生かしていくことを目的としまして、平成28年度より毎年実施しております。このアンケート結果は、総合計画や令和元年度策定の総合戦略等、計画策定や計画の進捗管理、施策の検討や見直しなどに活用しているところでございます。

施策への反映につきまして一例を挙げますと、重要度が高く満足度が低い施策としまして「戦略的なシティプロモーション」が挙げられたことから、昨年度策定した伊豆市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略において、「伊豆市の魅力を伝える“写真（え）”になるまちプロジェクト」として、鉄道駅のPR看板の設置やSNSを活用した市の魅力等を発信する事業を盛り込み、現在は取り組んでいるところでございます。

アンケート結果の総括ですが、市の居住環境、生活環境に対する意識を伺ったところ、「住み良さ」や「愛着度」、「居住意向」などについて、全体としてはおおむね同程度で推移しており、年代別で見ると若い世代ほど割合が低い傾向があることが確認できました。

今後、人口減少を改善していくためには、市で暮らすことの魅力や市への愛着を高め、より多くの市民が伊豆市にずっと住み続けたいと思うようなまちづくりを推進していくことが重要であると考えております。今年度も引き続き市民アンケート調査を実施し、市民の御意見や御意向の変化を見極めつつ、第2次総合計画後期基本計画に反映したいと考えているところでございます。

②のネットワーク型コンパクトタウンについてでございますが、地域拠点と周辺集落とを結ぶ地域内フィーダー交通についての実証実験の取組を行いました。実証実験では、中伊豆地区において、予約型タクシー「おでかけ中伊豆」の実証運行を令和元年9月から令和2年2月までの6か月間実施し、本格運行への移行を目指しました。目安として運行稼働率25%及び1便当たりの乗車人数1.2人の目標値を設定いたしましたが、結果として、1便当たりの乗車人数はクリアしたものの運行稼働率は目標値を下回りました。

以上のことから、登録状況、利用状況共に少なく目標値にも届かなかったことから、今回実施した運行内容での本格運行の実施は困難であると地域内交通検討会議で決定いたしました。今後も、地域内検討会議等を開催し、それぞれの地域に見合った交通手段を検討してまいります。

続きまして、ひとり親等移住定住推進事業でございます。

まず、①の「ひとり親が求めるサポート体制を構築した」ことについてお答えします。

ひとり親コンシェルジュ事業については、お問合せをいただいた時点から移住予定者の現況を調査し、移住先での就業条件、住環境条件、子育て支援環境、やってみたいこと等の相談に対して、職員がサポートコンシェルジュとなりその場ですぐに回答し、移住予定者の疑問等に対応できるような体制になっているということでございます。その後、相談を繰り返しながら、また現地案内をして、安心して伊豆市へ移住いただけるような制度となっております。

そのほかにも、経済的な不安解消の一助として、旅館業への正社員の採用となった際には、住宅や土地の購入、民間賃貸住宅への家賃等の一部補助等も行っております。

今後は、既に伊豆市に移住されているひとり親の方との情報交換やイベント、地域で気軽に相談できる移住ひとり親サポーターのメンバーを募り、切れ目のないサポートを目指していきたいと考えております。

②の「ひとり親が求めることをリアルに理解できた」ことにつきましては、昨年度実施しましたひとり親対象就業・移住体験ツアー、個別移住案内、東京でのひとり親移住相談会にて参加者と直接対面しながら会話を進めたことで、ひとり親の方が移住に対して何を求めているか等を直接伺えたことがリアルに理解できたということでございます。

③の宿泊業に特化した事業をどう評価しているかについてでございます。

まず、本事業で宿泊業に特化した理由は、伊豆市の基幹産業である観光業の、その中でも宿泊業のマンパワー不足を解消することと、働き方改革の社会潮流を踏まえた柔軟な勤務体制の整備促進が持続可能な雇用を生むと考えたからでございます。

今年度、計画2年目になるわけですが、現在のところ、ひとり親の移住相談では移住につながっておりますが、残念ながら、宿泊業とひとり親のマッチングは成就には至っておりません。

宿泊業に特化したことにつきましては、伊豆市の課題を解決するための「新たな移住のカタチ」としてトライしたものでございます。課題解決するためにはよかったのではと思っておりますが、結果が伴っておりませんので、今後は、ひとり親のニーズを踏まえ、就業職種の拡充やサポートメニューの見直し等を行い、より多くのひとり親の方に伊豆市を選んでいただけるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 在宅福祉事業についてでございます。

御質問の鉄道の利用状況ですが、令和元年度は1万4,086枚の利用があり、前年度は1万3,188枚の利用に対し898枚の増加となり、全体の利用率から見ますと0.8%の増加となっております。実績から、利用者の人口が増加したのか、また目的地がより遠方になったのかま

で分析はできておりませんが、鉄道を利用することで高齢者の方の行動範囲が拡大されているものと考えます。

また、鉄道を利用して市外に出かけた際にタクシーや介護タクシーの利用できる事業所が伊豆の国市、函南町、それから三島市、沼津市の営業所にも拡大してございますので、電車を降りた後にまたタクシーを利用して目的地まで行くなどという利便性の向上につながっていると思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から7款の産業強化事業についてお答えをさせていただきます。

平成30年度、令和元年度に記載をいたしました販路拡大事業、また、ブランド力向上事業につきましても、いずれも産業振興協議会への委託事業であり、市の特産品のブランド力向上を目指したアマギフトによる販路拡大を行う事業について記載をしたものでございます。

その上で、2か年度の事業成果のつながりでございますが、平成30年度においては、アマギフトを首都圏の百貨店やデパートで取扱いいただくよう販路拡大を目指しましたが、具体的な販売戦略や受注から納品までの明確な仕組みが構築されていなかったため、販売できる体制の確立が必要と総括をしたものでございます。

令和元年度におきましては、販路開拓先を首都圏にとどまらず、市内に来られるお客様への販売も視野に市内店舗での販路獲得を模索しましたが、新たな販路獲得は市内1店舗にとどまりました。こうした状況から、令和元年度は「販売先の獲得が課題」というふうに総括したものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、款ごとに質疑を行います。

再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

いわゆる個人市民税ですが、今、ちょっとごめんなさい、私が聞き間違えたか私の決算概要報告書の見間違いかどうかちょっと確認したいんです。

決算概要報告書には、いわゆる高額の方がいましたよということだから、前年度に比べて2,920万円増えましたという記述があるんですが、今の部長のお話の中で3,149万円というのは、意味が分からなかったもので教えていただけますか。

それから、要は何をお聞きしたいかという、通年の総括の中において、今回は高額な方がいらっちゃったと、何人かも分からないんですが、それを除けば、いわゆる特異なところを除けば、市民の暮らし向きというのが税金納めているものですから分かるんじゃないかなということでお尋ねしているんです。そうすると、この方を、この方々か方か分からないん

ですが除くと、じゃ市民の税金はあくまでもトータルとしてどうだったんでしょうかということをお尋ねする。そうすると、それによって皆さんの暮らしが分かるんじゃないだろうかと思ったんです。

ちなみに、ずっと調べたんだけど、平成28年度から少しずつ増えてきたんですね、平成30年度も。今回も、令和元年度も増えたと。結果としてです、結果です、13億5,000万円を超えたんですが、この金額にじゃいつからなったのといったら、調べたところ平成25年度なんですね、13億5,800万円から。そして、その後、平成28年度、一度この個人市民税がぐんと落ちて、それから令和元年度まで増えているという状況ですから、推移から見ると暮らし向きがよくなったのかどうか人数の兼ね合いあるからよく分からないんですが、特異なところ、高額者を除いて、どういうふうに市民税が推移してきたのかももう一度お尋ねします。数値の確認をしたいもので、もう一度2,920万円と3,149万円、ちょっと分からなかったもので、すみません、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 金額のことですが、先ほど御説明しました3,149万円の増というのは全体のことでございまして、前年と比べまして増となった分の金額でございまして。ですので、その中に高額納税者の方々の分も入っているということでございます。

それから、課税標準額で比べさせていただきますと平成29年度から増えております。逆に、納税者のほうについては、人口減に伴いまして微減となっております。ただ、課税標準額は増えているんですけれども、景気全体的に暮らしやすくなっているかというのは、ちょっとここでは判断がつかねるかなと思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 私がお尋ねしたいのは個人市民税なんですね。全部の税金がどうのこうのと、法人税も含めてということじゃなくて、個人市民税がこうだったよということを経済しているからそれについて今お尋ねしたんですけれども、すみません、もう一度お伺いします。3,149万円と2,920万円の関係について最後にお尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 金額については現年の、すみません、課税分として3,100万円ということで報告をさせていただいたんですよ。そのうち、先ほど言いましたけれども、高額納税者の方々も入っていらっしゃるんで、その分を抜きますと、当初御説明させていただきました100.69%というふうに微増となっております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） ここで、議事の都合により40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時38分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほど市民部長から追加の答弁の申出がありましたので、これを許します。

○市民部長（加藤博永君） 先ほどは申し訳ございませんでした。先ほどの木村議員の質問について再度説明させていただきます。

決算概要報告書の1ページでございます。その中段（1）の決算額の欄でございますが、市税についての説明がございます。その2行目のところに2,920万円とございます。この件でございますが、先ほど私が説明をさせていただきました現年度分の個人市民税の決算額の増額分3,149万円と、繰越し分の個人分がマイナス229万円となっております。これの差額によりまして、先ほど言いました決算概要報告書のほうのその額となるということで御理解を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） それでは、引き続き質疑に入ります。

2款に入ります。質疑はありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） お願いいたします。総括質疑ですからそんなに細かくは聞きません。

最初に、決算書の75ページの、決算書のほうです、公有財産管理事業、当然これは全体として、部長お話したように再配置計画の中の一環として私は行われたものだと思っておりますので、すみません、ちょっと細かくなって申し訳ないんですが、この決算書の中の75ページの中段よりちょっと下のところに、これは公共施設の再配置計画とは直接的には結びつかない。でも結果として結びつくということで、旧天城改善センター、旧天城プール解体工事4,400万円。これについても債務負担行為で令和2年度に関わっているものなんですが、当然、公共施設が多いとは言えませんが、適切に配備できるようにということの一環としてこの解体工事、やられたと思うんですね。目的、あまり外れると、一般質問ではないのでよしますけれども、今回こういうふうの結果として解体工事やっただけのお金を出されてきたというところで、当初の目的が、すみません、私、思考の中で途中で止まっちゃっているもので、今後ここをどうするのかなという意味合いも含めてお答えいただければなと思いますので、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 公共施設につきましては、先ほど申したとおり、総合管理計画を基に平成30年度に作成した基本方針、それにまた基づきまして、今後、令和元年と予定では

令和2年度に個別の再配置計画をつくるという予定で進んでおります。

この改善センターとプールにつきましては、こちらは昨年度の基本方針の中でも解体という計画の中で進んでおります。昨年度作成した基本方針、これは平成30年の9月議会で条例改正をして、議会のほうでもこの施設の廃止については承認をいただいております。

また、解体の予算につきましても、令和元年度の9月議会で工事の予算をお願いしております。当初の目的というか、総合管理計画の中では、やはり用途廃止をするもの、また、老朽化等により解体が必要なもの等を選別してございますので、この改善センターとプールにおきましては、昨年度の基本方針の中で既に条例改正と予算が可決されているということで、基本方針の中では解体ということで位置づけております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） いいです。あとの残りは、2款については、これ約束事だから私が忘れたからそれは以上ですけれども、すみません、15ページの地域づくり推進事業等々について最後ですがお尋ねします。

15ページ、状況分かったんですけれども、市内にとどまってもらふ政策という意味で、ああ、そうかというふうに思ったんです。市内から市内へと、家賃補助と分かったんですが、この記述の中、事業の成果の中に、市外からの転入促進とともに市内からの流出。今、部長がお話しなされた後半部分の市内からの流出、確かにそうかというふうに思ったんですが、人口対策について、特に若者対策については、市内は市内としてやっぱりとどまってもらふ政策を持っているということは極めて重要な一つだと思うんですけれども、この住宅補助云々というところはちょっとここ見るだけでは分からないものでお尋ねします。市外からの転入政策というのが、この令和元年度、どういうふうに行われたのかお願いしたいんです。初めて、人口流出をとどめるというのは変ですけれども、人口増対策の一環として市外からも来ていただく移住、ある意味ではいい移住をしてもらうということもあるのかなということでお願いします。

それから、総合計画の中のアンケートについてお尋ねします。いろいろといい意味で市民アンケートを読ませてもらって、ましてや年代別だとか各階層の中でアンケート取られているから、こういうふうに市民は生活しながら思っているのかと思ったんですけれども、たくさん聞くと総括的になりますから1つだけこの中で聞きます。

人口問題についてということで2つ聞きたいな、すみませんね。「不安を感じる」とか「どちらかといえば不安を感じる」というのが全体の8割半になっていると。80%以上だよとなるとすごく、これだと先がなかなか、伊豆市にとってある意味では深刻だなと思ったんですよ。不安を感じるんだから、やっぱりこれを総括して次の年度、次の年代ということで、どういうふうはこのアンケート見て総括されたのか。

それからもう一つ、この2点で終わります、これについては。住み続けたいという中の年代見ると、20歳代が3割ちょっとしかいない。3.5と、3割半だということになると、全体として、全ての年代層から見ると50代、60代、70代とちょっと差があって、若者に魅力あるまちづくりにとっての課題というか、やっぱり考えなくちゃならないことがあるのかなと思ったもので、この2つについてお尋ねします。

それから、ネットワークについてですが、市長が常々言っていたいわゆる道路網というかバス路線の問題と、それからもう一つは光ファイバー結びましたということだったんですね。それで、高齢化社会迎える中で4割が高齢者と、だから全てが全て、私も高齢者だけれども、深刻とは思っていないんですけども、とりわけ独り暮らしの方々が増え続けているといった中で、視察に行ったところで、ある小さな村で、高齢者になっても安心してもらうにはということで、いわゆるネットワークを使って、光ファイバーを使って、独り暮らしの方がいながらにして、市といわゆるテレビ電話でもってネット中継してお互いに交流できますよということだったもので、せっかく光ファイバー結んでいるわけですから、何らかの高齢者対策できなかったのかなと思って、すみません、質問いたします。

それから、ひとり親の関係について、サポートコンシェルジュというのを市内につくって頑張ってきたんだなということで分かったんですが、結果的には、結果ですよ、これあくまでも。ひとり親、とりわけ宿泊業に対する対策を取ったんだけど、結果的には残念ながらいらっしやらなかったと。この中で相談結構やっているんですね、移住体験ツアーということで。3組、2組とか相談やったりとかということで、この成果資料なんですけれども、これ、相手のあることですから一概に言えません。これだけ取り組んでいるんだけど、1人とか2人と何とか結びつかなかったのかなと思いながら総括文書読ませていただきましたが、どのように見られたのか、ちょっとその点が分からないものでお願いしたいんです。

それから、前にも、この特化したということはそれいいでしょう、それまでやってきたんだから。いわゆる小さなお子さんを抱えてくるというか、乳幼児かどうかは別に小学生とか抱えてきたときに、当然その方が移り住みたいとなると子供たちへの体制がきちんと取られていかないと、旅館に住み始めました、でも子供どうしましょうといったら、それはそうですねとなるんじゃちょっとまずいかなと思って、いつもこのところ気にしているんですけども、ひとり親が来たときに、お子さんお持ちの方が当然いますよね、ひとり親だから。そのあたりのこの庁舎内での検討はいかがだったでしょうかということです。

在宅福祉事業については、なるほど増えたのかということで……

○議長（三田忠男君） それは後ですね。

○16番（木村建一君） あっ、ごめんなさい。すみません、別ですね。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

○16番（木村建一君） すみません、款が違いますからお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） まず、市外からの政策ということによろしいんですか。

伊豆市の場合は、当然、駅前に9 i z uという伊豆情報センターがありますので、そちらのほうと市役所と連携しながら移住相談の受付を行っております。また、伊豆市のホームページであるとか、県の「ゆとりすと静岡」というホームページもありますので、それらと連携しながら、伊豆市の情報を発信しながらやっていくという状況でございます。

また、ふるさと回帰センター内に移住相談センターもありますので、そちらと連携しながら県外等の移住者について、伊豆市に来ていただくという施策で伊豆市をPRしているという状況があります。

アンケート調査なんですけれども、やはり不安を感じるというのはかなり大きい数字が出ております。やはり産業であるとか雇用が、なかなか働く場所がないとか、そういうのがあるというのが事実だと思います。18歳で東京に出たり、学生で出たり働いて出たりした方がなかなか戻ってこられないという状況がありまして、そういう方に対しての魅力をこれからどういう形で発信していくかというのを考えていきたいという中で、地元にあります伊豆総合高校と連携しながら、伊豆市のよさですかね、そういうのをいろいろ発見しながら、伊豆市はこういう魅力があるんだよという形で、総合高校生の意見を取り入れていろんな形での魅力発信とともに、伊豆市に残っていただくような施策をとっていくというのが状況なのかなと思います。

その中で、議員ありましたように、20歳代が少ないというのは、住みたいというのが少ないというのは、ちょっと我々としても残念に思っているところだと思います。ただ、若い人というのはどうしても都会に憧れる傾向等がありますので、その辺を、憧れで例えば出たとしても、その後、帰っていただくような伊豆市としての魅力ですね。遊びとかそういうことだけじゃなくて、本当の伊豆市としての住みたいと思えるような施策というものをこれから考えていく必要があるのかなと思っております。

バスにつきましては、今回、中伊豆のほうでやりました。その前の年は天城のほうでもやっております。ただ、現在のところはやっぱり利用者少ないというのが状況でございます。ですから、今回のやり方というのが、どんどん時とともに見直していかないといいけませんので、地元で地域づくり協議会とかいろいろありますので、そういうところでこれから相談をしながら、どういう形でやったらいいのかというのを相談して、ネットワーク網で、そういうものをつくっていきなという形で考えております。

あと、サポートコンシェルジュの関係なんですけど、つながっていないというんじゃなくて、伊豆市のほうではサポート制度というのをつくってしまっていて、宿泊業者に特化しているものにつきましては伊豆市ひとり親移住定住促進補助金交付要綱がありまして、これにつきましては宿泊業に特化されております。だけど、宿泊業に特化しないものにつきましては、要は伊豆市に来ていただくひとり親につきましては、全面的に支援をしている中で宿泊業だけが

補助金を出しているということで、ひとり親に対してはいろんな形での補助をしている中で、何人かの方はもう伊豆市に定住していただいております。ただ、この宿泊業の補助金を使った方がいっしょじゃないということなんです。ですから、コンシェルジュの中で、要は宿泊業に就かない方でも、病院業であるとかそういうところに就いた方については、何件か成果が出ている状況はございます。

あと、宿泊業に特化したということで子供のことでいいですね。ですから、子供さんがいっしょいますと年度途中で来るというのがなかなか無理なところがありまして、やっぱり年度の最初であるとかそういう形になりますので、そういうところで少しつながっていないところがありますが、そういうところにつきましては、ある程度こども園であるとかそういうところと調整しながら、入園できるような形で庁舎内でも連携取りながら現状を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、3款、再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません、議長、先ほど言ったように3款はよろしいです。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

7款、お願いします。再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 部長のお話聞いて、そうかなと思いつつちょっとお尋ねします。

どういうふうの前々年度、平成30年度のところを見たのかなと思って聞いていたんですけども、そこについてやっぱり販路拡大できることが必要だよと言っているんだけど、また令和2年度の課題になったということがよく分からなかったんですけども、結果的には、今のお話ですと、首都圏だけじゃなく市内へということでやろうとしたけれども、1店舗に終わっちゃったと。そうすると、令和元年度、総括中心にしながら御答弁、当然のことながら願いたいんですが、その前の年の総括を、継続性が当然あると思いますので、ぶつぶつこういうところ切れるわけでもないもので、その前の平成30年度の総括がどうだったから令和元年度に結びつくと思いますので、結果として令和元年度は1店舗に終わっちゃったということなんですけれども、一生懸命やっていることはよく分かるんですけども、何を学んで1店舗になったのかなと。結果ですけれども、どういう取り組みされたのか、そうなっちゃった原因は何だったのかなということでお尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、前々年度からということでございますが、このアマギフトにつきましては、平成29年度から着手した事業でございます。目的はやはり、市のブランド品を創生して選定して、首都圏をターゲットとして、首都圏のデパートや百貨店で販路

を拡大したいというのが当初の目的でございました。

そういった中で、パッケージデザインの統一であるとかロゴマークであるとか、パンフレットを作り商談会等へ出店をさせていただきました。ただし、その商談会においては、我々はいったいものがあるという商品の紹介であったんですね。ですけれども、バイヤーさんが求めるのはやはりその仕組み、ターゲット、大体客層はどういうところを見ているのかとか、あと発注から納品までのスケジュール感、期間がどの程度できるかというような細かいところを聞かされた中で、その明確な回答を持たないままというのが実態でございました。

なかなか、首都圏の百貨店やデパートでバイヤーさんに食いついていただいて、こちらの商品を扱っていただくには、我々としても戦略的に多少欠けていたところもあるということの反省が平成30年度でございました。そういった中で、令和元年度においては、首都圏だけではなく、当然、首都圏は継続して販路拡大は目指しましたが、加えて市内での販売、これはもう伊豆市に来ていただくお客様に買っていただくということで、そちらにも手をつけて、いわゆるターゲットを我々、首都圏というところから、首都圏プラス市内というようなところに販路の拡大先を求めました。そういった中で、1店舗は商品を扱っていただくということで、残念ながら1店舗にとどまってしまったというところがございます。

令和2年度におきましては、今年度におきましては、ちょっと想定していなかったコロナ禍というような状況もあり、首都圏への販売促進もなかなか今できるような状況ではない中で、やはり新たな販路拡大としては、店先への陳列だけではなくて、通販であるとかネットであるとか、ふるさと納税であるとか、そういった手段を講じながら、このアマギフトについては、せっかくパッケージデザインやロゴが決まっておりますので、いろいろ戦略を練りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

DMOが立ち上がった中で、いわゆる市内に、どこに来てくれるのか、何を目的にということ、DMOのただ単に感覚的に観光客来てよということじゃなくて、もっとより具体的に目的意識を持ってということで、私は何年か前、講師から学んだんですけれども、今聞いているといわゆる今度、逆ですよ、商品を売るわけだから。そのあたりというのはどうですか。もうちょっと具体的にいうところが残念ながら令和元年度はし切れなかったのか。

もう一点、すみません。産業振興協議会の中に伊豆市の職員も派遣されている方もいらっしゃるんですけども、どういう連携を取られたのか、最後に。伊豆市は伊豆市の産業政策持っているわけですよ。当然そこに伊豆市産業振興協議会というのがあって、別のよう重なっているところもあるし重なっていないところもある。ある意味では、今日総括ですから、協議会じゃありませんから、伊豆市として、産業課としてどういうふうに産業協議会と

の兼ね合いで総括されたのかをお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 販路拡大販売戦略というのは、当然に、これは市であろうが産業振興協議会であろうが、いろいろな手段があると思います。私ども市としては、伊豆市としては、事業者の出店者、商品を持たれている方の催事等への出店の補助というのは市として行っております。

ただ、産業振興協議会においては、やはりあまたある伊豆市の特産、商品をブランド化して全国的に販路拡大をしていきたいというその目的で、手段は市と産業振興協議会では違いますが、目的としているところは同じだというふうに考えておりますので、市は市で引き続き販路拡大販売戦略というのは当然やりますし、ただ、統一的なものとしてこのアマギフトというものについては、一つの手段として産業振興協議会に担っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第66号～議案第80号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第66号 令和元年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、議案第80号 令和元年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの15議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第66号から議案第80号までの15議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第81号～議案第83号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第17、議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第19、議案第83号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）までの3議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第81号から議案第83号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第84号及び議案第85号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第20、議案第84号 伊豆市簡易水道事業の公営企業化に伴う関連条例の整理に関する条例の制定及び日程第21、議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正についての2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第84号及び議案第85号の2議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第86号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第22、議案第86号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

[15番 森 良雄君登壇]

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第86号 市道路線の認定について質問させていただきます。

新しい地図が配付されているようですが、市道の位置が分からない。起終点はどこか、駅はどこなのか、駅前広場との関係、踏切の位置、県道信号の位置はどこにあるのか分かりませんという質問です。今度頂いた資料では大分分かるようになってきましたね。

質問は以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、森議員の御質問にお答えいたします。

今日は、議員の皆様に分かりやすい平面図を配付しましたので、それを見て説明いたします。

市道の位置はということですが、今現在の牧之郷駅が東側にあります。西側に熱海大仁線、県道がありまして、その間の赤い部分が今回お願いする部分になります。起点は、ここで見ますと、北側の交通広場というところが起点になりまして、南側、図面でいきますと下になりますけれども、そこが終点になります。

駅はということですが、駅は、今回お願いする路線の東側、牧之郷駅プラットホームというところが駅になります。

踏切の位置は、この北側一番北、図面でいきますと一番上の一番右ですが、踏切の位置。

そして、信号機になりますけれども、この路線の一番左、西側になりますけれども、これが県道の信号機の位置になります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） これで大分分かりやすくなっているよ。

例えば123ページと124ページ、見比べると、駅の位置が逆になっているんだね。こういうのをおかしいなと思うのは私だけかね。決算書でいろいろな面で、緑色のファイルと決算書と説明書なんかでも、両方やっていると頭おかしくなっちゃうようなあれがいっぱいあるんですよ。もっと議員に分かりやすいようなあれにしていきたいというのが1点。こういうことは毎回言っているんですけども、気をつけていただきたい。

ちょっと飛躍して行って、議長さんこれ許してくれるかどうか分かりませんが、これ建設目的は何なんですか、この道路の。それから、細かいことは、新しい図面見て駅とこの道路の間のこれは何ですか、駐車場なんですか。そうすると新しい道路と、県道の中に緑地広場というのがあるんですけども、この地図見る限り、この道路は両脇の利用はできないんじゃないかね。何に使おうとしているんですか、この道路は。

ついでだから聞きますけれども、建設費用はどのぐらい見込んでいるのか、土地取得費用も含めて。それから、先ほどの私の質問じゃないけれども、この道路造ると伊豆市の人口は増えますか。私から見ると人口増なんていうのはあり得ないと思うんですけどもね。今の伊豆箱根鉄道見れば分かりますよね。乗っているのは高校生ばかりだ。恐らくこの駅のプラットホームと新しい道路の間は駐車場だと思うんだけど、伊豆箱根鉄道利用する人はあそこに停まっている20台ぐらいの車しかないですよ。牧之郷を幾ら開発したって伊豆箱根鉄道のあれは増えるとは思わないんだけど、そういうの増えると思っているのかどうか。

あと、この駅の間と県道の間、一体何戸ぐらい開発するつもりなのか伺いたいですね。

以上。

○議長（三田忠男君） 認定の理由等についてお答え願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） この認定の理由ですけれども、まずはこの地区計画、都市計画の中で地区計画を設けまして、その地区道路としまして計画しております。ここの地区、ここの駅広場とこの道路につきましては市で整備するという計画になっておりますので、今回それに基づきまして駅広場、そしてこの市道を整備する、そのための用地を取得するための認定をするということでございます。

駐車場の話ですけれども、ここにつきましては、今現在、伊豆箱根鉄道の駐車場が一番北側のほうにあります。そこも、伊豆箱根の理解を得まして、そこにつきましてはしっかりとしたロータリーを造り、その駐車場の代替地としまして、東側に駐車場を設けるというのでご

ざいます。

人口が増加するかどうかという話ですけれども、まずその地区計画をしっかりと計画していますので、まずは市としてできることをしっかりとし、今後、この南につきましては事業者がしっかりとそこに入ってきて、この南側周辺に開発とかそういうことをしっかりとするための一つの市の施策として頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 以上で、これで終わりなんだね。この駐車場と緑地広場って、これ間違いじゃないですね。ということは、緑地広場には新しい住宅は建設しないんですね。駅から県道の間見ればそれなりの広さはあるだろうけれども、これ緑地広場使っちゃうと、駅から県道の間広場全面を開発するという計画じゃないですね。それちょっと確認したいですけれども。

○議長（三田忠男君） 今の質問は通告以外になって、これ常任委員会に付託しますので、そこで質問は聞いてください。

ほかに質問ないですかね。認定とは直接関係なくて、所管の委員会に付託する予定ですので変えてください。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） この道路、何の道路なの。田んぼの中に1本道路造るだけじゃない、これじゃ。僕いつも言うよね。例えば西平の道路あったよね、埋立地の道路。河岸側に道路1本造った。新しい市道と現在ある市道の間はただ平坦地があるだけです。そういう道路ばかり造っているのが伊豆市の道路建設だ。それと同じじゃないですか、これ。今ある田んぼの半分ぐらいしか建設に寄与しないですよ、これだったら。緑地広場というのは、これうそじゃないの。本当なの。緑地広場造る気があるの。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） このような大切な意見は、ぜひ議会の皆さんに伊豆市の長期的な事業構想及び事業計画についてしっかりと御検討いただきたいのですが、伊豆市総合計画は、4町合併して伊豆市になったときから牧之郷ずっと入っているんですね。修善寺町の頃、どのような計画があったか存じておりませんが、約40年間、都市計画が見直されないまま、修善寺駅の1つ手前の極めて大切な牧之郷駅が事実上、全く宅地開発に使われないまま、人口増加策に使われないままやってきたわけです。

そこで改めて、これ単独でやったのではなくて、何度も何度も申し上げてはいますが、修善寺駅を中心とする住むところとしてのブランドアップ、そういった大枠の中で……

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） 森良雄さん、聞いていただけませんか。今、私、大事なことをお答えしていますので……

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） 私、今、回答していますからちょっとお聞きいただけますか。これとても大切な案件なんです。

そういう長期的な、牧之郷駅を使わなければいけないという伊豆市が発足してからのずっと優先的に高いはずの構想の中で、何とかそれを実現しようとして、修善寺駅を中心とした住むところのブランドアップ事業に合わせて都市計画を見直し、長年皆さんから強い要望のあった線引きを廃止し、そしてそれに合わせて地域の、地元にお住いの皆さんと一緒に地区計画をつくって、ここに工業地域つくるわけではないですよ、ここに観光施設造るわけではないですよ。基本的に住みやすい、心地よい住宅地環境の中で地域の皆さんと一緒に構想した中に、牧之郷は大変残念ながら県道も含んで道路が脆弱ですから、まずは駅周辺のロータリーと交通網と、全部べた張りで家を建てるわけではありませんから。緑地構想も合わせてつくったわけです。

これはもう議員の皆さんにはしっかり検討いただき、これから予算案が出てまいりますので、いろいろ。そのときに、伊豆市の長期的、中期的構想の位置づけの中で一つ一つの事業がどういう意味を持っているのかをぜひしっかり御理解いただいて、今のような議論がその都度繰り返されないように、ぜひしっかりそこは行政と一緒に前に進んでいただければと思います。そういう位置づけの中の一道路でございますので、森議員、御理解いただいていないようですから、この事業の背景説明をさせていただきました。

○議長（三田忠男君） 建設部長は答弁ありますか。ないでよろしいですか。いいですね。

以上で森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月18日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時18分

令和2年伊豆市議会9月定例会

議事日程(第6号)

令和2年9月18日(金曜日)午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 議案第65号 | 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第66号 | 令和元年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第67号 | 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第68号 | 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第69号 | 令和元年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第70号 | 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第71号 | 令和元年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第72号 | 令和元年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第73号 | 令和元年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第74号 | 令和元年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第75号 | 令和元年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第76号 | 令和元年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第77号 | 令和元年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第78号 | 令和元年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第79号 | 令和元年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 議案第80号 | 令和元年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

て

- 日程第18 議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）
日程第19 議案第82号 令和2年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
日程第20 議案第83号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
日程第21 議案第84号 伊豆市簡易水道事業の公営企業化に伴う関連条例の整理に関する
条例の制定について
日程第22 議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について
日程第23 議案第86号 市道路線の認定について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書
追加日程第2 発議第3号 伊豆市議会基本条例の一部改正について
追加日程第3 発議第4号 伊豆スカイラインC.C.発電所設置に関し環境影響評価の確実
な実施を求める意見書
-

出席議員（15名）

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
6番	下 山 祥 二 君	7番	杉 山 武 司 君
8番	三 田 忠 男 君	9番	青 木 靖 君
10番	永 岡 康 司 君	11番	小長谷 順 二 君
12番	小長谷 朗 夫 君	13番	西 島 信 也 君
14番	杉 山 誠 君	15番	森 良 雄 君
16番	木 村 建 一 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	佐 藤 信太郎 君
教 育 長	梅 原 賢 治 君	総合政策部長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	加 藤 博 永 君
健康福祉部長	右 原 千賀子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君

教 育 部 長 佐 藤 達 義 君 会 計 管 理 者 城 所 章 正 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 浅 田 茂 治 次 長 永 沼 健 一
副 主 任 坂 内 佑 紀

開議 午前 9時32分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は15名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、令和2年伊豆市議会9月定例会6日目の会議を開きます。

本日の会議におきましても新型コロナウイルス感染症の伊豆市議会対応として、4月に議員各位に通知しました討論の発言時間を10分以内とすることをお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第1、諸般の報告についてを議題といたします。

9月14日に提出されました伊豆スカイラインC.C.発電所設置計画に関する陳情書につきまして教育厚生委員会に付託する通知をしました。

次に、一部事務組合議員からの報告を行います。

初めに、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告について、10番、永岡康司議員。

〔10番 永岡康司君登壇〕

○10番（永岡康司君） おはようございます。10番、永岡康司です。よろしく申し上げます。

令和2年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の報告をさせていただきます。

会議は去る8月14日、8名の組合議員及び管理者の伊豆の国市長、副管理者の伊豆市長並びに会計管理者、関係する組合職員、出席の下、伊豆の国市役所議場にて開催されました。

最初に、諸般の報告として監査委員による令和2年1月分から6月分までの例月出納検査結果及び監査基準の策定についての報告がありました。

続きまして、小野管理者からの行政報告では、本年2月に開催されました第1回組合議会定例会以降の事業経過について報告がありました。

最初に、新ごみ処理施設建設工事について、本年4月から造成工事の着手に際し、2月に工事説明会を開催し、3月に安全祈願のための起工式を執り行った旨の報告がありました。今後の工程に関しまして大まかな工程が示されました。工事進捗状況は7月末時点で3.6%の進捗率であり、おおむね計画どおりに進んでいるとの報告がありました。

次に、発言通告書に基づき笹原議員の一般質問を行いました。質問内容は、1つ目、災害ごみの対応について、2つ目が政府のプラごみ一括回収について、3つ目がごみ分別方法と

ごみ処理料金についてでありました。当局からの答弁や再質問を通じて当局の方針や考え方を明らかにすることができました。

続いて、報告第1号として、施設整備事業における2件の工事及び1件の業務委託についての繰越明許の報告を受けました。本年2月に議決した令和元年度補正予算と同額の事業費を令和2年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第2号、継続費精算報告です。平成29年度から令和元年度の3か年で実施した事業者選定アドバイザー事業委託料の全体計画での年割額と実績についての説明がありました。

次に、議案第11号 令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について当局からの説明後、監査委員からの補足説明がありました。本案については質疑、討論はなく、全員起立によって認定されました。

次に、議案第12号 令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）では、令和元年度決算剰余金繰入れの繰越金、歳出の過年度更正市負担金精算金として追加計上する補正予算であるとの内容の説明がありました。本案については質疑、討論はなく、全員起立により原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、令和2年度第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、駿東伊豆消防組合議会の報告について、3番、星谷和馬議員。
〔3番 星谷和馬君登壇〕

○3番（星谷和馬君） 皆さん、おはようございます。3番、星谷和馬です。

駿東伊豆消防組合の報告をいたします。

令和2年度第2回駿東伊豆消防組合議会定例会が去る8月20日午後2時より沼津市の本部において開かれました。本市からは小長谷順二議員と私が出席しました。

それでは、報告をいたします。

まず、諸般の報告、駿東伊豆消防組合会計に関わる令和元年度1月から6月までの定例検査結果報告が監査委員から報告書として提出されている旨の報告がございました。

次に、令和2年度上半期の火災、救急救助及び119番通報受信概要について報告をいたします。

火災件数は前年より26件減の62件、救急出動は、件数は前年より1,612件減の1万571件です。救助活動の件数は8件減の132件。119番受信件数は2,573件減の1万4,349件でした。

定例会の議案は管理者提出議案が5件です。まず、法第1、第2、第3は専決処分の報告についてです。物損事故で物損損害賠償額が決定し、示談が成立した報告です。

次に、認第2号は令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入総額は63億1,435万2,000円、歳出総額は62億4,620万1,000円、歳入歳出差引額は6,815万1,000円でした。

次に、認第6号は令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,182万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億8,037万8,000円とする。内容は、消防費補助金と繰越金に充てるとのことです。

次に、消防行政に対する一般質問について1件ありました。杉村清議員からでございます。内容は、新型コロナウイルス感染症予防対策についてです。当局から答弁がありましたが、再質問することなく終了しました。

最後に、管理者の沼津市長から消防行政の発展のために御尽力を願いたいとの挨拶がありました。

これで会議を終了しました。その後、消防訓練3件を見学をいたしました。

まず1点、はしご車による柱上訓練、2点目、新型コロナウイルス感染に対応した防護服の着用、3点目が3階からの人命救助についての訓練です。

以上について報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、伊豆市沼津市衛生施設組合議会の報告について、12番、小長谷朗夫議員。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

それでは、令和2年第2回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会の報告をいたします。

去る令和2年8月31日午後3時より、沼津市役所3階第2、第3委員会室において、両市の8名の組合議員をはじめ、管理者であります頼重沼津市長及び菊地市長並びに両市の関係部長等の出席の下、定例会が開催されました。

今回の議案については、付議事項として認1号 専決処分の報告及び承認について、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約と、認2号 令和元年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計歳入歳出決算の認定についての2件であります。

認1号については、地方自治法第286条第1項の規定により令和2年3月31日をもって浅羽地域湛水防除施設組合が静岡県市町総合事務組合から脱退し、及び静岡県市町総合事務組合規約の別表第1及び別表第2中から浅羽地域湛水防除施設組合を削るための承認事項です。審査の結果、全会一致で承認されました。

続いて、認第2号 令和元年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計歳入歳出決算の認定については、最初に、歳入総額ですが、予算額1億5,011万円に対して、繰越金、諸収入の増により1,256万7,248円の増、よって1億6,267万7,248円となりました。歳出総額は、1款諸会議費から5款予備費までの各項目それぞれ減額があり、1億4,097万8,758円となり、歳入歳出差引額2,169万8,490円の決算額となりました。歳入歳出決算審査意見書に基づき渡邊光由監査委員からの監査の報告がありました。審議の結果、全会一致で認定されました。

以上、伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会議の報告とします。

○議長（三田忠男君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第65号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託し、連合審査会として実施しました。

審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 皆様、おはようございます。総務経済委員長、杉山武司です。

ただいま議長から報告を求められました議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定、総務経済委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本議案の委員会審査につきましては、全議員が出席して連合審査の方法で行われましたので、審査の過程での主な質疑のみを御報告申し上げます。

初めに、建設部所管科目については、補足説明がなく、質疑を行いました。

道路管理事業の内容で支障木の伐採業務委託料がありますが、市道巡回中に県・国道で支障木があった場合の、その道路管理者との連携の説明を求めたのに対し、道路パトロール中に国道、県道の支障木を発見した場合には、市内の国道、県道は県土木の修善寺支所の管轄となっていますので、修善寺支所に報告し、早急に対処をお願いしていますとの答弁がありました。次に、災害復旧の原状回復工事は、今までは災害の前の元の原形に戻す工事でしたが、今、国では改良復旧とあって、再度の災害発生の防止策のため、改良を加えた復旧工事に取り組んでいるが、今決算で改良復旧が行われた事例があるかとの質疑に対し、基本的には原形復旧が基本の復旧工事を行っており、改良になるような対象はなかったとの認識ですとの答弁がありました。

次に、産業部所管科目については、補足説明がなく、質疑を行いました。

遊休農地解消事業ですが、大豆などの奨励作物などで産業おこしは大事なことだと思うが、なかなか遊休農地が減少していない現状をどのように総括しますかとの質疑に対し、遊休農地は拡大している状況ですが、いろいろな施策の中で、この事業は一定の拡大減少には寄与していると思います。今後もいろいろな政策と併せて遊休農地の拡大防止に努めますとの答弁がありました。次に、天城ふるさと広場管理事業の施設改良工事で1,600万円余がありますが、屋根が1,100万円ほどで工事が行われたようですが、何を直したのか、それと屋根の開閉は壊れてできないようですが、今後の対応策はどの質疑に対し、天城ドームの屋根からの雨漏り箇所の修繕で幕を新たに張り付けました。屋根の開閉は設備が故障してしまっていて、修理には莫大な費用がかかりますので、現状は回復できない状態ですとの答弁がありました。

次に、総合政策部所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

地域づくり推進事業の中の令和元年度のお試し住宅の利用件数とお試し住宅が移住に結びつく可能性についての見解を尋ねたのに対し、お試し住宅は18名の方の利用があり、そのうち3組の方に移住をしていただきました。その中には下船原でレストランを開業していただいた方もおります。今後もっとPRして、この事業を進めていきたいとの答弁がありました。次に、バス路線維持事業で、交通ネットワーク調査事業業務のお出かけ中伊豆の事業成果の検証結果からどのような課題が浮かび、今後に向けてどのような検討がなされたのかとの質疑に対し、お出かけ中伊豆のアンケート結果では、前日の予約が一番のネックです。今回の運行方法は今の地域にそぐわない形でしたので、今後は地域の方々と話し合う中で新たな課題も見えてくるものと思います。地域の課題としての交通網のあり方の模索を市と地域、そして交通の専門家と協議しながら新たな方法を見いだしていきたいとの答弁がありました。

次に、総務部所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

歳入の決算書の43ページの土地売払い収入280万5,573円とありますが、これはどこの土地をどこへ売却したのかとの質疑に対し、令和元年度決算成果説明書資料9ページの公有財産管理事業の事業内容の(1)市有財産の売払い及び貸付けで、土地売払い収入3件で290万6,000円となっています。道路敷、水路敷の用途廃止に伴う売却が2件、1件は土肥の教職員住宅の売払いが200万円ですとの答弁がありました。次に、ふるさと納税促進事業で、伊豆市では宿泊券が寄附件数の71%を占めているが、寄附総額6億1,260万円に占める金額ベースと比率を尋ねたのに対し、宿泊券は5億8,000万円で、総額に占める割合は95%になっていますとの答弁がありました。

以上、各部ごとに審査の後、バス路線維持事業の移動困難者に関する委員間討議を行いました。反対討論1件、採決の結果、議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定、総務経済委員会所管科目については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第65号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） 皆さん、おはようございます。16番、木村建一です。

ただいま議長から報告を求められました議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算、教育厚生委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

先ほどの総務経済委員会の委員長報告と同様、全議員が出席して連合審査を行いましたので、審査の過程での主な審査の項目及び若干の質疑内容を報告させていただきます。

初めに、市民部の主な審査項目として、固定資産税について、ごみ袋の販売手数料について、環境衛生美化事業についてなどが審査されました。

質疑の内容について報告します。汚泥運搬処理業務委託料1,021万4,974円について、富士宮市で中間処理として焼却し、その後、別の場所である群馬県草津町で埋め立てをして、最

終処分という方法を取っていることについて説明を求めたのに対し、3者協議により契約を結んで処理をしていますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部の主な審査項目として、手話通訳派遣事業、高齢者福祉費の在宅福祉事業、生活困窮者自立支援事業、中伊豆交流センター管理事業、こども広場管理事業、生活保護費、救急医療対策事業などについて審査されました。

質疑の内容について報告します。健康づくり事業、健康いず21計画は平成29年から34年までの6年の計画だが、元年度は折り返しの時期に当たる。令和元年度の決算をするに当たってどのように評価をしたのかとの質疑に対し、決算説明資料に事業の成果を掲載しています。目標に達成できなかったのは検診の受診率ですが、2022年の目標に向けては大分近づいてきています。それは土日の検診の開催をして受診しやすい環境を整えたからだと判断しますとの答弁がありました。

次に、教育部の主な審査項目として、放課後児童クラブ委託料、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、小中学校の振興費、文学の郷事業、美術館建設推進事業、社会教育振興事業、図書館の来館者数、狩野ドームグラウンド管理事業、狩野川記念公園グラウンド管理事業、学校給食費などについて審査されました。

質疑の内容について報告します。中伊豆中学校管理運営事業の中で施設改修工事の中の雨漏り補修工事について、雨漏りは完全に直ったのかどうか確認したいとの質疑に対し、美術室の雨漏りを補修しました。美術室の雨漏りは止まりましたが、その周囲で新たに雨漏りが発生し、今議会に補正予算を提案している状況です。今年度、長寿命化調査により計画を立て、方向性を打ち出していきたいと考えていますとの答弁がありました。

以上、審査した後、委員会間討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

本議案については、連合審査会で審査していることから、委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議がありませんので、討論を行います。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、討論される方は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第65号について討論を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

反対討論から行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

さて、令和元年度1年間、伊豆市はよくなりましたか。議員の皆さんはどう思いますか。人口減少は年間600人じゃないですか。赤ちゃんは年間100人しか生まれてこない。伊豆市の将来を皆さんはどう思いますか。伊豆市はお金がないんじゃないんですよ。幾ら使っているんですか、この一般会計で。180億円を超えるお金を使っていて人口はますます減少していく。止めるすべを知らないと言えるぐらい減少しているんじゃないですか。

商業や観光はいかがですか。コロナという突発的な異変もありましたけれども、伊豆市の商工業は、市内ではもう成り立たなくなってるんですよ。そう思いませんか。この中には商売をやっている人もいらっしゃる。市民相手だけではもう商業は成り立たないでしょう。工業も同様です。もう大工さんなんかはほとんど仕事ない。市外の業者がどんどん入ってきて伊豆市で仕事をしている。これが伊豆市の実態ではないですか。観光客が増えているんですか。予測は今年はつけられないんでしょうけれども、少なくとも増えているとは思えません。

私、ここへ立って毎年言うんですけども、これだけの決算書があるんですね、ボリュームね。説明書はこの半分にもならないんですね。少なくとも説明書は決算書の倍ぐらいのボリュームが欲しいと私は思っています。説明書よく御覧になってください。当局の都合のいいことしか書いてないですよ。見たいなと思っても説明書にはないと、これが現実なんですね。皆さん、そう思いませんか、議員の皆さん。私だけですか。説明書で内容を調べようと思っても都合の悪いことは載っていないと、これが現実ですよ。伊豆市をよくしようとしたら、もっと真剣に考えてもらいたいです。

予算書には載っていないですけども、狩野川の水、御覧ください。泡食っちゃっているんですよ、もう、泡が吹いている。市長、ぜひ見てくださいよ、狩野川を。アユ釣り業者に聞いてみてください。もうアユはいないよ、代わりに上がってきたのはボラだと。いかに水質が悪化しているかですね。少しは市長さん、狩野川の水質浄化に関心を持っていただきたい。

一つ一つずつ言っていると切りがない。ただ無駄遣いはある程度幾つか指摘しておきたい。バス路線維持事業、8,600万円使っているんですね。バスを御覧になってくださいよ。1人も乗っていないことがほとんどじゃないですか。代わりに教育委員会のバスの利用はうなぎ

登りに使っているんですね。教育長、東海バスで350万円使っていますというようなことを言っておりましたけれども、発表しないバス会社、中伊豆のバス会社には700万円近く支払ってんだよ。バスに払っているお金、下手すると1億円超えるんじゃないですか。こんな無駄なことをやっていますね。

そのほかにもありますよ。電子計算事務事業1億5,000万円使ってますね。私は毎回、一般質問でやっていますけれども、15業務が三島市、伊豆の国市、伊豆市の3市の電算センターで、向こうは待っていますけれども、こっちは出してないというような状態ですね。約5,000万円になるんじゃないかと私は思うんですけれども、これそっくり三島の電算センターにお願いしたら、僕は5,000万円は伊豆市で浮くんじゃないかと思っているんですよ。これからこの電算センターの問題については追及していきたいと思っておりますけれども。

今新しい内閣が誕生しましたね、菅内閣、デジタル革命を起こそうとしているんでしょう。市長、やる気ありますか、伊豆市は。15業務を3市へ預けるだけでも伊豆市は、僕は5,000万円は浮くんじゃないかと思っていますよ。そんな無駄遣いをしていていいのか。デジタルトランスフォーメーション、これはもう日本中、国を挙げて、企業を挙げて取り組みます。伊豆市とてこれから逃れることはできないんです。私はこの電算業務だけでも、少なくとも無駄遣いしているなど思っております。

広域処理業務、処理施設整備事業1億1,000万円、何をやってるかさっぱり分からない。1社購買でしょう、これ。これから20年間、私たちは80億円、伊豆の国と折半しても40億円は伊豆市の負担だ。よろしいんですか。AIの時代ですよ、これからは。AIはどんどん進化していきます。もう無人運転は可能です。当然、無人運転をするでしょう。24時間無人運転、遠隔操作、20年間と言えども80億円もかかるはずがない。こんな無駄な仕事をやっていてよろしいんですか。議会は議論もしない。それでいいんですか、議員の皆さん。議論をしない。誰が決めたんですか。議員の皆さん、あなた方ですよ。これじゃ市民の皆さん、逃げ出しちゃいますよ。

食肉加工センター、これもいろいろ質問してはいますが、そろそろ内容を大幅に改革したほうがいいんじゃないかと思えますよ。質問では、販売業務の透明性をうたっておりますけれども、私は透明ではないと思っています。1社が独占的に販売していると見ております。やはりやるなら透明にやってください。

産業強化事業なんていうのもやっていますね。産業は強化されるんですか。どうやってするんですか。何をやっているんですか。冒頭に言ったように、伊豆市の産業はもう衰退の一途ですよ。修善寺駅観光案内所……。

○議長（三田忠男君） 森議員、冒頭お願いしました10分を経過しましたので、簡潔にまとめてください。

○15番（森 良雄君） あなたね、まだ半分も言いたいことを言っていないだよ。私は伊豆市の衰退を心配しているの。議員の皆さん、いいんですか、こんなんで。

観光事業、商工業事業、観光協会へ補助金だけでも5,600万円ですよ。商工会へもこれと同じぐらい出している。やってることは何ですか。旧町でやっていることをそのままですかやっていないんだよ。これじゃ伊豆市の観光事業が発展するわけがないんです。

○議長（三田忠男君） 森議員、討論をまとめてください。

○15番（森 良雄君） 一番大事なことを言おうとしているのに、何言っているんだね、君は。

○議長（三田忠男君） 約束ですので、皆さんの約束ですので、守ってください。

○15番（森 良雄君） 私は知らないよ、そんな約束。

○議長（三田忠男君） 知らないという発言は失礼ですね、守ってください。

○15番（森 良雄君） どこで誰がそんな約束したの。

いいですか、伊豆市の観光及び商工業、最大の欠陥は何だと思えますか。アナログなんですよ、アナログ。旧態依然のやり方をやっている。

○議長（三田忠男君） 再度繰り返します。討論をまとめてください。

○15番（森 良雄君） まとめに入っているよ。何言ってるんだ、おまえ。人の言っていることをよく聞けよ。

○議長（三田忠男君） おまえとは何ですか。

○15番（森 良雄君） 観光協会ね……

○議長（三田忠男君） 討論をまとめてください。

○15番（森 良雄君） まとめに入っているんだよ、よく聞きなさいよ。

○議長（三田忠男君） じゃ1分以内でお願いいたします。もう15分経過しました。

○15番（森 良雄君） 伊豆市の1年間の総括でしょう。皆さん、それを10分でまとめられるんですか。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

簡潔に討論をまとめてください。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） いいですか、観光の宣伝、どうやってますか、皆さん。この決算書から見た限り、インターネットやSNS、あまり使ってないんですね。観光客は、ほとんどはインターネットかSNSを見て来ているんです。そういうときにインターネット、SNSを使わないで一生懸命宣伝しているのが伊豆市の現状ですよ。これでは伊豆市にお客は来ません。伊豆市の発展はありません。

まとめますけれども、最大の欠陥は、180億円も使っているんですけども、業者との契約……、何だ永岡君は、何がおかしいんだ。伊豆市の最大の欠陥は、透明な契約が行われていない。地方自治法第6節234条、ここに契約が決められているです。

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 動議の内容を説明願います。

○14番（杉山 誠君） ただいまの森議員の討論ですけども、議会というものは、本会議、委員会を通じて執行部と質疑答弁を交わして、そのことに基づいて討論をされるべきものと思っております。ただいまの森議員の討論を聞いていると、自らの空想、想像に基づいた、事実に基づかないことを前提に討論されており、およそ討論のていをなしていません。まして、10分間という申し合わせで決められた時間を守ろうという意思が全く見られません。

よって、討論の打ち切りを動議します。

○議長（三田忠男君） ただいま討論の打ち切りの動議が出ましたが、賛同する方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（三田忠男君） 挙手多数。

それでは、改めて打ち切り動議の賛成する方の挙手を求めます。

先ほどは動議としての賛成です。今度は打ち切りを議題としての挙手です。

改めて、再度確認させてください。

〔挙手多数〕

○議長（三田忠男君） 挙手多数。

じゃ、森議員、討論打ち切りの動議が可決されましたので、森議員の討論は以上で終了いたします。

○15番（森 良雄君） 正しく行われていないというところへ入ろうとしたのは皆さん、承知していますね。

○議長（三田忠男君） 森議員、発言はもう終わりです。

引き続き討論を続けますが、皆さんにおかれましては10分以内を再度厳守するよう要請いたします。

次に、賛成討論を行います。

9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

それでは、議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から簡潔に討論をさせていただきます。

平成31年度、令和元年度は、オリンピック・パラリンピックを翌年に控え、機運を高めるはずの年でした。実際には台風15号、19号による被害が発生し、災害復旧に多くの労力と予

算を費やすこととなりました。そんな中であってもこの1年、伊豆市の行政は、限られた予算と限られた職員数で、発生する様々な事柄に対応し、まちづくりの主要な事業などがそれぞれ少しずつではありますが、着実に前に進んだ1年であったと思います。小中学校にエアコンを設置できたことも、結果としては大変よかったと思います。

年度末の3月24日には、新型コロナウイルスの影響でオリンピック・パラリンピックの1年程度の延期が発表されることとなりましたが、本市としては次年度に向けての各種の準備も行われたものと感じています。また、財政の健全性は引き続き確保されており、評価できるものであると考えます。

以上、決算説明資料や決算審査の過程から総合的に判断して議案第65号は認定すべきものと考えます。議員各位の賛同をお願いします、賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和元年度一般会計収支概要は、歳入が193億9,000万円、歳出が183億4,000万円ということになっております。その歳入のうち自主財源の柱である市税収入は43億2,000万円であります。この市税収入が歳入総額に占める割合は22.2%であり、ほかの自治体と比べればかなり低い数字と言わざるを得ません。これだけ自主財源の割合が低いということは、とりもなおさず伊豆市会計の財源は国や県に依存せざるを得ないということで、国県の財政支援がストップなり減少すれば、たちまち財政破綻に陥ることは、誰の目にも明らかであります。そういう意味で、あらゆるところから入るを図り、極力出づるを制するという政策を取らなければならないということは、伊豆市民の一致した考えであると思います。

今言った観点から本決算を見てみますと、問題点が多々存在していることが認められます。歳入の部では、これは平成22年から始まりました旧天城支所を東京ラスクに貸し付けているという件ですが、評価額月58万4,500円のところを月額20万円で減額貸付けしているという問題であります。これについては、私は—————であるということを再三再四指摘をしているところであります。

次に、新しいところでは、土肥地区の教職員住宅である宅地467平方メートル、建物312平方メートル、評価額が合わせて729万円の土地建物を529万円値引きして、わずか200万円で民間会社に1社随契で売却した案件であります。

まず、第1の問題点は、伊豆市の財産をさしたる理由もないのに減額して民間会社に譲渡したということであり、地方自治法第237条には、普通地方公共団体の財産は、適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないとあります。これは財産を無

償または特に低廉な価格で譲渡し、または貸し付けるときは、財政の運営上、多大な損失を被りかねないのみならず、特定の者の利益のために運営がゆがめられるということになります。そして、住民の負担を増高させ、地方自治を阻害する結果となるおそれがあります。

問題点の第2は、地方自治法施行令167条の2では、予定価格30万円以上の財産の売払いは、競争入札で行わなければならないと、ただし、その性質または目的が競争入札に適さない場合は、随意契約によることができるとしております。どのような事例が競争入札に適さないかといいますと、国やほかの地方公共団体の公益のため譲渡する場合、あるいは特別の縁故があるものに売り払う場合が考えられます。今回の場合は、そのいずれにも当てはまらず、地方自治法違反の疑いは誠に濃厚であります。

次に、歳出ですが、旧天城改善センター及び天城プール解体工事4,483万円の歳出についてです。これは令和2年度にまともっている工事で、総額1億6,000万円にも及ぶ巨額な事業費を使っております。しかし、この跡地は約4,100平方メートルにもなりますが、この跡地利用については何の説明もありません。伊豆市はダイキチとの間で旧天城支所の土地建物を同社に売却することを前提とした覚書なるものを平成30年2月に締結したということですが、議会を通していないそんな覚書が果たして有効かどうか、これは検証する必要があると思います。

覚書には、天城支所全体を東京ラスクに売却することを前提にしているということなのに、改善センターや図書館、プールを壊してしまえば、どうやって売ることができるのでしょうか。修繕をすれば、まだまだ立派に利用できる、伊豆市民にとって貴重な、数少ない施設をあっという間に解体してしまう。しかも、その巨額な解体費用は、そこで利益を得る東京ラスクでなく伊豆市が支出をしている。こんな道理に合わない話がまかり通っていいのでしょうか。このような議会に一切話をしない市長と民間業者との間の裏取引に我々は加担することは絶対にできません。

今後このようなことが再び起こらないようにするために、市民が市政を常に監視し、是正、修正をさせなければ、よりよい伊豆市にはなりません。消滅を待つだけの寂しい町になってしまいます。

以上、本決算における代表的な問題点を指摘しましたが、これらの事例は、これからの伊豆市の進むべき道を指し示す反面教師になるべきものと考えております。

最後に、議員、執行部の皆様には大変お世話になりました。伊豆市議会のますますの発展を祈念し、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 最後の討論です。

反対討論、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第65号 伊豆市一般会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。

4年間議員活動をやってきましたが、一般会計については最後の住民の負託に応えた討論をしていきたいなと思っています。

常々、ずっと考えてきました。議員はどうあるべきか、市長が一生懸命考えて提案してきたから間違いないという態度も取らないし、かといって市長が提案することはのっけから反対するという態度も取ってきませんでした。私は事実と道理に基づきながら論戦をしていくということ、もう一つは、日本国憲法が国民に保障する自由及び権利は、これは国民の不断の努力によってこれを保持しなければならないと憲法前文にあります。したがって、たとえ意見が違ってても全ての人の権利を守ること、さらには、当然のこと、人のことばかり気にするんじゃなくて自ら主体的に判断して活動することを市民に付託された任期いっぱい頑張るのが議員の務めだと私は思っています。

本題に入ります。平成31年度予算を提案するに当たって市長は、第2次総合計画に位置づけた施策を編成したと述べられました。その総合計画には、審議会が答申書に附帯意見をつけたのですが、2項目ありますが、その1項目目の内容を基に反対討論を行います。

どういう附帯意見か、住環境の整備、産業の振興、企業支援、移住支援、まちづくりなど、人口減少、少子化に歯止めをかけるための総合的な取組を進められたいとしております。同じような内容で、市の文書には、人口減少への対応は、出生者数を増加させることにより人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変えていくことにつなげる。もう一つは転出の抑制、転入の増加により社会増を拡大していくための積極戦略を発展、持続的に行うものである。この2つの対応を同時並行的に、相乗的に進めていくことが大変重要であると述べております。

総合計画に連動する伊豆市まち・ひと・しごと創生ビジョンについても、これについては令和元年度終了ではなく第1位は、ここでどう人口減少を評価しているのか。第1期総合戦略に基づく転出転入による社会動態の差はかなり減少しているから、均衡に近づいているから、改善が見られたので、人口減少対策のさらなる強化にチャレンジしていくとあります。

移住してくるということについては、当然そのための一定の成果があったことは、今決算議会でも私は評価しておりますが、人口減少へのもう一つの対応、出生者数の増加には触れていません。すなわち、若者が住める町にしてきたのかどうかということになります。令和元年度に生まれた赤ちゃんはさらに減りました。そういう意味で、片方じゃなくて市が総合計画で述べられた両面から私はこの人口減少対策に対して評価すべきだと思います。

市民の声はどうか。平成30年度、市がアンケートを取りましたが、市民に対して、人口減少が進んだ場合、将来に不安を感じるかという市民アンケートに、不安を感じるというのは約85%にも達していると、本当に私はこの85%を見て深刻に受け止めました。議会も、そして市当局も真剣に受け止めるべきです。未来が見えないということでもあります。

私は反対するのは少子化がうまくいってないから、それも課題ですが、だからこそ反対と

言っているわけではありません。人口を維持していくためには、出生率の増加に加えて、転入転出の差がゼロになる社会移動率の均衡が確かに不可欠であります。人口危機宣言以来、ここがどうなっているのか、明らかになっておらない。伊豆市最大のテーマである人口減少問題で、その問題が明らかになっていないのに、これでよしということにはなりません。伊豆市の未来を考えたときに、この問題、様々な課題の一つだと私は思います。

最後に、昨日の新聞に伊豆市の、今日も載っておりましたが、伊豆市の中堅、若手職員を中心に5所管を横断して政策を検討しているという記事がありました。総合戦略課が市の4大難題、今、私が討論の中で述べた人口減少、それから財源不足、コロナ禍、子育て世代満足度低迷に設定、この4つをやっていたという記事が載っておったんですが、この中に、今言った人口減少はあるんですが、市の職員は、憲法を守り、全体の奉仕者として仕事をしていくという公務員としての宣言があります。まさに憲法をこの伊豆市に生かしていく、暮らしに生かしていくという使命をぜひとも大いに発揮していただきたい。

すみません。最後の最後に、民生費がどうなっているのかと、当初の予算のときにも言いましたけれども、確かに全体の予算が増えているものですから、例えば平成27年度決算額を100とした場合は、令和元年度は121.9になります。じゃ、民生費はどうか。同じように100とした場合、令和元年度は115.2で、若干上がっているけれども、全体の決算額との比較で見ると6.7の差があります。民生費の一般財源を占める割合どうかと、これはどれだけ市民の暮らし向きに重点を置いているのかと、その私はバロメーターだと思います。今後とも一般財源の割合をどう考えるのかという視点から、市民の暮らし、命を守っていけるような姿勢であってほしいというふうに願って反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第65号 令和元年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

ここで50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第66号～議案第80号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第3、議案第66号 令和元年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第17、議案第80号 令和元年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの15議題を一括して議題といたします。

本案には各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第66号及び議案第70号から議案第80号までの12議案について総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第66号 令和元年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第70号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第73号 令和元年度伊豆市下水道事業会計決算の認定についてまでの4議案並びに伊豆市の財産区の特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号、持越財産区から議案第80号、矢熊財産区までの7議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第66号 令和元年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

中伊豆支所の土地の取得についての説明を求めたのに対し、公共用地取得事業特別会計は事業の先行取得のための用地取得で、中伊豆支所の取得とは別で、決算書13ページの財産に関する調書に記載されている土地、土地開発基金それぞれの調書に対する会計ですとの説明がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第66号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第70号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

決算書113ページに3,200万円の委託料の不用額があるが、不用となった理由の説明を求めたのに対し、簡易水道の統合が1年延びたことによる簡易水道統合認可申請業務委託が1,969万円、公営企業法適用推進アドバイザー業務委託が700万円、主な内容はこの2点との説明がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第70号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 令和元年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

水道事業会計で水道料金を徴収するが、徴収額を決めているのはどこなのかとの質疑に対し、検針は外部委託してヴェオリア・ジェネッツという業者が行っております。その検針に

基づき、条例で定めている金額により徴収していますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第71号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第72号 令和元年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、企業会計なので減価償却費が会計に計上されていますが、これは一般的には内部留保の捉え方もできますが、企業会計では減価償却費の扱いをどのような評価でどう効果として捉えているのかとの質疑に対し、減価償却費は、今後施設の老朽化に伴う将来の設備投資と考え、そのための貯金と捉えていますとの答弁がありました。

質疑の後、委員間討議はなく、反対討論1件、採決の結果、議案第72号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第73号 令和元年度伊豆市下水道事業会計決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、令和元年度の下水道への接続者の増加数と接続率の説明を求めたのに対し、市全体で処理区域の面積が4.59ヘクタール増加し、処理区域内人口は149人増加しています。水洗化率は86.5%となりましたとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第73号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第74号 令和元年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 令和元年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号 令和元年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 令和元年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 令和元年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号 令和元年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号 令和元年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての7議案について、一括して審査を行いました。

補足説明、質疑、討議はなく、反対討論1件、一括採決の結果、議案第74号から議案第80号までの7議案は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、総務経済委員会所管の令和元年度伊豆市特別会計及び企業会計の歳入歳出決算の認定についての審査について、御報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第67号から議案第69号までの3議案について教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） 16番、木村建一です。

ただいま議長から報告を求められました議案第67号から第69号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第67号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

医療費分析等業務委託料分析結果と委託事業の成果について、また、伊豆市の疾病傾向とその対策はとの質疑に対し、伊豆市の疾病傾向は、メタボリックシンドロームが多く、関連して脳血栓疾患による死亡、糖尿病の重症化が多いです。その対策として、検診を受けた人が重症化しないよう、受診奨励を強化していますとの答弁がありました。次に、ジェネリック医薬品への移行率はとの質疑に対して、7月末現在、72.7%との答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第67号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

質疑はなく、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第68号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第69号 令和元年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総括的に令和元年度の特徴的な変化や動きの説明を求めたのに対し、前年度に比べ、給付費が9,800万円だったのですが、2億2,000万円に増えています。特にデイサービスと福祉用具の貸出しが増えています。在宅介護をしている人がサービスを上手に使っているのではないかと考えていますとの答弁がありました。次に、地域支援事業の成果について詳細説明を求めたのに対し、ロコトレなど高齢者が自分の意思で外出できるような事業、介護予防事業を進めていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第69号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、議案第67号から議案第69号までの3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対策する質疑の有無を確認します。質疑のある議員は議長に質疑の申し出をお願いいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑なしと認め、以上で質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第66号から議案第80号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時07分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第66号 令和元年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第66号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第67号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。

年間の所得を基に算定した国民健康保険税、他の社会保険の関係で、様々な分野で調べましたが、前の議会でも取り上げた協会けんぽと比較しました。伊豆市の国民健康保険税はこの協会けんぽより3%高いんです。年間にしますと、この国保税、約1割払っているという状況であります。所得のない世帯から所得200万円未満の世帯割合、毎年少しずつ増えています、1%ずつ。令和元年度85%若干超えました。少しずつ、いわゆる税負担が増えているという状況です。国保に入っている方、御存知のように年金生活者が相当多くなっていますが、自営業の方も当然その中にいますが、大変な生活、極めて厳しいような状況の中で自営業の方も働いております。

国民健康保険制度そのものをどう見るのか、コロナの中ではありますが、これは、今から言うのはコロナの前の段階ですが、新市建設計画、この問題についてどのように言っているか。

自分の健康は自分で守っていける健康づくりをうたっております。今マスコミ等で大はやりの自己責任、自助・共助・公助ということです。私は自己責任は政治が押しつけることではないと思います。政治の仕事は、国民の暮らしを守り、それをよくしていくこと、公の責任を果たすことであります。新コロナ危機の体験を通じて今明らかになったのは、人間は1人では生きていけない、他の人の支え、特に公の支えがなければ生きていけないということではないでしょうか。

国民健康保険は社会保障制度であるという立場から、国民健康保険税の軽減を求めて反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第67号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号 令和元年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第68号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号 令和元年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第69号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第70号 令和元年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第70号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第71号 令和元年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第71号 令和元年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

反対の論点は1点だけ。最近、私の家の前の家を取り壊されたんです。整地作業されました最後に水道が残った。水道をどうやって止めるかというメーターを外して止めると、そうしないと伊豆市は水道料金を止めてくれないんです。その中身は何と2,000件、年間1,900万円が、市民は払いたくない、止めてほしいのにメーターを置いておくと取られてしまうと。言葉が悪いけれども、————だね。これが伊豆市の水道事業。

総額1,900万円がただ市民から、市民に負担を求めている。これ毎年ですから、たまったもんじゃないです。速やかに改善していただきたいと思います。

反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第71号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号 令和元年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第72号 令和元年度伊豆市温泉事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、反対させていただきます。

いつもこの温泉事業会計、反対させてもらっていますけれども、旧土肥町の負の遺産が継続してここへ温泉会計として残っているんです。したがって、対象となるのは土肥地区だけだ。例えば、熊坂にあるニュータウンなんかは、温泉事業は自分でやっている。これからますます市の会計は厳しくなるんじゃないかと思います。やはり厳しくなるということは、節約するには事業の縮小しかないんですよ。自分でできることは自分でやる。これが今度の内閣の考えです。ぜひ土肥の皆さん、温泉事業は自分たちでやりませんか。

提案して反対討論とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第72号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第72号は原案のとおり可決認定されました。

次に、議案第73号 令和元年度伊豆市下水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第73号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第73号は原案のとおり可決認定されました。

次に、議案第74号 令和元年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第80号 令和元年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての7議案について、一括して討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第74号 令和元年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ずっと第80号まで反対させていただきます。

財産区については、毎回反対しております。反対じゃないんですよ。何とかしませんかということなんです。伊豆市にはこのほかに宿に湯ヶ島財産区というのがあります。これは県の管轄なんですね。何ででしょう。ここにある7つの財産区はなぜ伊豆市がやらなきゃならないんですか。県でやってくれないんですか。小さいから伊豆市でやれよというのが県の考え方なんです。実に今日の議案の3分の1近くがこの財産区なんです。中にはお金のある財産区もあるけれども、ないところはどこかよそからお金を持ってきて何とか帳尻を合わせるということを今まではやってきたと。今回初めてどこかから、どこからお金を持ってきたかといったら、何のことはない、その地区の自治会からお金を持ってくると。その地区の自治会だったら何のことはない、市から補助金が出ているんじゃないんですか。

それはさておき、これからの、伊豆市も含めて日本全体、恐らく世界全体だと思いますけれども、財政運営は相当慎重にやらなきゃ破綻するんです。破綻されたんじゃ困るから市民負担が増えていくわけですよ。伊豆市の場合は、先ほどのお話にもありましたように、市民負担がどんどん増えていく。伊豆市の水道代は安いなんて言っている課長さんがいたけれども、内情は安くなかったですね。職員の皆さんが一生懸命、改革をやろうとしてるようですよ。でも、できるところからやりましょうよ。この7財産区、一緒になれば、ないしは湯ヶ島に吸収してもらおうとか、何かいろいろ考えて自分らで自立するのがこれからのあり方じゃないですか。ね、市長、職員の皆さん、改革を進めるんだったら、ぜひこういうできるところからやってくださいよ。改革の提案をして反対討論とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第74号から議案第80号、財産区の特別会計7件について、一括して賛成討論を行います。

財産区の法的根拠を長々と述べる場ではありませんので、それは省きますが、簡潔に言います。財産区とは何なのかということをしつかりと踏まえた上で賛成討論をしていきたいと思えます。

地方自治法第294条第1項に、財産区は、伊豆市の一部ではあるが、伊豆市とは別個の独立した法人格を持つ地方公共団体であります。江戸時代以来、修善寺村と言われた時代、その過去の歴史を尊重しながら明治22年、上狩野村ができたときに認められ、そして、長い月日がたちますが、現在に至っております。財産区というのは住民の古い習わしですが、この財産区に住んでいる方々にはその財産区の使用権が認められております。ですから財産区の

意向を無視した組織の解体や統合などの強制はできないのであります。財産区の機能は財産区の管理及び処分に限られて、市町村のように道路建設や公民館の建設など地区住民のための公共事業を積極的に行うという広範な機能はありません。

このような成果と機能を持つ財産区の決算が地方自治法にのっとり、それぞれの財産の管理の支出が今回決算として認定されようとしております。適切に処理されているものとして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第74号から議案第80号までの7議案について採決を行います。

各財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第74号から議案第80号までの7議案は原案のとおり認定されました。

ここで10分間、休憩いたします。40分から再開いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時42分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第81号～議案第83号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第18、議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）から日程第20、議案第83号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

本案は各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第81号について総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）所管科目の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、美しい伊豆創造センター負担金199万円が計上されていますが、全体の

合計金額と詳細な内容の説明を求めたのに対し、総額で2,600万円となります。目的は県外からの誘客で、大きくは2つに分けて事業展開をしていきます。一つは国のG o T oトラベルの利用促進、これから始まる伊豆半島地域の地域利用クーポンといったものの利用促進のための首都圏向けコマースのメディアプロモーションです。もう一つは、来年1月から3月にかけてJ R東日本が伊豆半島全域の重点販売キャンペーンを行います。これに連動して旅行商品の販売促進事業を展開していくものですとの答弁がありました。

次に、議案書61ページ、地域づくり推進事業ですが、中大見に協議会ができましたが、通常この地域づくりの協議会の交付金は500万円ですが、この予算金額400万1,000円との差額の確認を求めたのに対し、中大見地域づくり協議会が455万5,700円の事業として上げてきました。既存の7団体の協議会の予算残が55万5,000円ですので、その額を差し引いた400万1,000円の予算で足りると判断しましたとの答弁がありました。

次に、中伊豆支所の土地購入費ですが、取得面積は7,500平方メートルほどですが、全面積に対して割合と位置の説明を求め、さらに位置図の提示が可能か尋ねたのに対し、中伊豆支所の全面積約1万平方メートルの7割の7,248.23平方メートルです。今手元にある図面は個人名と面積などが入っておりますので、後ほど個人名を伏せたものを提示しますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）所管科目は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第51号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第81号から議案第83号までの3議案について教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） 16番、木村建一です。

ただいま議長から報告を求められました議案第81号から第83号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）所管科目について、健康福祉部関係では、市内公的病院補助金の使途について、また市内公的病院等とあるが、公的病院以外へ補助金を出すのかとの質疑に対し、特別交付税に関する省令に、公的病院、市民病院などが記載されているため、「等」などというのを書き入れています。補助金は、市内の病院は常勤医が少ないため、順天堂病院などからかなりの数の非常勤の方が来ており、その人件費として全て使用されます。常勤医の通常時間内の手当は含まれておらず、夜勤や救急など緊急の手当の補助金になりますとの答弁がありました。

教育部関係では、教育備品、W i - F i 環境のない家庭はどのくらいか、どう対応するのか、また、休校になった場合はオンライン授業を行うと思うが、家庭内で操作することは困難な子供の対応はどの質疑に対し、アンケートを各世帯に行い、W i - F i 環境がないと回

答した家庭は6%ありました。その家庭には貸出し用ポケットWi-Fi 装備を予定しています。休校対応については、個別のタブレットに自主学習ができる学習ドリルのソフトを入れて対応していきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス対策事業費について、消耗品と自動車借上料が増額されることへの詳細説明を求めたのに対し、消耗品は、消毒液、非接触型体温計、生徒全員分のマウスシールドの購入です。自動車借上げは、密にならないよう修学旅行用のバスの台数を増やしたり、中型を大型に変更するものですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）教育厚生委員会所管科目については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第82号 令和2年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案の通り可決すべきものと決しました。

最後に、議案第83号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案の通り可決すべきものと決しました。

以上、議案第81号から第83号までの3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対する質疑の有無を確認します。質疑のある議員は議長に質疑の申し出をお願いいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第81号から議案第83号までの3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第81号から議案第83号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時52分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、反対討論をさせていただきます。

この予算は15億6,870万円を追加するというんですね。予算の総額は234億7,270万円になると。超大型予算が組まれたというところですね。さてさて、この中に松原公園津波避難複合施設実施設計業務委託1億795万6,000円というのがあります。設計で1億ですから、実質は10億ぐらいになるのでしょうか。どこへつくるのでしょうか。おぼろげながら見えてきたのは、松の木を切って松原公園の中につくるということです。

私は以前にも言いましたけれども、海岸線につくるわけですよ、これね、今から9年前の9月3日何が起こったかと言ったら、大津波が起きたですよ。伊豆市の場合は6分後に、5分後ですか、土肥の議員さん、6メートルぐらいの津波が来ると、津波の大小はさておいて、津波に向かって避難させるんですか、これは。議員の皆さん、この辺よく考えてくださいよ。津波に向かってですよ、そんなことがあるんですか。これから場所を考えるとというんだったら、また話は変わってきますけれども、どうもどこへつくるかは、おぼろげながら見えてきている。そうじゃありませんか。これ一つ取っても、これは、もし賛成する人がいたらびっくりだという感じですね。

次のページに、同報系防災行政無線整備工事というのがありますけれども、これは新しく高性能の設備を導入するということですから、今までは聞こえないところもありました。聞こえないけれどもしょうがないやと我慢していた人がたくさんいらっしゃる。ぜひ高性能だということですので、そういうことのないように、どこでも聞こえるようにぜひやっていただきたい。

地域づくり推進事業について400万円の予算がついておりますけれども、何をするのかよく分かりませんが、決算だけはしっかり管理していただきたいですね。

市内公的病院に2億2,616万円出すということですね。このコロナ騒ぎの真っ最中ですけども、どうも伊豆市にはコロナ対応の病院がないようです。最終的に幾ら出すのか分かりませんが、コロナ対応の市をぜひ考えていただきたいですね。

矢熊筏場線改良工事2,000万円減額になってはいますが、理由はよく分かりません。ね、市長さん、私はこの矢熊筏場線、何年たっても救急車が通ることはないと思っています

よ。頂上部分をどうするのか、大体、峠道を救急車が通るなんて、私いろいろ峠道を歩いてきたけれども、あり得ないですね。真っ暗だもんね。救急車の運転手、通ってくれないですよ。

P C B運搬処分業務委託というのがありますけれども、伊豆市のこのP C Bというのは忘れた頃に出てくるんですよ。今回はどうも学校関係でしょう、これ。学校にまだP C Bが残っていると、市長さん、これ今回は学校だから教育委員会かもしれないけれども、あっちこっちから出てくるんですよ、市長、P C Bが。これで終わりなのかどうなのか、いろいろ職員の皆さん頑張っているようですけれども、もう伊豆市にはP C Bありませんよと早く言ってくださいよ。そういう安心安全のまちづくりをぜひやってもらいたい。

ここには予算が載ってないからあれですけども、なかなか安心安全のまちとは言い切れないもので、ぜひせつかく大型予算を組んだんです。有効に使っていただきたいと思いますが、やはり駄目なものは駄目だと。議員の皆さん、言うておきますよ。津波に向かって逃げろ、こんな町じゃ発展しませんよ。

反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

1 番、波多野靖明議員。

〔1 番 波多野靖明君登壇〕

○1 番（波多野靖明君） 1 番、波多野靖明です。

議案第81号 伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、賛成の立場で討論いたします。

伊豆市一般会計補正予算（第6回）は、歳入歳出それぞれ15億6,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ234億7,270万円とするものでございます。

主な歳出は、消防費の災害対策費として同報無線のデジタル化に関するものであります。現在のアナログ方式の同報無線は、古いものでは35年が経過しており、機器の故障が絶えない状況です。国内メーカーのアナログ機器受注生産が終了しており、機器故障による随時の更新が不可能になるおそれがあると説明を聞きました。災害時、市民に危険を知らせる方法として様々な伝達方法がありますが、その中で同報無線は大きな役割を持っていると考えております。市民の生命、また財産を守るため、同報無線のデジタル化は早期に行う必要があると考えます。

また、教育費の中でG I G Aスクール推進事業は、コロナ禍にある教育環境では必要に迫られるものだと考えております。そして、市長からの行政報告でもありましたが、日本の教育面でのI C T活用は、世界から後塵を拝していると私も承知をしております。以前に麴町中学校の件で一般質問をした際に、教育I C T活用についてお聞きいたしました。現在の情報社会、この社会に臆することなく未来の伊豆市を担う子供たちを送り出すためにもG I G Aスクール推進事業は大変重要なものだと考えております。

そのほか事業においても市民生活に欠かすことができない事業であり、適正な予算である

と判断し、私の賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第81号 令和2年度伊豆市一般会計補正予算（第6回）について、賛成討論を行います。

委員長報告、私やりましたので、それらのことについてGIGA、教育委員会の関係、それから市内公的病院の関係というのは必要であろうと。とりわけ、両方大事なんですけれども、市内公的病院の補助は何をするのかと、やはりいろんな意味で、コロナの影響で、確かに伊豆市内にはコロナに対応する病院はないんですけれども、コロナとの関係で相当やはり医者勤務時間が長くなったりとか、様々な波及、悪い意味で波及がされているということで、本当に医者及び看護師のやっぱり生活をきちっと支えていくという意味では、国の特別交付金を使いながら、2割は伊豆市負担なんですけれども、やる必要があるだろうなと思います。

全面的に賛成というよりも注文をつけながら賛成いたします。それは、松原公園の津波避難複合施設実施設計業務委託であります。基本設計は既に可決されております。で、委員会の中でいろんな論議をしたり調査をやってきたんですが、まだコロナの関係で基本設計が地元の方々との合意がなかなかできていないというところで、そういう意味で、本来ならば基本設計の業務委託が3月19日として、成果品として行政側に届くはずだったんですけれども、これもできてないというところです。

したがって、私は基本設計がきちっと業務委託によって業者から届いて、そして市民の皆さんや議会の皆さんに、どういう基本設計が今やられようとしているのかと、業務委託に、仕様書に基づいてもっと詳細が出てくるでしょう。それに基づいて、基本設計の中身をちゃんとお知らせした上で、その上に立って実施設計業務に当たっていただきたいというふうに思っております。取り急いで云々という、ないようにお願いします。

それから、委員会の中ですかね、ちょっと論議されたのが、やっぱり心配したのが、海に向かって逃げるのかということなんです、そうじゃないと、どうしても近隣にも家があるものだから、いわゆる高台に、いわゆる山に逃げるのかどうするのかということを判断しながらこれはつくられておる。とりわけ、それぞれの自治体の大事な責務というのは、そこに住んでいる人だけを津波から守っているだけじゃ駄目なんです。そこに居住している人たちの命も健康も守ってあげなくちゃならない。いつ来るか分からないんですけど、じゃ、コロナが終息して海水浴が来て、たくさん7月、8月、夏休みに海水浴客があつた土肥海岸で泳いでいるときに、地震が来たときにその方はどこに逃げるのかと。主に、私は今回の津波避難タワーの問題については、地域住民は当然のことですが、ここに観光都市へ訪れて

くる、海を楽しんで訪れてくる人たちに対する対策が主なのかなというふうに判断します。

それから、もう一つは、ずっと複合施設と言っているわけです。複合施設って何ということ、いろいろ基本的な方針とか業務委託の仕様書を読んだんですけども、この中には、いわゆる商業施設という言葉は出てきません。あくまでも観光と防災を一体ということなんです、観光イコール商業施設かというとは私はそう思わないんです。例えば、観光を潤すため、ほかの業者から店が出たりとか、土産物がいわゆる伊豆市外から入ってきたときには、それは地域の方々の経済をやっぱり、営業をある意味では圧迫するという意味で、基本的に私は土肥地区の方々の、当然、土肥地区には限りませんが、伊豆市内の商業をやられている方の意見をよく聞き取りながら、そして入りやすい環境をつくってあげると、そうしたことで初めて複合施設というのは成り立つのかなと思います。

それらのことも、ちょっとなかなか商業施設と見えないものですから、多分、観光の中に含まれているんでしょうけれども、市内経済をやっぱり守っていくと、とりわけよく、こちらにいらっしゃる土肥の議員から聞くのは、今回もそうですけれども、商業施設とか商売をやっている方々は、ただ単に旅館への卸しじゃなくて、地域の方々のやっぱり食生活をきちっと支えていますと、ただその食生活を支えていくためにも今、土肥地区で商売をやっている方々のやっぱり営業をきちっと、この複合施設ができたとしても守っていけると、もっと発展させていけるようなそういう取組をぜひとも基本設計及び実施設計の中でやっていただければなと思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第81号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 何でしょうか。

○9番（青木 靖君） 本日の会議の中で、このまま発言を議事録に載せることが適当でないと思われる発言がありましたので、その取扱いについて、議長もしくは議会運営委員会で検討をお願いしたい件がありますが、発言してよろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） もっと具体的にお願いできますか。

動議のまだ最中ですが、どういう取消しを求めるかを詳しくお願いします。

○9番（青木 靖君） 一つは、議案第65号の討論の中で西島議員が、伊豆市と企業が———があったという、———であるという発言をされました。この点については、過去の西

島議員の一般質問等々で繰り返し出てきていますが、低廉な売買や貸付けの場合は議会の議決を経れば——ではありません。この件は議会が議決していますので——ではないということ、合法であるということ、西島議員もよく御存じのはずですが、今回また——であるという発言がありましたので、これを取り消していただきたいと私は思います。このまま議事録に載せるべきではないと思います。それが一点。

もう一点は、議案第71号の討論の中で森議員が、伊豆市の水道事業は1,900万円——であるという発言をされました。恐らく基本料金の取扱い等々の問題点を森議員は指摘されているんだということは私も理解はできますが、この料金の取扱いについては、建設部については適正な処理の中で行われていると思いますので、——という言葉がこのまま議事録に載せるのは適当でないと思いますので、これも取消しを求めたいと思います。

以上2点です。

○議長（三田忠男君） それでは、この動議についての賛同者の確認を求めます。

動議についての成立の確認をすると、賛成の議員の方は挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（三田忠男君） 挙手多数。

よって、動議としては成立いたしました。

それでは、お諮りいたします。

先ほどの発言の取消しを求められました、まず西島議員、いかがでしょうか。

発言の取消しをなさいませんでしょうか。

○13番（西島信也君） 私は、いいですか……。

○議長（三田忠男君） 取消しをするかしないかを先に。

○13番（西島信也君） しません。

○議長（三田忠男君） 森議員、いかがでしょうか。

○15番（森 良雄君） 何を、——でおかしいなんて誰も、私は思いませんよ。

○議長（三田忠男君） 取消ししないということですか。

○15番（森 良雄君） 取消ししませんよ、それは。何なのよ、——がいかんなんて。

○議長（三田忠男君） それでは、議長の判断のための議運の協議を依頼いたします。

ここで昼の休憩にいたします。

再開は1時からといたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、昼の休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、議案第82号 令和2年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）につい

て討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第82号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和2年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第83号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号及び議案第85号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第21、議案第84号 伊豆市簡易水道事業の公営企業化に伴う関連条例の整理に関する条例の制定について及び日程第22、議案第85号 伊豆市手数料条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

本案は総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第84号 伊豆市簡易水道事業の公営企業化に伴う関連条例の整理に関する条例の制定について及び議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正についての2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第84号 伊豆市簡易水道事業の企業公営化に伴う関連条例の整理に関する条例の制定については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第84号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

条例改正で何が変わるのかとの説明を求めたのに対し、主に条例別表の手数料の名称等の改正です。営業に関する証明から法人の所在証明への名称の変更、個人番号通知カードの廃止により交付事務もなくなったため手数料を廃止するもの、埋葬または改葬に関する証明と埋火葬許可証の再交付は実際の運用の書類の名称に改めるものです。また、屋外広告物の許可で、第2種の欄の「1枚又は1個」を「1枚、1本又は1個」にし、のぼり旗のような掲示物の単位を追加するものです。

次に、別表の備考に（3）政治資金規正法で政治団体のポスターについて手数料は徴収しない規定を追加します。もともと県から権限移譲されている事務で、県の手数料条例に同じ規定があるため追加しましたとの説明がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第85号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第84号、議案第85号の2議案についての委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で総務経済委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、議案第84号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑がなしと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第85号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第84号及び議案第85号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第84号及び議案第85号について、それぞれ討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第84号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 伊豆市手数料徴収条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第85号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第23、議案第86号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

[総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇]

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第86号市道路線の認定についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第86号 市道路線の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、この道路を建設する建設費と道路をつくることにより何戸の家が建つと考えているかとの質疑に対し、金額は後ほど提示します。道路の目的が基本的には駅周辺の交通安全というところと利便性の向上というところで道路を整備する目的となっております。開発が進むと10軒から15軒程度の家を建てることができるかと思えますとの答弁がありました。委員間討議はなく、反対討論1件、賛成討論1件、採決の結果、議案第86号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第86号についての委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終結いたします。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいま議題となっております議案第86号に対し討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第86号について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まずは、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第86号 市道路線の認定について反対討論させていただきます。

牧之郷地区の開発、これ本当に牧之郷地区の皆さんの合意を得た上で開発に進むんでしょうか。この地域のこの四ツ溝殿ノ前2号線ですか、これからつくろうとしているのは。一生懸命農業に精を出している人もいますね。こういう人を、言葉悪いかもしれないけれども、追い出して住宅地にしたら、もうこの人はここで農業できないんですよ。私は、そうするとどうするかと、伊豆市衰退の始まりだと思いますよ。農業をやっている人がここで農業できなくなったらどうなりますか。伊豆市を出ていく予備軍になるんじゃないかと思いません。

大体、ここへ交通広場をつくってどうするんですか。交通安全に寄与するんですか。片側は駐車場ですよ、これね。片側は緑地広場ですよ。開発するのはどこなんです。県道とこの四ツ溝殿ノ前2号線の間しかないですよ。あと、この南側がずっと続くんですかね、別の道路作るんだと思いますけれども。

これから牧之郷の開発、今までは全て民有地が開発されています。民有地の開発ですからどうこう言うつもりはありません。しかし、インシナーの跡地の開発では失敗もしているんですよ。家が傾いちゃった、こんな家もあったんです。民間ですから、あそこを開発した人が補修はしたようですがね。しかし、これから開発するところ、恐らくこの交通広場から馬場踏切のほうへ向かった開発が進むんだと思いますけれども、水路もあります。水路、水がじゃじゃ漏れ、こんな水路もありますよ。開発は慎重にやってもらいたい。

新しい家が建つ、水路のそばに家が建つ、子供がいれば通学の危険道路になるはずですよ。教育長、安心安全の通路をつくってください。瓜生野を見てくださいよ。10軒建ったら水路で囲まれている、事故が起きなきゃいいですよ。前の総理大臣は水路には何らかの処置をしようと言っていましたけれども、総理大臣辞めちゃったら果たしてどうなるのか。安心安全のまちづくりができるかどうか。この交通広場から馬場の交差点の間というのは子供たちの遊び場になっているんですよ。そういう自然の遊び場もなくなる。開発すればいいというものではないと思いますけれどもね。

少なくともこの四ツ溝殿ノ前2号線と県道間の開発は、順調には進まないと思います。一生懸命ここで農業やっている人もいらっしゃるんです。私は以前、新旧住民のあつれきを話したことがありますけれども、まさにこれから新住民と地の方、こういうところで、何のための開発か、いろいろ抗争が起こるんじゃないかと心配しております。一生懸命やっている人いるんですよ、ここで農業を。そういう人も、議員の皆さん、ぜひ見てやってください。地元の議員さんは承知しているはずだ。

私は開発ばかりがいいとは思いません。特にこれから開発するところ、水路は補強してから、開発するんだったら補強してから開発してください。水が漏れているようなところがたくさんある。いいですか、建設部よろしく頼みますよ。いわゆる農業用水から水漏れしているようなところがたくさんあるんです。そういうのもぜひ補強してから開発してください。

そして、言っておきたいのは、開発したからといって人口が増えるとは限りません。ここで農業やっている人、農地がなくなったら果たしてここで住み続けるかどうか分かりません。今までは牧之郷、人口増えた、増えたと、これはあくまでも民間が開発してアパートもたくさんできたし、そういう結果です。しかし、アパートなんていうのは、一度人が出ると、なかなか埋めるのは大変だということも承知しておいてほしい。私は開発だけが伊豆市の発展に寄与するとは限りません。また、新旧住民がしっかり話し合って開発を進めるべきだと思います。

反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に賛成討論を行います。

12番、小長谷朗夫議員。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 議席番号12番、小長谷朗夫です。

私が今ここに立っているのは、もちろんこれから賛成討論するわけですが、この件に関する一連の話を過去からずっと聞いていますと、何か誤解している方がいらっしゃるということで、その誤解を解くためにも今こうしてここへ立っている価値があるんじゃないかなと、そんな思いで、ただいまから賛成討論をさせていただきます。

議案第86号 市道路線の認定について、賛成討論を行います。

最初に、結論を申し上げます。今回の市道四ツ溝殿ノ前2号線は、牧之郷区にとっては今後のまちづくりを考えると、要になる生活道路です。併せて地権者の、ここは大事だと思うんです。熱い願いでもあります。議案質疑の折、牧之郷の都市計画については、市長から質問者に対して質問がありましたが、地元議員として多くの議員の皆様に一層の御理解を頂くため討論させていただきます。

今日までの歩みを簡単にひもときますと、平成27年9月1日、17名の役員による牧之郷地域づくり協議会を発足させました。御承知のとおり、市が推進している13地区の地域づくり協議会とは一線を画する任意団体です。規約に基づき牧之郷区のまちづくりの話し合いが開

始されました。並行して、市では長く続いた土地利用の線引き撤廃のための作業が進められていました。

さて、話を地域づくり協議会に戻しますと、土地利用の線引きの撤廃を念頭に入れ、地権者を中心に牧之郷に在住する全ての住民を対象とした勉強会及びワークショップが始まりました。特に、地権者の中には今後も農業を続けていきたい方もいる中で、大部分の方はここで田畑を手放してもいいという判断がありました。まちづくりという視点で何回とワークショップを重ね、その結果、平成31年3月29日、牧之郷地区計画が策定されました。地権者の皆様の御理解を頂き、区内を3つ、区域外を入れますと4つのゾーンになるわけですが、3つのまちづくり構想のゾーンを区分しました。その1つがコミュニティー広場を周辺、皆さんにはクリエイティブ周辺と言ったほうが分かりやすいかもしれません。住所を共存地区、2つ目が牧之郷駅周辺の住宅ゾーン、最後に、一番の南側、修善寺駅寄りのゆとりある住宅ゾーンとしました。

今回の議案であります市道四ツ溝殿ノ前2号線は、牧之郷駅から住宅ゾーンを南に貫く生活道路です。土地開発が行われた場合、開発業者が設置する区画道路につながり、虫食い状態を防ぐ大変重要な市道なのです。だから冒頭述べました、要になる道路なのです。地区計画に盛り込まれた内容は、基本的には市が決めたわけでもなく、牧之郷地域づくり協議会が決めたわけでもありません。一連の作業に関係した一人として、牧之郷区民の総意で決定された市道であると理解しています。議員の皆さんもそのあたりをぜひ御理解頂きたいと思えます。

私ども牧之郷区民及び地域づくり協議会は、牧之郷が発展することが伊豆市全体を発展させることであるという思いから出発しています。ぜひ認定していただき、併せて今後の進捗も見守ってほしいと思えます。

以上、賛成討論とします。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第86号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

ここで、教育厚生委員会委員長から付託されている陳情書の審査のため、本会議中に委員会を開催したいとの申し入れを受けております。

お諮りいたします。教育厚生委員会開催のため会議を休憩することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、休憩といたします。

再開を15時頃といたします。それまでは関係者以外は休憩に入ってください。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 3時24分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） 追加議案の上程を行います。

お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、3件を日程に追加し、議題にしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、3件を日程に追加することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 総務経済委員長、杉山武司です。

発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について提案理由を述べさせていただきます。

令和2年6月30日付で全国市議会議長会から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出依頼が伊豆市議会議長宛てにありました。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面しています。そのため地域経済にも大きな影響が及び、地方税、地方交付税の大幅な減収等により今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、今までにない厳しいものになることが予想されます。地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するために、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めていく必要があります。

総務財政委員会で審査した結果、委員会発議として議案を提出することになりましたので、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出する

ものです。

それでは、決議書の内容を朗読して提出理由に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税、地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、消費税、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。

5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時、異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対処すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日。

静岡県伊豆市議会議長、三田忠男。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日。

静岡県伊豆市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣であります。

以上、議員の皆様のご賛同をお願いして、提案理由とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これを許します。

16番、木村建一君。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

いわゆる具体的な意見書、国に求めるということで、今、総務経済委員長がお話ししていた5項目、全体としてそうかなと思いつつ聞いていたんですけども、少し解明していきなりたいと思っているのは5番目のところなんです。よくよくずっと読んでみると、固定資産税は、いわゆる地方自治体の重要な基幹産業なんだから今の制度の根幹、いわゆる税率とか何か動かさないでくれという国に要求している。ここはよく分かる。そうしないと地方財源の確保はできません。ここは分かる。

もう一つ、ここなんです。ちょっと分からないのは、緊急経済対策ということで、いわゆる、冒頭説明されたように、新型コロナウイルス感染症の影響によって事業収入が減少しているんじゃないのというところで、事業者等の方については、令和3年分の固定資産税は軽減されますよという取組をやってるし、その財源はどうするのって、国費で全部やりますよと、国が面倒見ますよというところまではやるんですよ。そういうことが2行目、3行目に書いているんですけども、そして、この一番下が気になっているの。ここで言っているのかなと思って、そういう経済対策、コロナへの経済対策、固定資産税の軽減については、今回限りの措置として、期限が来たらもう終わらしましょよというようになると、地方のそれぞれの自治体の地方税の財源については何も影響しない。影響しないんですけども、でも、事業者にとってみるならば、これをやられちゃうと、こういう要求をされて、ああ分かったよとなると、また令和3年度分だけは固定資産税が軽減されるけれども、令和4年度から復活するということになって、コロナが鎮まればいいんですけども、そこんところ分かりませんが、どうなのかなということなんです。

そこのところだけ、ちょっと見解がありましたらお願いします。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

杉山委員長。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいまの木村委員の質疑にお答えしますが、

この意見書の5項目の中は、この緊急経済対策というのは、新型コロナウイルス感染症による影響に伴う緊急経済対策というのを特別措置ということでございまして、中小事業者及び小規模事業者の所有する固定資産、事業用固定資産ですね、事業の家屋の固定資産、それから償却資産に関わる固定資産の税率の期限措置でありまして、令和2年度の2月から10月までの任意の3か月間に売上高の減少が30%から半分、2分の1になった、50%までの要するに、事業者についてはその税率を2分の1とするもので、50%以上、収入が落ちた事業者については、それをゼロとするものでして、この処置による減収額というのは全額、国によって補填されるとされています。

そして、当初は令和3年の3月31日をもって終了する予定でしたけれども、適用期間が2年延長されまして令和5年の3月31日まで延長されることとなりました。

以上。

○議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第2、発議第3号 伊豆市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伊豆市議会改革推進特別委員会委員長、山口繁議員。

〔議会改革推進特別委員会委員長 山口 繁君登壇〕

○**議会改革推進特別委員会委員長（山口 繁君）** 議席番号2番、山口繁です。議会改革推進特別委員長を務めております。

発議第3号の伊豆市議会基本条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

発議第3号は、議会改革の推進を図るため、議会基本条例の継続的な検証等を付議された議会改革推進特別委員会で審議した結果、伊豆市議会基本条例の一部を改正する必要性が生じたため、その改正についての提案をするものです。

それでは、改正内容について説明いたします。

お手元の参考資料、新旧対照表を御覧ください。

初めに、第7条であります。こちらの条文は、議会が行う議員研修の充実強化を図ることが規定されています。今回の改正では、議会運営の強化を図るための研修が重要であることから、条文の研修目的に議会運営の強化を加えます。併せて、近年の議員有志による勉強会等の実施が議員全体の研修につながるように、議員が研修に関し積極的に提案を行い研修に参加する規定を第3項として追加するものです。

次に、第16条であります。こちらの条文は、予算及び決算を審議する方法を規定しています。より内容を明確にするため、現行条例の資料の提出のみを求めるものに説明を求める規定を追加するものであります。

最後の第17条についてであります。これは条文の内容を変更するものではありませんが、条例を作成する一般的な原則に即していない記述を修正するものです。具体的には、ここ本文において、次に掲げるとおりとするとして1号のみがあるわけですが、一般的ルールによりますと、次に掲げるとおりとするときは複数号あるべきですが、1号しかないということで、本文の中に組み込むという整理をしています。

以上、提案理由を申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○**議長（三田忠男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○**議長（三田忠男君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○**議長（三田忠男君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第3号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第3、発議第4号 伊豆スカイラインC.C.発電所設置に関し環境影響評価の確実な実施を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

[教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇]

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） 16番、木村建一です。

発議第4号 伊豆スカイラインC.C.発電所設置に関し環境影響評価の確実な実施を求める意見書の提出について提案理由を述べさせていただきます。

この意見書は、市民からの陳情書を審査した結果、提案するものであります。

昨年12月、事業者が行った静岡県環境影響評価による発電所設置に係る第2種事業の届出に対し知事は、判定結果として、環境影響評価その他の手続を行う必要があるとした通知を行っている。しかし、事業者は、県の判定に処分取消しの審査請求を行い、県が処分の取消しをした場合は12月から工事を開始する予定と市民に説明を行っております。

このことに危機感を感じた住民の皆様は、大規模な太陽光パネルの設置は河川や飲料水、アユの生息等、自然と生活環境に重大な影響を及ぼすおそれや、景観を損ねることによる伊豆半島ジオパークへの影響、災害時のパネル飛散、反射光やパワーコンディショナーの騒音等、太陽光発電所を設置することによる様々な影響が懸念されるとして、伊豆市議会から県知事に対して、知事が決定した事業者による環境影響評価の実施を確実に実施することを求める意見書を提出することを求めました。

教育厚生委員会での陳情書審査では、住民の皆様の御要望は十分理解できるものであり、環境影響評価の実施は必要なものと判断し、議会として意見書を提出する議案を上程するものであります。

簡潔ですが、意見書内容を朗読して提出理由に代えさせていただきます。

表題は省きます。

伊豆スカイラインC.C.発電所設置については、令和元年12月9日に設置事業者が静岡県に静岡県環境影響評価条例の規定による届出を行い、静岡県は同条例に基づき伊豆市へ意見照会をしています。これに対し伊豆市は、令和2年1月8日付の文書で環境影響評価を行う必要があるとの回答を行っております。静岡県は、伊豆市の意見等を参考に、設置事業者に対し静岡県環境影響評価条例の規定により環境影響評価その他の手続を行う必要があると通知しています。

発電所設置地区の住民からは、10万枚に及ぶ太陽光パネルの設置は、伊豆市のみならずジオパークである伊豆半島全体の景観が損なわれるおそれがあるだけでなく、近隣住民へは想定を超えた暴風によるパネル飛散による被害、設置されるパワーコンディショナーの騒音被害、反射光による被害等、様々な影響が危惧される。さらに静岡県から設置事業者への処分通知での検討はされていないと思われるが、事業者が設置を計画している調整池近くの下流にある近隣住民の飲料用水源への影響も心配である等から、静岡県が通知した環境影響評価が必ず実施されるよう伊豆市議会が静岡県に意見書を提出することを望む陳情がなされました。

伊豆市議会は、この陳情を協議した結果、地域住民の不安解消や発電所を設置する場合に必要な対策を確認する等が必要とし、発電所設置者、設置事業者による環境影響評価が確実に実施されるよう静岡県に要請いたします。

提出先は、静岡県知事、川勝平太殿であります。

以上であります。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

◎議会運営委員長報告

○議長（三田忠男君） ここで、議会運営委員会委員長の小長谷順二議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

11番、小長谷順二議員。

[議会運営委員会委員長 小長谷順二君登壇]

○議会運営委員会委員長（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

議長の許可を頂きましたので、本定例会中に開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

報告は大きく2件となります。

初めに、今月1日に持参により提出された伊豆市議会に関する陳情書について、3日に開催しました議会運営委員会に諮り、その取扱いについて審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出されました陳情書は、お手元に配付しましたとおり、伊豆市議会議員のモラルやレベルの低下に関する是正依頼で、森議員の議場での振る舞いやブログ等への記述に対する森議員本人への改善と、そのような森議員の言動が起らないように、他の議員や議会事務局が対応するように求めています。

森議員は、議会運営委員会で定めている本会議での発言において、議長、副議長及び説明員については職名、その他の議員については名前の後に議員をつけるとしているにもかかわらず、あんたやおまえといった言葉の使用や議員の所属政党を侮辱する発言、明確な根拠もなく市職員を批判する発言を行っております。このようなことや明確な根拠がないブログ等への書き込み等の改善を陳情者は求めています。

森議員は、議会基本条例や議会議員政治倫理条例等、議会の規定を遵守した言動を行うように求めます。また、他の議員及び議会事務局には、議員の品格が保持できる議会運営のため、議会ルールの再確認とその活用をお願いし、陳情書に関する報告といたします。

なお、同日に政務活動の手引の再考に関する要望も提出され、こちらの取扱いについて協議したので、併せて報告いたします。

こちらは政務活動費で2紙目以降の購読を認めている新聞代への支出について、第1紙目の基準がないことに発生した疑惑となります。政務活動費の手引改正は、会派代表者会議で協議し、議長が決定するとしているので、この要望に関する審議を会派代表者会議開催により行うよう議長に要請をいたしました。

2点目は、本定例会の3日目、森議員の修善寺南小学校のトイレについての一般質問において、議員の——発言の撤回を求める発言があったことから、議会運営委員会では、——発言の事実確認のため8月25日に学校へ出向き、現状確認及び児童への対応等についてお話を伺いました。

森議員の発言のとおり、匂いに関しては個人差があるかと思います。昨年度はトイレがくさい、子供が学校のトイレへ行きながら我慢して帰ってくるとの御意見があり、水を流す間隔の短縮や換気扇の常時運転等の改善を行いました。老朽化が大きな原因と思われるため、教育委員会と改修工事について相談をしていますと校長から伺いました。その結果、本年度はトイレに関する保護者からの御意見はないということです。また、児童に精神的苦痛を与えるような教員らによる発言の事実もないことから、議会運営委員会としては、学校による

児童——の事実が見当たらないと判断をいたしました。

よって、議会会議規則第65号で規定する議員自らの——の発言の取消しを森議員に求め、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎発言取消しについて

○議長（三田忠男君） ここで、森議員の——取消しの確認を行います。

森議員に確認します。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告で、森議員に会議規則第65条の規定により森議員自らの発言の取消しを求める発言がありましたが、取消しの意味はありますか。

○15番（森 良雄君） ありません。

○議長（三田忠男君） 森議員が発言を取り消す意思がありませんので、議長として地方自治法129条第1項の規定により——の取消しを命じ、会議規則第87条の規定により会議録に記載しないこととして処置したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時53分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど青木議員からの発言の取消しについての動議が出され、動議が可決されましたので、議会運営委員会に協議を依頼いたしました。その結果、森議員に申し伝えます。

本日の議案第71号における討論において、水道を使用していない場合の料金に関する発言で、——と言った発言に関しまして議会運営委員会を開催していただき、御意見を伺った結果、伊豆市は水道料金の徴収に関する規定に基づき適正な事務を行っているものであり、——は不穏当な発言と認め、——部分の発言の取消しを命じたいと思います。

なお、会議規則第87条の規定により会議録に掲載しないことを処置したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、西島議員の————を再三行っているところという発言があったことについての取消しが求められましたが、これにつきましては再度、西島議員に確認させていただきたいと思えます。

この文章、私は————であるということを再三再四指摘をしているところでありまして、この文章を言った思いを述べていただければ幸いです。

西島議員。

○13番（西島信也君） ただいま議長から私の発言に対する弁明の機会を与えていただきました。よろしく申し上げます。

ちょっと私の発言を読まさせていただきますが、減額貸付けについては、私は————であるということを再三再四指摘をしているところでありまして、このところの————ということが問題であるということでございます。これはこの東京ラスクへの貸付けの議案が出てきたのが平成22年の11月1日でございますが、それ以来、私の約10年間における過去の発言を————という形で申し述べたものであります。

——か——でないかは、これは裁判所が決定するものでありまして、私はあくまでも自分の過去の発言、————を再三再四指摘をしたということを申し述べたこととさせていただきます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 議会運営委員会でも協議していただきましたが、見解等が分かれておりましたので、私の判断で皆さんにお諮りいたします。

この文章については、——だという断定でなく思いを述べたということですので、この文章はそのまま残すことにしたいと思えます。

なお、このような誤解を招くような発言は、これからも同僚の議員を含めてないようによろしくお願ひしたいと思えます。

そのような処置でよろしいか皆さんにお伺ひいたします。

御異議ございませんでしょうか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時57分

○議長（三田忠男君） 異議ありの動議が出ましたので、どんな異議か述べていただけますか。まず、永岡議員から。

○10番（永岡康司君） ————についてですけれども、この文章から行きますと、その下のほうに土肥地区教職員住宅である宅地467メートルを200万円で売ったということで、これ安過ぎるというようなことも頭に入っていると思うんです。それからラスクの問題と、そ

れから舟山のアパートとかいろいろ、西島さんからすれば安い判断にしていると思うんですけども、伊豆市としては市の財産を処分して一生懸命軽減させようとしています。ですから、評価額は確かに高いかもしれませんが、安く売るというのは、これは仕方のないことであって——ではないと思っています。

ですから、西島さんがもう常に頭の中に入っている安く売るのは間違いだというのは——ではない、僕は議会で決まったことですから——ではないと思っています。ですから、これは——という文字は削除していただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 続けて、青木議員。

○9番（青木 靖君） 青木です。

先ほども述べましたけれども、そもそも——ではないものを——であるという言葉が議事録に残すということ自体が伊豆市議会として問題だと私は思っています。そういう思いだから——でないものを——として載せていいということだったら、それじゃ何でもありになっちゃいますので、事実として、議決をしなければ確かに——かもしれないけれども、議決がされているんだから法律上——ではなくて合法なので、それを——であるという言葉で載せること自体は全く間違っていると思いますので、その処置では納得できません。

○議長（三田忠男君） ほかに意見ございませんか。

議長として、議会運営委員会に諮ったところ、同じように意見が分かれたもので、非常に判断に迷いますので、申し訳ございませんが、どのように取り扱っていいか、皆さんに参考意見を求めたいと思いますが、どなたか参考意見ございませんでしょうか。

暫時休憩……。

杉山誠議員。

休憩を取消し、会議を続けます。

14番、杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 議運では決を取ったんですか。採決したんですか。

○議長（三田忠男君） 決は取りませんでした。

○14番（杉山 誠君） 意見が分かれたというのは、どういう判断ですか。

両方の意見が出たから意見が分かれたという判断ですか。

○議長（三田忠男君） それでは、議会運営委員長、小長谷順二議員、お答え願えますか。

○議会運営委員会委員長（小長谷順二君） 議会運営委員会で協議を重ねましたが、これが採決までに至らなかったというのが事実でございます。ですので、そのまま議長に戻したような形で議運を閉じました。

○議長（三田忠男君） 議運でどんな意見が出たかをちょっと詳しく紹介してください。

○議会運営委員会委員長（小長谷順二君） 議運の意見としては、地方自治法をプリントアウトして第96条についても皆さんの意見を伺ったりはしたんですけども、これ裁判所で決定しているわけではないので、ここでその法的な根拠についてというのは、ちょっとやはりで

きなかったというのが事実でございます。ですので、法的な根拠がなかなか、ケースバイケースによって違うと思いますので、議会運営委員会ではそういう判断ができずに、じゃ議会運営委員会というのは基本的には全会一致でなければならないというのが原則にある中で、意見が分かれていたため、最終的には議長によりもう一度、西島議員からその旨の趣旨を聞いて、議長に判断を委ねるという結果になりました。

○議長（三田忠男君） 杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 本来であれば、動議が出た場合には、議員によってその動議の可否を決めるというのが筋ではないかと思うんですけども、今回、議長が議運に委ねたということで、議運で審査されたというようなことですけども、この話の根本となっている——か——でないかということは、議会で議決されている内容なもので、——ではないということは、賛成した議員は——ではないと認識して賛成しているわけですので、それを——であるというのは、あくまでも個人の主張でありますけれども、それを公開の場で——であるということを発言するということは、やはり青木議員が言うように、好ましくないと思いますので、その辺のところはしっかりしていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） ほかに意見がないようでしたら、なかなか難しい問題で意見もまとまりませんが、青木議員の動議の賛同者が多数いたということで、——の——については取消し発言を命じたいと思います。

それに御異議ございませんか。

[「異議あり」「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 当事者は、すみません、できません。

併せて会議録の削除を行いたいと思います。

◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第3条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして令和2年伊豆市議会9月定例会を閉会いたします。

皆様方には長い間、慎重に御審議頂き、誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員